明治四十三年法律第五十四号

関税定率法

（趣旨）

第一条　この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準及び関税の減免その他関税制度について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律又はこの法律に基づく命令において「輸入」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条（定義）に定める定義に従うものとし、「輸出」とは、同条第一項第二号に規定する行為その他貨物を特定の国（公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶を含む。）から他の国に向けて送り出すことをいう。

（課税標準及び税率）

第三条　関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）

第三条の二　前条の場合において、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物について課される関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した別表の付表第一による。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入する貨物又は別送して輸入する貨物のそれぞれの全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2　前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。

一　この法律その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物

二　関税法第十章（罰則）の犯罪に係る貨物

三　商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第一の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物

（少額輸入貨物に対する簡易税率）

第三条の三　第三条（課税標準及び税率）の場合において、次条から第四条の九までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物（以下「従量税品」という。）にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一条並びに第十四条第十八号において同じ。）の合計額が二十万円以下の輸入貨物（本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。）に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人）が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2　前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第二の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

（課税価格の決定の原則）

第四条　輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。）がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除くものとする。）に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）とする。

一　当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用（次条及び第四条の三第二項において「輸入港までの運賃等」という。）

二　当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの

イ　仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）

ロ　当該輸入貨物の容器（当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。）の費用

ハ　当該輸入貨物の包装に要する費用

三　当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用

イ　当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

ロ　当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの

ハ　当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品

ニ　技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの

四　当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの

五　買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

2　輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、次条から第四条の四までに定めるところによる。ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物（当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。）に係る前項又は第四条の三（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）の規定により計算された課税価格（当該輸入貨物との間の取引段階、取引数量又は同項各号に掲げる運賃等の差異その他政令で定める費用の差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の価格とし、同項の規定により計算された課税価格にあつては、第四号に規定する特殊関係のない売手と買手との間で輸入取引がされた当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格に限る。）と同一の額又は近似する額であることを、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、証明した場合を除く。

一　買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき制限（買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限その他の政令で定める制限を除く。）があること。

二　当該輸入貨物の取引価格が当該輸入貨物の売手と買手との間で取引される当該輸入貨物以外の貨物の取引数量又は取引価格に依存して決定されるべき旨の条件その他当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていること。

三　買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの額が明らかでないこと。

四　売手と買手との間に特殊関係（一方の者と他方の者とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつていることその他政令で定める一方の者と他方の者との間の特殊な関係をいう。以下この号及び第四条の三第一項において同じ。）がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。

3　本邦にある者（以下この項において「委託者」という。）から委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（以下この項において「加工等」という。）をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは、「手数料」とする。

（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）

第四条の二　前条第一項の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合又は同条第二項本文の規定の適用がある場合において、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物（当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この条において「同種又は類似の貨物」という。）に係る取引価格（前条第一項の規定により課税価格とされたものに限る。以下この条において同じ。）があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該同種又は類似の貨物に係る取引価格（これらの取引価格の双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格）とする。この場合において、同種又は類似の貨物に係る取引価格は、当該輸入貨物の取引段階と同一の取引段階及び当該輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量による輸入取引がされた同種又は類似の貨物（以下この条において「同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物」という。）に係る取引価格とし、当該輸入貨物と当該同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物との間に運送距離又は運送形態が異なることにより輸入港までの運賃等に相当の差異があるときは、その差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の取引価格とする。

2　前項に規定する同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物に係る取引価格がない場合には、同項に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格は、取引段階又は取引数量の差異及び輸入港までの運賃等の差異による当該輸入貨物と当該同種又は類似の貨物との間の価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の同種又は類似の貨物に係る取引価格とする。

（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）

第四条の三　前二条の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の国内販売価格（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた当該輸入貨物の国内販売価格を含む。以下この項において同じ。）又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物（当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。）に係る国内販売価格があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、次の各号に掲げる国内販売価格の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。ただし、第二号の規定の適用については、第一号の規定を適用することができない場合で、かつ、当該輸入貨物を輸入しようとする者が第二号の規定の適用を希望する旨を税関長に申し出た場合に限るものとする。

一　その輸入申告の時（関税法第四条第一項各号（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。以下この号及び次号において「課税物件確定の時」という。）における性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格　当該国内販売価格から次に掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

イ　当該輸入貨物と同類の貨物（同一の産業部門において生産された当該輸入貨物と同一の範疇に属する貨物をいう。次項において同じ。）で輸入されたものの国内における販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費（ロに掲げる費用を除く。）

ロ　当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

ハ　当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る本邦において課された関税その他の公課

二　課税物件確定の時の属する日後加工の上、国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物の国内販売価格　当該国内販売価格から当該加工により付加された価額及び前号イからハまでに掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

2　前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができるとき（当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。次項において同じ。）は、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とする。

3　当該輸入貨物の製造原価を確認することができる場合において、当該輸入貨物を輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、第一項の規定に先立つて前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算するものとする。

（特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定）

第四条の四　前三条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物の課税価格は、これらの規定により計算される課税価格に準ずるものとして政令で定めるところにより計算される価格とする。

（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）

第四条の五　第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告の時（関税法第四条第一項第二号から第八号まで（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。第十条第一項ただし書において「輸入申告等の時」という。）までに当該輸入貨物に変質又は損傷があつたと認められるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合に計算される課税価格からその変質又は損傷があつたことによる減価に相当する額を控除して得られる価格とする。

（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）

第四条の六　第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が航空機により運送された貨物であるときは、これらの貨物のうち、無償の見本（航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格が少額であるものとして政令で定める額を超えないものに限る。）又は災害の救助、公衆の衛生の保持その他これらに準ずる目的のため緊急に輸入する必要があると認められる貨物その他これらに類する貨物で政令で定めるものについての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとする。

2　第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が、本邦に入国する者により携帯して輸入される貨物その他その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、当該貨物の輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格とする。当該輸入貨物が、本邦に居住する者に寄贈される貨物で、当該寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められるものであるときも、同様とする。

（価格の換算に用いる外国為替相場）

第四条の七　第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、当該輸入貨物に係る輸入申告の日（関税法第五条第一号

（適用法令の特例）に掲げる貨物の課税価格を計算する場合にあつては、同号に定める日）における外国為替相場によるものとする。

2　前項の外国為替相場は、財務省令で定める。

（課税価格の計算に用いる資料等）

第四条の八　第四条から前条までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つて算定されたものでなければならない。

（政令への委任）

第四条の九　第四条から前条までに定めるもののほか、輸入貨物の課税価格の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（便益関税）

第五条　関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項において同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

（報復関税等）

第六条　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下この条、次条及び第九条において「世界貿易機関協定」という。）に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、又は世界貿易機関協定の目的を達成するため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、当該各号に定める承認の範囲内において、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。

一　世界貿易機関の加盟国であつて、世界貿易機関協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を無効にし、若しくは侵害し、又は世界貿易機関協定の目的の達成を妨げていると認められる状況のある国　当該国に対する譲許その他の義務の停止についての世界貿易機関協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関による承認

二　世界貿易機関の加盟国であつて、その国の世界貿易機関協定附属書一Ａの補助金及び相殺措置に関する協定（以下この条及び次条において「補助金相殺措置協定」という。）第八条８・２に規定する補助金の制度が本邦の産業に重大な損害を生じさせている国　当該国に対する対抗措置についての補助金相殺措置協定第二十四条に規定する補助金及び相殺措置に関する委員会による補助金相殺措置協定第九条の規定に基づく承認

2　本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、若しくは本邦を通過する貨物について、他国の船舶若しくは航空機又は他国から輸出され、若しくは他国を通過する貨物よりも不利益な取扱いをする国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、その貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。ただし、前項第一号に規定する紛争解決機関の手続に委ねられるべき場合は、この限りでない。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相殺関税）

第七条　外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税（以下この条において「相殺関税」という。）を課することができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

2　この条において「補助金」とは、補助金相殺措置協定第一条に規定する補助金のうち世界貿易機関協定附属書一Ａの農業に関する協定第十三条の規定並びに補助金相殺措置協定第八条８・１及び８・２の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいう。

3　第一項の場合のほか、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物（第三号に掲げる貨物にあつては、条約の規定に違反して輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けているものに限る。）のうち、第十項の規定による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、相殺関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる相殺関税の額は、第十項の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一　その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。）（同号及び第三号に該当するものを除く。）　暫定措置がとられていた期間

二　第九項（第十五項、第二十一項及び第二十五項において準用し、並びに第二十一項の規定を第二十八項において準用する場合を含む。第十項及び第二十八項において同じ。）の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの　暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間

三　その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に回復することが困難な損害を与えたと認められる貨物で、本邦の産業に与える回復することが困難な損害の再発を防止するため相殺関税を課する必要があると認められるもの　暫定措置がとられた日の九十日前の日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間

4　前項の相殺関税は、当該相殺関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。

5　第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを求めることができる。

6　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7　前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

8　第六項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の供給国の当局又は輸出者は、政府に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める約束の申出（第二号に定める約束の申出にあつては、当該約束の申出について当該貨物の供給国の当局が同意している場合に限る。）をすることができる。

一　当該調査に係る貨物の供給国の当局　当該貨物に係る補助金を撤廃し若しくは削減し、又は当該補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するための適当と認められる措置をとる旨の約束

二　当該調査に係る貨物の輸出者　当該貨物に係る補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束

9　政府は、前項各号に定める約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の供給国の当局が第六項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

10　政府は、第六項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、第三項の規定により課されるべき相殺関税を保全するため、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（四月以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該補助金の額に相当すると推定される額の担保の提供を命ずることができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

11　政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第九項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

12　政府は、第六項の調査が終了したときは、第三項の規定により相殺関税を課する場合を除き、第十項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第三項の規定により課される相殺関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

13　第一項の規定により供給国を指定して相殺関税が課される場合において、指定貨物の供給者であつて第六項又は第十九項の調査の対象とならなかつたもの（以下この条において「調査対象外供給者」という。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

14　政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

15　第七項、第八項（第一号を除く。）及び第九項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第七項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内においてできる限り速やかに」と読み替えるものとする。

16　第十四項の調査の対象となつた調査対象外供給者に係る貨物について、当該貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なると認められる場合は、政令で定めるところにより、当該調査対象外供給者に係る貨物について同項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することができる。

17　指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される相殺関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一　当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更

二　当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

18　指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

19　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

20　前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

21　第八項及び第九項の規定は、第十九項の調査が開始された場合について準用する。

22　第一項の規定により相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

23　指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

24　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

25　第八項、第九項及び第二十項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

26　第二十四項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入された指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

27　第一項の規定により指定された期間を第十七項又は第二十二項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一　第十七項の規定により延長する場合　第十九項の調査が完了した日

二　第二十二項の規定により延長する場合　第二十四項の調査が完了した日

28　第十七項から第二十一項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第九項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

29　指定貨物の輸入者が納付した相殺関税の額が当該指定貨物の現実の補助金の額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する相殺関税の還付の請求をすることができる。

30　政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として相殺関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

31　前項の調査は、第二十九項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

32　関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第二十九項から前項までの規定により相殺関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第二十九項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

33　前各項に定めるもののほか、相殺関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（不当廉売関税）

第八条　不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

2　前項の場合のほか、不当廉売された貨物のうち、第九項の規定による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一　その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。）（同号及び第三号に該当するものを除く。）　暫定措置がとられていた期間

二　第八項（第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。）の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの　暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

三　その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められるもの　暫定措置がとられた日の九十日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

イ　不当廉売されたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物

ロ　当該貨物が不当廉売されたものであり、かつ、その輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が生ずることをその輸入者が知つていた又は知り得べき状態にあつたと認められる貨物

3　前項の不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。この場合において、当該貨物につき第九項第一号の規定により課された暫定的な関税が納付されているときは、当該不当廉売関税が納付されたものとみなす。

4　第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。

5　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6　前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

7　第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出者は、政府に対し、当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

8　政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出者が第五項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

9　政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（九月以内で政令で定める期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。

一　当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すること。

二　第二項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の暫定的な関税の額に相当する額を保証する担保の提供を命ずること。

10　政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第八項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

11　政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により不当廉売関税を課する場合を除き、第九項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならない。同項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保の額が第二項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の暫定的な関税又は担保についても、同様とする。

12　新規供給者（第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと関係を有する者として政令で定めるもの以外の供給者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

第六項から第八項までの規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第六項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。

第十三項の調査が開始されたときは、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物で、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内（第十七項及び第十八項において「調査期間内」という。）に輸入されるものについては、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による不当廉売関税を課さないものとし、同項の規定により課される不当廉売関税を次項の規定により変更し、又は継続する場合を除き、政令で定めるところにより、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税を当該調査が開始された日から廃止するものとする。

第十三項の調査の対象となつた新規供給者に係る貨物について不当廉売差額が認められる場合には、政令で定めるところにより、期間（当該調査の開始の日から当該調査に係る第一項の規定により課される不当廉売関税について同項の規定による指定がされた期間の末日までの期間内に限る。）を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該新規供給者に係る貨物について第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は継続することができる。

前項の場合において、調査期間内に輸入された貨物について課される不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとし、当該不当廉売関税の額は、第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額を限度とする。

政府は、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十六項の規定により変更し、又は継続することとなる場合に調査期間内に輸入された貨物について課される当該変更又は継続された第一項の規定による不当廉売関税を保全するため、政令で定めるところにより、第十三項の調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物を調査期間内に輸入しようとする者に対し、当該貨物について第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額と同額以下の額を保証する担保の提供を命ずることができる。

政府は、第十三項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十五項の規定により廃止するときは、前項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第十六項の規定により変更された第一項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される不当廉売関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一　当該指定貨物に係る不当廉売についての事情の変更

二　当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

第七項及び第八項の規定は、第二十二項の調査が開始された場合について準用する。

第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

第七項、第八項及び第二十三項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

第二十七項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

第一項の規定により指定された期間を第二十項又は第二十五項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一　第二十項の規定により延長する場合　第二十二項の調査が完了した日

二　第二十五項の規定により延長する場合　第二十七項の調査が完了した日

第二十項から第二十四項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

指定貨物の輸入者が納付した不当廉売関税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する不当廉売関税の還付の請求をすることができる。

政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

前項の調査は、第三十二項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第三十二項から前項までの規定により不当廉売関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

輸出者と連合している輸入者による輸入された貨物の国内における販売が当該貨物の輸出のための販売価格及び正常価格より低い価格で行われる場合には、当該販売を不当廉売された貨物の輸入とみなして、前各項の規定を適用する。

前各項に定めるもののほか、不当廉売関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（緊急関税等）

第九条　外国における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「特

定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（以下この条において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに、経済が開発の途上にある世界貿易機関の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該貨物の総輸入量に占める比率が小さいもの（以下この項及び第八項において「輸入少量途上国産品」という。）が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一　指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二　指定された貨物について世界貿易機関協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この条において「一般協定」という。）に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条１（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関協定附属書一Ａのセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

2　前項の規定による措置をとる場合において、同項の規定により指定しようとする期間が一年を超えるものであるときは、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならない。

3　特定の貨物につき第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合又はとつた場合には、一般協定第十九条２（緊急措置のための手続）の規定及びセーフガード協定に基づく協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で関税の譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は関税の譲許がされていないものにつき新たに関税の譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

4　外国において一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）がとられた場合において、一般協定第十九条３（ａ）（緊急措置に対する措置）の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条３（ｂ）（急迫した事態における緊急措置に対する措置）に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物（一般協定第十九条３（ａ）の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合には、国及び貨物）を指定して、次の措置をとることができる。ただし、一般協定第十九条３（ａ）の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

一　当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。

二　当該貨物につき、マラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率）の範囲内の税率による関税を課すること。

5　第三項又は前項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置の補償又は外国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

6　政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7　前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

8　政府は、第六項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに輸入少量途上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一　指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二　指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

9　政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

10　第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、同項に規定する本邦の産業が構造調整を行っていると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第八項の規定により指定された期間と通算して八年以内に限り延長することができる。この場合において、当該延長された期間内における第一項の規定による措置は、当該延長される前の期間内における同項の規定による措置よりも輸入制限的でないものでなければならない。

11　第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

12　政府は、第一項の規定により指定された期間が三年を超える場合には、当該期間の前半において同項の規定による措置の撤回又は当該措置の緩和の促進のための検討を行うものとする。

13　第一項第一号の規定による措置又は同項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置（以下この項において「緊急措置」という。）がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は二年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、第一項又は第八項の規定

による措置をとることができない。ただし、とろうとする措置が百八十日以内の期間でとられるもの（以下この項において「短期の措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一　当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合

二　過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が三回以上とられていない場合

14　第一項、第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

15　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（関税割当制度）

第九条の二　別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2　前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）

第十条　輸入貨物が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物については、当該承認）前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。ただし、輸入貨物が輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減（数量を課税標準とする関税に係るものを除く。）については、この限りでない。

2　輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域又は関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所（第四項において「保税地域等」という。）に置かれている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払い戻すことができる。

3　関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、同法の規定を適用する。

4　特例申告貨物（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）が、輸入の許可後引き続き、保税地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書（同条第一項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）

第十一条　加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物（加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

（生活関連物資の減税又は免税）

第十二条　輸入される米、もみ、大麦又は小麦について次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

一　輸入されるこれらの貨物の第四条から第四条の九までに規定する課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二　凶作の場合又は天災、事変その他の緊急の場合において必要があるとき。

2　食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

（製造用原料品の減税又は免税）

第十三条　次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一　飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品

二　落花生油の製造に使用するための落花生

2　税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3　第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

4　第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5　製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、そのつど又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

6　第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

7　次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一　第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二　第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8　第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

（無条件免税）

第十四条　次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品

二　本邦に来遊する外国の元首若しくはその家族（配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。以下同じ。）又はこれらの者の随員に属する物品

三　外国若しくはその行政区画である公共団体、国際機関又は財務大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから本邦に居住する者に贈与される勲章、賞牌その他これらに準ずる表彰品及び記章

三の二　国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用の物品及びこれらの機関によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品

三の三　政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下この号及び第十五条第一項第五号の二において「博覧会等」という。）への参加国（博覧会等に参加する外国の地方公共団体及び国際機関を含む。）が発行した当該博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

四　記録文書その他の書類

五　国の専売品で政府又はその委託を受けた者が輸入するもの

六　注文の取集めのための見本。ただし、見本用にのみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものとして政令で定めるものに限る。

六の二　本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物に張り付けるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの

七　本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

八　本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

九　本邦の在外公館から送還された公用品

十　本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わつていないもの。ただし、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第十九条第一項又は第六項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項若しくは第四項、第十九条の三第一項若しくは第三項又は第二十条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。

十一　本邦から輸出された貨物の容器（これに類する物品を含む。以下第十七条第一項第二号及び第三号において同じ。）のうち政令で定めるもので当該輸出の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているもの。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

十二　削除

十三　遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びくず

十四　本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積み戻されたもの。この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

十五　削除

十六　身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの

十七　ニュース映画用のフィルム（撮影済みのものに限る。）及びニュース用のテープ（録画済みのものに限る。）。ただし、内容を同じくするものについては、そのうちの二本以内に限る。

十八　課税価格の合計額が一万円以下の物品（本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。）

（再輸入減税）

第十四条の二　次の各号に掲げる貨物で輸入され、その関税の額が当該各号に掲げる関税の額を超えるものについては、政令で定めるところにより、その超える額の関税を軽減する。

一　本邦から積みもどされた保税作業による製品で前条第十号本文、第十一号前段又は第十四号前段に定める要件に該当するもの　当該製品の原料として使用された外国貨物に対する関税で、保税作業によつたため課されなかつた額

二　前条第十号本文、第十一号前段又は第十四号前段に該当する貨物（前号に掲げる製品を含む。）で、当該貨物の輸出により、第十七条第一項第一号、第十九条第一項若しくは第六項又は第十九条の二第一項、第二項若しくは第四項の規定による関税の軽減、免除、払戻し又は控除があつたもの　当該軽減、免除、払戻し又は控除があつた関税の額に相当する額（前号に掲げる製品については、同号に掲げる額を加算した額）

（外国で採捕された水産物等の減税又は免税）

第十四条の三　本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2　本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によつて採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるもので輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。

（特定用途免税）

第十五条　左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品

二　学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品

三　慈善又は救じゆつのために寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの

三の二　前三号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品

四　儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるもの

五　赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの

五の二　博覧会等において使用するため博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。ただし、博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。

イ　第十四条第三号の三に掲げるものを除き、博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

ロ　博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に無償で提供する博覧会等の記念品及び展示物品の見本品

ハ　博覧会等（政令で定めるものに限る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるもの

六及び七　削除

八　航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの

九　本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。ただし、その入国前にこれらの者が既に使用したもの（船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。

十　条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

2　前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

（外交官用貨物等の免税）

第十六条　左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

二　本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品でこれらの使節が輸入するもの。但し、本邦から外国に派遣した大使、公使、その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

三　本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

四　本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員（名誉総領事及び名誉領事を除く。）のうち政令で指定するもの及びその家族（本邦の国籍を有する者を除く。）に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。但し、外国にある本邦のこれに相当する職員及びその家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

2　前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合（政令で定めるやむを得ない事由により同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。）においては、その供させた者から、同項の規定により免除を受けた関税を直ちに徴収する。但し、使用に因る減もうその他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

（再輸出免税）

第十七条　左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から一年（第十一号に掲げる貨物については、政令で定める期間とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　加工される貨物又は加工材料となる貨物で政令で定めるもの

二　輸入貨物の容器で政令で定めるもの

三　輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるもの

四　修繕される貨物

五　学術研究用品

六　試験品

六の二　貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する物品

七　注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フイルム、模型その他これらに類するもの

七の二　国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品

八　本邦に入国する巡回興行者の興行用物品並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具

九　博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための物品

十　本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその個人的な使用に供するためその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品

十一　条約の規定により輸入の後一定の期間内に輸出されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

2　第十三条第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

3　第一項の規定により関税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項の期間内に輸出したときは、政令で定めるところにより、その旨を税関に届け出なければならない。

4　第一項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の期間内に輸出されないこととなつた場合又は同項各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

5　第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第七項ただし書中「製造用原料品又はその製品」とあり、及び「前項ただし書の承認を受けた製造用原料品」とあるのは、「当該貨物」と読み替えるものとする。

（再輸出減税）

第十八条　長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行なわれる貨物のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（その使用のできる期間が特に長期にわたる貨物で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間。以下第三項において同じ。）以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減することができる。

2　前項の規定により関税を軽減する場合においては、税関長は、その軽減に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

3　第一項の規定により関税の軽減を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に輸出されないこととなつた場合においては、同項の規定により軽減を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定により関税の軽減を受けた者について準用する。

（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）

第十九条　輸出貨物の製造に使用される原料品のうち政令で定めるもので輸入され、税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、若しくは免除し、又はその関税の全部若しくは一部の払いもどしをする。この場合において、関税の軽減又は免除は、当該製品の輸出が、当該原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内にされることを要件とする。

2　第十三条第二項から第六項まで及び第八項の規定は、前項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない」とあるのは、「第十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品又はその製品は、その原料品の輸入の許可の日から二年（同条第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に、同条第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡してはならない」と読み替えるものとする。

3　前項において準用する第十三条第四項の規定により税関長の承認を受けて、第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条で「輸出貨物製造用原料品」という。）にこれと同種の原料品を混じて使用し、当該輸出貨物製造用原料品のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品を製造し、その輸入の許可の日から一年以内において税関長が指定する期間内にこれを輸出した場合においては、政令で定めるところにより、当該輸出貨物製造用原料品の数量を限度として、当該輸出貨物の製造に必要な数量の輸出貨物製造用原料品がその製造に使用されたものとみなす。

4　左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第七項但書の規定を準用する。

一　輸出貨物製造用原料品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで輸出貨物製造用原料品を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは当該承認に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその製品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないでその製品を輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡したとき。

二　輸出貨物製造用原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、第一項の規定により税関長が指定した期間）以内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、又はその製品を輸出しなかつたとき。

三　第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で輸出貨物製造用原料品を製造に供し、又は第二項において準用する第十三条第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

5　関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された第一項に規定する政令で定める原料品でその関税が納付されていないもののうち、当該原料品に係る関税が納付されているものとみなして同項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すこととなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すこととなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額する。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書（同条第十一号及び第十四号において準用する場合を含む。次条第三項、第十九条の三第二項及び第二十条第三項において同じ。）及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

6　特例申告貨物のうち輸出貨物の製造に使用される原料品であつて政令で定めるもので輸入され、第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、当該製品が当該原料品に係る特例申告書の提出前に輸出され、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該原料品に課されるべき関税の額から控除する。

7　第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項の輸出には同項の原料品と保税作業の原料品である外国貨物とを混じて製造した外国貨物の外国に向けて行う積戻しを含むものとする。

8　前項の規定は、第五項又は第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同項の規定を適用する場合について準用するときは、前項中「第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）

第十九条の二　保税工場又は総合保税地域において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場又は総合保税地域において使用している外国貨物である原料品により当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けて、当該原料品と同種の外国貨物でない原料品を使用して当該保税工場又は総合保税地域で製造した当該製品（政令で定める製品については、当該外国貨物でない原料品を使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の製造に使用された当該外国貨物でない原料品の数量（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該原料品の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）として税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に輸入する当該原料品と同種の外国貨物の関税を免除する。

2　保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、関税を納付して輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であり、かつ、前項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された貨物でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を輸出した場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払い戻すことができる。

3　関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

4　保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であつて、その輸入された貨物が特例申告貨物であり、かつ、第一項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該特例申告貨物でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前

に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を当該特例申告書の提出前に輸出し、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5　関税法第五十八条（保税作業の届出）及び第六十一条の三（保税工場についての記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について、同法第三十四条の二（記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて総合保税地域に入れられた貨物について、それぞれ準用する。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）

第十九条の三　関税を納付して輸入された貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

2　関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

3　特例申告貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に本邦から輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）

第二十条　関税を納付して輸入された貨物のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき（第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出するときに限る。）は、当該貨物がその輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長が指定する期間。次項において同じ。）以内に保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

一　品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物

二　個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められる貨物

三　輸入後において法令（これに基づく処分を含む。）によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

2　前項に規定する輸入貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

3　関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は前二項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

4　特例申告貨物のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合（同項第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出する場合に限る。）において、当該特例申告貨物が当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れられたものであり、かつ、当該特例申告貨物を当該特例申告書の提出前に輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5　前項に規定する特例申告貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に廃棄したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）

第二十条の二　別表において特定の用途に供するものであることを要件とする税率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供することを要件とする税率（当該税率が当該貨物に係るその用途に供することを要件としない税率より低い場合に限る。以下「軽減税率」という。）の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2　前項の軽減税率の適用を受けた貨物は、その輸入の許可の日から二年以内に、その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

3　第一項の軽減税率の適用を受けた貨物につき前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで当該貨物をその軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、当該貨物につき、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第七項ただし書の規定を準用する。

（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）

第二十条の三　第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項又は前条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税関長の承認を受けることを必要とするときは当該承認を受けるとともに、その者（当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合にあつては、当該譲渡を受ける者）が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める関税の軽減又は免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第四

項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2　前項に規定する税関長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該確認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他関税に関する法律を適用する。

（外国とみなす地域）

第二十一条　この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則（昭和二九年三月三一日法律第四二号）　抄

1　この法律は、公布の日から起算して百日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、関税定率法附則の改正規定及び附則第二項中同法附則第四項に係る部分並びに附則第三項及び第十七項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

4　この法律による改正後の関税定率法（以下「法」という。）第二十三条の規定によつて外国とみなされる地域の生産物（政令で定めるものを除く。）で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当分の間、その関税を軽減し、又は免除する。

7　この法律の施行前に、この法律による改正前の関税定率法の一部を改正する法律（以下「旧一部改正法」という。）附則第六項の規定により関税の免除を受けた、又は受けることができた貨物については、当該貨物の輸入の許可の日において附則第五項の規定により関税の免除を受けたものとみなして、附則第六項及び第七項の規定を適用し、その他の事項についてはなお従前の例による。

附　則（昭和三〇年七月三〇日法律第一〇一号）

1　この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

2　改正後の関税定率法第四条第六項の規定は、この法律の施行後に輸入申告が行われた関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五条第二号に掲げる貨物について適用し、この法律の施行前に輸入申告が行われた当該貨物については、なお従前の例による。

附　則（昭和三〇年八月九日法律第一五〇号）　抄

1　この法律は、公布の日から九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（昭和三一年三月三一日法律第五八号）

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和三一年五月一日法律第八八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

3　この法律の施行前に改正前の関税定率法の一部を改正する法律（以下「旧法」という。）附則第八項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクについては、関税法第五条（適用法令）の規定は、適用しない。ただし、この法律の施行前に旧法附則第九項の規定により課した、又は課すべきであつた関税については、なお従前の例による。

附　則（昭和三二年三月三一日法律第三九号）　抄

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和三二年三月三一日法律第四〇号）　抄

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和三五年三月三一日法律第三六号）

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附　則（昭和三六年三月三一日法律第二六号）　抄

1　この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。

附　則（昭和三六年四月二〇日法律第六八号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

9　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（昭和三八年三月三一日法律第六八号）　抄

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八条、第十一条及び第百十七条の改正規定並びに同法に第百十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附　則（昭和三九年三月三一日法律第三一号）　抄

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和四〇年三月三一日法律第三〇号）　抄

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第二条並びに第十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、第二条中関税法第四条第五号、第十一条、第二十三条、第二十六条、第九十七条第一項及び第百十四条の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

2　改正後の関税定率法第十条第二項の規定は、昭和三十九年六月一日以後災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物で同項の規定に該当するものについて適用する。

附　則（昭和四一年三月三一日法律第三七号）

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和四一年三月三一日法律第四一号）　抄

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和四二年五月二七日法律第一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正後の関税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税関長の確認を受けた場合の関税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の関税の免除については、なお従前の例による。

附　則　**（昭和四三年三月三〇日法律第五号）　抄**

1　この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条中関税定率法別表第〇一・〇六号、第〇九・〇一号から第〇九・〇四号まで、第一二・〇四号、第一二・〇七号、第一四・〇三号、第四一・〇五号まで、第五七・〇七号、第五八・〇二号、第八五・〇六号及び第九六・〇一号並びに同表の附表の改正規定　関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百六十七年）の規定による税率の引下げをわが国が最初に実施する日

二　第一条中関税定率法第九条の改正規定並びに第二条中関税法第六条の二、第十二条第七項第三号、第十四条及び第七十二条の改正規定　関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の効力発生の日

附　則　**（昭和四四年三月三一日法律第七号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正前の関税定率法別表第八九・〇四号の税率の適用を受けた貨物については、なお従前の例による。ただし、当該貨物がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の関税定率法第二十条の二第三項に規定する場合に該当することとなつた場合には、同項の規定を適用する。

附　則　**（昭和四五年四月二四日法律第三二号）　抄**

1　この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　略

二　第一条中第十九条第五項の改正規定　昭和四十五年十月一日

三　第一条中第十四条第三号の二及び第十七号の改正規定並びに次項の規定　教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定が日本国について効力を生ずる日

附　則　**（昭和四五年五月六日法律第四八号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附　則　**（昭和四六年三月三一日法律第二六号）　抄**

1　この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附　則　**（昭和四七年三月三一日法律第六号）　抄**

1　この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第四条及び第十条の改正規定は、昭和四十七年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附　則　**（昭和四八年三月三一日法律第四号）　抄**

1　この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附　則　**（昭和四八年四月二六日法律第二二号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附　則　**（昭和四九年三月三〇日法律第一八号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に改正前の関税定率法（以下「旧定率法」という。）第十八条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物については、なお従前の例による。

2　旧定率法第十八条第一項の貨物で昭和四十九年四月一日から同年六月三十日までの間に輸入されるものについては、同条及び同法第二十条の三の規定は、なおその効力を有する。

附　則　**（昭和五一年一月九日法律第一号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附　則　**（昭和五三年三月四日法律第五号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条中関税定率法別表の付表の改正規定（同付表第一号の第二欄の（2）のB及び（4）のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。）及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定（同表の第二欄の（1）のD、（2）のB、（3）のG及び（4）のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。）　酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十一号）第一条中酒税法第二十二条の改正規定が施行されることとなる日

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

第二条　昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税定率法（以下この項において「新定率法」という。）別表の付表第一号の第二欄の（2）のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、四〇〇円と、同号の第二欄の（4）のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一三九円として、新定率法第三条の二の規定を適用する。

附　則　**（昭和五三年五月二三日法律第五五号）　抄**

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和五五年三月三一日法律第七号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税定率法第四条の改正規定、同法第四条の次に七条を加える改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定　関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

二　第一条中関税定率法第五条、第八条、第九条及び第十一条の改正規定、第二条中関税法第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定（「第六条から第八条まで、第九条第一項」を「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。）　千九百七十九年四月十二日ジュネーヴで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

（関税定率法及び関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の関税定率法（以下この条において「旧定率法」という。）第二十一条第四項の規定によりされた異議の申出で、この法律の施行の際現に係属しているものは、当該異議の申出がされた日に第二条の規定による改正前の関税法第八十九条第一項の規定によりされた異議申立てとみなす。

2　旧定率法第二十一条第五項の決定の通知について税関長に対してされた異議申立てで、この法律の施行の際現に係属しているものについては、この法律の施行の日に大蔵大臣に対して第一条の規定による改正後の関税定率法（以下この条において「新定率法」という。）第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなして、第二条の規定による改正後の関税法（以下この条

において「新関税法」という。）第九十一条の規定を適用する。この場合において、税関長は、速やかに、当該異議申立書を大蔵大臣に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

3　旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係る不服申立てで、この法律の施行後にされるもの（新関税法第八十九条第二項の期間内にされるものに限る。）については、新関税法第八十九条の異議申立てを経ずに、直ちに大蔵大臣に対して審査請求をすることができる。

4　第二項の規定は、前項に規定する不服申立てで、この法律の施行後に税関長に対する異議申立てとしてされたもの（新関税法第八十九条第二項の期間内にされたものに限る。）について準用する。この場合において、第二項中「この法律の施行の日」とあるのは、「当該異議申立てがされた日」と読み替えるものとする。

5　旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係る審査請求で、この法律の施行の際現に係属しているもの及びこの法律の施行後にされるもの（新関税法第九十条の期間内（第三項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の期間内）にされるものに限る。）については、新定率法第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなして、新関税法第九十一条の規定を適用する。

6　この法律の施行前にされた旧定率法第二十一条第三項の通知については、新関税法第九十三条の規定は、適用しない。

附　則（昭和五五年四月一日法律第二一号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五六年三月三一日法律第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第十一号の改正規定、第四条第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の表の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二条の二第一項の表の改正規定並びに同条第二項の改正規定並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十一条の規定は、同年五月一日から施行する。

附　則（昭和五八年三月三一日法律第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附　則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1　この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則（昭和五九年三月三一日法律第八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和五九年四月一三日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附　則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（昭和六一年三月三一日法律第一五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（昭和六二年三月三一日法律第一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和六二年六月二〇日法律第八〇号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2　この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3　第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法第二十条の二の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

附　則（昭和六二年九月二五日法律第九六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附　則（昭和六三年三月三一日法律第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（昭和六三年一二月三〇日法律第一〇八号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2　前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条（関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。）、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第

十四条を削る改正規定を除く。）並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定　平成元年四月一日

附　則　**（昭和六三年一二月三〇日法律第一〇九号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　次に掲げる規定　昭和六十四年四月一日

イからリまで　略

ヌ　附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十六条から第百九条まで及び第百十一条から第百十五条までの規定

附　則　**（平成元年三月三一日法律第一三号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附　則　**（平成二年三月三一日法律第一七号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附　則　**（平成三年三月三〇日法律第一七号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

一　第一条の規定

附　則　**（平成三年五月一五日法律第七三号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年十月一日から施行する。

附　則　**（平成四年三月三一日法律第一七号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附　則　**（平成五年三月三一日法律第一一号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附　則　**（平成六年三月三一日法律第二五号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成六年四月一日から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の関税定率法第十一条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減について適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　**（平成六年一二月二日法律第一一一号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（地方財政法第四条の三第一項及び第五条第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）並びに附則第二十条から第三十三条までの規定　平成九年四月一日

附　則　**（平成六年一二月二八日法律第一一八号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条（「別表第一（A）」を「別表第一」に改める部分に限る。）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法の規定又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の関税定率法又はこれに基づく命令の相当規定によってしたものとみなす。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　**（平成七年三月三一日法律第五六号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附　則　**（平成八年三月三一日法律第一九号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附　則　**（平成八年六月一四日法律第七四号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、国連海洋法条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則　**（平成九年三月二六日法律第五号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定　酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第二十一号）の施行の日

（政令への委任）

第五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　**（平成一〇年三月三一日法律第二六号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定　平成十年五月一日

附　則　**（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　**（平成一一年三月三一日法律第五号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　**（平成一一年三月三一日法律第二九号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　**（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十二まで　略

十三　関税率審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　**（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　**（平成一二年三月三一日法律第二六号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二（見出しを含む。）、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第百五条の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十三条の三とし、同法第百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第百十五条及び第百十六条の改正規定、同法第百十七条の改正規定（「第百十三条の二」を「第百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第百十三条の三」に、「第六号まで（許可）」を「第七号まで（許可）」に改める部分に限る。）、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

附　則　**（平成一二年六月二日法律第一〇七号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附　則　**（平成一三年三月三一日法律第二一号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

附　則　**（平成一三年七月四日法律第九七号）**　**抄**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　**（平成一四年三月三一日法律第一六号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則　**（平成一四年一二月四日法律第一二六号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附　則　**（平成一五年三月三一日法律第一一号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則　**（平成一六年三月三一日法律第一五号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の関税定率法第二十一条第六項の規定は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の関税定率法（次項において「旧法」という。）第二十一条第四項の認定手続が執られている貨物については、適用しない。

2　前項の貨物に係る旧法第二十一条の五第十三項に規定する輸入者情報の通知については、なお従前の例による。

附　則　**（平成一七年三月三一日法律第二二号）**　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条の規定、第三条中関税法第三十条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定（「中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。）、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十条を加える改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（「第七条の九第一項（帳簿の備付け等）及び前条第一項」を「第七条の九第一項及び第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項」に改める部分に限る。）、同法第百五条第一項第三号の改正規定並びに同法第百十五条第五号の改正規定（第七条の九第一項」の下に「、第六十七条の六第一項」を加える部分に限る。）並びに第四条の規定並びに附則第八条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。）、附則第九条、附則第十二条及び附則第十四条の規定　平成十八年三月一日

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の関税定率法第二十一条の三の二の規定は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の関税定率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られている貨物については、適用しない。

附　則（平成一八年三月三一日法律第一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六章中第六十七条の前に節名を付する改正規定、同法第六十七条の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七条の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一条の次に節名を付する改正規定、同法第七十四条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十五条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条の改正規定、同法第十章中第百九条の前に一条を加える改正規定、同法第百九条の改正規定、同法第百九条の二の改正規定、同法第百十二条の改正規定、同法第百十三条の四の改正規定、同法第百十七条の改正規定（「第百九条」を「第百八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第百十八条の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二条の規定及び附則第十五条の規定　平成十八年六月一日

二　略

三　第三条の規定、第五条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、第七条中同法第六十九条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九条の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五条の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）及び同法第百八条の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十条の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三条の規定　平成十九年一月一日

四から六まで　略

七　第一条中関税定率法第九条の改正規定、第九条中関税暫定措置法第七条の八の改正規定、同法第七条の九の次に一条を加える改正規定及び同法第八条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定　経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

（処分等に関する経過措置）

第二条　前条第一号に定める日前にした第二条の規定による改正前の関税定率法第二十一条から第二十二条までの規定又はこれらの規定に基づく命令による処分、手続その他の行為は、第五条の規定による改正後の関税法第六十九条の八から第六十九条の十八までの規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によってしたものとみなす。

附　則（平成一九年三月三一日法律第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第五条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二〇年三月三一日法律第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二一年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二三年三月三一日法律第七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定　平成二十四年一月一日

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二四年三月三一日法律第一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二五年三月三〇日法律第六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二六年三月三一日法律第一二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

附　則（平成二八年三月三一日法律第一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（「第十二条第八項」を「第十二条第九項（延滞税）」に改める部分を除く。）、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定　平成二十九年一月一日

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二八年一二月一六日法律第一〇八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日法律第一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成三〇年三月三一日法律第八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年七月六日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成三一年三月三〇日法律第一一号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和二年三月三一日法律第九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（令和三年三月三一日法律第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法第七条の九の改正規定、同法第七条の十一第二項の改正規定、同法第七条の十二第一項第二号の改正規定、同法第九条の改正規定、同法第十二条の二から第十三条までの改正規定、同法第六十七条の八の改正規定、同法第六十七条の十の改正規定、同法第六十七条の十一第一号の改正規定、同法第七十二条の改正規定（「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める部分に限る。）、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定及び同法第百十五条の二第一号の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第二項から第九項まで及び附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（令和四年三月三一日法律第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（令和五年三月三一日法律第六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（令和六年三月三〇日法律第九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定（同条中関税定率法別表第一二一・九〇号の改正規定を除く。）及び第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項の規定　令和六年十月一日

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表　関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）

目次

関税率表の解釈に関する通則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品
第一類　動物（生きているものに限る。）
第二類　肉及び食用のくず肉
第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第二部　植物性生産品
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第七類　食用の野菜、根及び塊茎
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第一〇類　穀物
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第三部　動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第一五類　動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
第一六類　肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品
第一七類　糖類及び砂糖菓子
第一八類　ココア及びその調製品
第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第二一類　各種の調製食料品
第二二類　飲料、アルコール及び食酢
第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
第五部　鉱物性生産品
第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第二六類　鉱石、スラグ及び灰
第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品
第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第二九類　有機化学品
第三〇類　医療用品
第三一類　肥料
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第三七類　写真用又は映画用の材料
第三八類　各種の化学工業生産品
第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第三九類　プラスチック及びその製品
第四〇類　ゴム及びその製品
第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革
第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第四四類　木材及びその製品並びに木炭
第四五類　コルク及びその製品
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第一一部　紡織用繊維及びその製品
第五〇類　絹及び絹織物
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第五二類　綿及び綿織物
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゆう布
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物
第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第六五類　帽子及びその部分品
第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第六九類　陶磁製品
第七〇類　ガラス及びその製品
第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第一五部　卑金属及びその製品
第七二類　鉄鋼
第七三類　鉄鋼製品
第七四類　銅及びその製品
第七五類　ニッケル及びその製品
第七六類　アルミニウム及びその製品
第七八類　鉛及びその製品
第七九類　亜鉛及びその製品
第八〇類　すず及びその製品
第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第八三類　各種の卑金属製品
第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第八九類　船舶及び浮き構造物

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第九一類　時計及びその部分品
第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品
第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第二〇部　雑品
第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第九五類　玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第九六類　雑品
第二一部　美術品、収集品及びこっとう
第九七類　美術品、収集品及びこっとう

関税率表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

1　部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

2　(a)　各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立てていないもの及び分解してあるものを含む。

(b)　各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

3　2（b）の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b)　混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c)　(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4　前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5　前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a)　写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b)　(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6　この表の適用に当たつては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考

1　この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

2　この表の税率の欄において、割合をもつて掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。

3　この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格とする。

4　この表において「%」は、百分率を表すものとする。

5　第七七類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となつている。

番号	品名	税率
第一部	動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品	

注

1　この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。

2　この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

備考

1　第一類及び第二類において馬には、しま馬を含まない。

2　第一類から第一六類までにおいて牛には、水牛を含み、豚には、いのししを含む。

第一類　動物（生きているものに限る。）

注

1　この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。

(a)　第〇三・〇一項、第〇三・〇六項、第〇三・〇七項又は第〇三・〇八項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

(b)　第三〇・〇二項の培養微生物その他の物品

(c)　第九五・〇八項の動物

備考

1　第〇一・〇二項及び第〇一〇三・一〇号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。

〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
〇一〇一・二二	純粋種の繁殖用のもの	
	一　サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アング ロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税
	二　その他のもの	
	（一）　軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税
	（二）　その他のもの	一頭につき四、〇〇〇、〇〇〇円
〇一〇一・二九	その他のもの	
	一　軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税
	二　その他のもの	
	（一）　軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税
	（二）　その他のもの	一頭につき四、〇〇〇、〇〇〇円
〇一〇一・三〇	ろ馬	
〇一〇一・九〇	その他のもの	
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）	
	家畜のもの	
〇一〇二・二一	純粋種の繁殖用のもの	
〇一〇二・二九	その他のもの	
	一　一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき四五、〇〇〇円
	二　その他のもの	一頭につき七五、〇〇〇円
	水牛	
〇一〇二・三一	純粋種の繁殖用のもの	無税
〇一〇二・三九	その他のもの	無税
〇一〇二・九〇	その他のもの	
	一　純粋種の繁殖用のもの	無税
	二　その他のもの	
	（一）　一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき四五、〇〇〇円
	（二）　その他のもの	一頭につき七五、〇〇〇円
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）	無税
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	一〇％
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	一〇％
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	
〇一〇四・一〇	羊	無税
〇一〇四・二〇	やぎ	無税
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	
	一羽の重量が一八五グラム以下のもの	
〇一〇五・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税
〇一〇五・一二	七面鳥	無税
〇一〇五・一三	あひる	無税
〇一〇五・一四	がちよう	無税
〇一〇五・一五	ほろほろ鳥	無税
	その他のもの	
〇一〇五・九四	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税
〇一〇五・九九	その他のもの	無税
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）	
	哺乳類	
〇一〇六・一一	霊長類	無税
〇一〇六・一二	くじら目、海牛目及び鰭脚下目	無税
〇一〇六・一三	らくだ科	無税
〇一〇六・一四	うさぎ	無税
〇一〇六・一九	その他のもの	無税
〇一〇六・二〇	爬虫類	無税
	鳥類	
〇一〇六・三一	猛きん類	無税
〇一〇六・三二	おうむ目	無税
〇一〇六・三三	エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちょう	無税
〇一〇六・三九	その他のもの	無税
	昆虫類	
〇一〇六・四一	蜂	無税
〇一〇六・四九	その他のもの	無税
〇一〇六・九〇	その他のもの	無税

第二類　肉及び食用のくず肉

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　第〇二・〇一項から第〇二・〇八項まで又は第〇二・一〇項の物品で、食用に適しないもの

（b）　食用の生きていない昆虫類（第〇四・一〇項参照）

（c）　動物の腸、ぼうこう及び胃（第〇五・〇四項参照）並びに動物の血（第〇五・一一項及び第三〇・〇二項参照）

（d）　動物性脂肪（第一五類参照。第〇二・〇九項の物品を除く。）

備考

1　この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。

〇二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	

○二〇一・一〇	枝肉及び半丸枝肉	五〇％
○二〇一・二〇	その他の骨付き肉	五〇％
○二〇一・三〇	骨付きでない肉	五〇％
○二〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）	
○二〇二・一〇	枝肉及び半丸枝肉	五〇％
○二〇二・二〇	その他の骨付き肉	五〇％
○二〇二・三〇	骨付きでない肉	五〇％
○二〇三・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
	生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○二〇三・一一	枝肉及び半丸枝肉	無税
	一　いのししのもの	五％
	二　その他のもの	五％
○二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五％
○二〇三・一九	その他のもの	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五％
○二〇三・二一	冷凍したもの	
	枝肉及び半丸枝肉	無税
	一　いのししのもの	五％
	二　その他のもの	五％
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五％
○二〇三・二九	その他のもの	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五％
○二〇四・一〇	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	無税
○二〇四・一〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○二〇四・一一	枝肉及び半丸枝肉	無税
○二〇四・一二	その他の骨付き肉	無税
○二〇四・二三	骨付きでない肉	無税
○二〇四・三〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	無税
	その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）	
○二〇四・四一	枝肉及び半丸枝肉	無税
○二〇四・四二	その他の骨付き肉	無税
○二〇四・四三	骨付きでない肉	無税
○二〇四・五〇	やぎの肉	無税
○二一・〇五	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	無税
○二一・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	五〇％
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	一　ほほ肉及び頭肉	五〇％
	二　その他のもの	
	（一）　臓器及び舌	一五％
	（二）　その他のもの	二五％
○二〇六・二一	牛のもの（冷凍したものに限る。）	
	舌	一五％
○二〇六・二二	肝臓	一五％
○二〇六・二九	その他のもの	
	一　ほほ肉及び頭肉	五〇％
	二　その他のもの	
	（一）　臓器	一五％
	（二）　その他のもの	二五％
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	
	（一）　臓器	一〇％
	（二）　その他のもの	五％
○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）	
	肝臓	無税
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	一〇％
○二〇六・四九	その他のもの	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	
	（一）　臓器	一〇％
	（二）　その他のもの	五％
○二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	無税
○二一・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
○二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一四％
○二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	一四％
○二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	一　骨付きのもも	二〇％
	二　その他のもの	一二％
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
	一　肝臓	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　骨付きのもも	二〇％
	（二）　その他のもの	一二％
○二〇七・二四	七面鳥のもの	
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％

○二一〇・二五 分割してないもの（冷凍したものに限る。）	五％
○二一〇七・二六 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
○二一〇七・二七 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
一　肝臓	一〇％
二　その他のもの	五％
あひるのもの	
○二一〇七・四一 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一〇％
○二一〇七・四二 分割してないもの（冷凍したものに限る。）	一〇％
○二一〇七・四三 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
○二一〇七・四四 その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一〇％
○二一〇七・四五 その他のもの（冷凍したものに限る。）	一〇％
がちようのもの	
○二一〇七・五一 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一二・五％
○二一〇七・五二 分割してないもの（冷凍したものに限る。）	一二・五％
○二一〇七・五三 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
○二一〇七・五四 その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一二・五％
○二一〇七・五五 その他のもの（冷凍したものに限る。）	一二・五％
一　肝臓	一〇％
二　その他のもの	一二・五％
○二一〇七・六〇 ほろほろ鳥のもの	
一　肝臓（冷凍したものに限る。）	一〇％
二　その他のもの	一二・五％
○二一・〇八 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二一〇八・一〇 うさぎのもの	無税
○二一〇八・三〇 霊長類のもの	無税
○二一〇八・四〇 くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの	無税
○二一〇八・五〇 爬虫類のもの	無税
○二一〇八・六〇 らくだ科のもの	無税
○二一〇八・九〇 その他のもの	無税
○二一・〇九 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	一〇％
○二一〇九・一〇 豚のもの	一〇％
○二一〇九・九〇 その他のもの	
○二一・一〇 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	
豚の肉	
○二一〇・一一 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	一〇％
○二一〇・一二 ばら肉及びこれを分割したもの	一〇％
○二一〇・一九 その他のもの	一〇％
○二一〇・二〇 牛の肉	一キログラムにつき一九〇円
その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	七％
○二一〇・九一 霊長類のもの	七％
○二一〇・九二 くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの	七％
○二一〇・九三 爬虫類のもの	一〇％
○二一〇・九九 その他のもの	一キログラムにつき一九〇円
一　豚のもの	七％
二　牛のもの	
三　その他のもの	

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第〇一・〇六項の哺乳類

（b）第〇一・〇六項の哺乳類の肉（第〇二・〇八項及び第〇二・一〇項参照）

（c）生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第五類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第二三・〇一項参照）

（d）キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第一六・〇四項参照）

2　この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

3　第〇三・〇五項から第〇三・〇八項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない（第〇三・〇九項参照）。

備考

1　第〇三・〇六項から第〇三・〇九項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。

○三・〇一 魚（生きているものに限る。）	
観賞用の魚	
○三〇一・一一 淡水魚	
一　こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトゥス）	五％
二　その他のもの	二・五％
○三〇一・一九 その他のもの	
その他の魚（生きているものに限る。）	
○三〇一・九一 ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	
一　養魚用の稚魚	無税
二　その他のもの	五％
○三〇一・九二 うなぎ（アングイルラ属のもの）	
一　養魚用の稚魚	無税
二　その他のもの	五％
○三〇一・九三 こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	

一　養魚用の稚魚	無税
二　その他のもの	五％
○三○一・九四　くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	
一　養魚用の稚魚	無税
二　その他のもの	五％
○三○一・九五　みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	
一　養魚用の稚魚	無税
二　その他のもの	五％
○三○一・九九　その他のもの	
一　養魚用の稚魚	無税
二　その他のもの	五％
○三・○二　魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
○三○二・一　太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	五％
○三○二・一　大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
○三○二・一　その他のもの	五％
○三○二・二　ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第○三○二・九一号から第○三○二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
○三○二・二　ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロッスス・ヒポグロッスス及びヒポグロッスス・ステノレピス）	五％
○三○二・二　プレイス（プレウロネクテス・プラテッサ）	五％
○三○二・二　ソール（ソレア属のもの）	五％
○三○二・二　ターボット（プセタ・マクシマ）	五％
○三○二・二　その他のもの	五％

○三○二・三　びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五％
○三○二・三　きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五％
○三○二・三　かつお（カツオヌス・ペラミス）	五％
○三○二・三　めばちまぐろ（トゥヌス・オベッス）	五％
○三○二・三　くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	五％
○三○二・三　みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	五％
○三○二・三　その他のもの	五％
○三○二・四　にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第○三○二・九一号から第○三○二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	一○％
○三○二・四　かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	一○％
○三○二・四　いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	
一　サルディノプス属のもの	一○％
二　その他のもの	五％
○三○二・四　さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	一○％
○三○二・四　まあじ（トラクルス属のもの）	一○％
○三○二・四　すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）	五％
○三○二・四　めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	五％

○三〇二・四	その他のもの	
九	一　さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇二・五	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一〇％
○三〇二・五	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五％
○三〇二・五	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五％
○三〇二・五	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの） 一　メルルシウス属のもの	一〇％
	二　ウロフュキス属のもの	五％
○三〇二・五	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	一〇％
○三〇二・五	ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）	五％
○三〇二・五	その他のもの 一　たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	一〇％
	二　その他のもの ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	五％
○三〇二・七	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	五％
○三〇二・七	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	五％
○三〇二・七	こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	五％
○三〇二・七	うなぎ（アングイルラ属のもの）	五％
○三〇二・七	その他のもの	五％
○三〇二・八	さめ	五％
○三〇二・八	えい（がんぎえい科のもの）	五％
○三〇二・八	めろ（ディソスティクス属のもの）	五％
○三〇二・八	シーバス（ディケントラルクス属のもの）	五％
○三〇二・八	たい（たい科のもの）	五％
○三〇二・八	その他のもの 一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）	一〇％
	二　バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）及びキングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）	五％
	三　その他のもの	三・五％
○三〇二・九	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	
○三〇二・九	肝臓、卵及びしらこ 一　にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	一〇％
	二　その他のもの	五％
○三〇二・九	ふかひれ	五％
○三〇二・九	その他のもの 一　内臓	無税
	二　その他のもの （一）　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	（二）　その他のもの 魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	五％
○三・〇三	さけ科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇三・一	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	五％
○三〇三・一	その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	五％
○三〇三・一	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
○三〇三・一	その他の魚（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％

○三〇三・一　ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）　五％

四　その他のもの　五％

○三〇三・一　ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）　五％

九　その他のもの　五％

○三〇三・二　ティラピア（オレオクロミス属のもの）　五％

三　○三〇三・二　なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）　五％

四　○三〇三・二　こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）　五％

五　○三〇三・二　うなぎ（アングイルラ属のもの）　五％

六　○三〇三・二　その他のもの　五％

九　ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）　五％

一　○三〇三・三　ハリバット（レインハルドテイウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）　五％

二　○三〇三・三　プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）　五％

三　○三〇三・三　ソール（ソレア属のもの）　五％

四　○三〇三・三　ターボット（プセタ・マクシマ）　五％

九　○三〇三・三　その他のもの　五％

まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）　五％

一　○三〇三・四　きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）　五％

二　○三〇三・四　びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）　五％

三　○三〇三・四　かつお（カツオヌス・ペラミス）　五％

○三〇三・四　めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）　五％

四　○三〇三・四　くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）　五％

五　○三〇三・四　みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）　五％

六　○三〇三・四　その他のもの　五％

九　にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）　五％

一　○三〇三・五　にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）　一〇％

二　その他のもの　五％

三　○三〇三・五　いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）　一〇％

一　サルディノプス属のもの　五％

二　その他のもの　五％

四　○三〇三・五　さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）　一〇％

一　○三〇三・五　まあじ（トラクルス属のもの）　一〇％

五　○三〇三・五　すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）　一〇％

六　○三〇三・五　めかじき（クスィフィアス・グラディウス）　一〇％

七　○三〇三・五　その他のもの　一〇％

九　かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）　一〇％

二　その他のもの　五％

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）　五％

○三〇三・六　コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）　一〇％

三　○三〇三・六　ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）　一〇％

四

○三〇三・六コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五％
五 ○三〇三・六ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
一　メルルシウス属のもの	一○％
二　ウロフュキス属のもの	五％
○三〇三・六すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	一○％
七 ○三〇三・六ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）	五％
八 ○三〇三・六その他のもの	
九　たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	一○％
二　その他のもの	五％
その他の魚（第○三○三・九一号から第○三○三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
○三〇三・八さめ	五％
一 ○三〇三・八えい（がんぎえい科のもの）	五％
二 ○三〇三・八めろ（ディソスティクス属のもの）	五％
三 ○三〇三・八シーバス（ディケントラルクス属のもの）	五％
四 ○三〇三・八その他のもの	
九　一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）	一○％
二　バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	五％
三　その他のもの	三・五％
魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	
○三〇三・九肝臓、卵及びしらこ	六％
一　にしん（クルペア属のもの）の卵	一○％
二　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	五％
三　その他のもの	五％
○三〇三・九ふかひれ	五％
二 ○三〇三・九その他のもの	
九　一　内臓	無税
二　その他のもの	
（一）　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一○％
（二）　その他のもの	五％
魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	
○三・○四	
魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラカトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
○三〇四・三ティラピア（オレオクロミス属のもの）	五％
一 ○三〇四・三なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	五％
二 ○三〇四・三ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	五％
三 ○三〇四・三その他のもの	五％
九　その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○三〇四・四太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
一 ○三〇四・四ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	五％
二 ○三〇四・四ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	五％
三 ○三〇四・四さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	五％
四　一　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	一○％
二　その他のもの	五％
○三〇四・四めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	五％
五 ○三〇四・四めろ（ディソスティクス属のもの）	五％
六 ○三〇四・四さめ	五％
七 ○三〇四・四えい（がんぎえい科のもの）	五％
八	

○三〇四・四	その他のもの	
九	一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの	五％
○三〇四・五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	五％
○三〇四・五	さけ科のもの	
二	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	
三	一　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの	五％
○三〇四・五	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	五％
四		
○三〇四・五	めろ（ディソスティクス属のもの）	五％
五		
○三〇四・五	さめ	五％
六		
○三〇四・五	えい（がんぎえい科のもの）	五％
七		
○三〇四・五	その他のもの	
九	一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの	五％
○三〇四・六	魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）（冷凍したものに限る。）	
○三〇四・六	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	一

○三〇四・六	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	五％
二		
○三〇四・六	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	五％
三		
○三〇四・六	その他のもの	
九	魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）	一〇％
○三〇四・七	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一〇％
一		
○三〇四・七	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五％
二		
○三〇四・七	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五％
三		
○三〇四・七	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
四	一　メルルシウス属のもの	一〇％
	二　ウロフュキス属のもの	一〇％
○三〇四・七	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	五％
○三〇四・七	その他のもの	
九	一　たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	一〇％
	二　その他のもの	五％
	その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）	
○三〇四・八	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
一		
○三〇四・八	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	五％
二		
○三〇四・八	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	五％
三		
○三〇四・八	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	五％
四		
○三〇四・八	めろ（ディソスティクス属のもの）	五％
五		
○三〇四・八	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一〇％
六		
○三〇四・八	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）	五％
七		
○三〇四・八	さめ及びえい（がんぎえい科のもの）	五％
八		

○三〇四・八	その他のもの	
九	一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの（冷凍したものに限る。）	五％
○三〇四・九	その他のもの（クスィフィアス・グラディウス）	
一	めかじき	五％
○三〇四・九	めろ（ディソスティクス属のもの）	
二		五％
○三〇四・九	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	
三		五％
○三〇四・九	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	
四		一〇％
○三〇四・九	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）	
五	一　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	一〇％
○三〇四・九	さめ	
二	その他のもの	五％
○三〇四・九	えい（がんぎえい科のもの）	五％
六		
○三〇四・九	その他のもの	
七		
○三〇四・九	その他のもの	
九	一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの	五％
○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）	五％
○三〇五・二	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	
○	一　にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	一二％
	二　さけ科のものの卵	五％
	三　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ	一五％

	四　その他のもの	四％
	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	
○三〇五・三	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	
一		五％
○三〇五・三	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	
二		五％
○三〇五・三	その他のもの	
九	一　さけ科のもの	一二％
	二　その他のもの	五％
○三〇五・四	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	
一		五％
○三〇五・四	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	
二		五％
○三〇五・四	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・クリソガステル）及びオンコルヒュンクス・ギラエ	
三		五％
○三〇五・四	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	
四		五％
○三〇五・四	その他のもの	
九	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	一五％
○三〇五・五	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	
一		五％
○三〇五・五	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガ	
二		五％

ロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）		
〇三〇五・五 さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）を除く。）	一	五%
〇三〇五・五 にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）	一	五%
〇三〇五・五 その他のもの		
九 一 さけ科のもの	一	二%
二 その他のもの		
（一） にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）	一	五%
（二） その他のもの	〇・五	
塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）		
〇三〇五・六 にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	一	五%
一 〇三〇五・六 コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一	五%
二 〇三〇五・六 かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	一	五%
三 〇三〇五・六 ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	一	五%
四 〇三〇五・六 その他のもの		
九 一 さけ科のもの	一	二%
二 その他のもの	一	五%
魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	四	五%

〇三〇五・七 ふかひれ	一	五%
〇三〇五・七 魚の頭、尾及び浮袋		
二 一 浮袋	無税	
二 その他のもの		
（一） くん製したもの	一	五%
A さけ科のもの	一	二%
B その他のもの	一	五%
（二） 乾燥したもの		
A さけ科のもの	一	二%
B その他のもの	一	五%
（三） 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの		
A さけ科のもの	一	二%
B その他のもの	一	五%
〇三〇五・七 その他のもの		
一 内臓	無税	
二 その他のもの		
（一） くん製したもの	一	五%
（二） 乾燥したもの		
A さけ科のもの	一	二%
B その他のもの	一	五%
（三） 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの		
A さけ科のもの	一	二%
B その他のもの	一	五%
〇三・〇六 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）	五	五%
〇三〇六・一 いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四	四%
〇三〇六・一 ロブスター（ホマルス属のもの）	二	四%
〇三〇六・一 かに	四	六%

○三○六・一	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	四％
五	○三○六・一コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）	四％
○三○六・一	その他のシュリンプ及びプローン	四％
七		
○三○六・一	その他のもの	四％
九	一　えび	一％
	二　その他のもの	○％
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三○六・三	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四％
一		
○三○六・三	ロブスター（ホマルス属のもの）	四％
二		
○三○六・三	かに	六％
三		
○三○六・三	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	四％
四		
○三○六・三	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）	四％
五		
○三○六・三	その他のシュリンプ及びプローン	四％
六		
○三○六・三	その他のもの	四％
九	一　えび	一％
	二　その他のもの	○％
	その他のもの	
○三○六・九	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四・八％
一		
	一　くん製したもの	六％
	二　その他のもの	四・八％
○三○六・九	ロブスター（ホマルス属のもの）	六％
二		
	一　くん製したもの	九・六％
	二　その他のもの	四・八％
○三○六・九	かに	六％
三		
	一　くん製したもの	九・六％
	二　その他のもの	一・五％
○三○六・九	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	四・八％
四		
	一　くん製したもの	六％
	二　その他のもの	四・八％

○三○六・九	シュリンプ及びプローン	四・八％
五		
	一　くん製したもの	六％
	二　その他のもの	四・八％
○三○六・九	その他のもの	六％
九		
	一　くん製したもの	九・六％
	（一）　えび	四・八％
	（二）　その他のもの	六％
	二　その他のもの	六％
	（一）　えび	一・五％
	（二）　その他のもの	
○三・○七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）かき	一％
○三○七・一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	○％
一		
○三○七・一	冷凍したもの	一％
二		○％
○三○七・一	その他のもの	九・六％
九	一　くん製したもの	一％
	二　その他のもの	五％
○三○七・二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一％
一	スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物	○％
○三○七・二	冷凍したもの	一％
二		○％
○三○七・二	その他のもの	九・六％
九	一　くん製したもの	一％
	二　その他のもの	五％
○三○七・三	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一％
一	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	○％
○三○七・三	冷凍したもの	一％
二		○％
○三○七・三	その他のもの	九・六％
九	一　くん製したもの	一％
	二　その他のもの	六％

二　その他のもの	一五％
○三○七・四　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
いか	一○％
二　その他のもの	一一％
○三○七・四　冷凍したもの	一一％
三　その他のもの	一○％
○三○七・四　その他のもの	
一　くん製したもの	九・六％
九　その他のもの	
○三○七・五　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
たこ（オクトプス属のもの）	一一％
一　くん製したもの	一一％
○三○七・五　冷凍したもの	一一％
二　その他のもの	一一％
○三○七・五　その他のもの	
一　くん製したもの	九・六％
九　その他のもの	一一％
○三○七・六　かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	
○　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一○％
二　くん製したもの	九・六％
三　その他のもの	一一％
○三○七・七　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
一　貝柱	一○％
二　はまぐり	一○％
三　その他のもの	一一％
○三○七・七　冷凍したもの	
一　貝柱	一○％
二　はまぐり	一○％
三　その他のもの	一一％
○三○七・七　その他のもの	
一　くん製したもの	九・六％
九　その他のもの	一一％
○三○七・八　あわび（ハリオティス属のもの）（冷凍したものに限る。）	
一　くん製したもの	九・六％
七　その他のもの	一一％
○三○七・八　そでぼら（ストロムブス属のもの）（冷凍したものに限る。）	
四　くん製したもの	九・六％
八　その他のもの	一一％
○三○七・八　あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）	
一　あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一○％
二　そでぼら（ストロムブス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一○％
三　その他のもの	一一％
○三○七・八　その他のそでぼら（ストロムブス属のもの）	
一　くん製したもの	九・六％
二　その他のもの	一一％
○三○七・八　その他のあわび（ハリオティス属のもの）	
一　くん製したもの	九・六％
二　その他のもの	一一％
○三○七・九　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
一　○三○七・九　冷凍したもの	一○％
二　○三○七・九　その他のもの	
一　くん製したもの	九・六％
九　その他のもの	一一％
○三○七・九　その他のもの	
一　くん製したもの	九・六％
二　その他のもの	一一％
○三・○八　水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	
及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）	
なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）	五％

○三〇八・一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	無税
一	生きているもの	一〇％
二	その他のもの	一〇％
○三〇八・一	冷凍したもの	一〇％
二		
○三〇八・一	その他のもの	九・六％
一	くん製したもの	一〇％
九		
二	その他のもの	無税
うに（パラケントロトウス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）		
○三〇八・二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％
一	生きているもの	一〇％
二	その他のもの	一〇％
○三〇八・二	冷凍したもの	一〇％
二		
○三〇八・二	その他のもの	九・六％
一	くん製したもの	一〇％
二	その他のもの	
○三〇八・三	くらげ（ロピレマ属のもの）	無税
○	生きているもの	九・六％
二	くん製したもの	一〇％
三	その他のもの	
○三〇八・九	その他のもの	無税
○	生きているもの	一〇％
二	生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの	一〇％
三	くん製したもの	九・六％
四	その他のもの	一〇％
（一）	うに及びくらげ	
（二）	その他のもの	
○三・〇九	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）	一五％
○三〇九・一	魚のもの	一五％
○		
○三〇九・九	その他のもの	無税
○	生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの	四％
（一）	えびのもの	一〇％
（二）	その他のもの	四・八％
二	くん製したもの	九・六％
（一）	えびのもの	
（二）	その他のもの	
三	その他のもの	六％
（一）	えびのもの	一〇％
（二）	うに又はくらげのもの	
（三）	その他のもの	一五％

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

1　「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。

2　第〇四・〇三項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。

3　第〇四・〇五項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「バター」とは、専らミルクから得た天然のバター、ホエイバター及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。）をいうものとし、乳脂肪分が全重量の八〇％以上九五％以下で、無脂乳固形分が全重量の二％以下であり、かつ、水分が全重量の一六％以下のものに限る。バターには、乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない。

（b）「デイリースプレッド」とは、油中水滴型の展延性のある乳化したものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の三九％以上八〇％未満のものに限る。

4　ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の全ての特性を有するものに限り、チーズとして第〇四・〇六項に属する。

（a）乳脂肪分が全乾燥重量の五％以上であること。

（b）乾燥固形分が全重量の七〇％以上八五％以下であること。

（c）成型したもの又は成型が可能なものであること。

5　この類には、次の物品を含まない。

（a）生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第〇五・一一項参照）

（b）ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五％を超えるもの（第一七・〇二項参照）

（c）一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによってミルクから得た物品（第一九・〇一項及び第二一・〇六項参照）

（ｄ）アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。第三五・〇二項参照）及びグロブリン（第三五・〇四項参照）	
６　第〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第四部に属する。）。	
号注	
１　第〇四〇四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。	
２　第〇四〇五・一〇号においてバターには、無水バター及びギーを含まない（第〇四〇五・九〇号参照）。	
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
〇四〇一・一〇	脂肪分が全重量の一％以下のもの
一	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五％及び一キログラムにつき六三円
二	その他のもの	二五％
〇四〇一・二〇	脂肪分が全重量の一％を超え六％以下のもの
一	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五％及び一キログラムにつき一三四円
二	その他のもの	二五％
〇四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六％を超え一〇％以下のもの
一	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五％及び一キログラムにつき七四七円
二	その他のもの	二五％
〇四〇一・五〇	脂肪分が全重量の一〇％を超えるもの
一	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三％以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	二五％及び一キログラムにつき七四七円
（一）	脂肪分が全重量の四五％以下のもの	二五％及び一キログラムにつき四六六円
（二）	その他のもの	二五％
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）	
一	砂糖を加えたもの	三五％及び一キログラムにつき四六六円
二	その他のもの	
（一）	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	一キログラムにつき四六六円
〇四〇二・二一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
一	脂肪分が全重量の五％を超えるもの	
（一）	脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	
（二）	その他のもの	
二	その他のもの	
（一）	学校等給食用のもの及び飼料用のもの	
（二）	その他のもの	
〇四〇二・二九	その他のもの	
一	脂肪分が全重量の五％を超えるもの	
（一）	脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	
（二）	その他のもの	
二	その他のもの	
〇四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
一	脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの	
（一）	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	一キログラムにつき五〇〇円
（二）	その他のもの	二五％及び一キログラムにつき五〇〇円
二	その他のもの	
〇四〇二・九九	その他のもの	
一	脂肪分が全重量の八％を超えるもの	
（一）	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	三〇％及び一キログラムにつき七二〇円
（二）	その他のもの	三〇％及び一キログラムにつき一、二〇四円
二	その他のもの	二五％及び一キログラムにつき四六六円
その他のもの		
一	脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの	三〇％及び一キログラムにつき七二〇円
（一）	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	三〇％及び一キログラムにつき一、二〇四円
（二）	その他のもの	三五％及び一キログラムにつき五〇〇円
二	その他のもの	三〇％
（一）	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	三〇％及び一キログラムにつき五九九円
（二）	その他のもの	二五％及び一キログラムにつき二九九円
三	その他のもの	三〇％
（一）	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	三〇％及び一キログラムにつき五九九円
（二）	その他のもの	

二　その他のもの		三〇％及び一キログラムにつき二九九円
○四・〇三　バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト		
○四〇三・二〇　ヨーグルト		
一　冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	三五％及び一キログラムにつき一、〇七六円	
二　その他のもの		
（一）　フローズンヨーグルト	三五％	
（二）　その他のもの	二五％	
○四〇三・九〇　その他のもの		
一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの		
（一）　脂肪分が全重量の一・五％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき四六六円	
（二）　脂肪分が全重量の一・五％を超え二六％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき六八五円	
（三）　脂肪分が全重量の二六％を超えるもの	三五％及び一キログラムにつき一、二〇四円	
二　その他のもの	二五％	
○四・〇四　ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
○四〇四・一〇　ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
（一）　脂肪分が全重量の五％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき五〇〇円	
（二）　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき八〇八円	
二　その他のもの	二五％	
○四〇四・九〇　その他のもの		
一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
（一）　脂肪分が全重量の一・五％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき四七〇円	
（二）　脂肪分が全重量の一・五％を超え三〇％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき七九九円	
（三）　脂肪分が全重量の三〇％を超えるもの	三五％及び一キログラムにつき一、二〇四円	
二　その他のもの	二五％	
○四・〇五　ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		
○四〇五・一〇　バター		
一　脂肪分が全重量の八五％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき一、一五九円	
二　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき一、三六三円	
○四〇五・二〇　デイリースプレッド	三五％及び一キログラムにつき一、一五九円	
○四〇五・九〇　その他のもの		
一　脂肪分が全重量の八五％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき一、一五九円	
二　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき一、三六三円	
○四・〇六　チーズ及びカード		
○四〇六・一〇　フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	四〇％	
○四〇六・二〇　おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）	三五％	
一　プロセスチーズのもの	四〇％	
二　その他のもの	三五％	
○四〇六・三〇　プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	四〇％	
○四〇六・四〇　ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ	三五％	
○四〇六・九〇　その他のチーズ	三五％	
○四・〇七　殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		
ふ化用の受精卵	無税	
○四〇七・一一　鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	無税	
○四〇七・一九　その他のもの		
○四〇七・二一　鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	二〇％	
○四〇七・二九　その他のもの	二〇％	
○四〇七・九〇　その他のもの		
一　冷凍したもの	二〇％	
二　その他のもの	二五％	
○四・〇八　殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
卵黄		
乾燥したもの	二五％	
○四〇八・一一		

○四〇八・一九	その他のもの	二五％（その率が一キログラムにつき、六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
○四〇八・九一	乾燥したもの	二五％
○四〇八・九九	その他のもの	二五％（その率が一キログラムにつき、六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
○四・〇九		三〇％
○四〇九・〇〇	天然はちみつ	一五％
○四・一〇	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	二・五％
○四一〇・一〇	昆虫類	二・五％
○四一〇・九〇	その他のもの	一五％

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）

（b）原皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照。第〇五・〇五項の物品並びに第〇五・一一項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）

（c）動物性紡織用繊維（第一一部参照。馬毛及びそのくずを除く。）

（d）ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・〇三項参照）

2　第〇五・〇一項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。

3　この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。

4　この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第〇五・一一項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。

○五・〇一	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず	無税
○五〇一・〇〇		無税
○五・〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	無税
○五〇二・一〇	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	無税
○五〇二・九〇	その他のもの	無税
○五・〇四		
○五〇四・〇〇	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	無税
○五・〇五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないものの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）	無税
○五〇五・一〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
○五〇五・九〇	その他のもの	無税
○五・〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税
○五〇六・一〇	オセイン及び酸処理した骨	無税
○五〇六・九〇	その他のもの	無税
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税
○五〇七・一〇	アイボリー並びにその粉及びくず	無税
○五〇七・九〇	その他のもの	無税
○五・〇八		二〇％
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税
○五・一〇		
○五一〇・〇〇		
○五・一一	アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	
○五一一・一〇	一　じや香及び牛黄	無税
	二　その他のもの	五％
○五一一・九一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの	無税
○五一一・九九	その他のもの	無税
	一　魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵	無税
	二　その他のもの	二・五％

一　馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して無税	
層状にしてあるかないかを問わない。）並びに蚕種、動物の精液、腱、筋、	
原皮くず及び乾燥した血	
二　動物性の海綿	一〇％
三　その他のもの	二・五％

第二部　植物性生産品

注

1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

注

1　この類には、第〇六・〇一項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第七類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。

2　第〇六・〇三項又は第〇六・〇四項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第九七・〇一項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

〇六・〇一	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）
〇六〇一・一〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）
〇六〇一・二〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根
〇六・〇二	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸
〇六〇二・一〇	根を有しない挿穂及び接ぎ穂
〇六〇二・二〇	樹木及び灌木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）
〇六〇二・三〇	しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
〇六〇二・四〇	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
〇六〇二・九〇	その他のもの
〇六・〇三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）
〇六〇三・一一	生鮮のもの
〇六〇三・一二	ばら
〇六〇三・一三	カーネーション
〇六〇三・一四	らん
〇六〇三・一五	菊
〇六〇三・一九	ゆり（リリウム属のもの）
〇六〇三・九〇	その他のもの
〇六・〇四	その他のもの 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）
〇六〇四・二〇	生鮮のもの
〇六〇四・九〇	その他のもの

無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
五％	
五％	

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注

1　この類には、第一二・一四項の飼料用植物を含まない。

2　第〇七・〇九項から第〇七・一二項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきよう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンスィス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

3　第〇七・一二項には、次の物品を除くほか、第〇七・〇一項から第〇七・一一項までの野菜を乾燥した全てのものを含む。

（a）乾燥した豆でさやを除いたもの（第〇七・一三項参照）

（b）第一一・〇二項から第一一・〇四項までに定める形状のスイートコーン

（c）ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第一一・〇五項参照）

（d）第〇七・一三項の乾燥した豆の粉及びミール（第一一・〇六項参照）

4　この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破砕し又は粉砕したものを含まない（第〇九・〇四項参照）。

5　第〇七・一一項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

〇七・〇一	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇七〇一・一〇	種ばれいしよ	五％
〇七〇一・九〇	その他のもの	五％
〇七・〇二	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
〇七〇二・〇〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇七・〇三	一　たまねぎ及びシャロット	
〇七〇三・一〇	（一）　課税価格が一キログラムにつき六七円以下のもの	一〇％
	（二）　課税価格が一キログラムにつき六七円を超え七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額
	（三）　課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	無税
	二　シャロット	五％

○七〇三・二〇	
○七〇三・九〇	
○七・〇四	
○七〇四・一〇	
○七〇四・二〇	
○七〇四・九〇	
○七・〇五	
○七〇五・一一	
○七〇五・一九	
○七〇五・二一	
○七〇五・二九	
○七・〇六	
○七〇六・一〇	
○七〇六・九〇	
○七・〇七	
○七〇七・〇〇	
○七・〇八	
○七〇八・一〇	
○七〇八・二〇	
○七〇八・九〇	
○七・〇九	
○七〇九・二〇	
○七〇九・三〇	
○七〇九・四〇	
○七〇九・五一	
○七〇九・五二	
○七〇九・五三	
○七〇九・五四	
○七〇九・五五	
○七〇九・五六	
○七〇九・五九	
○七〇九・六〇	
○七〇九・七〇	
○七〇九・九一	
○七〇九・九二	
○七〇九・九三	
○七〇九・九九	
○七・一〇	
○七一〇・一〇	
○七一〇・二一	
○七一〇・二二	
○七一〇・二九	
○七一〇・三〇	
○七一〇・四〇	
○七一〇・八〇	
○七一〇・九〇	
○七一一・四〇	
○七一一・五一	
○七一一・五九	
○七一二・一〇	
○七一二・二〇	
○七一二・三一	
○七一二・三二	
○七一二・三三	
○七一二・三四	
○七一二・三九	

にんにく	五%
リーキその他のねぎ属のもの	五%
キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
カリフラワー及びブロッコリー	五%
芽キャベツ	五%
その他のもの	五%
レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
レタス	五%
結球レタス	五%
その他のもの	五%
チコリー	五%
ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	五%
その他のもの	五%
にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
にんじん及びかぶ	五%
その他のもの	五%
きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	五%
えんどう（ピスム・サティヴム）	五%
ささげ属又はいんげんまめ属の豆	五%
その他の豆	五%
その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
アスパラガス	五%
なす	五%
セルリー（セルリアクを除く。）	五%
きのこ及びトリフ	五%
きのこ（はらたけ属のもの）	五%
きのこ（やまどりたけ属のもの）	五%
きのこ（あんずたけ属のもの）	五%
しいたけ（レンティヌス・エドデス）	五%
まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム）	五%
トリフ（セイヨウショウロ属のもの）	五%
その他のもの	五%
とうがらし属又はピメンタ属の果実	五%
ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五%
その他のもの	五%
アーティチョーク	五%
オリーブ	五%
かぼちや類（ククルビタ属のもの）	五%
その他のもの	五%
一　スイートコーン	一〇%
二　その他のもの	五%
冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	一〇%
ばれいしよ	
豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	一〇%
えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇%
ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%
その他のもの	一〇%
ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇%
スイートコーン	一二・五%
その他の野菜	
一　ごぼう	二〇%
二　その他のもの	一〇%
○七一〇・九〇野菜を混合したもの	
一　スイートコーンを主成分とするもの	一二・五%
二　その他のもの	一〇%
○七・一一	
一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
○七一一・二〇オリーブ	一五%
○七一一・四〇きゅうり及びガーキン	一五%
きのこ及びトリフ	
○七一一・五一きのこ（はらたけ属のもの）	一五%
○七一一・五九その他のもの	一五%
○七一一・九〇その他の野菜及び野菜を混合したもの	
一　なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らつきよう	一〇%
及びわらび	
二　その他のもの	
（一）　ごぼう	二〇%
（二）　その他のもの	一五%
○七・一二	
乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	
○七一二・二〇たまねぎ	一五%
きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	
○七一二・三一きのこ（はらたけ属のもの）	一五%
○七一二・三二きくらげ（きくらげ属のもの）	一五%
○七一二・三三白きくらげ（白きくらげ属のもの）	一五%
○七一二・三四しいたけ（レンティヌス・エドデス）	一五%
○七一二・三九その他のもの	一五%

○七一二・九〇その他の野菜及び野菜を混合したもの	
一　スイートコーン	
（一）　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
（二）　その他のもの	一キログラムにつき一五円
二　その他のもの	一五％
○七・一三　乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	
○七一三・一〇えんどう（ピスム・サティヴム）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	
○七一三・二〇ひよこ豆	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	一〇％
○七一三・三一ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
○七一三・三二小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	無税
○七一三・三三いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	一〇％
○七一三・三四バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	一〇％
○七一三・三五ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	一〇％
○七一三・三九その他のもの	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	一〇％
○七一三・四〇ひら豆	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	一〇％
○七一三・五〇そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	一〇％
○七一三・六〇き豆（カヤヌス・カヤン）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	一〇％
○七一三・九〇その他のもの	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	
（一）　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
（二）　その他のもの	一〇％

（一）播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円	六％
（二）その他のもの		六％
○七・一四 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄		六％
○七一四・一〇 カッサバ芋		四％
一 冷凍したもの	二〇％	四％
二 その他のもの		四％
（一）粉又はミールのペレット	二五％	無税
（二）その他のもの	一五％	無税
○七一四・二〇 かんしよ		四％
一 冷凍したもの	二〇％	四％
二 その他のもの	一五％	無税
○七一四・三〇 ヤム芋（ディオスコレア属のもの）		四％
一 冷凍したもの	二〇％	四％
二 その他のもの	一五％	無税
○七一四・四〇 さといも（コロカシア属のもの）		四％
一 冷凍したもの	一〇％	四％
二 その他のもの	一五％	無税
○七一四・五〇 アメリカさといも（クサントソマ属のもの）		四％
一 冷凍したもの	二〇％	四％
二 その他のもの	一五％	無税
○七一四・九〇 その他のもの		四％
一 冷凍したもの	二〇％	四％
二 その他のもの	一五％	無税
第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮		
注		
1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。		
2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。		
3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。		
（a）保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）		
（b）外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。		
4 第〇八・一二項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。		
○八・〇一 ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
○八〇一・一一 ココやしの実		六％
○八〇一・一二 乾燥したもの		六％
○八〇一・一九 内果皮付きのもの		六％
その他のもの		
○八〇一・二一 ブラジルナット		四％
○八〇一・二二 殻付きのもの		四％
○八〇一・二二 殻を除いたもの		四％
○八〇一・三一 カシューナット		無税
○八〇一・三二 殻付きのもの		無税
○八・〇二 殻を除いたもの（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
○八〇二・一一 アーモンド		
殻付きのもの		
一 ビターアーモンド	無税	四％
二 スイートアーモンド	無税	四％
○八〇二・一二 殻を除いたもの		
一 ビターアーモンド	無税	四％
二 スイートアーモンド	無税	四％
○八〇二・二一 殻付きのもの		
ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）		
○八〇二・二二 殻を除いたもの		
くるみ		
○八〇二・三一 殻付きのもの		一〇％
○八〇二・三二 殻を除いたもの		一〇％
くり（カスタネア属のもの）		
○八〇二・四一 殻付きのもの		一六％
○八〇二・四二 殻を除いたもの		一六％
ピスタチオナット		
○八〇二・五一 殻付きのもの		無税
○八〇二・五二 殻を除いたもの		無税
マカダミアナット		
○八〇二・六一 殻付きのもの		五％
○八〇二・六二 殻を除いたもの		五％
○八〇二・七〇 コーラナット（コラ属のもの）		二〇％
○八〇二・八〇 びんろう子		無税
○八〇二・九一 その他のもの		
○八〇二・九二 殻付きの松の実		二〇％
○八〇二・九九 殻を除いた松の実		二〇％
その他のもの		
○八・〇三 一 ペカン		五％
○八〇三・一〇 二 その他のもの		二〇％
バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
プランテイン		
一 生鮮のもの		

	（一）　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入され四〇％るもの	
	（二）　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入され五〇％れるもの	
○八〇三・九〇	二　乾燥したもの	六％
	その他のもの	
	一　生鮮のもの	
	（一）　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入され四〇％るもの	
	（二）　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入され五〇％れるもの	
○八・〇四	二　乾燥したもの	六％
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、	
○八〇四・二〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾	
○八〇四・三〇	燥したものに限る。）	無税
	なつめやしの実	一〇％
	いちじく	
	パイナップル	
	一　生鮮のもの	二〇％
	二　乾燥したもの	一二％
○八〇四・四〇	アボカドー	六％
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	六％
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇五・一〇	オレンジ	
	一　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入され二〇％るもの	
	二　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入され四〇％るもの	
○八〇五・二一	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びに	
○八〇五・二二	クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するか	
○八〇五・二九	んきつ類の交雑種	二〇％
○八〇五・四〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん	二〇％
○八〇五・五〇	クレメンタイン	二〇％
	その他のもの	二〇％
	グレープフルーツ及びポメロ	一〇％
	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及び無税	
○八〇五・九〇	びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトル	
	ス・ラティフォリア）	
	その他のもの	
	一　ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキト無税	
	ルス・ラティフォリアを除く。）	
○八・〇六	二　その他のもの	二〇％
○八〇六・一〇	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
	生鮮のもの	

	一　毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入され二〇％るもの	
	二　毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入される一三％もの	
○八〇六・二〇	乾燥したもの	二％
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	
○八〇七・一一	メロン（すいかを含む。）	
○八〇七・一九	すいか	一〇％
○八〇七・二〇	その他のもの	一〇％
○八・〇八	パパイヤ	四％
	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	
○八〇八・一〇	りんご	二〇％
○八〇八・三〇	梨	八％
○八〇八・四〇	マルメロ	八％
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	
○八〇九・一〇	あんず	一〇％
	さくらんぼ	
○八〇九・二一	サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	一〇％
○八〇九・二九	その他のもの	一〇％
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	一〇％
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	一〇％
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	
○八一〇・一〇	ストロベリー	一〇％
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	一〇％
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一〇％
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実	一〇％
○八一〇・五〇	キウイフルーツ	八％
○八一〇・六〇	ドリアン	一〇％
○八一〇・七〇	柿	一〇％
○八一〇・九〇	その他のもの	一〇％
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
○八一一・一〇	ストロベリー	
	一　砂糖を加えたもの	一六％
	二　その他のもの	二〇％
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	
	一　砂糖を加えたもの	一六％
	二　その他のもの	一〇％
○八一一・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　パイナップル	二八％
	（二）　ベリー	一六％

（三）　サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	一八・四％	
（四）　桃及び梨	一〇％	
（五）　その他のもの	二〇％	
二　その他のもの	二八％	
（一）　パイナップル	一二％	
（二）　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	一〇％	
（三）　桃、梨及びベリー	二〇％	
（四）　その他のもの		
○八・一二　一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
○八一二・一〇　さくらんぼ	二〇％	
○八一二・九〇　その他のもの		
一　バナナ		
（一）　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇％	
（二）　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％	
二　オレンジ		
（一）　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％	
（二）　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％	
三　グレープフルーツ及びポメロ		
（一）　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％	
（二）　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％	
四　その他のもの		
（一）　レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	一〇％	
（二）　くり（カスタネア属のもの）	一六％	
（三）　その他のもの	二〇％	
○八・一三　乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
○八一三・一〇　あんず	一五％	
○八一三・二〇　プルーン	四％	
○八一三・三〇　りんご	一五％	
○八一三・四〇　その他の果実		
一　ベリー	一二％	
二　その他のもの	一五％	
○八一三・五〇　この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
一　ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり（カスタネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属のもの）、第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号までのナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	一〇％	
二　その他のもの	二〇％	
○八・一四　○八一四・〇〇　かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び二・五％冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

1　第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。

（a）　同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。

（b）　異なる項の二以上の物品の混合物は、第〇九・一〇項に属する。

第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品（（a）又は（b）の混合物を含む。）に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第二一・〇三項に属する。

2　この類には、第一二・一一項のクベバ（ピペル・クベバ）その他の物品を含まない。

○九・〇一　コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		
○九〇一・一一　カフェインを除いてないもの	無税	
○九〇一・一二　カフェインを除いたもの	無税	
○九〇一・二一　コーヒー（いったものに限る。）		
○九〇一・二二　カフェインを除いてないもの	二〇％	
○九〇一・二二　カフェインを除いたもの	二〇％	
○九〇一・九〇　その他のもの		
一　コーヒー豆の殻及び皮	無税	
二　コーヒーを含有するコーヒー代用物	二〇％	
○九・〇二　茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		
○九〇二・一〇　緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇％	
○九〇二・二〇　その他の緑茶（発酵していないものに限る。）		
一　くず（飲用に適するものを除く。）	無税	
二　その他のもの	二〇％	
○九〇二・三〇　紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇％	
○九〇二・四〇　その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		
一　くず（飲用に適するものを除く。）	無税	
二　その他のもの		
（一）　紅茶	五％	
（二）　その他のもの	二〇％	
○九・〇三　マテ	二〇％	
○九〇三・〇〇　とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー		
○九・〇四		

○九〇四・一一	ペッパー	四・二%
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	二　その他のもの	
○九〇四・一二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九〇四・二一	とうがらし属又はピメンタ属の果実	
	乾燥したもの（破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	無税
○九〇四・二二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	無税
○九・〇五	バニラ豆	
○九〇五・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇五・二〇	破砕し又は粉砕したもの	無税
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇六・一一	けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）	無税
○九〇六・一九	その他のもの	無税
○九〇六・二〇	破砕し又は粉砕したもの	無税
○九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
○九〇七・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九〇七・二〇	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	
	肉ずく	
○九〇八・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九〇八・一二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九〇八・二一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九〇八・二二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九〇八・三一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九〇八・三二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%
	二　その他のもの	無税
○九・〇九	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	
○九〇九・二一	コリアンダーの種	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	無税
○九〇九・二二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	三・五%
○九〇九・三一	クミンの種	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	無税
○九〇九・三二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	三・五%
○九〇九・六一	アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	無税
○九〇九・六二	破砕し又は粉砕したもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	七%
	二　その他のもの	三・五%
○九・一〇	しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
○九一〇・一一	しようが	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	一　塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	一五%
	二　その他のもの	
	（一）　小売用の容器入りにしたもの	一〇%
	（二）　その他のもの	
○九一〇・一二	A　乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかないかを問わない。）	無税
	破砕し又は粉砕したもの	
	一　塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	一五%
	二　その他のもの	
	B　その他のもの	五%

	（一）　小売用の容器入りにしたもの	一〇％	
	（二）　その他のもの	五％	
○九一○・二○	サフラン		
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二％	一〇〇二・九〇
	二　その他のもの	無税	一〇〇三・一〇
○九一○・三○	うこん		
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二％	一〇〇三・九〇
	二　その他のもの	無税	
	その他の香辛料		
○九一○・九一	この類の注１（ｂ）の混合物		
	一　カレー	一二％	一〇〇四・一〇
	二　その他のもの		一〇〇四・九〇
	（一）　小売用の容器入りにしたもの	四・二％	一〇・〇五
	（二）　その他のもの	無税	一〇〇五・一〇
○九一○・九九	その他のもの		
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二％	一〇・〇六
	二　その他のもの	無税	一〇〇六・一〇
第一〇類　穀物			
注			
1	（Ａ）　この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。		
	（Ｂ）　この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出しした米、パーボイルドライス及び砕米を含み、第一〇・〇八項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものを含む。		
2	第一〇・〇五項には、スイートコーンを含まない（第七類参照）。		
号注			
1	「デュラム小麦」とは、トリティクム・デュルム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティクム・デュルム種と同数（二八）のものをいう。		
			一〇〇五・九〇
一〇・〇一	小麦及びメスリン		
	デュラム小麦		
一〇〇一・一一	播種用のもの	一キログラムにつき六五円	一〇〇六・四〇
一〇〇一・一九	その他のもの	一キログラムにつき六五円	一〇・〇七 一〇〇七・一〇
	その他のもの		
一〇〇一・九一	播種用のもの	一キログラムにつき六五円	一〇〇七・九〇
一〇〇一・九九	その他のもの	一キログラムにつき六五円	一〇・〇八
一〇・〇二	ライ麦		
一〇〇二・一〇	播種用のもの	無税	一〇〇八・一〇
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		
	二　その他のもの	五％	五％
一〇〇三・一〇	大麦及び裸麦		
	播種用のもの	一キログラムにつき四六円	一キログラムにつき四六円
一〇〇三・九〇	その他のもの	一キログラムにつき四六円	一キログラムにつき四六円
一〇・〇三	オート		
	播種用のもの	無税	無税
一〇〇四・一〇	その他のもの	無税	無税
一〇〇四・九〇	とうもろこし		
	播種用のもの		
一〇・〇五	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき一五円
一〇〇五・一〇	二　その他のもの		
	その他のもの		
	一　爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	無税	無税
	二　その他のもの		
	米		
	もみ	一キログラムにつき二円	一キログラムにつき二円
	玄米	一キログラムにつき二円	一キログラムにつき二円
	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき二円	一キログラムにつき二円
	砕米	一キログラムにつき四〇二円	一キログラムにつき四〇二円
	グレーンソルガム		
	播種用のもの		
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	五〇％（その率が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五％
	二　その他のもの		
	その他のもの		
	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		
	そば		
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税
	二　その他のもの	五％	五％

二　その他のもの	一五％
一〇〇八・二一　ミレット	無税
一〇〇八・二九　播種用のもの	無税
一〇〇八・三〇　その他のもの	無税
一〇〇八・四〇　カナリーシード	無税
フォニオ（ディギタリア属のもの）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	五％
一〇〇八・五〇　キヌア（ケノポディウム・クイノア）	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	五％
一〇〇八・六〇　ライ小麦	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	一キログラムにつき六五円
一〇〇八・九〇　その他の穀物	
一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
二　その他のもの	五％

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）いつた麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第〇九・〇一項及び第二一・〇一項参照）

（b）第一九・〇一項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉

（c）第一九・〇四項のコーンフレークその他の物品

（d）第二〇・〇一項、第二〇・〇四項又は第二〇・〇五項の調製し又は保存に適する処理をした野菜

（e）医療用品（第三〇類参照）

（f）調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第三三類参照）

2　（A）次の表の（1）欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の（a）及び（b）のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第二三・〇二項に属する。ただし、穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第一一・〇四項に属する。

（a）でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の（2）欄に掲げる率を超えること。

（b）灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の（3）欄に掲げる率以下であること。

（B）（A）の規定によりこの類に属する物品で、次の表の（4）欄又は（5）欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の（4）欄又は（5）欄に掲げる率以上であるものは第一一・〇一項又は第一一・〇二項に属するものとし、その他のものは第一一・〇三項又は第一一・〇四項に属する。

（1）穀物	（2）でん粉の含有率	（3）灰分の含有率	（4）目開きが三一五〇マイクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率	（5）目開きが五〇マイクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	四五％	二・五％	八〇％	―
大麦及び裸麦	四五％	三％	八〇％	―
オート	四五％	五％	八〇％	―
とうもろこし及びグレーンソルガム	四五％	二％	―	九〇％
米	四五％	一・六％	八〇％	―
そば	四五％	四％	八〇％	―

3　第一一・〇三項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破砕して得た物品で次のものをいう。

（a）とうもろこしから得た物品については、目開きが二ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五％以上のもの

（b）その他の穀物から得た物品については、目開きが一・二五ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五％以上のもの

一一・〇一　小麦粉及びメスリン粉	一キログラムにつき一〇六円
一一〇一・〇〇　穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	二五％
一一・〇二　とうもろこし粉	一キログラムにつき九八円
一一〇二・二〇　その他のもの	一キログラムにつき一〇六円
一　大麦粉及び裸麦粉	一キログラムにつき四二円
一一〇二・九〇　二　ライ小麦粉	二五％
一一・〇三　三　米粉	一キログラムにつき一〇六円
一一〇三・一一　四　その他のもの	二五％
ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	
ひき割り穀物及び穀物のミール	
小麦のもの	
一一〇三・一三　とうもろこしのもの	
一一〇三・一九　その他の穀物のもの	
一　大麦又は裸麦のもの	一キログラムにつき九八円

二　ライ小麦のもの		一キログラムにつき一〇六円
三　オートのもの		二〇％
四　米のもの		一キログラムにつき四四二円
五　その他のもの		二〇％
一一〇三・ペレット		
二〇		
一　小麦のもの		一キログラムにつき一〇六円
		二〇％
二　オートのもの		
三　とうもろこし又は米のもの		
（一）　とうもろこしのもの		二五％
（二）　米のもの		一キログラムにつき四四二円
四　大麦又は裸麦のもの		一キログラムにつき九八円
五　ライ小麦のもの		一キログラムにつき一〇六円
		二〇％
六　その他のもの		
一一・〇四　その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
ロールにかけ又はフレーク状にした穀物		
一一〇四・オートのもの		二〇％
一一二		
一一〇四・その他の穀物のもの		
一九		
一　小麦又はライ小麦のもの		一キログラムにつき一三二円
二　とうもろこし又は米のもの		
（一）　とうもろこしのもの		二五％
（二）　米のもの		一キログラムにつき四〇二円
三　大麦又は裸麦のもの		一キログラムにつき一〇七円
四　その他のもの		二〇％
その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		

一一〇四・オートのもの		二〇％
二二		
一一〇四・とうもろこしのもの		一六・二％
二三		
一　コーンフレークの製造に使用するもの		二五％
二　その他のもの		
一一〇四・その他の穀物のもの		
二九		
一　小麦又はライ小麦のもの		一キログラムにつき一〇六円
二　米のもの		一キログラムにつき四〇二円
三　大麦又は裸麦のもの		一キログラムにつき一三〇円
四　その他のもの		二〇％
一一〇四・穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		二〇％
三〇		
一一・〇五　ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		二五％
一一〇五・粉及びミール		
一〇		
一一〇五・フレーク、粒及びペレット		二〇％
二〇		
一一・〇六　乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		一六％
一一〇六・乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの		二五％
一〇		
一一〇六・サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの		二五％
二〇		
一一〇六・第八類の物品のもの		一キログラムにつき二五円
三〇		
一一・〇七　麦芽（いってあるかないかを問わない。）		一キログラムにつき二五円
一一〇七・いってないもの		
一〇		
一一〇七・いったもの		
二〇		
一一・〇八　でん粉及びイヌリンでん粉		一キログラムにつき一五八円
一一〇八・小麦でん粉		一キログラムにつき一四〇円
一一		
一一〇八・とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		
一二		

一一〇八・ばれいしよでん粉	一キログラムにつき一四〇円	
一一〇八・マニオカ（カッサバ）でん粉	一キログラムにつき一四〇円	
一一〇八・その他のでん粉	一キログラムにつき一四〇円	
一一〇八・イヌリン	一キログラムにつき一四〇円	
一一・〇九	二五％	
一一〇九・小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）		
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		

注

1　第一二・〇七項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第七類及び第二〇類参照）及び第〇八・〇一項又は第〇八・〇二項の物品を含まない。

2　第一二・〇八項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かすを含まない。

3　ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第一二・〇九項の播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第一二・〇九項には含まない。

（a）豆及びスイートコーン（第七類参照）

（b）第九類の香辛料その他の物品

（c）穀物（第一〇類参照）

（d）第一二・〇一項から第一二・〇七項まで又は第一二・一一項の物品

4　第一二・一一項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。

もつとも、第一二・一一項には、次の物品を含まない。

（a）第三〇類の医薬品

（b）第三三類の調製香料及び化粧品類

（c）第三八・〇八項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品

5　第一二・一二項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。

（a）第二一・〇二項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）

（b）第三〇・〇二項の培養微生物

（c）第三一・〇一項又は第三一・〇五項の肥料

号注

1　第一二〇五・一〇号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発性油（エルカ酸がその重量の二％未満のものに限る。）及び一グラムあたり三〇マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。

備考

1　あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメディウム・プベスケンスの葉、エピメディウム・ブレヴィコルヌの葉、エヴォディア・ボディニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランティウム（だいだいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしようこの葉及び花、ごしゆゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しならすうりの種、しなれんぎようの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまいたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぽぽの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレンゲリの花、マグノリア・ビオンディイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・ブロウニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオヌルス・シビリクスの葉及び花、れんぎようの果実並びにロファテルム・シネンセの葉

一二・〇一	播種用のもの	無税
一二〇一・一〇	その他のもの	無税
一二〇一・九〇	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
一二・〇二	播種用のもの	一キログラムにつき七二六円
一二〇二・三〇	その他のもの	一キログラムにつき七二六円
一二〇二・四一	殻付きのもの	一キログラムにつき七二六円
一二〇二・四二	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき七二六円
一二・〇三	コプラ	無税
一二〇三・〇〇	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二・〇四	菜種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二〇四・〇〇	菜種（低エルカ酸のもの）	無税
一二・〇五	その他のもの	無税
一二〇五・一〇	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二〇五・九〇	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二・〇六		
一二〇六・〇〇		
一二・〇七		

一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核	無税
一二〇七・二一	綿実	無税
一二〇七・二九	播種用のもの	無税
一二〇七・三〇	その他のもの	無税
一二〇七・四〇	ひまの種	無税
一二〇七・五〇	ごま	無税
一二〇七・六〇	マスタードの種	無税
一二〇七・九一	サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種	無税
一二〇七・九九	メロンの種	無税
一二〇七・〇八	その他のもの	無税
一二〇八・一〇	けしの種	無税
一二〇八・九〇	その他のもの	無税
一二〇八・〇九	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	七％
一二〇九・一〇	大豆のもの	七％
一二〇九・二一	その他のもの	無税
一二〇九・二二	播種用の種、果実及び胞子	無税
一二〇九・二三	てん菜の種	無税
一二〇九・二四	飼料用植物の種	無税
一二〇九・二五	ルーサン（アルファルファ）の種	無税
一二〇九・二九	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種	無税
一二〇九・三〇	フェスクの種	無税
一二〇九・九一	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種	無税
一二〇九・九九	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種	無税
一二〇九・〇九	その他のもの	無税
一二〇九・一〇	園芸用草花の種	無税
一二〇九・九一	その他のもの	無税
一二〇九・九九	野菜の種	無税
一二〇九・〇一	その他のもの	無税
一二〇九・〇二	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	五％
一二一〇・一〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	五％
一二一〇・二〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン	五％
一二一・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	五％
一二一一・二〇	おたねにんじん	三％
一二一一・三〇	一　生鮮のもの及び乾燥したもの	無税
一二一一・四〇	二　その他のもの	三％
一二一一・五〇	コカ葉	無税
一二一一・六〇	けしがら	無税
	麻黄	無税
	アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮	無税
一二一一・九〇	その他のもの	無税
一二一・一二	一　ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黄並びに甘草	無税
	二　除虫菊	
	（一）　生鮮のもの及び乾燥したもの	一四％
	（二）　その他のもの	一〇％
	三　大麻草	三％
	四　ルイボス	五％
	五　その他のもの	
	（一）　茎、樹皮及び根並びにこの類の備考１の物品（乾燥したものに限るものとし、粉状にしたものを除く。）	無税
	（二）　その他のもの	
	Ａ　びやくだん	二・五％
	Ｂ　はとむぎ	三％
	Ｃ　その他のもの	二・五％
一二一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一二一二・二一	海草その他の藻類	
	食用に適するもの	
	一　長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四一枚につき一円五〇銭三〇平方センチメートル以下のもの	一五％
一二一二・二九	二　あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の一に掲げる物品を除く。）	四〇％
	三　その他のもの	
	一　ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	五％
	二　その他のもの	無税
	その他のもの	
一二一二・九一	てん菜	無税
一二一二・九二	ローカストビーン（キャロブ）	無税
一二一二・九三	さとうきび	無税
一二一二・九四	チコリーの根	一五％
一二一二・九九	その他のもの	
	一　こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	一キログラムにつ

	き三、二	
	八九円	
	五％	
二　その他のもの		
一二・一三		
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたもので無税	
	あるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	
一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ル	
	ーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケー	
	ル、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状に	
	してあるかないかを問わない。）	
一二一四・一〇	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット	無税
一二一四・九〇	その他のもの	無税
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
注		
1　第一三・〇二項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへん		
を含むものとし、次の物品を含まない。		
（a）　甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの及び菓子にしたもの（第一		
七・〇四項参照）		
（b）　麦芽エキス（第一九・〇一項参照）		
（c）　コーヒー、茶又はマテのエキス（第二一・〇一項参照）		
（d）　アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス（第二二類参照）		
（e）　第二九・一四項又は第二九・三八項のしよう脳、グリシルリジンその他の物品		
（f）　けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の五〇％以上のもの（第二九・三九項参		
照）		
（g）　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用のもの（第三八・一二項参照）		
（h）　なめしエキス及び染色エキス（第三二・〇一項及び第三二・〇三項参照）		
（ij）　精油、コンクリート、アブソリュート、レジノイド及びオレオレジン抽出物、精油のアキ		
ュアスディスチレート及びアキュアスソリューション並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質		
をもととした調製品（第三三類参照）		
（k）　天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（第四		
〇・〇一項参照）		
備考		
1　第一三・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。		
一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	無税
一三〇一・二〇	アラビアゴム	無税
一三〇一・九〇	その他のもの	二〇％
一三・〇二	一　セラックその他の精製ラック	無税
	二　その他のもの	
	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス	無税
一三〇二・一二	生あへん	無税
	甘草のもの	無税
一三〇二・一三	ホップのもの	無税
一三〇二・一四	麻黄のもの	
	一　アルコール分が五〇％以上のもの	一〇％
	二　その他のもの	無税
一三〇二・一九	その他のもの	
	一　飲料のもと	
	（一）　植物性の一種類の原料から得たもの	一〇％
	（二）　その他のもの	二五％
	二　除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	
	（一）　除虫菊エキス	七％
	（二）　その他のもの	無税
	三　その他のもの	
	（一）　生漆	無税
	（二）　大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	無税
	（三）　その他のもの	
	A　アルコール分が五〇％以上のもの	一〇％
	B　その他のもの	無税
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	五％
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
一三〇二・三一	寒天	一キログラムにつき一六〇円
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税
一三〇二・三九	その他のもの	無税
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
注		
1　この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したもの		
を含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料		
を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に属する。		
2　第一四・〇一項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工		
をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオージア、あしその他これらに類		
する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含むものとし、チッ		
プウッド（第四四・〇四項参照）を含まない。		
3　第一四・〇四項には、木毛（第四四・〇五項参照）及びほうき又はブラシの製造用に結束し又		
は房状にした物品（第九六・〇三項参照）を含まない。		
一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）	
一四〇一・一〇	竹	一〇％
一四〇一・二〇	とう	無税
一四〇一・九〇	その他のもの	一〇％
	一　いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	

二　その他のもの	
（一）　くずのつる	三％
（二）　その他のもの	五％
一四・〇四　植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
一四〇四・二〇コットンリンター	無税
一四〇四・九〇その他のもの	
一　主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮（がんぴ）並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	無税
二　たぶの木又はへちまのもの	七％
三　水ごけ	五％
四　その他のもの	一〇％
第三部　動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
第一五類　動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
注	
1　この類には、次の物品を含まない。	
（a）　第〇二・〇九項の豚又は家きんの脂肪	
（b）　カカオ脂（第一八・〇四項参照）	
（c）　調製食料品（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超えるものに限る。主として第二一類に属する。）	
（d）　獣脂かす（第二三・〇一項参照）及び第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かす	
（e）　脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第六部の物品	
（f）　油から製造したファクチス（第四〇・〇二項参照）	
2　第一五・〇九項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第一五・一〇項参照）。	
3　第一五・一八項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。	
4　ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第一五・二二項に属する。	
号注	
1　第一五〇九・三〇号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で一〇〇グラムにつき二・〇グラムを超えず、かつ、ＣＯＤＥＸ　ＡＬＩＭＥＮＴＡＲＩＵＳ　ＳＴＡＮＤＡＲＤ　三三―一九八一に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。	
2　第一五一四・一一号及び第一五一四・一九号において「菜種油（低エルカ酸のもの）」とは、エルカ酸が全重量の二％未満の不揮発性油をいう。	
備考	
1　この類において「酸価」とは、油脂一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。	
2　第一五・一八項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。	
一五・〇一　豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	
ラード	
一　酸価が一・三を超えるもの	無税
二　その他のもの	一キログラムにつき一〇円
一五〇一・一〇　その他の豚脂	
一　酸価が一・三を超えるもの	無税
二　その他のもの	一キログラムにつき一〇円
一五〇一・九〇　その他のもの	七・五％
一五〇一・二〇　ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	五％
一五〇二・一〇　魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税
一五〇二・九〇　魚の肝油及びその分別物（肝油を除く。）	無税
一五〇三・〇〇　魚の油脂及びその分別物	一〇％
一五・〇三　その他のもの	
一五〇四・一〇　牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	
タロー	無税
その他のもの	無税
一五〇四・二〇　海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	
一　鯨油	無税
二　その他のもの	一〇％
一五・〇四　ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	
一　ウールグリース（粗のものに限る。）	二％
二　その他のもの	五％
一五〇四・一〇　その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	七・五％
一五〇四・二〇　大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一〇％（その率が一キログラムにつき六円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五・〇五　粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	
一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
一五・〇六	
一五〇六・〇〇	
一五・〇七	
一五〇七・一〇	

一五〇七・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八・一〇	粗油	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五〇九・二〇	エクストラバージンオリーブ油	無税
一五〇九・三〇	バージンオリーブ油	無税
一五〇九・四〇	その他のバージンオリーブ油	無税
一五〇九・九〇	その他のもの	無税
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一〇・一〇	粗製のオリーブかす油	無税
一五一〇・九〇	その他のもの	無税
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一一・一〇	粗油	七％
一五一一・九〇	その他のもの	
	一　パームステアリン	四％
	二　その他のもの	七％
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	
	粗油	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一二・一九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	綿実油及びその分別物	

一五一二・二一	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一七円
一五一二・二九	その他のもの	一キログラムにつき一七円
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一三・一一	やし（コプラ）油及びその分別物	
	粗油	七％（その率が一キログラムにつき七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五一三・一九	その他のもの	七％（その率が一キログラムにつき七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五一三・二一	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物	
	粗油	
	一　パーム核油	七％
	二　ババス油	
	（一）　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	（二）　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一三・二九	その他のもの	七％
	一　パーム核油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	二　ババス油及びその分別物	
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一四・一一	菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物	
	粗油	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一四・一九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一四・九一	その他のもの	
	粗油	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円

二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一四・九九 その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・一五 その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一〇％（その率が一キログラムにつき一一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五一五・一一 粗油	
亜麻仁油及びその分別物	一〇％（その率が一キログラムにつき一一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五一五・一九 その他のもの	
とうもろこし油及びその分別物	
一五一五・二一 粗油	
一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一〇円
二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一五・二九 その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一五・三〇 ひまし油及びその分別物	
一五一五・五〇 ごま油及びその分別物	
一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一五・六〇 微生物性油脂及びその分別物	
一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一五・九〇 その他のもの	
一　オイチシカ油及びその分別物並びに桐油及びその分別物	無税
二　カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	五％
三　ホホバ油及びその分別物	七・五％
四　その他のもの	
（一）　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
（二）　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・一六 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	
一五一六・一〇 動物性油脂及びその分別物	四％
一五一六・二〇 植物性油脂及びその分別物	四％
一五一六・三〇 微生物性油脂及びその分別物	四％
一五・一七 マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	三五％
一五一七・一〇 マーガリン（液状マーガリンを除く。）	
一五一七・九〇 その他のもの	
一　動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	
（一）　完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	四％
（二）　その他のもの	七・五％
二　植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	
（一）　完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	四％
（二）　その他のもの	四・八％
三　離型油	一五％
四　ショートニング	二五％
五　その他のもの	
一五一八・〇〇 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・二〇 グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	五％
一五二〇・〇〇	

一五・二二	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	無税
一五二一・一〇	植物性ろう	一五％
一五二一・九〇	その他のもの	
	一　みつろう及び鯨ろう	七・五％
	二　その他のもの	
一五・二二		
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	七・五％
	一　デグラス	無税
	二　その他のもの	

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

注

1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第一六類　肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

注

1　この類には、第二類、第三類、第四類の注6又は第〇五・〇四項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。

2　ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の詰物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。

号注

1　第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。

2　第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第三類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

備考

1　第一六〇五・六九号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注2の規定により第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。

一六・〇一	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもとにした調製食料品	一六・〇二
一六〇一・〇〇		一六〇二・一〇
		一六〇二・二〇
		一六〇二・三一
		一六〇二・三二
		一六〇二・三九
		一六〇二・四一
		一六〇二・四二

	一　昆虫類のもの	一二％
	二　その他のもの	一〇％
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	
	均質調製品	
	一　昆虫類のもの	一二％
	二　その他のもの	二五％
	動物の肝臓のもの	
	一　牛又は豚のもの	二五％
	二　その他のもの	八％
	第〇一・〇五項の家きんのもの	
	七面鳥のもの	
	一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮し無税たものに限る。）	
	二　その他のもの	
	（一）　牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	二五％
	（二）　その他のもの	八％
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
	一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮し無税たものに限る。）	
	二　その他のもの	
	（一）　牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	二五％
	（二）　その他のもの	八％
	その他のもの	
	一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮し無税たものに限る。）	
	二　その他のもの	
	（一）　牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	二五％
	（二）　その他のもの	八％
	豚のもの	
	もも肉及びこれを分割したもの	
	一　ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一〇％
	二　その他のもの	二五％
	肩肉及びこれを分割したもの	
	一　ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）	一〇％

のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	
二　その他のもの	二五％
一六〇二・四九　その他のもの（混合物を含む。）	
一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
二　その他のもの	
（一）　ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレス一〇％ハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	二五％
（二）　その他のもの	
一六〇二・五〇　牛のもの	
一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
二　その他のもの	
（一）　牛の臓器及び舌のもの	二五％
（二）　その他のもの	
A　牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの	二五％
B　その他のもの	
（a）　単に水煮した後に乾燥したもの	二五％
（b）　調味した後に乾燥したもの	一〇％
（c）　コーンビーフ	二五％
（d）　その他のもの	
イ　気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	二五％
ロ　気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	四五％
ハ　その他のもの	五〇％
一六〇二・九〇　その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
二　その他のもの	
（一）　牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	二五％
（二）　その他のもの	
A　昆虫類のもの	九％
B　その他のもの	八％
一六・〇三　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	
一　肉のエキス及びジュース	一二・八％
二　その他のもの	九・六％
一六・〇四　魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
一六〇四・一一　さけ	九・六％
一六〇四・一二　にしん	九・六％
一六〇四・一三　いわし	九・六％
一六〇四・一四　まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	九・六％
一六〇四・一五　さば	九・六％
一六〇四・一六　かたくちいわし	九・六％
一六〇四・一七　うなぎ	九・六％
一六〇四・一八　ふかひれ	九・六％
一六〇四・一九　その他のもの	九・六％
一六〇四・二〇　その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	
一　卵	
（一）　にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	一二・八％
（二）　その他のもの	六・四％
二　その他のもの	九・六％
キャビア及びその代用物	
一六〇四・三一　キャビア	六・四％
一六〇四・三二　キャビア代用物	六・四％
一六・〇五　甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇　かに	
一　気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	六・五％
二　その他のもの	九・六％
シュリンプ及びプローン	
一六〇五・二一　気密容器入りでないもの	
一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
二　その他のもの	六％
一六〇五・二九　その他のもの	
一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
二　その他のもの	六％
一六〇五・三〇　ロブスター	
一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
二　その他のもの	六％
一六〇五・四〇　その他の甲殻類	
一　えび	
（一）　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
（二）　その他のもの	六％
二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五一　軟体動物　かき	

一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・五二　スキャロップ（いたや貝を含む。）		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・五三　いた貝		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・五四　いか		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		一五％
一六〇五・五五　たこ		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・五六　クラム、コックル及びアークシェル		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・五七　あわび		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・五八　かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・五九　その他のもの		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・六〇　その他の水棲無脊椎動物		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		九・六％
一六〇五・六一　なまこ		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		一二％
一六〇五・六二　うに		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		一二％
一六〇五・六三　くらげ		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		一五％
一六〇五・六九　その他のもの		
一　くん製したもの		六・七％
二　その他のもの		六・七％
（一）　うに		一二％
（二）　くらげ		一五％
（三）　その他のもの		九・六％

第一七類　糖類及び砂糖菓子

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　ココアを含有する砂糖菓子（第一八・〇六項参照）

（b）　第二九・四〇項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品

（c）　第三〇類の医薬品その他の物品

号注

1　第一七〇一・一二号、第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相当する砂糖をいう。

2　第一七〇一・一三号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで六九度以上九三度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。

備考

1　この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。

2　号注1の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	無税
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）	
一七〇一・一二	てん菜糖	
	一　乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	一キログラムにつき二一円五〇銭
	二　その他のもの	一キログラムにつき四一円五〇銭
一七〇一・一三	この類の号注2の甘しや糖	一キログラムにつき四一円五〇銭
	その他の甘しや糖	
	一　乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	一キログラムにつき二一円五〇銭
	二　その他のもの	一キログラムにつき四一円五〇銭
一七〇一・一四	その他のもの	
	一　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき六三円五〇銭
	二　その他のもの	一キログラムにつき二一円五〇銭
一七〇一・九九	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のも	
一七〇一・九一	香味料又は着色料を加えたもの	
	その他のもの	
一七〇二	一　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき六三円五〇銭
	二　その他のもの	一キログラムにつき二一円五〇銭

のに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
一七〇二・一一	乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	一〇％
一七〇二・一九	その他のもの	一〇％
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	
	一　かえで糖	一キログラムにつき四一円五〇銭
	二　かえで糖水	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	
	一　香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（一）　砂糖を加えたもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二五％
	A　精製したもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	二五％
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	
	一　香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	
	一　香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・六〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	一　砂糖	三五％
	二　砂糖水	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	三　人造はちみつ及びカラメル	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・九〇	四　ハイ・テスト・モラセス	五％
	（一）　グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五、―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	二五％
	（二）　その他のもの	二〇％
	五　その他のもの	二五％
	（一）　香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	A　砂糖を加えたもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	二五％
	（a）　ソルボース	二〇％
	（b）　麦芽糖	二五％
	（c）　その他のもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇三・九〇	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	一キログラムにつき一八円
一七〇三・一〇	甘しや糖みつ	
	一　グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五％	
	五、―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	
	二　その他のもの	
	その他のもの	
	一　グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五％	
	五、―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	
	二　その他のもの	
一七・〇三	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	一キログラムにつき一八円
一七・〇四		

一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。） 三〇％
一七〇四・九〇	その他のもの
	一　甘草エキス（菓子にしたものを除く。） 無税
	二　その他のもの 三五％

第一八類　ココア及びその調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照）

（b）第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇二項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二二・〇二項、第二二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製品

2　第一八・〇六項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。

一八・〇一	
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。） 無税
一八・〇二	
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず 無税
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）
一八〇三・一〇	脱脂してないもの 一〇％
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの 二〇％
一八・〇四	
一八〇四・〇〇	カカオ脂 無税
一八・〇五	
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） 二一・五％
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
	一　砂糖を加えたもの 三五％
	二　その他のもの 二五％
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）
	一　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）
（一）	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） 二八％及び一キログラムにつき七九九円
（二）	その他のもの
A	砂糖を加えたもの 二八％
B	その他のもの 二五％
二	その他のもの
（一）	砂糖を加えたもの
A	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品 三五％
B	その他のもの
（一）	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） 二八％
	その他のもの 二五％
一八〇六・三一	詰物をしたもの 一〇％
一八〇六・三二	詰物をしてないもの
	一　チョコレート菓子 一〇％
	二　その他のもの
（一）	砂糖を加えたもの 三五％
（二）	その他のもの 二五％
一八〇六・九〇	その他のもの
	一　チョコレート菓子 一〇％
	二　その他のもの
（一）	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）
A	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） 二八％及び一キログラムにつき七九九円
B	その他のもの
（a）	砂糖を加えたもの 二八％
（b）	その他のもの 二五％
（二）	その他のもの
A	砂糖を加えたもの 三五％
B	その他のもの 二五％

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。）

（b）飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第二三・〇九項参照）

（c）第三〇類の医薬品その他の物品

2　第一九・〇一項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「ひき割り穀物」とは、第一一類の「ひき割り穀物」をいう。

（b）「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

（1）　第一一類の穀粉及びミール

（2）　他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第〇七・一二項参照）、ばれいしよ（第一一・〇五項参照）又は乾燥した豆（第一一・〇六項参照）の粉及びミールを除く。）

3　第一九・〇四項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の六％を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆つた調製品を含まない（第一八・〇六項参照）。

4　第一九・〇四項において「その他の調製をしたもの」とは、第一〇類又は第一一類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。

一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一九〇一・一〇	乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）	
	一　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	
	（一）　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	
	（二）　その他のもの	二八％及び一キログラムにつき七九九円
	二　その他のもの	二八％及び一キログラムにつき一、三六三円
	（一）　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品	
	A　砂糖を加えたもの	二八％
	B　その他のもの	二五％
	（二）　その他のもの	
	A　砂糖を加えたもの	二四％
	B　その他のもの	一六％
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	
	一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	
	（一）　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	
	A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	二八％及び一キログラムにつき七九九円
	B　その他のもの	二八％及び一キログラムにつき一、三六三円
	（二）　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食	

	料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	
	A　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき四四二円
	B　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき一〇六円
	C　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき九八円
	D　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	
	（a）　小麦でん粉を含有するもの	一キログラムにつき一五八円
	（b）　その他のもの	一キログラムにつき一四〇円
	（三）　米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	一キログラムにつき四四二円
	二　その他のもの	
	（一）　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品	
	A　砂糖を加えたもの	二八％
	B　その他のもの	二五％
	（二）　ケーキミックス	
	A　砂糖を加えたもの	二四％
	B　その他のもの	二八％
	（a）　小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限る。）	二〇％
	（b）　その他のもの	一六％
	（三）　その他のもの	
	A　砂糖を加えたもの	
	（a）　しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの	二四％
	（b）　その他のもの	二八％
	B　その他のもの	一六％
一九〇一・九〇	その他のもの	
	一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	
	（一）　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の	

三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		
A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき七九九円	一キログラムにつき四〇円
B　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき一、三六三円	一キログラムにつき三二円
（二）　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	一キログラムにつき四四二円	一キログラムにつき四〇円
A　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき四四二円	一キログラムにつき四〇円
B　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき一〇六円	一キログラムにつき四〇円
C　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき九八円	一キログラムにつき四〇円
D　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき一五八円	一キログラムにつき四〇円
（a）　小麦でん粉を含有するもの	一キログラムにつき一四〇円	一キログラムにつき四〇円
（b）　その他のもの	一キログラムにつき四四二円	一キログラムにつき四〇円
（三）　餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	二八％	一九・〇二
二　その他のもの	三五％	一九〇二・一
（一）　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品	二五％	一九〇二・二
A　砂糖を加えたもの	九・六％	一九〇二・三
（a）　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	二四％	一九〇二・四
（b）　その他のもの	二八％	一九・〇三
B　その他のもの	一六％	一九・〇四
（二）　麦芽エキス		
（三）　その他のもの		
A　砂糖を加えたもの		
（a）　しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの		
（b）　その他のもの		
B　その他のもの		
スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）		
パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）		

一九〇二・一	卵を含有するもの	一キログラムにつき四〇円
一		
一九〇二・一	その他のもの	
九	ビーフン	一キログラムにつき三二円
	二　その他のもの	一キログラムにつき四〇円
一九〇二・二	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）	
〇	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動六％物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	二八％
	（二）　その他のもの	
	二　その他のもの	
	（一）　ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動六％物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	二八％
	（二）　その他のもの	
一九〇二・三	その他のパスタ	二五％
〇	一　砂糖を加えたもの	二八％
	二　その他のもの	二五％
一九〇二・四	クースクース	一キログラムにつき四〇円
〇		
一九・〇三	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	一六％
一九〇三・〇	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	
〇	一　穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品	
一九〇四・一	朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨一五・四％脹させて又はいつて得たものを除く。）	
	二　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品	
	（一）　米のもの	一キログラムにつき四〇二円
	（二）　小麦（ライ小麦を含む。）のもの	一キログラムにつき一〇〇円

（三）　大麦（裸麦を含む。）のもの	一キログラムにつき七五円	
三　その他のもの	一九・二％	
○　いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品		
一九〇四・二		
一　朝食用穀物調製品	一五・四％	
二　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品		
（一）　米のもの	一キログラムにつき四〇二円	
（二）　小麦（ライ小麦を含む。）のもの	一キログラムにつき一〇〇円	
（三）　大麦（裸麦を含む。）のもの	一キログラムにつき七五円	
三　その他のもの	一九・二％	
○		
一九〇四・三ブルガー小麦	一キログラムにつき一〇〇円	
一九〇四・九その他のもの		
○		
一　米のもの	一キログラムにつき四〇二円	
二　小麦又はライ小麦のもの	一キログラムにつき一〇〇円	
三　大麦又は裸麦のもの	一キログラムにつき七五円	
四　その他のもの	二五％	
一九・〇五		
パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
一九〇五・一		
クリスプブレッド	一二％	
○		
一九〇五・二ジンジャーブレッドその他これに類する物品	三〇％	
○		
スイートビスケット、ワッフル及びウエハー		
一九〇五・三スイートビスケット	二四％	
一		
一九〇五・三ワッフル及びウエハー	三〇％	
二		
一九〇五・四ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	一二％	
○		
一九〇五・九その他のもの		
○		
一　パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	一二％	
二　聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	六・四％	
三　その他のもの		
（一）　砂糖を加えたもの		
A　あられ、せんべいその他これらに類する米菓	四〇％	
B　ビスケット、クッキー及びクラッカー	二四％	
C　主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九・六％	
D　その他のもの	三〇％	
（二）　その他のもの		
A　あられ、せんべいその他これらに類する米菓	三五％	
B　ビスケット、クッキー及びクラッカー	二〇％	
C　主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九・六％	
D　その他のもの	二五％	

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第七類、第八類又は第一一類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

（b）植物性油脂（第一五類参照）

（c）ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照）

（d）第一九・〇五項のベーカリー製品その他の物品

（e）第二一・〇四項の均質混合調製食料品

2　第二〇・〇七項及び第二〇・〇八項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆つたアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの（第一七・〇四項参照）及びチョコレート菓子の形状のもの（第一八・〇六項参照）を含まない。

3　第二〇・〇一項、第二〇・〇四項及び第二〇・〇五項には、第七類、第一一・〇五項又は第一一・〇六項の物品（第八類の物品の粉及びミールを除く。）で1（a）に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。

4　トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七％以上のものは、第二〇・〇二項に属する。

5　第二〇・〇七項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。

6　第二〇・〇九項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第二二類の注2参照）が全容量の〇・五％以下のものをいう。

号注

1　第二〇〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限

る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇五項の他のいかなる号にも優先する。

２　第二〇〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇七項の他のいかなる号にも優先する。

３　第二〇〇九・一二号、第二〇〇九・二一号、第二〇〇九・三一号、第二〇〇九・四一号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・七一号において「ブリックス値」とは、温度二〇度におけるブリックスハイドロメーター又は屈折計（屈折率をしよ糖含有率（ブリックスの値）として目盛られたものに限る。）の読み値（温度二〇度と異なる温度で測定した場合には、温度二〇度における値に補正したもの。）をいう。

二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
二〇〇一・一〇	きゆうり及びガーキン	
	一　砂糖を加えたもの	一五％
	二　その他のもの	一二％
二〇〇一・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一〇％
	（二）　スイートコーン	一七・五％
	（三）　ヤングコーンコブ	二八％
	（四）　その他のもの	一五％
	二　その他のもの	
	（一）　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	九％
	（二）　マンゴー及びマンゴスチン	一二・五％
	（三）　スイートコーン	二五％
	（四）　ヤングコーンコブ	一二％
	（五）　その他のもの	
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	九・六％
二〇〇二・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	一二・四％
	二　その他のもの	
	（一）　トマトピューレー及びトマトペースト	二〇％
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）	
	一　砂糖を加えたもの	一二・四％
	二　その他のもの	
	（一）　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一一・二％
	（二）　その他のもの	
	その他のもの	
	一　トリフ	
	（一）　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一一・二％
	（二）　その他のもの	
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	
二〇〇四・一〇	ばれいしよ	
	一　単に加熱による調理をしたもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　マッシュポテト	一六％
	（二）　その他のもの	九・六％
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一　砂糖を加えたもの	一一・二％
	（一）　スイートコーン	一七・五％
	（二）　その他のもの	二八％
	二　その他のもの	
	（一）　アスパラガス及び豆	二〇％
	（二）　たけのこ	一六％
	（三）　スイートコーン	一二・五％
	（四）　ヤングコーンコブ	二五％
	（五）　その他のもの	九・六％
二〇〇五・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	
	均質調製野菜	
	一　砂糖を加えたもの	二八％
	（一）　その他のもの	九・六％
	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）	
	一　砂糖を加えたもの	二二・四％
	二　その他のもの	
	（一）　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一一・二％
	（二）　その他のもの	
	その他のもの	
	一　トリフ	
	（一）　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一一・二％
	（二）　その他のもの	
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	
二〇〇四・一〇	ばれいしよ	
	一　単に加熱による調理をしたもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　マッシュポテト	一六％
	（二）　その他のもの	九・六％
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一　砂糖を加えたもの	一一・二％
	（一）　スイートコーン	一七・五％
	（二）　その他のもの	二八％
	二　その他のもの	
	（一）　アスパラガス及び豆	二〇％
	（二）　たけのこ	一六％
	（三）　スイートコーン	一二・五％
	（四）　ヤングコーンコブ	二五％
	（五）　その他のもの	九・六％
二〇〇五・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	
	均質調製野菜	
	一　砂糖を加えたもの	二八％

	二　その他のもの	一二・八%
二〇〇五・二〇	ばれいしょ	
	一　マッシュポテト及びポテトフレーク	一六%
	二　その他のもの	
	（一）　気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二・八%
	（二）　その他のもの	九・六%
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	
	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　さや付きのもの	二二・四%
	（二）　その他のもの	二八%
	二　その他のもの	
	（一）　気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
	A　さや付きのもの	一二・八%
	B　その他のもの	一六%
	（二）　その他のもの	
	A　さや付きのもの	九・六%
	B　その他のもの	一六%
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
二〇〇五・五一	さやを除いた豆	
	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	一四%
	（二）　その他のもの	二八%
	二　その他のもの	二〇%
二〇〇五・五九	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	二二・四%
	二　その他のもの	
	（一）　気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二・八%
	（二）　その他のもの	九・六%
二〇〇五・六〇	アスパラガス	
	一　気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六%
	二　その他のもの	二〇%
二〇〇五・七〇	オリーブ	
	一　気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	七・二%
	二　その他のもの	九・六%
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）	
	一　砂糖を加えたもの	一七・五%
	二　その他のもの	一二・五%
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇〇五・九一	たけのこ	
	一　砂糖を加えたもの	二二・四%
	二　その他のもの	一六%
二〇〇五・九九	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　豆（さや付きのものを除く。）	
	A　気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	一四%
	B　その他のもの	二八%
	（二）　その他のもの	二二・四%
	二　その他のもの	
	（一）　ヤングコーンコブ	二五%
	（二）　豆（さや付きのものを除く。）	二〇%
	（三）　サワークラウト	一二・八%
	（四）　その他のもの	
	A　気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
	（a）　にんにくの粉	一六%
	（b）　その他のもの	一二・八%
	B　その他のもの	
	（a）　にんにくの粉	一一・二%
	（b）　その他のもの	九・六%
二〇・〇六 二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセしたもの及びクリスタライズしたものに限る。）	
	一　マロングラッセ	一六・八%
	二　その他のもの	一九・二%
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
二〇〇七・一〇	均質調製果実	
	一　砂糖を加えたもの	四〇%
	二　その他のもの	二五%
	その他のもの	
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実	
	一　ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	
	（一）　砂糖を加えたもの	二八%
	（二）　その他のもの	二〇%
	二　フルーツピューレー及びフルーツペースト	
	（一）　砂糖を加えたもの	四〇%
	（二）　その他のもの	二五%
二〇〇七・九九	その他のもの	
	一　ジャム及びフルーツゼリー	
	（一）　砂糖を加えたもの	二八%
	（二）　その他のもの	二〇%
	二　その他のもの	
	（一）　砂糖を加えたもの	四〇%
	（二）　その他のもの	二五%

二〇・〇八	
果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	
二〇〇八・一一	
落花生	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　ピーナツバター	
（二）　その他のもの	
二　その他のもの	
（一）　ピーナツバター	一二％
（二）　その他のもの	二八％
（二）　その他のもの	一〇％
二〇〇八・一九	二五％
その他のもの（混合したものを含む。）	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	三五％
（二）　その他のもの	
A　カシューナット及びその他の煎つたナット	
B　その他のもの	二二・四％
二　その他のもの	二八％
（一）　パルプ状のもの	
A　カシューナット（煎つたものを除く。）	一六％
B　その他のもの	二〇％
（二）　その他のもの	
A　アーモンド（煎つたものに限る。）及びマカダミアナット（煎つたものを除く。）	八％
B　マカダミアナット（煎つたものに限る。）及びペカン（煎つたものに限る。）	五％
C　ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）、カシューナット及びぎんなん	一二・八％
D　その他のもの	
（a）　煎つたもの	六％
（b）　その他のもの	一二・八％
二〇〇八・二〇	
パイナップル	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）	一キログラムにつき三九円
（二）　その他のもの	
A　気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものに限る。）	三〇％
B　その他のもの	五五％
二　その他のもの	
（一）　気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）	一キログラムにつき三九円
（二）　その他のもの	三〇％

二〇〇八・三〇	
かんきつ類の果実	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	三五％
（二）　その他のもの	二八％
二　その他のもの	
（一）　パルプ状のもの	二五％
（二）　その他のもの	二〇％
二〇〇八・四〇	
なし	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	二五％
A　気密容器入りのもの	三五％
B　その他のもの	
（二）　その他のもの	
A　気密容器入りのもの	一四・四％
B　その他のもの	二〇・三％
二　その他のもの	
（一）　パルプ状のもの	二〇％
A　気密容器入りのもの	二五％
B　その他のもの	
（二）　その他のもの	一二・一％
A　気密容器入りのもの	一四・六％
B　その他のもの	
二〇〇八・五〇	
あんず	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	二五％
（二）　その他のもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　パルプ状のもの	二〇％
（二）　その他のもの	一二・八％
二〇〇八・六〇	
さくらんぼ	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	二五％
（二）　その他のもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　パルプ状のもの	二〇％
（二）　その他のもの	一二・八％
二〇〇八・七〇	
桃（ネクタリンを含む。）	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	一二％
A　気密容器入りのもの	一四・四％
B　その他のもの	二二・四％
（二）　その他のもの	
A　気密容器入りのもの	
（a）　容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	
（b）　その他のもの	
B　その他のもの	

二　その他のもの	
（一）　パルプ状のもの	
A　気密容器入りのもの	二〇％
B　その他のもの	二五％
（二）　その他のもの	
A　気密容器入りのもの	一二％
B　その他のもの	一六％
二〇〇八・八〇　ストロベリー	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	三五％
（二）　その他のもの	一八・四％
二　その他のもの	
（一）　パルプ状のもの	二五％
（二）　その他のもの	二〇％
二〇〇八・九一　パームハート	二五％
二〇〇八・九三　クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン及びヴァキニウム・オクシココス）及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　パルプ状のもの	三五％
（二）　その他のもの	一八・四％
二　その他のもの	
（一）　パルプ状のもの	二五％
（二）　その他のもの	二〇％
二〇〇八・九七　混合したもの	
一　ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一一・二％
二　その他のもの	
（一）　砂糖を加えたもの	
A　パルプ状のもの	三五％
B　その他のもの	二八％
（二）　その他のもの	
A　パルプ状のもの	二五％
B　その他のもの	二〇％
二〇〇八・九　その他のもの	
一　梅	二〇％
二　その他のもの	
（一）　砂糖を加えたもの	
A　パルプ状のもの	三〇％
（a）　バナナ及びアボカドー	三五％
（b）　その他のもの	
B　その他のもの	
（a）　ベリー及びプルーン	一八・四％
（b）　バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	二二・四％
（c）　第一二一二・二一号の物品のもの	

イ　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	
ロ　その他のもの	
（一）　その他のもの	二八％
（二）　その他のもの	三〇％
A　パルプ状のもの	二八％
（a）　バナナ、アボカドー及びプルーン	二〇％
（b）　その他のもの	二五％
B　その他のもの	
（a）　プルーン	一二・八％
（b）　バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一六％
（c）　さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	一〇％
（d）　第一二一二・二一号の物品のもの	二五％
（e）　その他のもの	二〇％
二〇・〇九　果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
一　オレンジジュース	
二〇〇九・一　冷凍したもの	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
（二）　その他のもの	
二　その他のもの	
（一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五％
（二）　その他のもの	三〇％
二〇〇九・一　冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	
一　砂糖を加えたもの	
（一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
（二）　その他のもの	
二　その他のもの	
（一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五％
（二）　その他のもの	三〇％
二〇〇九・一　その他のもの	

一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三〇％
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	二五％ 三〇％
二〇〇九・二　ブリックス値が二〇以下のもの	
一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	二二・五％ 三〇％
九　二〇〇九・二　その他のもの	
一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	二二・五％ 三〇％
二〇〇九・三　ブリックス値が二〇以下のもの	
一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	二二・五％ 三〇％
九　二〇〇九・四　その他のもの	
一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	二二・五％ 三〇％
二〇〇九・四　ブリックス値が二〇以下のもの	
一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの Ａ　レモンジュース Ｂ　ライムジュース Ｃ　その他のもの （二）　その他のもの パイナップルジュース	八％ 一六％ 二二・五％ 三〇％
九　二〇〇九・三　その他のもの	
一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの Ａ　レモンジュース Ｂ　ライムジュース Ｃ　その他のもの （二）　その他のもの	八％ 一六％ 二二・五％ 三〇％
二〇〇九・四　その他のもの	
一　砂糖を加えたもの （一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの （一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの （二）　その他のもの	二二・五％ 三〇％

二〇〇九・五	トマトジュース	
〇	一　砂糖を加えたもの	三五％
	二　その他のもの	二五％
二〇〇九・六	ブリックス値が三〇以下のもの	
一	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二二・五％
	二　その他のもの	
二〇〇九・六	その他のもの	
九	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二二・五％
	二　その他のもの	
二〇〇九・七	ブリックス値が二〇以下のもの	
一	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	四〇％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二二・五％
	二　その他のもの	
二〇〇九・七	その他のもの	
九	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	四〇％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二二・五％
	二　その他のもの	
二〇〇九・八	その他のもの	
一	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二二・五％
	二　その他のもの	
二〇〇九・八	その他のもの	
九	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二二・五％
	二　その他のもの	
二〇〇九・九	混合ジュース	
〇	一　果汁を主成分とするもの	
	（一）　砂糖を加えたもの	
	（二）　その他のもの	四〇％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
	（一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％
	（二）　その他のもの	三五％
	その他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。）	
	（一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％
	（二）　その他のもの	三五％
	二〇〇九・八	
	一　クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース	
	（一）　砂糖を加えたもの	
	重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	二二・五％
	二　その他のもの	
	（一）　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％
	（二）　その他のもの	三〇％
	九	
	一　果汁	
	（一）　砂糖を加えたもの	
	Ａ　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	Ｂ　その他のもの	二二・五％
	（二）　その他のもの	三〇％
	二　野菜ジュース	
	（一）　砂糖を加えたもの	一〇・八％
	（二）　その他のもの	九・六％
	三　その他のもの	
	（一）　砂糖を加えたもの	二二・四％
	（二）　その他のもの	一六％

A　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一〇一・一二	一七％
B　その他のもの		三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
（二）　その他のもの		二二・五％
A　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		三〇％
B　その他のもの		一〇・八％
二　野菜ジュースを主成分とするもの		七・二％
（一）　砂糖を加えたもの		一〇・八％
（二）　その他のもの		七・二％
三　その他のもの		二二・四％
（一）　砂糖を加えたもの		一六％
（二）　その他のもの		

第二一類　各種の調製食料品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第〇七・一二項の野菜を混合したもの

（b）コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第〇九・〇一項参照）

（c）香味を付けた茶（第〇九・〇二項参照）

（d）第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの香辛料その他の物品

（e）ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一・〇四項のものを除く。）

（f）第二四・〇四項の物品

（g）酵母で、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品その他の物品にしたもの

（h）第三五・〇七項の調製した酵素

2　1（b）のコーヒー代用物のエキスは、第二一・〇一項に属する。

3　第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

二一・〇一	二一〇一・二〇	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
		コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品
		エキス、エッセンス及び濃縮物
	二一〇一・一一	一　砂糖を加えたもの
		二四％
		二　その他のもの
	二一〇一・三〇	（一）　インスタントコーヒー
		一六％
		（二）　その他のもの
		エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品
		一　エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品
		（一）　砂糖を加えたもの
		二四％
		（二）　その他のもの
		A　インスタントコーヒー
		一二・三％
		B　その他のもの
		一六％
		二　コーヒーをもととした調製品
		（一）　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの
		A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの
		三五％及び一キログラムにつき七九九円
		B　その他のもの
		三五％及び一キログラムにつき一、三六二円
		（二）　その他のもの
		A　砂糖を加えたもの
		（a）　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの
		二八％
		（b）　その他のもの
		三五％
		B　その他のもの
		二五％
		茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品
		一　茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品
		一六％
		（一）　インスタントティー
		一二・八％
		（二）　その他のもの
		二　茶又はマテをもととした調製品
		（一）　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの
		A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの
		三五％及び一キログラムにつき七九九円
		B　その他のもの
		三五％及び一キログラムにつき一、三六二円
		（二）　その他のもの
		A　砂糖を加えたもの
		（a）　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの
		二八％
		（b）　その他のもの
		三五％
		B　その他のもの
		二五％
		チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
		八％

二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製した酵母（活性のものに限る。）	一四％
二一〇二・一〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	
二一〇二・二〇	一　酵母	六・四％
	二　その他のもの	無税
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	一四％
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
二一〇三・一〇	醤油	九・六％
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース	
	一　トマトケチャップ	二五％
	二　その他のトマトソース	二〇％
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
	一　小売用の容器入りにしたもの	一二・二％
	二　その他のもの	一〇・三％
二一〇三・九〇	その他のもの	
	一　ソース	
	（一）　マヨネーズ	一二・八％
	（二）　フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	一二％
	（三）　その他のもの	九・六％
	二　その他のもの	
	（一）　インスタントカレーその他のカレー調製品	九・六％
	（二）　その他のもの	
	A　グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	一六％
	B　その他のもの	一四％
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	七％
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	八・四％
	一　野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	二八％
	二　その他のもの	三五％
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	一二・八％
二一・〇五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	
二一〇五・〇〇	一　砂糖を加えたもの	
	（一）　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	二八％
	（二）　その他のもの	三五％
	二　その他のもの	二五％
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	
	一　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でログラムにつき一、三五九円を超えるものを除く。）	三五％及び一キログラムにつき一、三五九円
	二　その他のもの	
	（一）　砂糖を加えたもの	
	A　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	二八％
	B　その他のもの	三五％
	（二）　その他のもの	
	A　植物性たんぱく	一二・五％
	B　その他のもの	二五％
二一〇六・九〇	その他のもの	
	一　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品	三五％及び一キログラムにつき七九九円
	（一）　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき一、三六三円
	（二）　その他のもの	
	二　その他のもの	
	（一）　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品	
	A　米の含有量が全重量の三〇％を超えるもの	一キログラムにつき四〇二円
	B　その他のもの	
	（a）　小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもの	一キログラムにつき一〇〇円
	（b）　大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもの	一キログラムにつき七五円
	（二）　その他のもの	
	A　糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）	
	B　チューインガム	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	C　こんにやく	五％
	D　飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）	二五％
	（a）　果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の

		従量税率より低いときは、当該従量税率）
（ｂ）　その他のもの		一二・八％
Ｅ　その他のもの		
（ａ）　砂糖を加えたもの		二八％
イ　おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		一二・五％
ロ　ビタミンをもととした栄養補助食品		
ハ　その他のもの		二八％
（イ）　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの		
（ロ）　その他のもの		
Ⅰ　小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの		三五％
Ⅱ　しよ糖の含有量が全重量の八五％以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限つき九〇円る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）	一キログラムに	三〇％
Ⅲ　その他のもの		
（Ⅰ）　乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		一二％
（Ⅱ）　その他のもの		二二％
（ｂ）　その他のもの		
イ　調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）		一二％
ロ　アルコールを含有しない飲料のもと		二二％
（イ）　おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの		
（ロ）　その他のもの		
ハ　その他のもの		
（イ）　第〇四・一〇項の物品のもの		一二％
（ロ）　その他のもの		
Ⅰ　ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		一二・五％
Ⅱ　その他のもの		
（Ⅰ）　たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	も無税	
（Ⅱ）　その他のもの		二五％

第二二類　飲料、アルコール及び食酢		
注		
１　この類には、次の物品を含まない。		
（ａ）　料理用に調製したこの類の物品（第二一・〇九項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（主として第二一・〇三項に属する。）		
（ｂ）　海水（第二五・〇一項参照）		
（ｃ）　蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第二八・五三項参照）		
（ｄ）　酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。第二九・一五項参照）		
（ｅ）　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品		
（ｆ）　調製香料及び化粧品類（第三三類参照）		
２　第二〇類からこの類までにおいてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。		
３　第二二・〇二項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が〇・五％以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第二二・〇三項から第二二・〇六項まで又は第二二・〇八項に属する。		
号注		
１　第二二〇四・一〇号において「スパークリングワイン」とは、温度二〇度における密閉容器内のゲージ圧力が三バール以上のぶどう酒をいう。		
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	三・二％
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	無税
二二〇一・九〇	その他のもの	
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）	
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	
一	砂糖を加えたもの	二二・四％
二	その他のもの	一六％
二二〇二・九一	ノンアルコールビール	
一	砂糖を加えたもの	二二・四％
二	その他のもの	一六％
二二〇二・九九	その他のもの	
一	砂糖を加えたもの	二二・四％
二	その他のもの	一六％
二二・〇三		一リットルにつき一二三円二〇銭
二二〇三・〇〇	ビール	二一・三％（その率が一リットルにつき一五六円八〇銭の従量税率より高いとき又は一リットルにつき九三円の従量税率より
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	一リットルにつき六円四〇銭
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき二〇一円六〇銭
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの	
一	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	
二	その他のもの	

	低いときは、それぞれ当該従量税率）	
二二〇四・二二二	リットルを超え一〇リットル以下の容器入りにしたもの	二一・三％（その率が一リットルにつき一五六円八〇銭の従量税率より高いとき又は一リットルにつき九三円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
二二〇四・二九	その他のもの	
	一　一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	二一・三％（その率が一リットルにつき一五六円八〇銭の従量税率より高いとき又は一リットルにつき九三円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
	二　その他のもの	一リットルにつき六四円
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁	
	一　アルコール分が一％未満のもの	
	（一）　砂糖を加えたもの	
	Ａ　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	Ｂ　その他のもの	
	（二）　その他のもの	
	Ａ　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％
	Ｂ　その他のもの	三〇％
	二　その他のもの	一リットルにつき六四円
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	一リットルにつき七〇円六〇銭
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	二二・五％
二二〇五・九〇	その他のもの	
	一　アルコール分が一％未満のもの	一リットルにつき七〇円六〇銭
	二　その他のもの	
二二・〇六		
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	
	一　アルコール分が一％未満のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
	（一）　清酒及び濁酒	
	Ａ　発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇一項の物品との混合物	一リットルにつき七〇円四〇銭
	Ｂ　その他のもの	
	（ａ）　麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	一リットルにつき三〇円八〇銭
	（ｂ）　その他のもの	無税
	（二）　その他のもの	一リットルにつき四三円一〇銭
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）	
	一　アルコール分が九〇％以上のもの	
	（一）　工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	無税
	（二）　その他のもの	
	Ａ　アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	無税
	Ｂ　その他のもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	無税
	（二）　その他のもの	
二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
	一　アルコール分が九〇％以上のもの	三二％
	二　その他のもの	一リットルにつき四四円八〇銭
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	一リットルにつき四四円八〇銭
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	無税
二二〇八・三〇	ウイスキー	無税
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	無税
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	無税
二二〇八・六〇	ウオッカ	無税
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	無税
二二〇八・九〇	その他のもの	
	一　エチルアルコール及び蒸留酒	
	（一）　フルーツブランデー	
	（二）　その他のもの	
	Ａ　エチルアルコール	無税

（ａ）　アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	無税
（ｂ）　その他のもの	
Ｂ　その他のもの	
（ａ）　アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	無税
（ｂ）　その他のもの	
二　その他のアルコール飲料	
（一）　合成清酒及び白酒	一リットルにつき九六円
（二）　果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	一七・九％
（三）　その他のもの	一リットルにつき七〇円四〇銭
二二・〇九	
二二〇九・〇〇　食酢及び酢酸から得た食酢代用物	一リットルにつき八九円六〇銭
二二〇九・〇〇　食酢及び酢酸から得た食酢代用物及びくず並びに調製飼料	八％

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

注

1　第二三・〇九項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品（植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。）で、他の項に該当しないものを含む。

号注

1　第二三〇六・四一号において「菜種油かす（低エルカ酸のもの）」とは、第一二類号注1に定義される種のものをいう。

二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす
二三〇一・一〇	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす	無税
二三〇一・二〇	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	無税
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二三〇二・一〇	とうもろこしのもの	無税
二三〇二・三〇	小麦のもの	無税
二三〇二・四〇	その他の穀物のもの	無税
二三〇二・五〇	豆のもの	無税
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二三〇三・一〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす	無税
二三〇三・二〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす	無税
二三〇三・三〇	醸造又は蒸留の際に生ずるかす	無税
二三・〇四	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二三〇四・〇〇		
二三・〇五	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二三〇五・〇〇		
二三・〇六	その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	無税
二三〇六・一〇	綿実油かす	無税
二三〇六・二〇	亜麻仁油かす	無税
二三〇六・三〇	ひまわり油かす	無税
二三〇六・四一	菜種油かす（低エルカ酸のもの）	無税
二三〇六・四九	その他のもの	無税
二三〇六・五〇	やし（コプラ）油かす	無税
二三〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす	無税
二三〇六・九〇	その他のもの	無税
二三・〇七		
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	無税
二三・〇八		
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税
二三・〇九		
二三〇九・一〇	飼料用に供する種類の調製品	
	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	
	一　乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに七円を加えた額
	二　その他のもの	
	（一）　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税
	（二）　その他のもの	
	Ａ　課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	無税
	Ｂ　その他のもの	
	（ａ）　粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる	無税

砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） （b）その他のもの		
二三〇九・九〇 その他のもの		
一　飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	五％	一キログラムにつき六〇円
二　その他のもの		
（一）　乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの		
A　ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	無税	
B　その他のもの	一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに七円を加えた額	
（二）　その他のもの		
A　第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの	無税	
（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		
B　その他のもの		
（a）　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税	
（b）　その他のもの		
イ　課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	無税	
ロ　その他のもの		
（イ）　粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	一五％	
Ⅰ　犬、猫その他の愛がん用又は観賞用の動物用のもの	無税	
Ⅱ　その他のもの		
（ロ）　その他のもの	一キログラムにつき六〇円	
第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）		
注　1　この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第三〇類参照）。		
2　第二四・〇四項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二四・〇四項に属する。		
3　第二四・〇四項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。		
号注　1　第二四〇三・一一号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。		
二四・〇一 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	無税	
二四〇一・一〇 たばこ（骨を除いてないものに限る。）	無税	
二四〇一・二〇 たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	無税	
二四〇一・三〇 葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	三五％	
二四・〇二 葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含二〇％有するものに限る。）	四％	
二四〇二・一〇 紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	八・五％及び一、〇〇〇本につき二九〇円七〇銭	
二四〇二・二〇 その他のもの	四％	
二四・〇三 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		
二四〇三・一一 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	三五％	
この類の号注1の水パイプたばこ		
二四〇三・一九 その他のもの	三五％	
二四・〇四 一　パイプたばこ	四％	
二　その他のもの		
二四〇四・一一 その他のもの	無税	
シートたばこ		
二四〇四・一二 その他のもの	無税	
二四〇四・一九 二　その他のもの	四％	
非燃焼吸引用の物品		
たばこ又は再生たばこを含有するもの		
一　シートたばこ	無税	
二　その他のもの	四％	
その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	三・八％	
その他のもの		
一　製造たばこ代用品	四％	
二　その他のもの	三・八％	

二四〇四・九一	その他のもの	五％
	経口摂取用のもの	二五％
	一　チューインガム	三・八％
	二　その他のもの	三・八％
二四〇四・九二	経皮摂取用のもの	
二四〇四・九九	その他のもの	
第五部　鉱物性生産品		
第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント		
注		
1　この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破砕し、粉砕し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。		
この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。		
2　この類には、次の物品を含まない。		
（a）昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第二八・〇二項参照）		
（b）アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの（第二八・二一項参照）		
（c）第三〇類の医薬品その他の物品		
（d）調製香料及び化粧品類（第三三類参照）		
（e）ドロマイトラミングミックス（第三八・一六項参照）		
（f）舗装用の石、縁石及び敷石（第六八・〇一項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第六八・〇二項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第六八・〇三項参照）		
（g）貴石及び半貴石（第七一・〇二項及び第七一・〇三項参照）		
（h）第三八・二四項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）		
（ij）ビリヤードチョーク（第九五・〇四項参照）		
（k）テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク（第九六・〇九項参照）		
3　第二五・一七項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二五・一七項に属する。		
4　第二五・三〇項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。		
二五・〇一	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	一　塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートル一キログラムにのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重つき五〇銭量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）
二五〇一・〇〇		二　その他のもの
二五・〇二		無税
二五〇二・〇〇		無税
二五・〇三		硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）
二五〇三・〇〇		無税
二五・〇四		硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）
二五〇四・一〇		無税
二五〇四・九〇		天然黒鉛
二五・〇五		粉状又はフレーク状のもの
二五〇五・一〇		無税
二五〇五・九〇		その他のもの
二五・〇六		無税
二五〇六・一〇		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）
二五〇六・二〇		無税
二五・〇七		けい砂
二五〇七・〇〇		無税
二五・〇八		その他のもの
二五〇八・一〇		無税
二五〇八・三〇		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）
二五〇八・四〇		無税
二五〇八・五〇		石英
二五〇八・六〇		無税
二五〇八・七〇		けい岩
二五・〇九		無税
二五〇九・〇〇		カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）
二五・一〇		無税
二五一〇・一〇		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース
二五一〇・二〇		無税
二五・一一		ベントナイト
二五一一・一〇		無税
二五一一・二〇		耐火粘土
		無税
		その他の粘土
		無税
		アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト
		無税
		ムライト
		無税
		シャモット及びダイナスアース
		無税
		白亜
		一・六％
		天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜
		無税
		粉砕してないもの
		無税
		粉砕したもの
		無税
		天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）
		無税
		天然の硫酸バリウム（重晶石）
		無税
		天然の炭酸バリウム（毒重石）
		無税

二五・一二		
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	
二五一三・一〇	パミストーン	無税
二五一三・二〇	エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	一・三％
二五・一四		
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
	大理石及びトラバーチン	
二五一五・一一	粗のもの及び粗削りしたもの	無税
二五一五・一二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税
二五一五・二〇	エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	無税
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
	花こう岩	
二五一六・一一	粗のもの及び粗削りしたもの	無税
二五一六・一二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税
二五一六・二〇	砂岩	無税
二五一六・九〇	その他の石碑用又は建築用の岩石	無税
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	
二五一七・一〇	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税
二五一七・二〇	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	無税
二五一七・三〇	タールマカダム	無税
	第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	
二五一七・四一	大理石のもの	無税
二五一七・四九	その他のもの	無税
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）	
二五一八・一〇	ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものを除く。）	無税
二五一八・二〇	ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものに限る。）	無税
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	
二五一九・一〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）	無税
二五一九・九〇	その他のもの	無税
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	
二五二〇・一〇	天然石膏及び天然無水石膏	無税
二五二〇・二〇	プラスター	
	一　天然石膏を焼いたもの	無税
	二　その他のもの	三％
二五・二一		
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	無税
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	
二五二二・一〇	生石灰	無税
二五二二・二〇	消石灰	無税
二五二二・三〇	水硬性石灰	無税
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	
二五二三・一〇	セメントクリンカー	二・六％
	ポートランドセメント	
二五二三・二一	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）	二・六％
二五二三・二九	その他のもの	二・六％

二五二三・三〇	アルミナセメント	二・六％
二五二三・九〇	その他の水硬性セメント	二・六％
二五・二四	石綿	無税
二五二四・一〇	クロシドライト	無税
二五二四・九〇	その他のもの	無税
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	無税
二五二五・一〇	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	無税
二五二五・二〇	粉	無税
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	無税
二五二六・一〇	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの	無税
二五二六・二〇	破砕し又は粉状にしたもの	無税
二五・二八		
二五二八・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	無税
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	
二五二九・一〇	長石	無税
	ほたる石	
二五二九・二一	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％以下のもの	無税
二五二九・二二	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％を超えるもの	無税
二五二九・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	無税
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	
二五三〇・一〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）	無税
二五三〇・二〇	キーゼル石及び瀉利塩（天然の硫酸マグネシウム）	無税
二五三〇・九〇	その他のもの	無税

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第二五・一七項参照）

（b）天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第二五・一九項参照）

（c）石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの（第二七・一〇項参照）

（d）第三一類の塩基性スラグ

（e）スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第六八・〇六項参照）

（f）貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第七一・一二項及び第八五・四九項参照）

（g）製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第一五部参照）

2　第二六・〇一項から第二六・一七項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第二八・四四項、第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第二六・〇一項から第二六・一七項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。

3　第二六・二〇項には、次の物品のみを含む。

（a）工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物（第二六・二一項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。）

（b）砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）

号注

1　第二六二〇・二一号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤（例えば、テトラエチル鉛）の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。

2　砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第二六二〇・六〇号に属する。

二六・〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）	
二六〇一・一一	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）	
二六〇一・二〇	凝結させてないもの	無税
二六・〇二	焼いた硫化鉄鉱	無税
二六〇二・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）	無税
二六・〇三	銅鉱（精鉱を含む。）	
二六〇三・〇〇		無税
二六・〇四	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	
二六〇四・〇〇		無税
二六・〇五	コバルト鉱（精鉱を含む。）	
二六〇五・〇〇		無税
二六・〇六	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	
二六〇六・〇〇		無税
二六・〇七	鉛鉱（精鉱を含む。）	
二六〇七・〇〇		無税
二六・〇八	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	
二六〇八・〇〇		無税
二六・〇九	すず鉱（精鉱を含む。）	
二六〇九・〇〇		無税
二六・一〇	クロム鉱（精鉱を含む。）	
二六一〇・〇〇		無税
二六・一一	タングステン鉱（精鉱を含む。）	
二六一一・〇〇		無税
二六・一二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	
二六一二・一〇	ウラン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一二・二〇	トリウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一三	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	
二六一三・一〇	焼いたもの	無税
二六一三・九〇	その他のもの	無税
二六・一四		

二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）
二六・一五	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六一五・一〇	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六一五・九〇	その他のもの
二六・一六	貴金属鉱（精鉱を含む。）
二六一六・一〇	銀鉱（精鉱を含む。）
二六一六・九〇	その他のもの
二六・一七	その他の鉱（精鉱を含む。）
二六一七・一〇	アンチモン鉱（精鉱を含む。）
二六一七・九〇	その他のもの
二六・一八	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
二六一八・〇〇	
二六・一九	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）、スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）
二六一九・〇〇	
二六・二〇	亜鉛を主成分とするもの
二六二〇・一一	ハードジンクスペルター
二六二〇・一九	その他のもの
二六二〇・二一	鉛を主成分とするもの
二六二〇・二九	加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥
二六二〇・三〇	その他のもの
二六二〇・四〇	銅を主成分とするもの
二六二〇・六〇	アルミニウムを主成分とするもの
	砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの
二六二〇・九一	その他のもの
二六二〇・九九	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの
二六二〇・二一	その他のもの
	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物
二六二一・一〇	都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物
二六二一・九〇	その他のもの

無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）化学的に単一の有機化合物（第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）

（b）第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

（c）第三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素

2　第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフインを含まない（第三九類参照）。

3　第二七・一〇項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。

（a）一次製品として再利用できない油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）

（b）石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの

（c）水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）

号注

1　第二七〇一・一一号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％以下の石炭をいう。

2　第二七〇一・一二号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上の石炭をいう。

3　第二七〇七・一〇号、第二七〇七・二〇号、第二七〇七・三〇号及び第二七〇七・四〇号において「ベンゾール（ベンゼン）」、「トルオール（トルエン）」、「キシロール（キシレン）」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の五〇％を超える物品をいう。

4　第二七一〇・一二号において「軽質油及びその調製品」とは、ＩＳＯ　三四〇五の方法（ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法と同等の方法）による温度二一〇度における減失量加算留出容量が全容量の九〇％以上のものをいう。

5　第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

備考

1　第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九〇％留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。

（b）「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五％留出温度が三二〇度以下の石油及び歴青油（（a）のものを除く。）をいう。

（c）「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇％留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五以下の石油及び歴青油（（a）又は（b）のもの及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇％残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二％以上のものを除く。）をいう。

（d）「重油」とは、引火点が温度一三〇度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度一三〇度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの（（a）から（c）までのものを除く。）をいう。

（e）「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の一％以下のもの（（f）（ｉｉｉ）のものを除く。）をいう。

（f）「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、（ｉｖ）のも

のにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（（ａ）から（ｅ）までのものを除く。）をいう。	
（ｉ）　原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの	
（ｉｉ）　特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物	
（ｉｉｉ）　含ろう留出油で流動点が温度二五度を超えるもの	
（ｉｖ）　潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）	
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
	石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
二七〇一・一一	無煙炭　無税
二七〇一・一二	歴青炭　無税
二七〇一・一九	その他の石炭　無税
二七〇一・二〇	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの　四・六％
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）
二七〇二・一〇	亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）　無税
二七〇二・二〇	亜炭（凝結させたものに限る。）　無税
二七・〇三	
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）　無税
二七・〇四	
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン　三・二％
	一　コークス及び半成コークス　無税
	二　レトルトカーボン　無税
二七・〇五	
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）　無税
二七・〇六	
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）　無税
二七・〇七	
	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの
二七〇七・一〇	ベンゾール（ベンゼン）　無税
二七〇七・二〇	トルオール（トルエン）　無税
二七〇七・三〇	キシロール（キシレン）　無税
二七〇七・四〇	ナフタレン　三％
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ＩＳＯ　三四〇五の方法（ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法と同等の方法）による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの　無税
二七〇七・九一	クレオソート油　無税
二七〇七・九九	その他のもの　無税

二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）
二七〇八・一〇	ピッチ　無税
二七〇八・二〇	ピッチコークス　無税
二七・〇九	
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）　無税
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）
二七一〇・一二	軽質油及びその調製品
	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）
（一）　揮発油	
Ａ　低重合度の混合アルキレン	
（ａ）　トリプロピレン	無税
（ｂ）　その他のもの	二・六％
Ｂ　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	五％
Ｃ　その他のもの	一キロリットルにつき九三四円
（二）　灯油	
Ａ　低重合度の混合アルキレン	三％
Ｂ　その他のもの	一キロリットルにつき三四六円
（三）　軽油	一キロリットルにつき七五〇円
二　その他のもの	三・九％
二七一〇・一九	その他のもの
一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	
（一）　灯油	
Ａ　低重合度の混合アルキレン	三％
Ｂ　その他のもの	一キロリットルにつき三四六円

（二）　軽油	一キロリットルにつき七五〇円
（三）　重油及び粗油	
Ａ　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
（ａ）　製油の原料として使用するもの（関税法第五六条第一項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第二七一〇・二〇号において同じ。）	無税
（ｂ）　温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの	無税
（ｃ）　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円
Ｂ　温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	
（ａ）　製油の原料として使用するもの	無税
（ｂ）　その他のもの	一キロリットルにつき二四九円
（四）　潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
Ａ　温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六％
Ｂ　その他のもの	九・六％
（五）　その他のもの	四・八％
二　その他のもの	三・九％
二七一〇・二〇 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	
一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	
（一）　揮発油	
Ａ　低重合度の混合アルキレン	
（ａ）　トリプロピレン	無税
（ｂ）　その他のもの	二・六％
Ｂ　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	一キロリットルにつき九三〇円
Ｃ　その他のもの	
（二）　灯油	
Ａ　低重合度の混合アルキレン	三％
Ｂ　その他のもの	一キロリットルにつき三四六円
（三）　軽油	一キロリットルにつき七五〇円
（四）　重油及び粗油	
Ａ　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
（ａ）　製油の原料として使用するもの	無税
（ｂ）　温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの	無税
（ｃ）　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円
Ｂ　温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	
（ａ）　製油の原料として使用するもの	無税
（ｂ）　その他のもの	一キロリットルにつき二四九円
（五）　潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
Ａ　温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六％
Ｂ　その他のもの	九・六％
（六）　その他のもの	四・八％
二　その他のもの	三・九％
二七一〇・九一 ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	無税
二七一〇・九九 その他のもの	無税
二七・一一 石油ガスその他のガス状炭化水素	
二七一一・一一 液化したもの	無税
二七一一・一一 天然ガス	無税
二七一一・一二 プロパン	無税
二七一一・一三 ブタン	
二七一一・一四 エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン	
一　エチレン	一トンにつき九三〇円
二　プロピレン、ブチレン及びブタジエン	無税
二七一一・一九 その他のもの	

一　石油ガス	無税
二　その他のもの	五％
ガス状のもの	
二七・一一	天然ガス	五％
二七・一一・二九	その他のもの	五％
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	
二七・一二・一〇	ペトロラタム	三％
二七・一二・二〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五％未満のものに限る。）	三・二％
二七・一二・九〇	その他のもの	三・二％
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	
二七・一三・一一	焼いてないもの	無税
二七・一三・一二	焼いたもの	無税
二七・一三・二〇	石油アスファルト	無税
二七・一三・九〇	その他の石油又は歴青油の残留物	
一　潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度四・六％三五度以下のものに限る。）		無税
二　その他のもの		無税
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	無税
二七・一四・一〇	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド	無税
二七・一四・九〇	その他のもの	無税
二七・一五		
二七・一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	無税

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

1　（A）　第二八・四四項又は第二八・四五項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

（B）　第二八・四三項、第二八・四六項又は第二八・五二項に該当する物品は、（A）の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2　投与量又は小売用にしたことにより第三〇・〇四項から第三〇・〇六項まで、第三二・一二項、第三三・〇三項から第三三・〇七項まで、第三五・〇六項、第三七・〇七項又は第三八・〇八項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

3　二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

（a）　取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

（b）　共に提示するものであること。

（c）　当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

4　名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第三八・二七項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第三八・二七項には属しない。

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1　この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

（a）　化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

（b）　（a）の物品の水溶液

（c）　（a）の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

（d）　（a）、（b）又は（c）の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの

（e）　（a）、（b）、（c）又は（d）の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

2　この類には、炭素化合物にあつては、亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第二八・三一項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第二八・三六項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第二八・三七項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・四二項参照）、第二八・四三項から第二八・四六項まで及び第二八・五二項の有機物並びに炭化物（第二八・四九項参照）のほか、次のもののみを含む。

（a）　炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他のシアンの酸（錯化合物のものを含む。）（第二八・一一項参照）

（b）　炭素のハロゲン化酸化物（第二八・一二項参照）

（c）　二硫化炭素（第二八・一三項参照）

（d）　チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第二八・四二項参照）

（e）　尿素により固形化した過酸化水素（第二八・四七項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第二八・五三項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第三一類参照）を除く。）

3　この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。

（a）　第五部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品

（b）　オルガノインオルガニック化合物（2の物品を除く。）

（c）　第三一類の注2から注5までの物品

（d）　第三二・〇六項のルミノホアとして使用する種類の無機物及び第三二・〇七項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

（e）　人造黒鉛（第三八・〇一項参照）、第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品、第三八・二四項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第三八・二四項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

（f）　天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第七一・〇二項から第七一・〇五項まで参照）並びに第七一類の貴金属及びその合金

（g）　第一五部の金属（純粋であるかないかを問わない。）、合金及びサーメット（焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。）

（ｈ）　光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したもの。第九〇・〇一項参照）

4　第二節の非金属酸と第四節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第二八・一一項に属する。

5　第二八・二六項から第二八・四二項までには、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。

複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第二八・四二項に属する。

6　第二八・四四項には、次の物品のみを含む。

（ａ）　テクネチウム（原子番号四三）、プロメチウム（原子番号六一）、ポロニウム（原子番号八四）及び原子番号が八四を超えるすべての元素

（ｂ）　天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第一四部又は第一五部の貴金属又は卑金属のものを含む。）

（ｃ）　（ａ）又は（ｂ）の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないか又はこれらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

（ｄ）　（ａ）から（ｃ）までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が一グラムにつき七四ベクレル（一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキュリー）を超えるもの

（ｅ）　使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

（ｆ）　放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。）

この注、第二八・四四項及び第二八・四五項において「同位元素」とは、次の物品をいう。

個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。）

同一の元素の同位元素の混合物で、一種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの）

7　第二八・五三項には、りんの含有量が全重量の一五％を超えるりん銅を含む。

8　元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドープ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切つたものは第三八・一八項に属する。

号注

1　第二八五二・一〇号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1（ａ）から（ｅ）まで及び第二九類の注1（ａ）から（ｈ）までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

二八・〇一	第一節　元素	
二八〇一・一〇	ふつ素、塩素、臭素及びよう素	
二八〇一・二〇	塩素	三％
二八〇一・三〇	よう素	無税
二八・〇二	ふつ素及び臭素	無税
二八〇二・〇〇	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	無税
二八・〇三	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）	四・六％
二八〇三・〇〇	水素、希ガスその他の非金属元素	
二八・〇四	水素	三・九％
二八〇四・一〇	希ガス	無税
二八〇四・二九	アルゴン	無税
	その他のもの	
二八〇四・三〇	窒素	三・九％
二八〇四・四〇	酸素	三・九％
二八〇四・五〇	ほう素及びテルル	三・九％
	けい素	
二八〇四・六一	けい素の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの	無税
	一　単結晶のもの	三・九％
	二　その他のもの	無税
二八〇四・六九	その他のもの	三・九％
二八〇四・七〇	りん	無税
二八〇四・八〇	砒素	三・九％
二八〇四・九〇	セレン	四・六％
二八・〇五	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀	
二八〇五・一一	アルカリ金属及びアルカリ土類金属	
二八〇五・一二	ナトリウム	四・六％
二八〇五・一九	カルシウム	無税
二八〇五・三〇	その他のもの	無税
二八〇五・四〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	無税
二八〇五・五〇	水銀	六・四％
二八〇六・一〇	第二節　無機酸及び無機非金属酸化物	
二八〇六・二〇	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	
二八・〇七	塩化水素（塩酸）	三％
二八〇七・〇〇	クロロ硫酸	無税
二八・〇八	硫酸及び発煙硫酸	三％
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸	三％
二八・〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
二八〇九・一〇	五酸化二りん	三・九％
二八〇九・二〇	りん酸及びポリりん酸	三・九％
二八・一〇	ほう素の酸化物及びほう酸	無税
二八一〇・〇〇	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
二八・一一	その他の無機酸	
二八一一・一一	ふつ化水素（ふつ化水素酸）	無税
二八一一・一二	シアン化水素（シアン化水素酸）	三・九％
二八一一・一九	その他のもの	三・九％
二八一一・二二	二酸化炭素	三・九％
二八一一・二三	その他の無機非金属酸化物	三・九％
	二酸化けい素	

二八一一・二九	その他のもの	無税
一	四酸化二窒素及び二酸化硫黄	四・三%
二	その他のもの	
二八・一二	第三節　非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物	
二八一二・一一	塩化物及び塩化酸化物	三・九%
二八一二・一二	塩化カルボニル（ホスゲン）	三・九%
二八一二・一三	オキシ塩化りん	三・九%
二八一二・一四	五塩化りん	三・九%
二八一二・一五	塩化硫黄	三・九%
二八一二・一六	二塩化硫黄	三・九%
二八一二・一七	塩化チオニル	三・九%
二八一二・一九	その他のもの	三・九%
二八一二・九〇	その他のもの	三・九%
二八一三・一〇	二硫化炭素	無税
二八一三・九〇	その他のもの	三・九%
二八・一四	第四節　無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物	
二八一四・一〇	無水アンモニア及びアンモニア水	三・九%
二八一四・二〇	無水アンモニア	三・九%
二八・一五	アンモニア水	三・九%
	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及び水酸化ナトリウム又はカリウムの過酸化物	三%
二八一五・一一	固体のもの	六・四%
二八一五・一二	水溶液のもの（ソーダ液）	六・四%
二八一五・二〇	水酸化カリウム（かせいカリ）	四・六%
二八一五・三〇	ナトリウム又はカリウムの過酸化物	四・六%
二八・一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	
二八一六・一〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	三・九%
二八一六・四〇	ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	三・九%
二八・一七		
二八一七・〇〇	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	五・二%
二八・一八	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	
二八一八・一〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）	三・九%
二八一八・二〇	酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）	無税
二八一八・三〇	水酸化アルミニウム	無税
二八・一九	クロムの酸化物及び水酸化物	
二八一九・一〇	三酸化クロム	三・九%
二八一九・九〇	その他のもの	三・九%
二八・二〇	マンガンの酸化物	
二八二〇・一〇	二酸化マンガン	三・九%
二八二〇・九〇	その他のもの	三・九%
二八・二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	
二八二一・一〇	鉄の酸化物及び水酸化物	三・九%
二八二一・二〇	アースカラー	三・九%
二八・二二		
二八二二・〇〇	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	無税
二八・二三		
二八二三・〇〇	チタンの酸化物	四・八%
二八・二四	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	
二八二四・一〇	一酸化鉛（リサージ）	五・六%
二八二四・九〇	その他のもの	
一	鉛丹及びオレンジ鉛	五・六%
二	その他のもの	無税
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	
二八二五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	
一	無水ヒドラジン	無税
二	その他のもの	四・六%
二八二五・二〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	無税
二八二五・三〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	無税
二八二五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	五・八%
二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	五・八%
二八二五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム	
一	二酸化ゲルマニウム	無税
二	その他のもの	四・六%
二八二五・七〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	無税
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物	五・八%
二八二五・九〇	その他のもの	
一	酸化第一すず及び酸化第二すず	三・九%
二	酸化ベリリウム	無税
三	その他のもの	四・六%
二八・二六	第五節　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	
	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩	
二八二六・一〇	ふつ化物	
二八二六・一二	アルミニウムのもの	三・九%
二八二六・一九	その他のもの	三・九%
二八二六・三〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）	無税
二八二六・九〇	その他のもの	
一	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	三・九%
二	その他のもの	無税
二八・二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物	
二八二七・一〇	塩化アンモニウム	無税
二八二七・二〇	塩化カルシウム	無税

	その他の塩化物	
二八二七・三一	マグネシウムのもの	三・九%
二八二七・三二	アルミニウムのもの	三・九%
二八二七・三五	ニッケルのもの	三・九%
二八二七・三九	その他のもの	
	一　亜鉛のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・九%
	塩化酸化物及び塩化水酸化物	
二八二七・四一	銅のもの	三・九%
二八二七・四九	その他のもの	
	一　オキシ塩化ジルコニウム	無税
	二　その他のもの	三・九%
	臭化物及び臭化酸化物	
二八二七・五一	ナトリウム又はカリウムの臭化物	四・六%
二八二七・五九	その他のもの	四・六%
二八二七・六〇	よう化物及びよう化酸化物	三・九%
二八・二八	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	
二八二八・一〇	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩	三・九%
二八二八・九〇	その他のもの	三・九%
二八・二九	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	
	塩素酸塩	
二八二九・一一	ナトリウムのもの	三・九%
二八二九・一九	その他のもの	三・九%
二八二九・九〇	その他のもの	四・六%
二八・三〇	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
二八三〇・一〇	ナトリウムの硫化物	三%
二八三〇・九〇	その他のもの	無税
二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	
二八三一・一〇	ナトリウムのもの	三・九%
二八三一・九〇	その他のもの	三・九%
二八・三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	
二八三二・一〇	ナトリウムの亜硫酸塩	六・六%
二八三二・二〇	その他の亜硫酸塩	六・六%
二八三二・三〇	チオ硫酸塩	六・六%
二八・三三	硫酸塩、みようばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	
	ナトリウムの硫酸塩	
二八三三・一一	硫酸二ナトリウム	三・九%
二八三三・一九	その他のもの	三・九%
	その他の硫酸塩	
二八三三・二一	マグネシウムのもの	無税
二八三三・二二	アルミニウムのもの	無税
二八三三・二四	ニッケルのもの	四・六%
二八三三・二五	銅のもの	四・六%
二八三三・二七	バリウムのもの	四・六%
二八三三・二九	その他のもの	
	一　亜鉛のもの	四・六%
	二　その他のもの	無税
二八三三・三〇	みようばん	無税
二八三三・四〇	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	無税
二八・三四	亜硝酸塩及び硝酸塩	
二八三四・一〇	亜硝酸塩	三・九%
	硝酸塩	
二八三四・二一	カリウムのもの	四・六%
二八三四・二九	その他のもの	
	一　硝酸カルシウム及び硝酸バリウム	無税
	二　その他のもの	三・九%
二八・三五	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
二八三五・一〇	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	四・六%
	りん酸塩	
二八三五・二二	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	四・六%
二八三五・二四	カリウムのもの	四・六%
二八三五・二五	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）	四・六%
二八三五・二六	カルシウムのその他のりん酸塩	四・六%
二八三五・二九	その他のもの	四・六%
	ポリりん酸塩	
二八三五・三一	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	五・六%
二八三五・三九	その他のもの	四・六%
二八・三六	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	
二八三六・二〇	炭酸二ナトリウム	
	一　ソーダ灰	一キログラムにつき一円六八銭
	二　その他のもの	三・九%
二八三六・三〇	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	四・六%
二八三六・四〇	カリウムの炭酸塩	四・六%
二八三六・五〇	炭酸カルシウム	三・九%
二八三六・六〇	炭酸バリウム	四・六%
	その他のもの	
二八三六・九一	リチウムの炭酸塩	無税
二八三六・九二	炭酸ストロンチウム	三・九%
二八三六・九九	その他のもの	三・九%
二八・三七	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩	
	シアン化物及びシアン化酸化物	
二八三七・一一	ナトリウムのもの	五・二%
二八三七・一九	その他のもの	三・九%

二八三七・二〇	シアノ錯塩	三・九％
二八・三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	
	ナトリウムのもの	
二八三九・一	ナトリウムのメタけい酸塩	三・九％
二八三九・一九	その他のもの	三・九％
二八三九・九〇	その他のもの	三・九％
二八・四〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	
	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）	
二八四〇・一	無水物	無税
二八四〇・一九	その他のもの	無税
二八四〇・二〇	その他のほう酸塩	無税
二八四〇・三〇	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	
二八・四一	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	
二八四一・三〇	二クロム酸ナトリウム	無税
二八四一・五〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	四・八％
	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	
二八四一・六一	過マンガン酸カリウム	四・六％
二八四一・六九	その他のもの	四・六％
二八四一・七〇	モリブデン酸塩	三・六％
二八四一・八〇	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	三・九％
二八四一・九〇	その他のもの	三・九％
二八・四二	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）	
二八四二・一〇	けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）	三・八％
二八四二・九〇	その他のもの	三・九％
二八・四三	第六節　その他のもの	
	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	
二八四三・一〇	コロイド状貴金属	三％
	銀化合物	
二八四三・二一	硝酸銀	三％
二八四三・二九	その他のもの	三％
二八四三・三〇	金化合物	三％
二八四三・九〇	その他の化合物及びアマルガム	三％
二八・四四	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	
二八四四・一〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・二〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・三〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・四〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号のもの、第二八四四・二〇号のもの及び第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	無税
二八四四・五〇	トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・六〇	アクチニウム二二五、アクチニウム二二七、カリフォルニウム二五三、キュリウム二四〇、キュリウム二四一、キュリウム二四二、キュリウム二四三、キュリウム二四四、アインスタイニウム二五三、アインスタイニウム二五四、ガドリニウム一四八、ポロニウム二〇八、ポロニウム二〇九、ポロニウム二一〇、ラジウム二二三、ウラン二三〇及びウラン二三二並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・四〇	その他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・四四	放射性残留物	無税
二八四四・五〇	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	無税
二八四五・一〇	重水（酸化重水素）	無税
二八四五・二〇	ほう素一〇を濃縮したほう素及びその化合物	無税
二八四五・三〇	リチウム六を濃縮したリチウム及びその化合物	無税
二八四五・四〇	ヘリウム三	無税
二八四五・九〇	その他のもの	無税
二八・四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	
二八四六・一〇	セリウム化合物	無税
二八四六・九〇	その他のもの	無税
二八・四七	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	
二八四七・〇〇	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	三％
二八・四九	カルシウムのもの	三・九％
二八四九・一〇	けい素のもの	三％
二八四九・二〇	その他のもの	

二八・五〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）	三・九％
二八五〇・〇〇		
二八・五二	水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）	無税
二八五二・一〇	化学的に単一のもの	
	一　認証標準物質	無税
	二　無機化合物及びその製品	
（一）	硫酸塩	無税
（二）	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	六％
（三）	その他のもの	三％
	三　有機化合物及びその製品	
（一）	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	Ａ　タンニン及びその誘導体	三％
	Ｂ　その他のもの	無税
（二）	たんぱく質系物質及びその誘導体（アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。）	六・八％
（三）	その他のもの	三％
二八五二・九〇	その他のもの	
	一　無機化合物及びその製品	
（一）	多硫化物	無税
（二）	その他のもの	二・五％
	二　有機化合物及びその製品	
（一）	スルトン及びスルタム	無税
（二）	その他のもの	二・五％
二八・五三	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	三・九％
二八五三・一〇	塩化シアン	無税
二八五三・九〇	その他のもの	三・九％

第二九類　有機化学品

注

1　この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

（a）化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

（b）同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかしないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第二七類参照）を除く。）

（c）第二九・三六項から第二九・三九項までの物品、第二九・四〇項の糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第二九・四一項の物品（この（c）の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。）

（d）（a）、（b）又は（c）の物品の水溶液

（e）（a）、（b）又は（c）の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

（f）（a）、（b）、（c）、（d）又は（e）の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの

（g）（a）、（b）、（c）、（d）、（e）又は（f）の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

（h）ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）第一五・〇四項の物品及び第一五・二〇項の粗のグリセリン

（b）エチルアルコール（第二二・〇七項及び第二二・〇八項参照）

（c）メタン及びプロパン（第二七・一一項参照）

（d）第二八類の注2の炭素化合物

（e）第三〇・〇二項の免疫産品

（f）尿素（第三一・〇二項及び第三一・〇五項参照）

（g）植物性又は動物性の着色料（第三二・〇三項参照）、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（第三二・〇四項参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（第三二・一二項参照）

（h）酵素（第三五・〇七項参照）

（ij）メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（第三六・〇六項参照）

（k）第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第三八・二四項の小売用の容器入りにしたインキ消し

（l）光学用品（例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第九〇・〇一項参照）

3　この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4　第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・二〇項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。

第二九・一一項、第二九・一二項、第二九・一四項、第二九・一八項及び第二九・二二項において「酸素官能基」は、第二九・〇五項から第二九・二〇項までの酸素を有する有機官能基に限る。

5

（A）第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

（B）　エチルアルコールと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

（C）　次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

（1）　第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

（2）　第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

（3）　配位化合物は、第一一節又は第二九・四一項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第二九類の数字上の配列において最後となる項に属する。

（D）　金属アルコラートは、エタノールの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する（第二九・〇五項参照）。

（E）　カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

6　第二九・三〇項又は第二九・三一項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第二九・三〇項（有機硫黄化合物）及び第二九・三一項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7　第二九・三二項から第二九・三四項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

8　第二九・三七項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）　「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）を含む。

（b）　「主としてホルモンとして使用するもの」には、主としてそのホルモンとしての効果から使用されるホルモン誘導体及び構造類似物だけでなく、この項の物品を合成する際に主として中間体として使用されるホルモン誘導体及び構造類似物を含む。

号注

1　この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

2　第二九類の注3の規定は、この類の号には適用しない。

二九・〇一	第一節　炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇一・一〇	飽和のもの	四・六％
二九〇一・二〇	不飽和のもの	四・六％
二九〇一・二一	エチレン	四・六％
二九〇一・二二	プロペン（プロピレン）	四・六％
二九〇一・二三	ブテン（ブチレン）及びその異性体	四・六％
二九〇一・二四	ブター一・三―ジエン及びイソプレン	無税
二九〇一・二九	一　ブター一・三―ジエン	二・三％
二九〇一・二九	二　イソプレン	二・三％
二九・〇二	その他のもの	
二九〇二・一一	環式炭化水素	
二九〇二・一九	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素	三・九％
二九〇二・二〇	シクロヘキサン	三％
二九〇二・三〇	その他のもの	
二九〇二・四一	一　五―エチリデン―二―ノルボルネン	無税
二九〇二・四二	二　その他のもの	四・六％
二九〇二・四三	ベンゼン	三％
二九〇二・四四	トルエン	三％
二九〇二・五〇	キシレン	
二九〇二・六〇	オルト―キシレン	無税
二九〇二・七〇	メター―キシレン	無税
二九〇二・九〇	パラ―キシレン	無税
	キシレン異性体の混合物	無税
	スチレン	六・四％
	エチルベンゼン	無税
	クメン	四・六％
	その他のもの	無税
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・一一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）	
二九〇三・一一	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	四・六％
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）	四・六％
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）	四・六％
二九〇三・一四	四塩化炭素	四・六％
二九〇三・一五	二塩化エチレン（ＩＳＯ）（一・二―ジクロロエタン）	四・六％
二九〇三・一九	その他のもの	四・六％
二九〇三・二一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	
二九〇三・二一	塩化ビニル（クロロエチレン）	四・六％
二九〇三・二二	トリクロロエチレン	四・六％
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	四・六％
二九〇三・二九	その他のもの	四・六％

二九〇三・四一	非環式炭化水素のふっ素化誘導体（飽和のものに限る。）トリフルオロメタン（ＨＦＣ―二三）	四・六％
二九〇三・四二	ジフルオロメタン（ＨＦＣ―三二）	四・六％
二九〇三・四三	フルオロメタン（ＨＦＣ―四一）、一・二―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―一五二）及び一・一―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―一五二ａ）	四・六％
二九〇三・四四	ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―一二五）、一・一・一―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―一四三ａ）及び一・一・二―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―一四三）	四・六％
二九〇三・四五	一・一・一・二―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―一三四ａ）及び一・一・二・二―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―一三四）	四・六％
二九〇三・四六	一・一・一・二・三・三―ヘプタフルオロプロパン（ＨＦＣ―二二七ｅａ）、一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―二二六ｃｂ）、一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―二三六ｅａ）及び一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―二三六ｆａ）	四・六％
二九〇三・四七	一・一・一・三―ペンタフルオロプロパン（ＨＦＣ―二四五ｆａ）及び一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン（ＨＦＣ―二四五ｃａ）	四・六％
二九〇三・四八	一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン（ＨＦＣ―三六五ｍｆｃ）及び一・一・一・二・二・三・四・五・五・五―デカフルオロペンタン（ＨＦＣ―四三―一〇ｍｅｅ）	四・六％
二九〇三・四九	その他のもの 非環式炭化水素のふっ素化誘導体（不飽和のものに限る。）	四・六％
二九〇三・五一	二・三・三・三―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―一二三四ｙｆ）、一・三・三・三―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―一二三四ｚｅ）及び（Ｚ）―一・一・一・四・四・四―ヘキサフルオロ―二―ブテン（ＨＦＯ―一三三六ｍｚｚ）	四・六％
二九〇三・五九	その他のもの 非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六％
二九〇三・六一	臭化メチル（ブロモメタン）	四・六％
二九〇三・六二	臭化エチレン（ＩＳＯ）（一・二―ジブロモエタン）	四・六％
二九〇三・六九	その他のもの 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	四・六％
二九〇三・七一	クロロジフルオロメタン（ＨＣＦＣ―二二）	四・六％
二九〇三・七二	ジクロロトリフルオロエタン（ＨＣＦＣ―一二三）	四・六％
二九〇三・七三	ジクロロフルオロエタン（ＨＣＦＣ―一四一、一四一ｂ）	四・六％
二九〇三・七四	クロロジフルオロエタン（ＨＣＦＣ―一四二、一四二ｂ）	四・六％
二九〇三・七五	ジクロロペンタフルオロプロパン（ＨＣＦＣ―二二五、二二五ｃａ、二二五ｃｂ）	四・六％
二九〇三・七六	ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―一二一一）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―一三〇一）及びジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―二四〇二）	四・六％
二九〇三・七七	その他のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）	四・六％
二九〇三・七八	その他のペルハロゲン化誘導体	四・六％
二九〇三・七九	その他のもの 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六％
二九〇三・八一	・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）	四・六％
二九〇三・八二	アルドリン（ＩＳＯ）、クロルデン（ＩＳＯ）及びヘプタクロル（ＩＳＯ） 一　クロルデン	無税
二九〇三・八三	マイレックス（ＩＳＯ）	四・六％
二九〇三・八九	その他のもの 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六％
二九〇三・九一	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン	四・六％
二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）及びＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）	四・六％
二九〇三・九三	ペンタクロロベンゼン（ＩＳＯ）	四・六％
二九〇三・九四	ヘキサブロモビフェニル	四・六％
二九〇三・九九	その他のもの 二九・〇四　炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	四・六％
二九〇四・一〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	四・六％
二九〇四・二〇	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体 一　ニトロメタン 二　その他のもの	無税 四・六％

ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	二九〇四・三一	四・六%
ペルフルオロオクタンスルホン酸	二九〇四・三二	四・六%
ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム	二九〇四・三三	四・六%
ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム	二九〇四・三四	四・六%
ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム	二九〇四・三五	四・六%
その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩	二九〇四・三六	四・六%
ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	二九〇四・九一	四・六%
その他のもの	二九〇四・九九	四・六%
トリクロロニトロメタン（クロロピクリン）	二九〇四・九九	無税
その他のもの	二九〇四・九九	四・六%
一　パラ―ニトロクロロベンゼン	二九〇四・九九	無税
二　その他のもの	二九〇四・九九	四・六%
第二節　アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・〇五	
飽和一価アルコール		
メタノール（メチルアルコール）	二九〇五・一一	無税
プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	二九〇五・一二	四・六%
ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	二九〇五・一三	八・四%
その他のブタノール	二九〇五・一四	八・四%
オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	二九〇五・一六	一キログラムにつき一一円二〇銭
一　二―エチルヘキシルアルコール（二―エチルヘキサン―一―オール）		
二　その他のもの		
ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	二九〇五・一七	四・六% 五・六%
その他のもの	二九〇五・一九	五・六%
不飽和一価アルコール		
非環式テルペンアルコール	二九〇五・二二	五・三%
その他のもの	二九〇五・二九	四・六%
二価アルコール		
エチレングリコール（エタンジオール）	二九〇五・三一	九・六%
プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	二九〇五・三二	八・四%
その他のもの	二九〇五・三九	四・六%
その他の多価アルコール		
二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	二九〇五・四一	四・六%
ペンタエリトリトール	二九〇五・四二	四・六%
マンニトール	二九〇五・四三	四・六%
Ｄ―グルシトール（ソルビトール）	二九〇五・四四	二〇%
グリセリン	二九〇五・四五	五%
その他のもの	二九〇五・四九	四・六%
非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
エトクロルビノール（ＩＮＮ）	二九〇五・五一	四・六%
その他のもの	二九〇五・五九	四・六%
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・〇六	
飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		
メントール	二九〇六・一一	二一・四%（その率が一キログラムにつき七二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	二九〇六・一二	四・六%
ステロール及びイノシトール	二九〇六・一三	無税
その他のもの	二九〇六・一九	五・三%
ボルネオール及びテルピネオール	一	無税
一・四―シクロヘキサンジメタノール	二	四・六%
その他のもの	三	
ベンジルアルコール及びその誘導体	二九〇六・二一	五・三%
その他のもの	二九〇六・二九	四・六%
フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・〇七	
一価フェノール		
石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩	二九〇七・一一	無税
クレゾール及びその塩	二九〇七・一二	無税
オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	二九〇七・一三	四・六%
ナフトール及びその塩	二九〇七・一五	無税
その他のもの	二九〇七・一九	

一　キシレノール及びその塩	無税	
二　その他のもの		
（一）　単核一価フェノール		
Ａ　パラ－ターシャリ－ブチルフェノール	無税	
Ｂ　その他のもの	四・六％	
（二）　その他のもの	四・六％	
二九〇七・二一　多価フェノール及びフェノールアルコール		
二九〇七・二一　レソルシノール及びその塩	四・六％	
二九〇七・二二　ヒドロキノン（キノール）及びその塩	四・六％	
二九〇七・二三　四・四′－イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールＡ又はジ三・一％		
フェニロールプロパン）及びその塩		
二九〇七・二九　その他のもの	四・六％	
二九・〇八　フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩		
二九〇八・一一　ペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）	四・六％	
二九〇八・一九　その他のもの	無税	
一　臭素化誘導体	四・六％	
二　その他のもの		
その他のもの	四・六％	
二九〇八・九一　ジノセブ（ＩＳＯ）及びその塩	四・六％	
二九〇八・九二　四・六－ジニトロ－オルト－クレゾール（ＤＮＯＣ（ＩＳＯ））及びその塩	四・六％	
二九〇八・九九　その他のもの	四・六％	
第四節　エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九・〇九　エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九〇九・一一　非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九〇九・一九　その他のもの	四・六％	
二九〇九・二〇　飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％	
二九〇九・三〇　芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
一　臭素化誘導体	無税	
二　その他のもの	四・六％	
エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九〇九・四一　二・二′－オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	五・八％	
二九〇九・四三　エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	五・五％	
二九〇九・四四　エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	五・六％	
二九〇九・四九　その他のもの	四・六％	
二九〇九・五〇　エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％	
二九〇九・六〇　アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％	
二九〇九・九〇　その他のもの	四・六％	
二九一〇・一〇　オキシラン（エチレンオキシド）	四・六％	
二九一〇・二〇　メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	五・六％	
二九一〇・三〇　一－クロロ－二・三－エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	五・六％	
二九一〇・四〇　ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）	五・六％	
二九一〇・五〇　エンドリン（ＩＳＯ）	五・六％	
二九一〇・九〇　その他のもの	無税	
一　一・二－エポキシブタン（一・二－ブチレンオキシド）	五・六％	
二　その他のもの		
二九・一一　アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％	
二九一一・〇〇　第五節　アルデヒド官能化合物		

二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	四・六%
二九一二・一一	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
	メタナール（ホルムアルデヒド）	五・六%
二九一二・一二	エタナール（アセトアルデヒド）	三%
二九一二・一九	その他のもの	無税
	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	六・六%
二九一二・二一	ベンズアルデヒド	四・六%
二九一二・二九	その他のもの	六%
	アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	
二九一二・四一	バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）	五・三%
二九一二・四二	エチルバニリン（三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド）	五・三%
二九一二・四九	その他のもの	五・三%
	一　アルデヒドアルコール	
	二　その他のもの	四・六%
二九一二・五〇	アルデヒドの環式重合体	四・六%
二九一二・六〇	パラホルムアルデヒド	四・六%
二九・一三		
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・一四	第六節　ケトン官能化合物及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一四・一一	アセトン	三・九%
	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一四・一二	ブタノン（メチルエチルケトン）	四・六%
二九一四・一三	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	四・六%
二九一四・一九	その他のもの	四・六%
二九一四・二二	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	四・六%
二九一四・二三	イオノン及びメチルイオノン	五・六%
二九一四・二九	その他のもの	三%
	一　しょう脳	無税
	（一）　融点が一七五度未満のもの	六・六%
	（二）　その他のもの	四・六%
	二　その他のもの	六%
二九一四・三一	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）　フェニルアセトン（フェニルプロパン―二―オン）	四・六%
二九一四・三九	その他のもの	四・六%
二九一四・四〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	四・六%
二九一四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	四・六%
二九一四・六一	アントラキノン	四・六%
二九一四・六二	コエンザイムＱ一〇（ＩＮＮ）	四・六%
二九一四・六九	その他のもの	四・六%
	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一四・七一	クロルデコン（ＩＳＯ）	四・六%
二九一四・七九	その他のもの	四・六%
	第七節　カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一五		
二九一五・一一	ぎ酸	六・四%
二九一五・一二	ぎ酸の塩	六・四%
二九一五・一三	ぎ酸のエステル	六・四%
	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	
二九一五・二一	酢酸	三%
二九一五・二四	無水酢酸	六・四%
二九一五・二九	その他のもの	四・六%
	酢酸のエステル	
二九一五・三一	酢酸エチル	五・六%
二九一五・三二	酢酸ビニル	五・六%
二九一五・三三	酢酸ノルマル―ブチル	五・六%
二九一五・三六	酢酸ジノセブ（ＩＳＯ）	四・六%

二九一五・三九	その他のもの	四・六％
二九一五	酢酸イソブチル	五・六％
二九一五・四〇	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	四・六％
二九一五・五〇	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	六・四％
二九一五・六〇	ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四％
二九一五・七〇	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	四・六％
二九一五・九〇	その他のもの	三・九％
二九一五・九〇―一	ステアリン酸	四・六％
二九一五・九〇―二	その他のもの	三・九％
二九一五・九〇―三	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	四・六％
二九一五・九〇―四	その他のもの	六・四％
二九一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	六・四％
二九一六・一	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・四％
二九一六・一一	アクリル酸及びその塩	六・四％
二九一六・一二	アクリル酸のエステル	六・四％
二九一六・一三	メタクリル酸及びその塩	四・六％
二九一六・一四	メタクリル酸のエステル	四・六％
二九一六・一五	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	三・九％
二九一六・一六	ビナパクリル（ＩＳＯ）	六・四％
二九一六・一九	その他のもの	六・四％
二九一六・二〇	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・四％
二九一六・三一	安息香酸並びにその塩及びエステル	五・八％
二九一六・三二	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	六・四％
二九一六・三四	フェニル酢酸及びその塩	六・四％
二九一六・三九	その他のもの	六・四％
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	三・九％
	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六％
二九一七・一一	しゅう酸並びにその塩及びエステル	四・六％
二九一七・一二	アジピン酸並びにその塩及びエステル	四・六％
二九一七・一三	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	四・六％
二九一七・一四	無水マレイン酸	四・六％
二九一七・一九	その他のもの	四・六％

二九一七・二〇	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六％
	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	無税
二九一七・二二	オルトフタル酸ジオクチル	四・六％
二九一七・二三	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	四・六％
二九一七・二四	その他のオルトフタル酸エステル	四・六％
二九一七・三五	無水フタル酸	三・九％
二九一七・三六	テレフタル酸及びその塩	六・四％
二九一七・三七	テレフタル酸ジメチル	無税
二九一七・三九	その他のもの	
二九・一八	一　二・六―ナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル	無税
	二　その他のもの	四・六％
	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル	五・三％
二九一八・一二	酒石酸	四・六％
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	四・六％
二九一八・一四	くえん酸	二四％
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	
	一　くえん酸カルシウム	一二％
	二　その他のもの	四・六％
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	四・六％
二九一八・一七	二―ジフェニル―二―ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）	四・六％
二九一八・一八	クロロベンジレート（ＩＳＯ）	四・六％
二九一八・一九	その他のもの	
	一　コール酸	無税
	二　その他のもの	四・六％
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	四・六％
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	四・六％
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	四・六％
二九一八・二九	その他のもの	四・六％
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	無税
	一　デヒドロコール酸（三・七・一二―トリケトコール酸）	四・六％
	二　その他のもの	
	その他のもの	

二九一八・九二	二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	四・六％
二九一八・九九	その他のもの	四・六％
二九一九	第八節　非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体並びにこれらの塩	
二九一九・一〇	トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェート	四・六％
二九一九・九〇	その他のもの	四・六％
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一九・一〇	トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェート	四・六％
二九一九・九〇	その他のもの	四・六％
二九二〇	チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九二〇・一一	パラチオン（ＩＳＯ）及びパラチオンメチル（ＩＳＯ）（メチルパラチオン）	四・六％
二九二〇・一九	その他のもの	四・六％
二九二〇	亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九二〇・二一	亜りん酸ジメチル	四・六％
二九二〇・二二	亜りん酸ジエチル	四・六％
二九二〇・二三	亜りん酸トリメチル	四・六％
二九二〇・二四	亜りん酸トリエチル	四・六％
二九二〇・二九	その他のもの	四・六％
二九二〇・三〇	エンドスルファン（ＩＳＯ）	
二九二〇・九〇	その他のもの	
一	炭酸エステル及びその誘導体	
（一）	炭酸ビニレン、炭酸フルオロエチレン、炭酸エチルメチル、炭酸プロピレン及び炭酸ジエチル	無税
（二）	その他のもの	四・六％
二	その他のもの	四・六％
第九節	窒素官能化合物	
アミン官能化合物		
二九・二一	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・一一	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・一二	（Ｎ・Ｎ―ジメチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩	四・六％
二九二一・一三	（Ｎ・Ｎ―ジエチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩	四・六％
二九二一・一四	（Ｎ・Ｎ―ジイソプロピルアミノ）エチルクロリド塩酸塩	四・六％
二九二一・一九	その他のもの	四・六％
	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・二一	エチレンジアミン及びその塩	四・六％
二九二一・二二	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	無税
二九二一・二九	その他のもの	四・六％
二九二一・三〇	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六％
	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・一	アニリン及びその塩	五・四％
二	アニリンの塩	四・六％
二九二一・四二	アニリン誘導体及びその塩	四・六％
二九二一・四三	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・四五	―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベータ―ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・四六	アンフェタミン（ＩＮＮ）、ベンツフェタミン（ＩＮＮ）、デキサンフェタミン（ＩＮＮ）、エチランフェタミン（ＩＮＮ）、フェンカンファミン（ＩＮＮ）、レフェタミン（ＩＮＮ）、レバンフェタミン（ＩＮＮ）、メフェノレクス（ＩＮＮ）及びフェンテルミン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・四九	その他のもの	
	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・五一	オルト―フェニレンジアミン、メタ―フェニレンジアミン、パラ―フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	
一	メタ―フェニレンジアミン	無税
二	その他のもの	五・三％
二九二一・五九	その他のもの	四・六％
二九二一・九	酸素官能のアミノ化合物	
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二一・一一	モノエタノールアミン及びその塩	四・六％
二九二一・一二	ジエタノールアミン及びその塩	四・六％
二九二一・一四	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	四・六％
二九二一・一五	トリエタノールアミン	四・六％
二九二一・一六	ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム	四・六％
二九二一・一七	メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン	無税
二九二一・一八二	（Ｎ・Ｎ―ジイソプロピルアミノ）エタノール	無税
二九二一・一九	その他のもの	
一	アミノアルコール	無税
二	その他のもの	四・六％
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二一・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	四・六％
二九二一・二九	その他のもの	四・六％
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
二九二一・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・三九	その他のもの	四・六％

アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	四・六％
二九二二・四一リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	
二九二二・四二グルタミン酸及びその塩	
一　グルタミン酸ソーダ	一六％
二　その他のもの	四・六％
二九二二・四三アントラニル酸及びその塩	四・六％
二九二二・四四チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	四・六％
二九二二・四九その他のもの	四・六％
二九二二・五〇アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	四・六％
二九・二三　第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
二九二三・一〇コリン及びその塩	四・六％
二九二三・二〇レシチンその他のホスホアミノリピド	六・四％
二九二三・三〇ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	四・六％
二九二三・四〇ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	四・六％
二九二三・九〇その他のもの	
一　水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム（ＡＤＡＨ）及び水酸化テトラエチルアンモニウム（ＴＥＡＨ）	無税
二　その他のもの	四・六％
カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
二九・二四　非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二四・一一メプロバメート（ＩＮＮ）	四・六％
二九二四・一二フルオロアセトアミド（ＩＳＯ）、モノクロトホス（ＩＳＯ）及びホスファミドン（ＩＳＯ）	四・六％
二九二四・一九その他のもの	
一　二―アクリルアミド―二―メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド	無税
二　その他のもの	四・六％
環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二四・二一ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％
二九二四・二三二―アセトアミド安息香酸（Ｎ―アセチルアントラニル酸）及びその塩	四・六％
二九二四・二四エチナメート（ＩＮＮ）	四・六％
二九二四・二五アラクロール（ＩＳＯ）	四・六％
二九二四・二九その他のもの	四・六％
二九・二五　カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミド官能化合物	
イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二五・一一サッカリン及びその塩	四・六％
二九二五・一二グルテチミド（ＩＮＮ）	四・六％
二九二五・一九その他のもの	四・六％
イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二五・二一クロルジメホルム（ＩＳＯ）	三・七％
二九二五・二九その他のもの	

一　クロルヘキシジン及びその塩	無税
二　その他のもの	三・七％
二九・二六　ニトリル官能化合物	
二九二六・一〇アクリロニトリル	六・四％
二九二六・二〇一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）	四・六％
二九二六・三〇フェンプロポレクス（ＩＮＮ）及びその塩並びにメサドン（ＩＮＮ）中間体（四―シアノ―二―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニルブタン）	四・六％
二九二六・四〇アルファ―フェニルアセトアセトニトリル	四・六％
二九二六・九〇その他のもの	四・六％
二九二七・〇〇ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	四・六％
二九二八・〇〇ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	四・六％
二九・二九　その他の窒素官能基を有する化合物	
二九二九・一〇イソシアナート	四・六％
二九二九・九〇その他のもの	四・六％
第一〇節　オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド	
二九・三〇　有機硫黄化合物	
二九三〇・一〇二―（Ｎ・Ｎ―ジメチルアミノ）エタンチオール	四・六％
二九三〇・二〇チオカルバマート及びジチオカルバマート	五・三％
二九三〇・三〇チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	五・三％
二九三〇・四〇メチオニン	四・六％
二九三〇・六〇二―（Ｎ・Ｎ―ジエチルアミノ）エタンチオール	四・六％
二九三〇・七〇ビス（二―ヒドロキシエチル）スルフィド（チオジグリコール（ＩＮＮ））	四・六％
二九三〇・八〇アルジカルブ（ＩＳＯ）、カプタホール（ＩＳＯ）及びメタミドホス（ＩＳＯ）	四・六％
二九三〇・九〇その他のもの	
一　ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	無税
二　その他のもの	四・六％
その他のオルガノインオルガニック化合物	
二九三一・一〇テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	四・六％
二九三一・二〇トリブチルすず化合物	四・六％
非ハロゲン化有機りん誘導体	
二九三一・四一メチルホスホン酸ジメチル	四・六％
二九三一・四二プロピルホスホン酸ジメチル	四・六％
二九三一・四三エチルホスホン酸ジエチル	四・六％
二九三一・四四メチルホスホン酸	四・六％
二九三一・四五メチルホスホン酸と（アミノイミノメチル）尿素との一対一の割合の塩	四・六％
二九三一・四六―トリプロピル―一・三・五・二・四・六―トリオキサトリホスホン酸二・四・六―トリオキシド	四・六％
二九三一・四七（五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキサホスフィナン―五―イル）メチルメチルホスホネート	四・六％
二九三一・四八　アスピロ［五・五］ウンデカン三・九―ジオキシド	四・六％

二九三一・四九	その他のもの	四・六%
	ハロゲン化有機りん誘導体	
二九三一・五一	メチルホスホン酸ジクロリド	四・六%
二九三一・五二	プロピルホスホン酸ジクロリド	四・六%
二九三一・五三	O―（三―クロロプロピル）O―［四―ニトロ―三―（トリフルオロメチル）フェニル］メチルホスホノチオネート	四・六%
二九三一・五四	トリクロロフォン（ＩＳＯ）	四・六%
二九三一・五九	その他のもの	四・六%
二九三一・九〇	その他のもの	四・六%
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
二九三二・一一	テトラヒドロフラン	四・六%
二九三二・一二	二―フルアルデヒド（フルフラール）	無税
二九三二・一三	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	四・六%
二九三二・一四	スクラロース	四・六%
二九三二・一九	その他のもの	四・六%
二九三二・二〇	ラクトン	
	一　クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	五・三%
	二　サントニン	無税
	三　クリスタルバイオレットラクトン	無税
	四　その他のもの	四・六%
	その他のもの	
二九三二・九一	イソサフロール	四・六%
二九三二・九二	一―（一・三―ベンゾジオキソール―五―イル）プロパン―二―オン	四・六%
二九三二・九三	ピペロナール	四・六%
二九三二・九四	サフロール	四・六%
二九三二・九五	テトラヒドロカンナビノール（全ての異性体を含む。）	四・六%
二九三二・九六	カルボフラン（ＩＳＯ）	四・六%
二九三二・九九	その他のもの	四・六%
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	
	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
二九三三・一一	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	四・六%
二九三三・一九	その他のもの	四・六%
	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
二九三三・二一	ヒダントイン及びその誘導体	四・六%
二九三三・二九	その他のもの	四・六%
	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
二九三三・三一	ピリジン及びその塩	無税
二九三三・三二	ピペリジン及びその塩	四・六%
二九三三・三三	アルフェンタニル（ＩＮＮ）、アニレリジン（ＩＮＮ）、ベジトラミド（ＩＮＮ）、ブロマゼパム（ＩＮＮ）、カーフェンタニル（ＩＮＮ）、ジフェノキシン（ＩＮＮ）、ジフェノキシレート（ＩＮＮ）、ジピパノン（ＩＮＮ）、フェンタニル（ＩＮＮ）、ケトベミドン（ＩＮＮ）、メチルフェニデート（ＩＮＮ）、ペンタゾシン（ＩＮＮ）、ペチジン（ＩＮＮ）、ペチジン（ＩＮＮ）中間体Ａ、フェンシクリジン（ＩＮＮ）（ＰＣＰ）、フェノペリジン（ＩＮＮ）、ピプラドロール（ＩＮＮ）、ピリトラミド（ＩＮＮ）、プロピラム（ＩＮＮ）、レミフェンタニル（ＩＮＮ）及びトリメペリジン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	四・六%
二九三三・三四	その他のフェンタニル及びその誘導体	四・六%
二九三三・三五	三―キヌクリジノール	四・六%
二九三三・三六	四―アニリノ―Ｎ―フェネチルピペリジン（ＡＮＰＰ）	四・六%
二九三三・三七	Ｎ―フェネチル―四―ピペリドン（ＮＰＰ）	四・六%
二九三三・三九	その他のもの	
	一　ピコリン及びＯ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス）	無税
	二　一・一・三・五―テトラメチルピペリジン―一―イウム＝ヒドロキシド	無税
	三　その他のもの	四・六%
	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	
二九三三・四一	レボルファノール（ＩＮＮ）及びその塩	四・六%
二九三三・四九	その他のもの	
	一　デキストロ―三―ヒドロキシ―Ｎ―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―Ｎ―メチルモルヒナン	三・九%
	二　その他のもの	四・六%
	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物	
二九三三・五二	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその塩	四・六%
二九三三・五三	アロバルビタール（ＩＮＮ）、アモバルビタール（ＩＮＮ）、バルビタール（ＩＮＮ）、ブタルビタール（ＩＮＮ）、ブトバルビタール、シクロバルビタール（ＩＮＮ）、メチルフェノバルビタール（ＩＮＮ）、ペントバルビタール（ＩＮＮ）、フェノバルビタール（ＩＮＮ）、セクブタバルビタール（ＩＮＮ）、セコバルビタール（ＩＮＮ）及びビニルビタール（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	四・六%

二九三三・五	その他のマロニル尿素（バルビツル酸）の誘導体及びその塩	四・六％
二九三三・五	ロプラゾラム（ＩＮＮ）、メクロカロン（ＩＮＮ）、メタカロン（ＩＮＮ）及びジペプロール（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	四・六％
二九三三・五	その他のもの	四・六％
九	一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	無税
九	二 一・四―ジアザビシクロ［二・二・二］オクタン（トリエチレンジアミン）	二％
九	三 その他のもの	四・六％
二九三三・六	メラミン	四・六％
一	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六％
二九三三・六	その他のもの	四・六％
九	ラクタム	四・六％
二九三三・七	六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	五・六％
一	クロルジアゼポキシド（ＩＮＮ）、カマゼパム（ＩＮＮ）、クロナゼパム（ＩＮＮ）、クロラゼペート、デロラゼパム（ＩＮＮ）、ジアゼパム（ＩＮＮ）、エスタゾラム（ＩＮＮ）、ロフラゼプ酸エチル（ＩＮＮ）、フルジアゼパム（ＩＮＮ）、フルニトラゼパム（ＩＮＮ）、フルラゼパム（ＩＮＮ）、ハラゼパム（ＩＮＮ）、ロラゼパム（ＩＮＮ）、ロルメタゼパム（ＩＮＮ）、マジンドール（ＩＮＮ）、メダゼパム（ＩＮＮ）、ミダゾラム（ＩＮＮ）、ニメタゼパム（ＩＮＮ）、ニトラゼパム（ＩＮＮ）、ノルダゼパム（ＩＮＮ）、オキサゼパム（ＩＮＮ）、ピナゼパム（ＩＮＮ）、プラゼパム（ＩＮＮ）、ピロバレロン（ＩＮＮ）、テマゼパム（ＩＮＮ）、テトラゼパム（ＩＮＮ）及びトリアゾラム（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	四・六％
二九三三・九	アジンホスメチル（ＩＳＯ）	四・六％
二		
二九三三・九	その他のもの	四・六％
九	一 塩酸ヒドラジン	三・九％
九	二 その他のもの	四・六％
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	

二九三四・一	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六％
○		
二九三四・二	ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六％
○		
二九三四・三	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六％
○		
二九三四・九	その他のもの	
一	アミノレクス（ＩＮＮ）、ブロチゾラム（ＩＮＮ）、クロチアゼパム（ＩＮＮ）、クロキサゾラム（ＩＮＮ）、デキストロモラミド（ＩＮＮ）、ハロキサゾラム（ＩＮＮ）、ケタゾラム（ＩＮＮ）、メソカルブ（ＩＮＮ）、オキサゾラム（ＩＮＮ）、ペモリン（ＩＮＮ）、フェンジメトラジン（ＩＮＮ）、フェンメトラジン（ＩＮＮ）及びスフェンタニル（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	四・六％
二		
二九三四・九	その他のフェンタニル及びその誘導体	四・六％
二九三四・九	その他のもの	
九	一 スルトン及びスルタム	無税
九	二 その他のもの	四・六％
二九・三五	スルホンアミド	
二九三五・一	Ｎ―メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
○		
二九三五・二	Ｎ―エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
○		
二九三五・三	Ｎ―エチル―Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
○		
二九三五・四	Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）―Ｎ―メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
○		
二九三五・五	その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
○		
二九三五・九	その他のもの	四・六％
○		
二九・三六	第一一節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	
一		
二九三六・二	ビタミンＡ及びその誘導体（ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）	無税
二		
二九三六・二	ビタミンＢ$_1$及びその誘導体	無税
三		
二九三六・二	ビタミンＢ$_2$及びその誘導体	無税

二九三六・二四　D―パントテン酸及びDL―パントテン酸（ビタミンB_5）並びにこれらの誘導体	無税
二九三六・二五　ビタミンB_6及びその誘導体	無税
二九三六・二六　ビタミンB_{12}及びその誘導体	無税
二九三六・二七　ビタミンC及びその誘導体	無税
二九三六・二八　ビタミンE及びその誘導体	無税
二九三六・二九　その他のビタミン及びその誘導体	無税
二九三六・九〇　その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	無税
二九・三七　ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	無税
二九三七・一　ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・一一　ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・一二　インスリン及びその塩	無税
二九三七・一九　その他のもの	無税
二九三七・二　ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・二一　コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	無税
二九三七・二二　コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体	無税
二九三七・二三　エストロゲン及びプロゲストゲン	無税
二九三七・二九　その他のもの	無税
二九三七・五〇　プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・九〇　その他のもの	無税
第一二節　グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
二九・三八　グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二・三％
二九三八・一〇　ルチン（ルチン）及びその誘導体	四・六％
二九三八・九〇　その他のもの	無税
二九・三九　アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・一一　あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
けしがら濃縮物並びにブプレノルフィン（ＩＮＮ）、コデイン、ジヒドロコデイン（ＩＮＮ）、エチルモルヒネ、エトルフィン（ＩＮＮ）、ヘロイン、ヒドロコドン（ＩＮＮ）、ヒドロモルホン（ＩＮＮ）、モルヒネ、ニコモルヒネ（ＩＮＮ）、オキシコドン（ＩＮＮ）、オキシモルホン（ＩＮＮ）、フォルコジン（ＩＮＮ）、テバコン（ＩＮＮ）及びテバイン並びにこれらの塩	無税
二九三九・一九　その他のもの	無税
二九三九・二〇　キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・三〇　カフェイン及びその塩	無税
エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九三九・四一　エフェドリン及びその塩	無税
二九三九・四二　プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）及びその塩	無税
二九三九・四三　カチン（ＩＮＮ）及びその塩	無税
二九三九・四四　ノルエフェドリン及びその塩	無税
二九三九・四五　レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（ＩＮＮ）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩	無税
二九三九・四九　その他のもの	無税
テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン―エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	
二九三九・五一　フェネチリン（ＩＮＮ）及びその塩	無税
二九三九・五九　その他のもの	無税
ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九三九・六一　エルゴメトリン（ＩＮＮ）及びその塩	無税
二九三九・六二　エルゴタミン（ＩＮＮ）及びその塩	無税
二九三九・六三　リゼルギン酸及びその塩	無税
二九三九・六九　その他のもの	無税
その他のもの（植物由来のものに限る。）	
二九三九・七二　コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税
二九三九・七九　その他のもの	無税
二九三九・八〇　その他のもの	無税
第一三節　その他の有機化合物	
二九・四〇　糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	六・四％
二九四〇・〇〇　一　糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	一二・八％
二　その他のもの	
二九・四一　抗生物質	
二九四一・一〇　ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	無税
二九四一・二〇　ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・三〇　テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・四〇　クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・五〇　エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・九〇　その他のもの	無税
二九・四二	
二九四二・〇〇　その他の有機化合物	四・六％
第三〇類　医療用品	

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（ａ）　食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第四部参照）
（ｂ）　ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第二四・〇四項参照）
（ｃ）　歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター（第二五・二〇項参照）
（ｄ）　精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションで、医薬用に適するもの（第三三・〇一項参照）
（ｅ）　第三三・〇三項から第三三・〇七項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）
（ｆ）　第三四・〇一項のせっけんその他の物品で医薬品を加えたもの
（ｇ）　プラスターをもととした歯科用の調製品（第三四・〇七項参照）
（ｈ）　治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第三五・〇二項参照）
（ｉｊ）　第三八・二二項の診断用の試薬
２　第三〇・〇二項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（ＭＡＢ）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（ＩＦＮ）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（ＴＮＦ）、成長因子（ＧＦ）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（ＣＳＦ）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第二九・三七項の物品を除く。）をいう。
３　第三〇・〇三項、第三〇・〇四項及び４（ｄ）においては、次に定めるところによる。
（ａ）　混合してないものには、次の物品を含む。
（１）　混合してないものの水溶液
（２）　第二八類又は第二九類の全ての物品
（３）　第一三・〇二項の一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの
（ｂ）　混合したものには、次の物品を含む。
（１）　コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）
（２）　植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス
（３）　天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物
４　第三〇・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三〇・〇六項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
（ａ）　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。）及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）
（ｂ）　ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）
（ｃ）　外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）並びに外科用又は歯科用の癒着防止材（殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。）
（ｄ）　エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。）
（ｅ）　プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかいないかを問わない。）
（ｆ）　歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント
（ｇ）　救急箱及び救急袋
（ｈ）　避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）
（ｉｊ）　医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル
（ｋ）　薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）
（ｌ）　瘻造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）

号注
１　第三〇〇二・一三号及び第三〇〇二・一四号においては、次に定めるところによる。
（ａ）　「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかしないかを問わない。）をいう。
（ｂ）　「混合したもの」とは、次の物品をいう。
（１）　（ａ）の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの
（２）　（ａ）又は（ｂ）（１）の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの
（３）　（ａ）、（ｂ）（１）又は（ｂ）（２）の物品で、その他の添加剤を混合したもの
２　第三〇〇三・六〇号及び第三〇〇四・六〇号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（ＩＮＮ）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。
アモジアキン（ＩＮＮ）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（ＩＮＮ）、アルテモチル（ＩＮＮ）、アルテメテル（ＩＮＮ）、アルテスナート（ＩＮＮ）、クロロキン（ＩＮＮ）、ジヒドロアルテミシニン（ＩＮＮ）、ルメファントリン（ＩＮＮ）、メフロキン（ＩＮＮ）、ピペラキン（ＩＮＮ）、ピリメタミン（ＩＮＮ）並びにスルファドキシン（ＩＮＮ）

三〇・〇一	臓器療法用の腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺（せん）その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	無税
三〇〇一・二〇	腺（せん）その他の器官又はその分泌物の抽出物	無税
三〇〇一・九〇	その他のもの	
三〇・〇二	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）	無税
三〇〇二・一二	免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）	無税
三〇〇二・一三	免疫血清その他の血液分画物	無税
三〇〇二・一四	免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	無税
三〇〇二・一五	免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	無税
三〇〇二・四一	免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）	無税
三〇〇二・四二	人用のワクチン	無税
三〇〇二・四九	動物用のワクチン	無税
三〇〇二・五一	その他のもの	無税
三〇〇二・五九	細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）	無税
三〇〇二・九〇	細胞治療製品	無税
	その他のもの	無税
	その他のもの	無税

三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
三〇〇三・二〇	その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）
三〇〇三・三一	その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）
三〇〇三・三九	インスリンを含有するもの
三〇〇三・四一	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）
三〇〇三・四二	エフェドリン又はその塩を含有するもの
三〇〇三・四三	プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）又はその塩を含有するもの
三〇〇三・四九	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの
三〇〇三・六〇	その他のもの
三〇〇四・九〇	その他のもの（この類の号注２の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）
三〇〇四・一〇	その他のもの
三〇〇四・二〇	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
三〇〇四・三一	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
三〇〇四・三二	その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）
三〇〇四・三九	その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）
三〇〇四・四一	インスリンを含有するもの
三〇〇四・四二	コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの
三〇〇四・四三	その他のもの
三〇〇四・四九	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）
三〇〇四・五〇	エフェドリン又はその塩を含有するもの
三〇〇四・六〇	プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）又はその塩を含有するもの
三〇〇四・九〇	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの
三〇〇五・一〇	その他のもの（この類の号注２の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）
	その他のもの
	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの接着性を有する被覆剤その他の接着層を有する製品

三〇〇五・九〇	その他のもの
三〇・〇六	この類の注４の医療用品
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）
	一　外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材
	二　その他のもの
三〇〇六・三〇	（一）　プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
三〇〇六・四〇	（二）　メリヤス編み又はクロセ編みのもの
三〇〇六・五〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬
三〇〇六・六〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント
	救急箱及び救急袋
	避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）
三〇〇六・七〇	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル
三〇〇六・九一	その他のもの
三〇〇六・九二	癆（ろう）造設術用と認められるもの
三〇〇六・九三	薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）
	プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）

無税	
四・六％	
五・六％	
無税	
無税	
無税	
無税	
五・八％	
無税	
無税	

第三一類　肥料

注

１　この類には、次の物品を含まない。

（ａ）　第〇五・一一項の動物の血

（ｂ）　化学的に単一の化合物（２（ａ）、３（ａ）、４（ａ）又は５のものを除く。）

（ｃ）　第三八・二四項の塩化カリウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）

２　第三一・〇二項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。

（ａ）　次のいずれかに該当する物品

（ｉ）　硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）

（ｉｉ）　硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

（ｉｉｉ）　硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）

（ｉｖ）　硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

（ｖ）　硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物

（ｖｉ）　硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物

（ｖｉｉ）　カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油により処理してあるかないかを問わない。）

（ｖｉｉｉ）　尿素（純粋であるかないかを問わない。）

(ｂ)（ａ）の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
(ｃ) 塩化アンモニウム又は（ａ）若しくは（ｂ）の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
(ｄ)（ａ）の（ｉｉ）若しくは（ｖｉｉｉ）の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料
3 第三一・〇三項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
(ａ) 次のいずれかに該当する物品
(ｉ) 塩基性スラグ
(ｉｉ) 第二五・一〇項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの
(ｉｉｉ) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰
(ｉｖ) りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の〇・二％以上のものに限る。）
(ｂ)（ａ）の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料
(ｃ)（ａ）又は（ｂ）の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
4 第三一・〇四項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
(ａ) 次のいずれかに該当する物品
(ｉ) 天然のカリウム塩類（粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト）
(ｉｉ) 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、１（ｃ）の物品を除く。）
(ｉｉｉ) 硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）
(ｉｖ) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）
(ｂ)（ａ）の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
5 オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物は、第三一・〇五項に属する。
6 第三一・〇五項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。

三一・〇一	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	無税
三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
三一〇二・一〇	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	無税
	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	
三一〇二・二一	硫酸アンモニウム	無税
三一〇二・二九	その他のもの	無税
三一〇二・三〇	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	無税
三一〇二・四〇	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物	無税
三一〇二・五〇	硝酸ナトリウム	無税
三一〇二・六〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	無税
三一〇二・八〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）	無税
三一〇二・九〇	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）	無税
三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	
三一〇三・一一	五酸化二りん（P_2O_5）の含有量が全重量の三五％以上のもの	無税
三一〇三・一九	その他のもの	無税
三一〇三・九〇	その他のもの	無税
三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
三一〇四・二〇	塩化カリウム	無税
三一〇四・三〇	硫酸カリウム	無税
三一〇四・九〇	その他のもの	無税
三一・〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	
三一〇五・一〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	無税
三一〇五・二〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	無税
三一〇五・三〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	無税
三一〇五・四〇	オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	無税
	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）	
三一〇五・五一	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	無税
三一〇五・五九	その他のもの	無税
三一〇五・六〇	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	無税
三一〇五・九〇	その他のもの	無税

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

注
1 この類には、次の物品を含まない。
(ａ) 化学的に単一の元素及び化合物（第三二・〇三項又は第三二・〇四項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物（第三二・〇六項参照）、石英ガラスで第三二・〇七項に定める形状のもの及び第三二・一二項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。）
(ｂ) 第二九・三六項から第二九・三九項まで、第二九・四一項又は第三五・〇一項から第三五・〇四項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体
(ｃ) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック（第二七・一五項参照）
2 第三二・〇四項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。
3 第三二・〇三項から第三二・〇六項までには、着色料（第三二・〇六項にあっては、第二五・三〇項又は第二八類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。）をもととした調製品で、物品（種類を問わない。）の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもの及び第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項又は第三二・一五項のその他の調製品を含まない。

4　第三二・〇八項には、第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。）を含む。

5　この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品（水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。）を含まない。

6　第三二・一二項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。

（a）　金属の粉（貴金属の粉を含む。）及び顔料で、これらをにかわ、ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの

（b）　金属（貴金属を含む。）及び顔料で、これらをシート状の支持物（材料を問わない。）の上に付着させたもの

三二・〇一	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税
三二〇一・一〇	ケブラチョエキス	無税
三二〇一・二〇	ワットルエキス	無税
三二〇一・九〇	その他のもの	三％
	一　タンニン及びその誘導体	無税
	二　その他のもの	
三二・〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	無税
三二〇二・一〇	合成有機なめし剤	四・六％
三二〇二・九〇	その他のもの	
三二・〇三	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	無税
三二〇三・〇〇	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	五・三％
三二・〇四	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの	五・三％
三二〇四・一一	分散染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一二	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一三	塩基性染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一四	直接染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一五	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一六	反応染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一七	顔料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一八	カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一九	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）	五・三％
三二〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	五・三％
三二〇四・九〇	その他のもの	五・三％
三二・〇五	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	五・三％
三二〇五・〇〇	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	四・八％
三二・〇六	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	
三二〇六・一一	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇％以上のもの	三・九％
三二〇六・一九	その他のもの	三・九％
三二〇六・二〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	
三二〇六・四一	その他の着色料及び調製品	
	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	
	一　ウルトラマリンブルー（群青）	五・三％
	二　その他のもの	三・九％
三二〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	
	一　リトポン	四・六％
	二　その他のもの	三・九％
三二〇六・四九	その他のもの	
	一　ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品	三・九％
	二　その他のもの	三・九％
三二〇六・五〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	三・九％
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三・九％
三二〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	三・九％
三二〇七・二〇	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品	二・九％
三二〇七・三〇	液状ラスターその他これに類する調製品	二・九％
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三％

三二一・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注４の溶液	四・八％
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの	四・八％
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・六％
三二〇八・九〇	その他のもの	四・八％
三二一・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	四・八％
三二〇九・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八％
三二〇九・九〇	その他のもの	四・八％
三二一・一〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	一六％
三二一〇・〇〇	一　歴青質塗料	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
三二一・一一	調製ドライヤー	四・六％
三二一一・〇〇	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	四・六％
三二一・一二	スタンプ用のはく	四・六％
三二一二・一〇	その他のもの	二・五％
三二一二・九〇	一　パールエッセンス	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
三二一・一三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	四・六％
三二一三・一〇	絵の具セット	四・六％
三二一三・九〇	その他のもの	四・六％
三二一・一四	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	三・九％
三二一四・一〇	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料	三・九％
三二一四・九〇	その他のもの	四・六％
三二一・一五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	四・六％
三二一五・一一	印刷用インキ	四・六％
	黒色のもの	四・六％
三二一五・一九	その他のもの	四・六％
三二一五・九〇	その他のもの	四・六％

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第一三・〇一項の天然のオレオレジン及び第一三・〇二項の植物性のエキス

（b）第三四・〇一項のせっけんその他の物品

（c）第三八・〇五項のガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他の物品

2　第三三・〇二項において「香気性物質」とは、第三三・〇一項の物質、これらの物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。

3　第三三・〇三項から第三三・〇七項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。

4　第三三・〇七項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。

備考

1　第三三・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。

三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	無税
三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	無税
三三〇一・一三	一　オレンジのもの	無税
三三〇一・一九	二　レモンのもの	無税
	その他のもの	三・二％
三三〇一・二四	一　ベルガモットのもの	無税
	二　その他のもの	三・二％
三三〇一・二五	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	三・二％
	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	
	その他のミントのもの	

一　ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）	
（一）　政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの	無税
（二）　その他のもの	
二　その他のペパーミント油	九・六％
三　その他のもの	三・二％
三三〇一・二九　その他のもの	三％
一　ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟（ごしょう）油、レモングラス油及びパチュリ油	無税
二　芳油	二・五％
三　ゼラニウム又はベチベルのもの	無税
四　ラベンダー又はラバンジンのもの	三％
五　その他のもの	三・二％
三三〇一・九〇　その他のもの	無税
三三〇一・三〇　レジノイド	無税
三三〇一・九〇　その他のもの	無税
三三〇二・〇二　香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	
三三〇二・一〇　食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	
一　アルコール分が一〇％以上のもの	六・二％
二　その他のもの	五・三％
三三〇二・九〇　その他のもの	五・三％
三三・〇三　香水類及びオーデコロン類	五・三％
三三〇三・〇〇　美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	
三三〇四・一〇　唇のメーキャップ用の調製品	五・八％
三三〇四・二〇　眼のメーキャップ用の調製品	五・八％
三三〇四・三〇　マニキュア用又はペディキュア用の調製品	六・六％
三三〇四・九一　パウダー（固形にしたものを含む。）	五・八％
三三〇四・九九　その他のもの	五・八％
三三・〇五　頭髪用の調製品	
三三〇五・一〇　シャンプー	五・八％
三三〇五・二〇　パーマネント用の調製品	五・八％
三三〇五・三〇　ヘアラッカー	五・八％
三三〇五・九〇　その他のもの	五・八％
三三・〇六　口腔（こう）衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	無税
三三〇六・一〇　歯磨き	四％
三三〇六・二〇　歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	五・八％
三三〇六・九〇　その他のもの	
三三・〇七　ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないかを問わない。）	
三三〇七・一〇　ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	六・七％
三三〇七・二〇　身体用の防臭剤及び汗止め	五・八％
三三〇七・三〇　芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	五・八％
三三〇七・四一　アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	六・六％
三三〇七・四九　その他のもの	四・六％
三三〇七・九〇　その他のもの	四％

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第一五・一七項参照）

（b）　化学的に単一の化合物

（c）　せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第三三・〇五項から第三三・〇七項まで参照）

2　第三四・〇一項においてせっけんは、水溶性のせっけんに限るものとし、同項のせっけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第三四・〇一項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第三四・〇五項に属する。

3　第三四・〇二項において有機界面活性剤は、温度二〇度において〇・五％の濃度で水と混合し、同温度で一時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。

（a）　不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。

（b）　水の表面張力を一メートルにつき〇・〇四五ニュートン（一センチメートルにつき四五ダイン）以下に低下させること。

4　第三四・〇三項において「石油及び歴青油」とは、第二七類の注2に定める石油及び歴青油をいう。

5　第三四・〇四項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。

（a）　化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）

（b）　異種のろうを混合することにより得た物品

（c）　一以上のろうをもとし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するもの

ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。

（a）　第一五・一六項、第三四・〇二項又は第三八・二三項の物品（ろうの特性を有するものを含む。）

（b）第一五・二一項の動物性又は植物性のろう（混合してないものに限るものとし、精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
（c）第二七・一二項の鉱物性ろうその他これに類する物品（これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。）
（d）液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたろう（第三四・〇五項、第三八・〇九項等参照）

三四・〇一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	
	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	
三四〇一・一一	化粧用のもの（薬用のものを含む。）	五・五%
三四〇一・一九	その他のもの	
	一　せっけん、有機界面活性剤及びその調製品	四・六%
	二　その他のもの	六・四%
三四〇一・二〇	せっけん（その他の形状のもの）	
	一　化粧用のもの（薬用のものを含む。）	五・八%
	二　その他のもの	四・六%
三四〇一・三〇	有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）	四・六%
三四・〇二	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）	
	陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）	
三四〇二・三一	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	六・二%
三四〇二・三九	その他のもの	六・二%
	その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）	
三四〇二・四一	陽イオン（カチオン）系のもの	六・二%
三四〇二・四二	非イオン系のもの	六・二%
三四〇二・四九	その他のもの	六・二%
三四〇二・五〇	調製品（小売用にしたものに限る。）	
	一　調製界面活性剤	六・二%
	二　その他のもの	四・六%
三四〇二・九〇	その他のもの	
	一　調製界面活性剤	六・二%
	二　その他のもの	四・六%
三四・〇三	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）	
	石油又は歴青油を含有するもの	
三四〇三・一一	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	四・八%
三四〇三・一九	その他のもの	四・八%
	その他のもの	
三四〇三・九一	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	四・八%
三四〇三・九九	その他のもの	四・六%
三四・〇四	人造ろう及び調製ろう	
三四〇四・二〇	ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）のもの	四・六%
三四〇四・九〇	その他のもの	二・三%
三四・〇五	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）	
三四〇五・一〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	四・六%
三四〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	四・六%
三四〇五・九〇	その他のもの	三・七%
三四・〇六		
三四〇六・〇〇	ろうそく及びこれに類する物品	三・九%
三四・〇七		
三四〇七・〇〇	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	四・六%

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

注

1　この類には、次の物品を含まない。
（a）酵母（第二一・〇二項参照）
（b）第三〇類の血液分画物（治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。）、医薬品その他の物品
（c）なめし前処理用の酵素系調製品（第三二・〇二項参照）
（d）第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品
（e）硬化たんぱく質（第三九・一三項参照）
（f）ゼラチンに印刷した物品（第四九類参照）

2　第三五・〇五項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%以下のものをいう。
でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%を超えるものは、第一七・〇二項に属する。

三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	
三五〇一・一〇	カゼイン	無税

三五〇一・九〇	その他のもの　六・四％
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体
三五〇二・一一	乾燥したもの　一〇％
三五〇二・一九	その他のもの　一〇％
三五〇二・二〇	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものに限る。）　四・九％
三五〇二・九〇	その他のもの　四・九％
三五・〇三	
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）
一	ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体　三・九％
二	魚膠及びアイシングラス　三％
三	その他のもの　二五％
三五・〇四	
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）
一	ペプトン、その誘導体及び皮粉　四％
二	その他のもの　六・八％
三五・〇五	
	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉
一	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体　八％
二	その他のもの　二五％（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三五〇五・二〇	膠着剤　二五％（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
	その他のもの
三五〇六・九一	ゴム又は第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととした接着剤　四・六％
三五〇六・九九	その他のもの　四・六％
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素
三五〇七・一〇	レンネット及びその濃縮物　四・六％
三五〇七・九〇	その他のもの　四・六％

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

注

1　この類には、2の（a）又は（b）の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。

2　第三六・〇六項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。

（a）　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの

（b）　たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）

（c）　レジントーチ、付け木その他これらに類する物品

三六・〇一	火薬　六・四％
三六〇一・〇〇	爆薬　六・四％
三六・〇二	導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）及びイグナイター
三六〇二・〇〇	導火線　六・四％
三六・〇三	導爆線　六・四％
	火管
三六〇三・一〇	雷管（電気雷管を除く。）　六・四％
三六〇三・二〇	イグナイター
三六〇三・三〇	一　政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの　無税
三六〇三・四〇	二　その他のもの　六・四％
三六〇三・五〇	電気雷管　六・四％
三六・〇四	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品
三六〇四・一〇	その他の火工品　四・八％
三六〇四・九〇	花火　四・八％
三六・〇五	その他のもの
三六〇五・〇〇	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）　五・三％
三六・〇六	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品
三六〇六・一〇	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量	三・九％

	が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）	
三六〇六・九〇	その他のもの	三・九％

第三七類　写真用又は映画用の材料

注　1　この類には、くずを含まない。

2　この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（感熱性を含む。）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。

三七・〇一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	
三七〇一・一〇	エックス線用のもの	無税
三七〇一・二〇	インスタントプリントフィルム	無税
三七〇一・三〇	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）	無税
	その他のもの	
三七〇一・九一	カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税
三七〇一・九九	その他のもの	無税
三七・〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	六・六％
三七〇二・一〇	エックス線用のもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）	無税
	その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）	
三七〇二・三一	カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税
三七〇二・三二	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）	無税
三七〇二・三九	その他のもの	無税
	その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	
三七〇二・四一	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三七〇二・四二	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇二・四三	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの	無税
三七〇二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え六一〇ミリメートル以下のもの	無税
	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	
三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下のもの	無税
三七〇二・五三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	無税
三七〇二・五四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）	無税
三七〇二・五五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇二・五六	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税
	その他のもの	
三七〇二・九六	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
三七〇二・九七	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税
三七〇二・九八	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税
	その他のもの	
三七・〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）	
三七〇三・一〇	ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの	
	一　カラー印画紙	無税
	二　その他のもの	五・三％
三七〇三・二〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三七〇三・九〇	その他のもの	五・三％
三七・〇四	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）	無税
三七〇四・〇〇	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	無税
三七・〇五	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないかを問わない。）	無税
三七〇五・〇〇	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	無税
三七・〇六	幅が三五ミリメートル以上のもの	
三七〇六・一〇	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	無税
三七〇六・九〇	その他のもの	無税
三七・〇七	感光性の乳剤	四・六％
三七〇七・一〇	その他のもの	四・六％
三七〇七・九〇		

第三八類　各種の化学工業生産品

注　1　この類には、次の物品を含まない。

（a）化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。

（1）人造黒鉛（第三八・〇一項参照）

（2）第三八・〇八項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品

（3）消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第三八・一三項参照）

（4）2の認証標準物質

（5）3の（a）又は（c）の物品

（b）化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第二一・〇六項に属する。）

（c）第二四・〇四項の物品

（d）金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第二六類注3（a）又は（b）の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第二六・二〇項参照）

（e）医薬品（第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項参照）

（f）卑金属の採取又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒（第二六・二〇項参照）、主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒（第七一・一二項参照）及び金属又は合金から成る触媒（例えば、微細な粉状又は織ったガーゼ状のもの。第一四部及び第一五部参照）

2

（Ａ）　第三八・二二項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。

（Ｂ）　認証標準物質は、第二八類及び第二九類の物品を除くほか、第三八・二二項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。

３　第三八・二四項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。

（ａ）　酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

（ｂ）　フーゼル油及びディッペル油

（ｃ）　小売用の容器入りにしたインキ消し

（ｄ）　小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ（第九六・一二項のものを除く。）

（ｅ）　炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）

４　この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。

（ａ）　都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。）

（ｂ）　産業廃棄物

（ｃ）　第三〇類注４（ｋ）の薬剤廃棄物

（ｄ）　注６（ａ）の医療廃棄物

５　第三八・二五項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとったくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第三一類参照）。

６　第三八・二五項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第三八・二五項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない（第二七・一〇項参照）。

（ａ）　医療廃棄物（医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び注射器）をいう。）

（ｂ）　有機溶剤廃棄物

（ｃ）　金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

（ｄ）　化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物（（ｂ）及び（ｃ）のものを除く。）

７　第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

号注

１　第三八〇八・五二号及び第三八〇八・五九号には、次の物品の一以上を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。

アラクロール（ＩＳＯ）、アルジカルブ（ＩＳＯ）、アルドリン（ＩＳＯ）、アジンホスメチル（ＩＳＯ）、ビナパクリル（ＩＳＯ）、カンフェクロル（ＩＳＯ）（トキサフェン）、カプタホール（ＩＳＯ）、カルボフラン（ＩＳＯ）、クロルデン（ＩＳＯ）、クロルジメホルム（ＩＳＯ）、クロロベンジレート（ＩＳＯ）、ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）、四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール（ＤＮＯＣ（ＩＳＯ）及びその塩、ジノセブ（ＩＳＯ）並びにその塩及びエステル、エンドスルファン（ＩＳＯ）（一・二―ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ＩＳＯ）、ヘプタクロル（ＩＳＯ）、ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ）（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ＩＳＯ）、モノクロトホス（ＩＳＯ）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ＩＳＯ）、パラチオンメチル（ＩＳＯ）（メチルパラチオン）、ペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン（ＩＳＯ）、二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン（ＩＳＯ）

２　第三八〇八・六一号から第三八〇八・六九号までには、アルファ―シペルメトリン（ＩＳＯ）、ベンジオカルブ（ＩＳＯ）、ビフェントリン（ＩＳＯ）、クロルフェナピル（ＩＳＯ）、シフルトリン（ＩＳＯ）、デルタメトリン（ＩＮＮ、ＩＳＯ）、エトフェンプロックス（ＩＮＮ）、フェニトロチオン（ＩＳＯ）、ラムダ―シハロトリン（ＩＳＯ）、マラチオン（ＩＳＯ）、ピリミホスメチル（ＩＳＯ）又はプロポキスル（ＩＳＯ）を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。

３　第三八二四・八一号から第三八二四・八九号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）、トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェート、アルドリン（ＩＳＯ）、カンフェクロル（ＩＳＯ）（トキサフェン）、クロルデン（ＩＳＯ）、ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）、エンドスルファン（ＩＳＯ）、エンドリン（ＩＳＯ）、ヘプタクロル（ＩＳＯ）、マイレックス（ＩＳＯ）、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）、ペンタクロロベンゼン（ＩＳＯ）、ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の四八％を超えるものをいう。

分子式：$C_{x}H_{(2x-y+2)}Cl_{y}$（ｘ＝１０～１３、ｙ＝１～１３のものに限る。）

４　第三八二五・四一号及び第三八二五・四九号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物（溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。）をいう。

三八・〇一	
三八〇一・一〇	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）
三八〇一・二〇	人造黒鉛
三八〇一・三〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛
三八〇一・九〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの
	その他のもの

三％	
三％	
三・八％	
三・二％	

三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	二・九％
三八〇二・一〇	活性炭	三％
三八〇二・九〇	その他のもの	
三八・〇三	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	無税
三八〇三・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	無税
三八・〇四	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ―テルピネオールを主成分とするものに限る。）	
三八〇四・〇〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油	無税
三八・〇五	その他のもの	
三八〇五・一〇	一　パイン油	無税
三八〇五・九〇	二　その他のもの	三％
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	無税
三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	無税
三八〇六・二〇	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）	無税
三八〇六・三〇	エステルガム	三・九％
三八〇六・九〇	その他のもの	無税
三八・〇七	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	無税
三八〇七・〇〇	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	四・九％
三八・〇八	この類の号注１の物品	
三八〇八・五二	ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ））を含有するもの（正味重量が三〇〇グラム以下の包装にしたものに限る。）	四・九％
三八〇八・五九	その他のもの	四・九％
三八〇八・六一	この類の号注２の物品	
三八〇八・六二	正味重量が三〇〇グラム以下の包装にしたもの	四・九％
三八〇八・六九	正味重量が三〇〇グラムを超え七・五キログラム以下の包装にしたもの	四・九％
三八〇八・九一	その他のもの	四・九％
三八〇八・九二	その他のもの	四・九％
三八〇八・九三	殺虫剤	四・九％
三八〇八・九四	殺菌剤	四・九％
三八〇八・九九	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	四・九％
三八〇八・九九	消毒剤	四・九％
三八〇八・九九	その他のもの	四・九％
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	二五％（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの	
三八〇九・九一	その他のもの	四・二％
三八〇九・九二	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	四・六％
三八〇九・九三	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	四・六％
三八・一〇	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	四・六％
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	四・六％
三八一〇・九〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	四・六％
三八・一一	その他のもの	
三八一一・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	無税
三八一一・一九	アンチノック剤	無税
三八一一・二一	鉛化合物をもととしたもの	無税
三八一一・二九	その他のもの	無税
三八・一二	潤滑油用の添加剤	無税
三八一二・一〇	石油又は歴青油を含有するもの	無税
三八一二・二〇	その他のもの	無税
三八一二・三一	その他のもの	無税
三八一二・三九	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	五・三％
	調製したゴム加硫促進剤	三・八％
	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	
	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	
	二・二・四―トリメチル―一・二―ジヒドロキノリン（ＴＭＱ）のオリゴマーの混合物	五・三％
	一　ゴム老化防止剤	三・八％
	二　その他のもの	
	その他のもの	

	一　ゴム老化防止剤	五・三％
	二　その他のもの	三・八％
三八・一三	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	四・六％
三八一三・〇〇		
三八・一四		
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	四・六％
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	
	担体付き触媒	
三八一五・一一	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	三・二％
三八一五・一二	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	
	一　白金触媒	無税
	二　その他のもの	三・二％
三八一五・一九	その他のもの	
	一　鉄触媒	無税
	二　その他のもの	三・二％
三八一五・九〇	その他のもの	
	一　鉄触媒及び白金触媒	無税
	二　シリカ・アルミナ触媒	四・六％
	三　その他のもの	三・二％
三八・一六		
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第三八・〇一項の物品を除く。）	三・二％
三八・一七		
	一　ドロマイトラミングミックス	無税
	二　その他のもの	三・九％
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	
	一　混合アルキルベンゼン	無税
	二　混合アルキルナフタレン	三・九％
三八・一八		
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	無税
	一　けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの	無税
	二　その他のもの	三・八％
三八・一九		
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	三・八％
三八・二〇		
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	三・八％
三八・二一		
三八二一・〇〇	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）	三％
三八・二二		
三八・二二	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	無税
三八二二・一一	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）	
	マラリア用のもの	無税
三八二二・一二	ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの	無税
三八二二・一三	血液型判定用のもの	無税
三八二二・一九	その他のもの	無税
三八二二・九〇	その他のもの	無税
三八・二三		
三八二三・一一	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	二・五％
	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	
	ステアリン酸	二・五％
三八二三・一二	オレイン酸	二・五％
三八二三・一三	トール油脂肪酸	四％
三八二三・一九	その他のもの	二・五％
三八二三・七〇	工業用の脂肪性アルコール	二・五％
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	三％
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	三％
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	三・二％
	一　金属炭化物の混合物	三・二％
	二　その他のもの	三・八％
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	三・八％
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	三・八％
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	三・八％
	この類の号注３の物品	
三八二四・八一	オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの	三・八％
三八二四・八二	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含有するもの	三・八％
三八二四・八三	トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの	三・八％
三八二四・八四	アルドリン（ＩＳＯ）、カンフェクロル（ＩＳＯ）（トキサフェン）、クロルデコン（ＩＳＯ）、ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）、エンドスルファン（ＩＳＯ）、エンドリン（ＩＳＯ）、ヘプタクロル（ＩＳＯ）又はマイレックス（ＩＳＯ）を含有するもの	三・八％

三八・二七	三八二四・八五一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ）（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）を含有するもの	三・八％
	三八二四・八六ペンタクロロベンゼン（ＰＣＢ）又はヘキサクロロベンゼン（ＨＣＢ）（ＩＳＯ）を含有するもの	三・八％
	三八二四・八七ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタン三・八％スルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの	
	三八二四・八八テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘ三・八％キサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの	
	三八二四・八九短鎖塩素化パラフィンを含有するもの	三・八％
	その他のもの	
	三八二四・九一主として（五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキ三・八％サホスフィナン―五―イル）メチルメチルメチルホスホネート及びビス［五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキサホスフィナン―五―イル）メチル］メチルホスホネートから成る混合物及び調製品	
	三八二四・九二ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル	三・八％
	三八二四・九九その他のもの	
	一　チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するもの無税を除く。）	
	二　脂肪酸混合物の誘導体	四・六％
	三　ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	三・九％
	四　その他のもの	
	（一）　ジスプロシウム鉄合金	無税
	（二）　その他のもの	三・八％
三八・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物	
三八二五・一〇	都市廃棄物	無税
三八二五・二〇	下水汚泥	無税
三八二五・三〇	医療廃棄物	無税
三八二五・四一	ハロゲン化合物	三・八％
三八二五・四九	その他のもの	三・八％
三八二五・五〇	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物	三・八％
三八二五・六一	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物	
三八二五・六九	有機物を主成分とするもの	三・八％
三八二五・九〇	その他のもの	三・八％
三八二五・九〇	その他のもの	
	一　セレンさい及びテルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄	無税
	二　その他のもの	三・八％
三八・二六		
三八二六・〇〇	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	四・六％

三八・二七	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。）	
三八二七・一一	クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）、ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの	
三八二七・一二	クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）	三・八％
三八二七・一三	ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの	三・八％
三八二七・一四	四塩化炭素を含有するもの	三・八％
三八二七・一五	一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの	三・八％
三八二七・二〇	ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―一二一一）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―一三〇一）又はジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―二四〇二）を含有するもの	三・八％
三八二七・三一	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）	三・八％
三八二七・三九	第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するもの	三・八％
	その他のもの（第二九〇三・七一号から第二九〇三・七五号までの物質を含有するものに限る。）	三・八％
三八二七・四〇	その他のもの	
	ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの	三・八％
三八二七・五一	トリフルオロメタン（ＨＦＣ―二三）又はペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）	三・八％
三八二七・五九	トリフルオロメタン（ＨＦＣ―二三）を含有するもの	三・八％
	その他のもの	
三八二七・六一	その他のハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）	三・八％
三八二七・六二	一・一・一―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―一四三ａ）の含有量が全質量の一五％以上のもの	三・八％
	その他のもの（第三八二七・六一号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―一二五）の含有量が全質量の五五％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。）	三・八％
三八二七・六三	その他のもの（第三八二七・六一号のもの及び第三八二七・六二号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―一二五）の含有量が全質量の四〇％以上のものに限る。）	三・八％
三八二七・六四	その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六三号までのものを除くものとし、一・一・一・二―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―一三四	三・八％

	a）の含有量が全質量の三〇％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。）
三八二七・六五	その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六四号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン（ＨＦＣ―三二）の含有量が全質量の二〇％以上で、かつ、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―一二五）の含有量が全質量の二〇％以上のものに限る。）
三八二七・六八	その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六五号までのものを除くものとし、第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するものに限る。）
三八二七・九〇	その他のもの
三八二七・九〇	その他のもの
	三・八％
	三・八％

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

注

1　二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

（a）　取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

（b）　共に提示するものであること。

（c）　当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

2　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第四九類に属する。ただし、第三九・一八項又は第三九・一九項の物品を除く。

第三九類　プラスチック及びその製品

注

1　この表において「プラスチック」とは、第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鋳造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第一一部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）　第二七・一〇項又は第三四・〇三項の調製潤滑剤

（b）　第二七・一二項又は第三四・〇四項のろう

（c）　化学的に単一の有機化合物（第二九類参照）

（d）　ヘパリン及びその塩（第三〇・〇一項参照）

（e）　第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第三二・〇八項参照）及び第三二・一二項のスタンプ用のはく

（f）　第三四・〇二項の有機界面活性剤及び調製品

（g）　ランガム及びエステルガム（第三八・〇六項参照）

（h）　鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第三八・一一項参照）

（ij）　ポリグリコール、シリコーンその他の第三九類の重合体をもととした調製液圧液（第三八・一九項参照）

（k）　診断用又は理化学用の試薬（プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第三八・二二項参照）

（l）　第四〇類の合成ゴム及びその製品

（m）　動物用の装着具（第四二・〇一項参照）及び第四二・〇二項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器

（n）　第四六類のさなだ、枝条細工物その他の製品

（o）　第四八・一四項の壁面被覆材

（p）　第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

（q）　第一二部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）

（r）　第七一・一七項の身辺用模造細貨類

（s）　第一六部の物品（機械類及び電気機器）

（t）　第一七部の航空機又は車両の部分品

（u）　第九〇類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）

（v）　第九一類の物品（例えば、時計のケース）

（w）　第九二類の物品（例えば、楽器及びその部分品）

（x）　第九四類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

（y）　第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）

（z）　第九六類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）

3　第三九・〇一項から第三九・一一項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。

（a）　減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィン（第三九・〇一項及び第三九・〇二項参照）

（b）　低重合のクマロンーインデン系樹脂（第三九・一一項参照）

（c）　その他の合成重合体で平均五以上の単量体から成るもの

（d）　シリコーン（第三九・一〇項参照）

（e）　レゾール（第三九・〇九項参照）その他のプレポリマー

4　「共重合体」とは、重合体の全重量の九五％以上を占める一の単量体ユニットを有しない全ての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーユニットのうち最大の重量を占めるコモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーユニットは、一のものとみなしその重量を合計する。

最大の重量を占めるコモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5　化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6　第三九・〇一項から第三九・一四項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

（a）　液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）

（b）　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7　第三九・一五項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第三九・〇一項から第三九・一四項まで参照）。

8　第三九・一七項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付

きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の一・五倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、形材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

９　第三九・一八項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が四五センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。

１０　第三九・二〇項及び第三九・二一項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第五四類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（長方形（正方形を含む。）に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

１１　第三九・二五項には、第二節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

（ａ）貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）

（ｂ）構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの）

（ｃ）雨どい及びその取付具

（ｄ）戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居

（ｅ）バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り

（ｆ）よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具

（ｇ）店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚

（ｈ）装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋）

（ｉ，ｊ）取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。）

号注

１　この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。

（ａ）一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。

（１）号において接頭語として「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン及びポリアミド―六・六）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが全重量の九五％以上を占める重合体のみをいう。

（２）第三九〇一・三〇号、第三九〇一・四〇号、第三九〇三・二〇号、第三九〇三・三〇号又は第三九〇四・三〇号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するコモノマーユニットが全重量の九五％以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

（３）化学的に変性させた重合体は、当該重合体がより明確に他の号に該当しない場合に限り、「その他のもの」を定める号に属する。

（４）（１）、（２）及び（３）のいずれにも該当しない重合体は、一連の号中の他の号のうち、当該重合体を構成するいずれのコモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のものとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するコモノマーユニット同士のみの重量を比較する。

（ｂ）一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、次に定めるところによる。

（１）重合体は、当該重合体を構成するいずれのコモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のものとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するコモノマーユニット同士のみの重量を比較する。

（２）化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体が属する号に属する。ポリマーブレンドは、これを構成する単量体ユニットを同一の割合で有する重合体が属する号に属する。

２　第三九二〇・四三号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。

三九・〇一	第一節　一次製品		
三九〇一・一〇	エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
	比重が〇・九四未満のポリエチレン		
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一キログラムにつき二円四〇銭	四・一％
	二　その他のもの	一キログラムにつき二円四〇銭	四・一％
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン		
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体		
三九〇一・四〇	比重が〇・九四未満のエチレン―アルファ―オレフィン共重合体		
三九〇一・九〇	その他のもの		四・一％
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇二・一〇	ポリプロピレン		
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モール	一キログラムにつき二五円六〇銭	四・一％
	ディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		一一・二％
	二　その他のもの		四・一％
三九〇二・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体		四・六％
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体		四・一％
三九〇二・九〇	その他のもの		四・一％
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇三・一一	ポリスチレン		
	多泡性のもの		四・六％
三九〇三・一九	その他のもの		
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		一一・二％
	二　その他のもの		四・一％
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体		四・六％
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体		四・六％
三九〇三・九〇	その他のもの		四・六％
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇四・一〇	ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）		四・六％
三九〇四・二一	その他のポリ（塩化ビニル）		
三九〇四・二二	可塑化してないもの		四・六％
三九〇四・二三	可塑化したもの		四・六％
三九〇四・三〇	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体		四・六％
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体		四・一％
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体		四・一％
	ふつ素系重合体		

三九〇四・六一	ポリテトラフルオロエチレン	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・六％
	二　その他のもの	無税
三九〇四・六九	その他のもの	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・六％
	二　その他のもの	無税
三九〇四・九〇	その他のもの	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・六％
	二　その他のもの	無税
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	
三九〇五・一二	ポリ（酢酸ビニル）	
	水に分散しているもの	四・六％
三九〇五・一九	その他のもの	
	酢酸ビニルの共重合体	四・六％
三九〇五・二一	水に分散しているもの	四・六％
三九〇五・二九	その他のもの	四・六％
三九〇五・三〇	ポリ（ビニルアルコール）（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	四・六％
	その他のもの	四・六％
三九〇五・九一	共重合体	
	一　ポリビニルブチラールのもの（塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
三九〇五・九九	その他のもの	
	アクリル重合体（一次製品に限る。）	四・六％
三九・〇六		
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一％
	二　その他のもの	四・六％
三九・〇七		
	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	四・一％
三九〇七・一〇	ポリアセタール	
	その他のポリエーテル	四・一％
三九〇七・二一	ビス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート	四・一％
三九〇七・二九	その他のもの	四・一％
三九〇七・三〇	エポキシ樹脂	四・六％
三九〇七・四〇	ポリカーボネート	四・一％
三九〇七・五〇	アルキド樹脂	四・六％
三九〇七・六一	ポリ（エチレンテレフタレート）	
	粘度数が一グラムにつき七八ミリリットル以上のもの	四・六％
三九〇七・六九	その他のもの	四・六％
三九〇七・七〇	ポリ乳酸	四・六％
三九〇七・九一	不飽和のもの	四・六％
三九〇七・九九	その他のもの	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	無税
	（一）　ポリトリメチレンテレフタレート	四・六％
	（二）　その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	
三九・〇八		
	ポリアミド（一次製品に限る。）	
三九〇八・一〇	ポリアミド―六、―一一、―一二、―六・六、―六・九、―六・一〇又は―六・一二	五・六％
三九〇八・九〇	その他のもの	
	一　メタ―アラミド	無税
	二　その他のもの	五・六％
三九・〇九		
	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	
三九〇九・一〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	四・六％
三九〇九・二〇	メラミン樹脂	四・六％
	その他のアミノ樹脂	四・六％
三九〇九・三一	ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗ＭＤＩ又はポリメリックＭＤＩ）	四・一％
三九〇九・三九	その他のもの	四・六％
三九〇九・四〇	フェノール樹脂	四・六％
三九〇九・五〇	ポリウレタン	四・六％
三九・一〇		
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	五・八％
三九・一一		
	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	四・六％
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン	四・一％
三九一一・二〇	ポリ（一・三―フェニレンメチルホスホン酸）	四・一％
三九一一・九〇	その他のもの	四・一％
三九・一二		
	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
	酢酸セルロース	
三九一二・一一	可塑化してないもの	五・五％
三九一二・一二	可塑化したもの	四・六％
三九一二・二〇	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）	四・六％
	セルロースエーテル	
三九一二・三一	カルボキシメチルセルロース及びその塩	四・六％
三九一二・三九	その他のもの	四・六％
三九一二・九〇	その他のもの	四・六％
三九・一三		
	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
三九一三・一〇	アルギン酸並びにその塩及びエステル	三・九％

三九・一三	その他のもの	五・一％
三九・一四	三九・一四・〇〇第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	六％
三九・一五	第二節　くず、半製品及び製品 プラスチックのくず	
三九・一五・一〇	エチレンの重合体のもの	五・八％
三九・一五・二〇	スチレンの重合体のもの	五・八％
三九・一五・三〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・八％
三九・一五・九〇	その他のプラスチックのもの	五・三％
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	
三九・一六・一〇	エチレンの重合体のもの	五・八％
三九・一六・二〇	塩化ビニルの重合体のもの	四・六％
三九・一六・九〇	その他のプラスチックのもの	五・六％
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	
三九・一七・一〇	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	
一	硬化たんぱく質製のもの	四・八％
二	セルロース系材料製のもの	無税
	管及びホース（硬質のものに限る。）	
三九・一七・二一	エチレンの重合体製のもの	五・八％
三九・一七・二二	プロピレンの重合体製のもの	五・八％
三九・一七・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六％
三九・一七・二九	その他のプラスチック製のもの	五・四％
	その他の管及びホース	
三九・一七・三一	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）	四・六％
三九・一七・三二	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・四％
三九・一七・三三	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・八％
三九・一七・三九	その他のもの	
一	塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの	四・六％
二	その他のもの	五・四％
三九・一七・四〇	継手	五・八％
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注９のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	
三九・一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六％
三九・一八・九〇	その他のプラスチック製のもの	五・三％
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	
三九一九・一〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	
三九一九・九〇	その他のもの	三・八％
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの	五・八％
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの	五・八％
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	五・八％
三九二〇・四三	可塑剤を全重量の六％以上含むもの	四・六％
三九二〇・四九	その他のもの	四・六％
三九二〇・五一	ポリ（メタクリル酸メチル）製のもの	六・二％
三九二〇・五九	その他のもの	五・八％
	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの	
三九二〇・六一	ポリカーボネート製のもの	五・二％
三九二〇・六二	ポリ（エチレンテレフタレート）製のもの	五・八％
三九二〇・六三	その他の不飽和ポリエステル製のもの	五・八％
三九二〇・六九	その他のポリエステル製のもの	五・二％
三九二〇・七一	再生セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	四・六％
三九二〇・七二	セルロース製のもの	四・六％
三九二〇・七三	酢酸セルロース製のもの	四・六％
三九二〇・七九	その他のセルロース誘導体製のもの	四・六％
三九二〇・九一	その他のプラスチック製のもの ポリ（ビニルブチラール）製のもの	五・八％
三九二〇・九二	ポリアミド製のもの	五・八％
三九二〇・九三	アミノ樹脂製のもの	五・八％
三九二〇・九四	フェノール樹脂製のもの	五・八％
三九二〇・九九	その他のプラスチック製のもの	五・四％
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの	
三九二一・一一	スチレンの重合体製のもの	五・八％
三九二一・一二	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六％
三九二一・一三	ポリウレタン製のもの	五・八％
三九二一・一四	再生セルロース製のもの	四・六％
三九二一・一九	その他のプラスチック製のもの	五・四％
三九二一・九〇	その他のもの	五・三％
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	
三九二二・一〇	浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗面台	五・八％
三九二二・二〇	便座及び便器用の覆い	五・八％
三九二二・九〇	その他のもの	五・八％
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	
三九二三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	五・八％

三九二三・二一	エチレンの重合体製のもの	五・八％
三九二三・二九	その他のプラスチック製のもの	五・八％
三九二三・三〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品	五・八％
三九二三・四〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	三・九％
三九二三・五〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五・八％
三九二三・九〇	その他のもの	五・八％
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	
三九二四・一〇	食卓用品及び台所用品	五・八％
三九二四・九〇	その他のもの	五・八％
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	
三九二五・一〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）	五・八％
三九二五・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	五・八％
三九二五・三〇	よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品	五・八％
三九二五・九〇	その他のもの	五・八％
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	
三九二六・一〇	事務用品及び学用品	五・八％
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）	五・八％
三九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	五・八％
三九二六・四〇	小像その他の装飾品	五・八％
三九二六・九〇	その他のもの	
一	自動車用のシャシばね及びそのばね板	無税
二	その他のもの	五・八％

第四〇類　ゴム及びその製品

注

1　この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）をいう。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

（b）第六四類の履物及びその部分品

（c）第六五類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品

（d）第一六部の機械類及び電気機器（電気用品を含む。）並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの

（e）第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類の物品

（f）第九五類の物品（運動用の手袋、ミトン及びミット並びに第四〇・一一項から第四〇・一三項までの製品を除く。）

3　第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで及び第四〇・〇五項において一次製品は、次の形状の物品に限る。

（a）液状又はペースト状のもの（ラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）その他のディスパーション及び溶液を含む。）

（b）塊（不規則な形のものに限る。）、ベール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの

4　1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

（a）　不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5（B）の（ｉｉ）又は（ｉｉｉ）の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。

（b）　チオプラスト（TM）

（c）　天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、（a）に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの

5

（A）　第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。

（ｉ）　加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）

（ｉｉ）　顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）

（ｉｉｉ）　可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質（（B）の（ｉ）から（ｉｉｉ）までのものを除く。）

（B）　第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。

（ｉ）　乳化剤又は粘着防止剤

（ｉｉ）　乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）

（ｉｉｉ）　主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）

6　第四〇・〇四項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいう。

7　加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルを超えるものは、ストリップ、棒又は形材として第四〇・〇八項に属する。

8　第四〇・一〇項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。

9　第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで、第四〇・〇五項及び第四〇・〇八項において板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工してあるかないかを問わない。）に限るものとし、その他の特定の形状に切つたもの及び更に加工したものを除く。

第四〇・〇八項において棒及び形材は、棒及び形材で、一定の長さに切つてあるかないか又は表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに限る。

四〇・〇一	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	無税
四〇〇一・一〇	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）	無税
四〇〇一・九〇	その他の形状の天然ゴム	無税

四〇〇一・二一	スモークドシート	無税
四〇〇一・二二	技術的格付けをした天然ゴム（ＴＳＮＲ）	無税
四〇〇一・二九	その他のもの	無税
四〇〇一・三〇	バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム	無税
四〇・〇二	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	無税
四〇〇二・一一	スチレン―ブタジエンゴム（ＳＢＲ）及びカルボキシル化スチレン―ブタジエンゴム（ＸＳＢＲ）ラテックス	無税
四〇〇二・一九	その他のもの	無税
四〇〇二・二〇	ブタジエンゴム（ＢＲ）	無税
四〇〇二・六〇	イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はＩＩＲ）及びハロ―イソブテン―イソプレンゴム（ＣＩＩＲ及びＢＩＩＲ）	無税
四〇〇二・七〇	エチレン―プロピレン―非共役ジエンゴム（ＥＰＤＭ）	無税
四〇〇二・八〇	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物	無税
四〇〇二・九一	その他のもの	無税
四〇〇二・九九	ラテックス	無税
四〇・〇三	その他のもの	無税
四〇〇三・〇〇	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	三％
四〇・〇四	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	無税
四〇〇四・〇〇	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	無税
四〇・〇五	カーボンブラック又はシリカを配合したものディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液	三・九％
四〇〇五・一〇	一　天然ゴムのもの	無税
四〇〇五・二〇	二　その他のもの	三・九％
四〇〇五・九一	その他のもの	無税
四〇〇五・九九	板、シート及びストリップ	三・九％
	その他のもの	

四〇・〇六	一　天然ゴムのもの	無税
	二　その他のもの	三・九％
	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	三・九％
四〇〇六・一〇	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	三・九％
四〇〇六・九〇	その他のもの	三・九％
四〇・〇七		
四〇〇七・〇〇	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	三・九％
四〇・〇八	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）	
四〇〇八・一一	セルラーラバーのもの	四・六％
四〇〇八・一九	板、シート及びストリップ	四・六％
	その他のもの	
四〇〇八・二一	セルラーラバー以外のゴムのもの	三・九％
四〇〇八・二九	板、シート及びストリップ	三・九％
	その他のもの	
四〇・〇九	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）	
四〇〇九・一一	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの	
	継手なしのもの	二・三％
四〇〇九・一二	継手付きのもの	無税
	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの	
四〇〇九・二一	継手なしのもの	四・六％
四〇〇九・二二	継手付きのもの	無税
	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの	
四〇〇九・三一	継手なしのもの	無税
	一　自動車に使用する種類のもの	四・六％
	二　その他のもの	無税
四〇〇九・三二	継手付きのもの	
	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの	
四〇〇九・四一	継手なしのもの	
	一　自動車に使用する種類のもの	無税
	二　その他のもの	四・六％
四〇〇九・四二	継手付きのもの	無税
四〇・一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	
四〇一〇・一一	コンベヤ用のベルト及びベルチング	三・九％
	金属のみにより補強したもの	三・九％
四〇一〇・一二	紡織用繊維のみにより補強したもの	三・九％
四〇一〇・一九	その他のもの	
	伝動用のベルト及びベルチング	
四〇一〇・三一	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Ｖベルト）のうちＶ―リブ型で、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限る。）	無税

四〇一〇・三二	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Ｖベルト）のうちＶ―リブ型以外のもので、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限る。）	無税
四〇一〇・三三	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Ｖベルト）のうちＶ―リブ型で、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。）	無税
四〇一〇・三四	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Ｖベルト）のうちＶ―リブ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。）	無税
四〇一〇・三五	エンドレス状の同期ベルト（円の外周が六〇センチメートルを超え一五〇センチメートル以下のものに限る。）	無税
四〇一〇・三六	エンドレス状の同期ベルト（円の外周が一五〇センチメートルを超え一九八センチメートル以下のものに限る。）	無税
四〇一〇・三九	その他のもの	無税
四〇一一・一〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの	無税
四〇一一・二〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一一・三〇	航空機に使用する種類のもの	無税
四〇一一・四〇	モーターサイクルに使用する種類のもの	無税
四〇一一・五〇	自転車に使用する種類のもの	無税
四〇一一・七〇	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税
四〇一一・八〇	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税
四〇一一・九〇	その他のもの	無税
四〇一二	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	無税
四〇一二・一一	更生タイヤ	無税
四〇一二・一一	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの	無税
四〇一二・一二	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一二・一三	航空機に使用する種類のもの	無税
四〇一二・一九	その他のもの	無税
四〇一二・二〇	空気タイヤ（中古のものに限る。）	無税
四〇一二・九〇	その他のもの	無税
四〇一三	ゴム製のインナーチューブ	無税
四〇一三・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一三・二〇	自転車に使用する種類のもの	無税
四〇一三・九〇	その他のもの	無税
四〇・一四	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）	無税
四〇一四・一〇	コンドーム	無税
四〇一四・九〇	その他のもの	無税
四〇・一五	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）手袋、ミトン及びミット	無税
四〇一五・一二	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの	無税
四〇一五・一九	その他のもの	無税
四〇一五・九〇	その他のもの	無税
四〇・一六	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	四・六％
四〇一六・一〇	セルラーラバー製のもの	
四〇一六・九一	床用敷物及びマット	無税
四〇一六・九二	消しゴム	無税
四〇一六・九三	ガスケット、ワッシャーその他のシール	無税
四〇一六・九四	防舷材（膨らませることができるかできないかを問わない。）	無税
四〇一六・九五	その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	無税
四〇一六・九九	その他のもの	無税
四〇・一七	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	無税
四〇一七・〇〇		無税

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）原皮くず（第〇五・一一項参照）

（b）第〇五・〇五項又は第六七・〇一項の羽毛皮及びその部分

（c）毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第四三類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、とかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第四一類に属する。

2

（A）第四一・〇四項から第四一・〇六項までには、なめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含まない（第四一・〇一項から第四一・〇三項まで参照）。

（B）第四一・〇四項から第四一・〇六項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染着色又は加脂を行つた場合を含む。

3　この表において「コンポジションレザー」とは、第四一・一五項の物品のみをいう。

備考

1　第四一・〇四項から第四一・〇六項までの「なめした皮」とは、なめし剤で耐熱性が安定的に得られるまで処理したものをいう。

2　第四一・〇七項、第四一・一二項から第四一・一四項までの「革」とは、革製品に求められる性質、形状に適合させるための起毛、塗装、つや出し、型押し等の表面処理のいずれかをした皮をいう。

四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないも	

	のに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇一・二〇	全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）	無税
	一　クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	無税
	二　その他のもの	六〇％
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	
	一　クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	無税
	二　その他のもの	六〇％
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）	
	一　クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	無税
	二　その他のもの	六〇％
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１（ｃ）の規定により除かれているものを含まない。）	無税
四一〇二・一〇	毛が付いているもの	無税
四一〇二・二一	毛が付いていないもの	
	酸漬けしたもの	無税
四一〇二・二九	その他のもの	
	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１（ｃ）の規定により除かれているものを含まない。）	無税
四一・〇三	爬虫類のもの	
	一　なめし過程にないもの	無税
	二　その他のもの	七・五％
四一〇三・三〇	豚のもの	無税
四一〇三・二〇	その他のもの	無税
四一〇三・九〇	その他のもの	無税
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇四・一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット	
	一　クロムなめしのもの	無税
	二　その他のもの	六〇％
四一〇四・一	その他のもの	
九	一　クロムなめしのもの	無税
	二　その他のもの	六〇％
四一〇四・四	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット	
一	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの	
	（一）　クロムなめしのもの	無税
	（二）　その他のもの	六〇％
	二　その他のもの	
	（一）　染着色したもの	六〇％
	（二）　その他のもの	六〇％
四一〇四・四	その他のもの	
九	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの	
	（一）　クロムなめしのもの	無税
	（二）　その他のもの	六〇％
	二　その他のもの	
	（一）　染着色したもの	六〇％
	（二）　その他のもの	六〇％
四一〇五・一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	無税
四一〇五・三	乾燥状態（クラスト）のもの	
〇	一　染着色したもの	六〇％
	二　その他のもの	無税
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇六・二	やぎのもの	
一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	無税
四一〇六・二	乾燥状態（クラスト）のもの	
二	一　染着色したもの	六〇％
	二　その他のもの	無税
	豚のもの	
四一〇六・三	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	七・五％
一		

四一〇六・三	乾燥状態（クラスト）のもの
二	一　染着色したもの
	二　その他のもの
四一〇六・四	爬虫類のもの
○	一　植物性前なめしをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色したもの
	Ａ　わに又はとかげのもの
	Ｂ　その他のもの
	（二）　その他のもの
	その他のもの
四一〇六・九	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
一	乾燥状態（クラスト）のもの
四一〇六・九	一　染着色したもの
二	二　その他のもの
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
四一〇七・一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）
一	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
四一〇七・一	グレーンスプリット
二	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
四一〇七・一	その他のもの
九	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
	その他のもの（サイドを含む。）
四一〇七・九	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）
一	

一〇％	
七・五％	
無税	
一二・五％	
七・五％	
無税	
無税	
七・五％	
無税	
一五％	
六〇％	
六〇％	
一五％	
六〇％	
六〇％	
一五％	
六〇％	
六〇％	

一	パーチメント仕上げをしたもの
二	その他のもの
（一）	染着色し又は模様付けしたもの
（二）	その他のもの
四一〇七・九	グレーンスプリット
二	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
四一〇七・九	その他のもの
九	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
四一・一二	
四一一二・〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
○	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
四一・一三	
	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
四一一三・一	やぎのもの
○	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
四一一三・二	豚のもの
○	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの
	（二）　その他のもの
四一一三・三	爬虫類のもの
○	一　パーチメント仕上げをしたもの
	二　その他のもの
	（一）　染着色し又は模様付けしたもの

一五％	
六〇％	
六〇％	
一五％	
六〇％	
六〇％	
一五％	
六〇％	
六〇％	
一五％	
六〇％	
無税	
一五％	
六〇％	
無税	
一〇％	
七・五％	
一五％	

A　わに革及びとかげ革	一二・五%	
B　その他のもの	七・五%	
（二）　その他のもの	無税	
四一一三・九　その他のもの		
○　パーチメント仕上げをしたもの	一五%	
二　その他のもの		
（一）　染着色し又は模様付けしたもの	七・五%	
（二）　その他のもの	無税	
四一・一四　シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		
四一一四・一　シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）	二五%	
○　パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		
四一一四・二　一　メタライズドレザー	二五%	
二　その他のもの	三五%	
四一・一五　コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		
四一一五・一　コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	一五%	
○　革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	一〇%	
第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品		

注

1　この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。第三〇・〇六項参照）

（b）　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第四三・〇三項及び第四三・〇四項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの並びに手袋、ミトン及びミットを除く。）

（c）　網地から製造した製品（第五六・〇八項参照）

（d）　第六四類の物品

（e）　第六五類の帽子及びその部分品

（f）　第六六・〇二項のむちその他の製品

（g）　カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

（h）　あぶみ、くつわ、真ちゅう製動物用装飾具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング（個別に提示するものに限る。主として第一五部に属する。）

（ij）　ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品（第九二・〇九項参照）

（k）　第九四類の物品（例えば、家具及び照明器具）

（l）　第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）

（m）　第九六・〇六項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

3

（A）　第四二・〇二項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。

（a）　取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第三九・二三項参照）

（b）　組物材料の製品（第四六・〇二項参照）

（B）　第四二・〇二項又は第四二・〇三項の製品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。当該部分品が当該製品に重要な特性を与えている場合には、当該製品は、第七一類に属する。

4　第四二・〇三項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。第九一・一三項参照）を含む。

四二・〇一	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、六・六% 犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	
四二・〇二	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	
四二〇二・一一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	
一	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇%
二	その他のもの	
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	
一	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇%
二	その他のもの	
四二〇二・一九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	一二・五%
（一）　外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		一〇%
（二）　その他のもの		五・八%
その他のもの		四・一%

	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	一七・五％
四二〇二・二一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	
	一　貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	
	（一）　革製のもの	一七・五％
	（二）　その他のもの	二〇％
	二　その他のもの	
	（一）　革製のもの	一〇％
	（二）　その他のもの	一二・五％
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	一〇％
四二〇二・二九	その他のもの	
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	
四二〇二・三一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	
	一　財布（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％
	二　その他のもの	一二・五％
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
	一　財布（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％
	二　その他のもの	一二・五％
四二〇二・三九	その他のもの	
	その他のもの	
	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	
九一	真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％
四二〇二・外	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	五％
九二	二　その他のもの	一〇％
四二〇二・その他	その他のもの	
九九	一　木製のもの	三・二％
	二　アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	四・一％
	三　その他のもの	五・八％
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	
四二〇三・	衣類	
一〇		

	一　毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四〇％
	二　その他のもの	
	手袋、ミトン及びミット	一二・五％
四二〇三・特	特に運動用に製造したもの	
二一	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四〇％
	二　その他のもの	一二・五％
四二〇三・その他	その他のもの	
二九	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四〇％
	二　その他のもの	一〇％
四二〇三・ベルト	ベルト及び負い革	
三〇	一　毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四〇％
	二　その他のもの	一二・五％
四二〇三・その他	その他の衣類附属品	
四〇	一　毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四〇％
	二　その他のもの	一二・五％
四二・〇五	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	
四二〇五・その他		
〇〇	一　機械用その他の技術的用途に供する種類のもの	
	（一）　ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	二五％
	（二）　その他のもの	三・九％
	二　その他のもの	一二・五％
四二・〇六	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	三・九％
四二〇六・腸		
〇〇		
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	

注　1　この表において「毛皮」とは、第四三・〇一項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。

2　この類には、次の物品を含まない。
（a）羽毛皮及びその部分（第〇五・〇五項及び第六七・〇一項参照）
（b）第四一類の注１（c）のただし書の毛が付いている原皮
（c）革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、ミトン及びミット（第四二・〇三項参照）
（d）第六四類の物品
（e）第六五類の帽子及びその部分品
（f）第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
3　第四三・〇三項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。
4　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第四三・〇三項又は第四三・〇四項に属する。
5　この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第五八・〇一項又は第六〇・〇一項に属する。）を含まない。

四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	七％
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	七％
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	七％
	一　ミンクのもの	無税
	二　その他のもの	
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	一五％
四三〇二・一一	ミンクのもの	一五％
四三〇二・一九	その他のもの	一五％
四三〇二・二〇	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの	一五％
四三〇二・三〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの	二〇％
	一　ドロップスキン	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	二〇％
四三〇三・一〇	衣類及び衣類附属品	二〇％
四三〇三・九〇	その他のもの	二〇％
四三・〇四	人造毛皮及びその製品	六％
四三〇四・〇〇		

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

注
1　この類には、次の物品を含まない。
（a）主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一二・一一項参照）
（b）主として組物に使用する竹その他の木に類する材料（粗のものに限るものとし、割り、縦にひき又は特定の長さに切ったものであるかないかを問わない。第一四・〇一項参照）
（c）主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一四・〇四項参照）
（d）活性炭（第三八・〇二項参照）
（e）第四二・〇二項の製品
（f）第四六類の物品
（g）第六四類の履物及びその部分品
（h）第六六類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）
（ij）第六八・〇八項の物品
（k）第七一・一七項の身辺用模造細貨類
（l）第一六部又は第一七部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）
（m）第一八部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）
（n）火器の部分品（第九三・〇五項参照）
（o）第九四類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
（p）第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
（q）第九六類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）
（r）第九七類の物品（例えば、美術品）
2　この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理（木材を相互に接着したものにあっては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。）によって密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。
3　第四四・一四項から第四四・二一項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。
4　第四四・一〇項から第四四・一二項までの物品には、第四四・〇九項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形（正方形を含む。）以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。
5　第四四・一七項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第八二類の注1に定める材料から成る工具を含まない。
6　この類の各項において木材には、1の物品又は文脈により別に解釈される場合を除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

号注
1　第四四〇一・三一号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。
2　第四四〇一・三二号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮するこ

と又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が二五ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。		
3　第四四〇七・一三号において「ＳＰＦ」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。		
4　第四四〇七・一四号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。		
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
四四〇一・一一	薪材 針葉樹のもの	無税
四四〇一・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇一・二一	チップ状又は小片状の木材 針葉樹のもの	無税
四四〇一・二二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇一・三一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	
四四〇一・三二	木質ペレット	無税
四四〇一・三九	木質ブリケット その他のもの	無税 無税
四四〇一・四一	のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	
四四〇一・四九	のこくず その他のもの	無税 無税
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	
四四〇二・一〇	竹製のもの	無税
四四〇二・二〇	殻又はナットのもの	無税
四四〇二・九〇	その他のもの	無税
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	
四四〇三・一一	針葉樹のもの	無税
四四〇三・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇三・二一	その他のもの（針葉樹のものに限る。）	
四四〇三・二二	松（マツ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・二三	松（マツ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇三・二四	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・二五	その他のもの（横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・二六	その他のもの	無税
四四〇三・四一	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）	無税
四四〇三・四二	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	無税
四四〇三・四九	チーク その他のもの	無税 無税
四四〇三・九一	その他のもの オーク（コナラ属のもの）のもの	無税
四四〇三・九三	ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・九四	ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇三・九五	かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・九六	かば（カバノキ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇三・九七	ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの	無税
四四〇三・九八	ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの	無税
四四〇三・九九	その他のもの 一　桐（きり）のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。）	五％
四四・〇四	二　その他のもの たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	無税
四四〇四・一〇	針葉樹のもの 一　たが材、割つたポール及びくい	無税
四四〇四・二〇	二　木製の棒 三　その他のもの 針葉樹以外のもの 一　たが材、割つたポール及びくい	無税 五％
四四・〇五	二　木製の棒 三　その他のもの	七・五％
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	二・五％
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木 染み込ませてないもの	無税
四四〇六・一	針葉樹のもの	無税
四四〇六・一	針葉樹以外のもの その他のもの	無税
四四〇六・九	針葉樹のもの	無税
四四〇六・九	針葉樹以外のもの 二	無税

四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
四四〇七・一	松（マツ属のもの）のもの	
一	厚さが一六〇ミリメートル以下のもの	
（一）	かんながけし又はやすりがけしたもの	八％
（二）	その他のもの	四・八％
二	その他のもの	無税
四四〇七・一	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの	
二	厚さが一六〇ミリメートル以下のもの（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー、パシフィックシルバーファー又はシトカスプルースのものを除く。）	
（一）	かんながけし又はやすりがけしたもの	八％
（二）	その他のもの	六％
二	その他のもの	無税
四四〇七・一	ＳＰＦ（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）及びもみ（モミ属のもの））のもの	
三	厚さが一六〇ミリメートル以下のもの	
（一）	かんながけし又はやすりがけしたもの	八％
（二）	その他のもの	四・八％
二	その他のもの	無税
四四〇七・一	ヘムファー（ウェスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィルラ）及びもみ（モミ属のもの））のもの	
四	その他のもの	
四四〇七・一	その他のもの	八％
九	一　カラマツ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	
（一）	かんながけし又はやすりがけしたもの	一〇％
（二）	その他のもの	無税
二	その他のもの	
四四〇七・二	マホガニー（スウィエテニア属のもの）	無税
一	熱帯産木材のもの	
四四〇七・二	バイロラ、インブイア及びバルサ	無税
二		
四四〇七・二	チーク	無税
三		
四四〇七・二	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	一〇％
五		
四四〇七・二	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	一〇％
六		
四四〇七・二	サペリ	無税
七		

四四〇七・二	イロコ	無税
八		
四四〇七・二	その他のもの	
九		
	一　ふたばがき科のもの	一〇％
	二　その他のもの	
四四〇七・九	その他のもの	
	オーク（コナラ属のもの）のもの	無税
四四〇七・九	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	無税
一		
四四〇七・九	かえで（カエデ属のもの）のもの	無税
二		
四四〇七・九	桜（サクラ属のもの）のもの	無税
三		
四四〇七・九	とねりこ（トネリコ属のもの）のもの	無税
四		
四四〇七・九	かば（カバノキ属のもの）のもの	無税
五		
四四〇七・九	ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの	無税
六		
四四〇七・九	その他のもの	
七		
	一　ふたばがき科のもの	一〇％
	二　その他のもの	無税
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削り又は丸剝ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
四四〇八・一	針葉樹のもの	
〇		
	一　インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
四四〇八・三	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	
一		
	一　積層木材を平削りすることにより得られるもの	
（一）	集成材	一五％
（二）	その他のもの	二〇％
二	その他のもの	五％

四四〇八・三	その他のもの	
九	一　パドック（かりん）、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	
	（一）　積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	Ａ　集成材	一五％
	Ｂ　その他のもの	二〇％
	（二）　その他のもの	八％
	二　ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	無税
	三　チークのもの	
	（一）　積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	Ａ　集成材	一五％
	Ｂ　その他のもの	二〇％
	（二）　その他のもの	無税
	四　その他のもの	
	（一）　積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	Ａ　集成材	一五％
	Ｂ　その他のもの	二〇％
	（二）　その他のもの	五％
四四〇八・九	その他のもの	
〇	一　つげ、したん又はこくたんのもの	
	（一）　積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	Ａ　集成材	一五％
	Ｂ　その他のもの	二〇％
	（二）　その他のもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	Ａ　集成材	一五％
	Ｂ　その他のもの	二〇％
	（二）　その他のもの	五％
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	七・五％
〇	針葉樹のもの	四・八％
四四〇九・一	針葉樹以外のもの	
	一　引抜材	無税
	二　玉縁及び繰形	
	三　その他のもの	
	（一）　マツ属、モミ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、トウヒ属（シトカスプルースを除く。）又はカラマツ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	八％
	（二）　その他のもの	無税

四四〇九・二一	竹製のもの	
	一　引抜材	七・五％
	二　玉縁及び繰形	四・八％
	三　その他のもの	無税
四四〇九・二二	熱帯産木材のもの	
	一　引抜材	七・五％
	二　玉縁及び繰形	四・八％
	三　その他のもの	無税
四四〇九・二九	その他のもの	
	一　引抜材	七・五％
	二　玉縁及び繰形	四・八％
	三　その他のもの	無税
	（一）　ふたばがき科のもの	一〇％
	（二）　その他のもの	無税
四四一〇・	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	
一〇	木材のもの	
一一	パーティクルボード	
	一　板状のもの	八％
	二　その他のもの	一〇％
一二	オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）	
	一　板状のもの	八％
	二　その他のもの	一〇％
四四一〇・	その他のもの	
一九	一　板状のもの	八％
	二　その他のもの	一〇％
四四一〇・	その他のもの	
二〇	一　板状のもの	八％
	二　その他のもの	一〇％
四四一〇・	その他のもの	
九〇	一　板状のもの	八％
	二　その他のもの	一〇％
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	
	ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）	
四四一一・	厚さが五ミリメートル以下のもの	
一二	一　密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	五・二％
	二　密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの	三・五％
四四一一・	厚さが五ミリメートルを超え九ミリメートル以下のもの	
一三		

	一　密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	五・二%
	二　密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの	三・五%
四四一一・一四	厚さが九ミリメートルを超えるもの	
	一　密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	五・二%
	二　密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの	三・五%
四四一一・九二	その他のもの	
	密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	五・二%
四四一一・九三	密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のもの	三・五%
四四一一・九四	密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラム以下のもの	三・五%
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
四四一二・一〇	竹製のもの	
	一　合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	
	（一）　少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの	
	Ａ　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	（ａ）　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇%
	（ｂ）　その他のもの	一五%
	Ｂ　その他のもの	
	（ａ）　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%
	（ｂ）　その他のもの	一〇%
	（二）　その他のもの	
	Ａ　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	（ａ）　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇%
	（ｂ）　その他のもの	一五%
	Ｂ　その他のもの	
	（ａ）　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%
	（ｂ）　その他のもの	一〇%
	二　その他のもの	
	（一）　集成材	一五%
	（二）　その他のもの	二〇%
四四一二・三一	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	
	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	（一）　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇%
	（二）　その他のもの	一五%
	二　その他のもの	
	（一）　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%
	（二）　その他のもの	一〇%
四四一二・三三	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはんの木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゅ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	（一）　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇%
	（二）　その他のもの	一五%
	二　その他のもの	
	（一）　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%
	（二）　その他のもの	一〇%
四四一二・三四	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第四四一二・三三号のものを除く。）	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	（一）　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇%
	（二）　その他のもの	一五%
	二　その他のもの	
	（一）　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%
	（二）　その他のもの	一〇%
四四一二・三九	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	（一）　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇%
	（二）　その他のもの	一五%
	二　その他のもの	
	（一）　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%
	（二）　その他のもの	一〇%
四四一二・四一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	二〇%
四四一二・四二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	二〇%
四四一二・四九	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）	二〇%

四四一二・五一	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード	
	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	
五一	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・五二	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・五九	その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
	その他のもの	
四四一二・九一	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・九二	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・九九	その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四・一三	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	七％
四四一三・〇〇		
四四・一四	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	三・二％
四四一四・一〇	熱帯産木材のもの	
四四一四・九〇	その他のもの	三・二％
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	
四四一五・一〇	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム	三・四％
四四一五・二〇	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード及びパレット枠	五・八％
四四・一六		
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	二・六％
四四・一七	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに	
〇〇	靴の木型	二・六％
	一　靴の木型	三・四％
	二　その他のもの	
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	
	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	無税
四四一八・一一	熱帯産木材のもの	無税
四四一八・一九	その他のもの	無税
	戸及びその枠並びに敷居	
四四一八・二一	熱帯産木材のもの	無税
四四一八・二九	その他のもの	無税
四四一八・三〇	くい及びはり（第四四一八・八一号から第四四一八・八九号までの物品を除く。）	三・九％
四四一八・四〇	コンクリート型枠	三・九％
四四一八・五〇	こけら板	五・八％
	組み合わせた床用パネル	
四四一八・七三	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの	三・九％
四四一八・七四	その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）	三・九％
四四一八・七五	その他のもの（多層のものに限る。）	三・九％
四四一八・七九	その他のもの	三・九％
	構造設計用木材製品	
四四一八・八一	構造用集成材（グルラム）	三・九％
四四一八・八二	直交集成板（ＣＬＴ又はＸ―ラム）	
	一　いずれのラミナも厚さが一二ミリメートル以上のもの	三・九％
	二　その他のもの	二〇％
四四一八・八三	Ｉ型はり	三・九％
四四一八・八九	その他のもの	三・九％
	その他のもの	
四四一八・九一	竹製のもの	
	一　セルラーバンブーパネル	一〇％

二　その他のもの	無税
四四一八・セルラーウッドパネル	三・九％
九二	
四四一八・その他のもの	一〇％
九九	
一　木製の建具及び床柱	無税
二　その他のもの	三・九％
四四・一九　木製の食卓用品及び台所用品竹製のもの	三・二％
四四一九・製パン用の板、まな板その他これらに類する板	
一一	
四四一九・箸	
一二	
一　割り箸	五・六％
二　その他のもの	三・二％
四四一九・その他のもの	三・二％
一九	
四四一九・熱帯産木材のもの	五・六％
二〇	
一　割り箸	五・六％
二　その他のもの	三・二％
四四一九・その他のもの	三・二％
九〇	
一　割り箸	五・六％
二　その他のもの	三・二％
四四・二〇　寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	三・二％
小像その他の装飾品	
四四二〇・熱帯産木材のもの	無税
一一	
四四二〇・その他のもの	無税
一九	
四四二〇・その他のもの	四％
九〇	
一　寄せ木し又は象眼した木材	二〇％
二　その他のもの	三・二％
四四・二一　その他の木製品	
四四二一・衣類用ハンガー	
一〇	
四四二一・棺	
二〇	
一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	四・六％
二　その他のもの	五・八％
四四二一・竹製のもの	
九一	
一　串	一〇％
二　マッチの軸木	無税
三　その他のもの	五・八％
四四二一・その他のもの	
九九	
一　マッチの軸木	無税
二　その他のもの	
（一）　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	四・六％
（二）　その他のもの	五・八％

第四五類　コルク及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　第六四類の履物及びその部分品

（b）　第六五類の帽子及びその部分品

（c）　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

四五・〇一	
天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク	無税
四五〇一・一〇　天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）	無税
四五〇一・九〇　その他のもの	無税
四五・〇二	
四五〇二・〇〇　天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）	無税
四五・〇三	
四五〇三・一〇　栓	無税
四五〇三・九〇　その他のもの	無税
四五・〇四	
四五〇四・一〇　塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空で無いものに限るものとし、円盤を含む。）	無税
四五〇四・九〇　その他のもの	無税

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

注

1　この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第五四類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）　第四八・一四項の壁面被覆材

（ｂ）ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第五六・〇七項参照）
（ｃ）第六四類又は第六五類の履物及び帽子並びにこれらの部分品
（ｄ）かご細工製の乗物及びそのボデー（第八七類参照）
（ｅ）第九四類の物品（例えば、家具及び照明器具）

３　第四六・〇一項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかないかを問わない。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	
四六〇一・二一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
四六〇一・二二	竹製のもの	三・九％
四六〇一・二九	とう製のもの	三・九％
	その他のもの	
	一　いぐさ製又は七島い製のもの	六％
	二　その他のもの	三・九％
四六〇一・九二	その他のもの	
四六〇一・九三	竹製のもの	三・九％
四六〇一・九四	とう製のもの	三・九％
	その他の植物性材料製のもの	
	一　むしろ、こも及びアンペラ	無税
	二　さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	三％
	三　その他のもの	
	（一）　いぐさ製又は七島い製のもの	六％
	（二）　その他のもの	三・九％
四六〇一・九九	その他のもの	
	一　さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	三％
	二　その他のもの	
	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	四・六％
	植物性材料製のもの	
	竹製のもの	
四六〇二・一一	一　扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	四・一％
四六〇二・一二	二　その他のもの	
	とう製のもの	九・六％
四六〇二・一九	その他のもの	九・六％
	一　瓶用のわらづと	三・九％
	二　その他のもの	九・六％
四六〇二・九〇	その他のもの	

	一　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	二・五％
	二　その他のもの	二・八％
	第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	
	第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
	注	
	１　第四七・〇二項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを一八％含有するかせいソーダ溶液に温度二〇度で一時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の九二％以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の八八％以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の〇・一五％以下のものに限る。	
四七・〇一	機械木材パルプ	無税
四七〇一・〇〇	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	
四七・〇二	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	無税
四七〇二・〇〇	さらしてないもの	
四七・〇三	針葉樹のもの	無税
四七〇三・一一	針葉樹以外のもの	無税
四七〇三・一九	半さらしのもの及びさらしたもの	
四七〇三・二一	針葉樹のもの	無税
四七〇三・二九	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇四	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
四七〇四・一一	さらしてないもの	
四七〇四・一九	針葉樹のもの	無税
	針葉樹以外のもの	無税
四七〇四・二一	半さらしのもの及びさらしたもの	
四七〇四・二九	針葉樹のもの	無税
四七・〇五	針葉樹以外のもの	無税
四七〇五・〇〇	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	無税
四七・〇六	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	
四七〇六・一〇	コットンリンターパルプ	無税
四七〇六・二〇	古紙パルプ	無税
四七〇六・三〇	その他のもの（竹製のものに限る。）	無税
四七〇六・九一	その他のもの	
四七〇六・九二	機械パルプ	無税
	化学パルプ	無税

四七〇六・九三	機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの	無税
四七・〇七	古紙	
四七〇七・一〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙及び無税コルゲート加工をした紙又は板紙	
四七〇七・二〇	その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）	無税
四七〇七・三〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	無税
四七〇七・九〇	その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）	無税

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

1　この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙（厚さ及び一平方メートルについての重量を問わない。）を含む。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）第三〇類の物品

（b）第三二・一二項のスタンプ用のはく

（c）香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第三三類参照）

（d）せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇一項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇五項参照）

（e）第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紙及び板紙

（f）診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（第三八・二二項参照）

（g）一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第三九類参照。第四八・一四項の壁面被覆材を除く。）

（h）第四二・〇二項の製品（例えば、旅行用具）

（ij）第四六類の製品（組物材料の製品）

（k）紙糸及びその織物の製品（第一一部参照）

（l）第六四類又は第六五類の物品

（m）研磨紙及び研磨板紙（第六八・〇五項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第六八・一四項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。

（n）紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第一四部又は第一五部に属する。）

（o）第九二・〇九項の物品

（p）第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）

（q）第九六類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）

3　7の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇一項から第四八・〇五項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第四八・〇三項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。

4　この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇％以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧一メガパスカル）による各面の平滑度が二・五マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上六五グラム以下であるもののうち、（a）幅が二八センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び（b）折り畳んでない状態において一辺の長さが二八センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。

5　第四八・〇二項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

（A）重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙

（a）機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が一〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

（b）灰分の含有量が八％を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

（c）灰分の含有量が三％を超え、かつ、白色度が六〇％以上であること。

（d）灰分の含有量が三％を超え八％以下であつて、白色度が六〇％未満であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

（e）灰分の含有量が三％以下であつて、白色度が六〇％以上であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

（B）重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙

（a）全体を着色してあること。

（b）白色度が六〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）以下であること。

2　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）を超え五〇八マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が三％を超えること。

（c）白色度が六〇％未満であつて、厚さが二五四マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が八％を超えること。

ただし、第四八・〇二項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

6　この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上の紙及び板紙をいう。

7　第四八・〇一項から第四八・一一項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、項において別段の定めがある場合を除くほか、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

8　第四八・〇三項から第四八・〇九項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。

（a）幅が三六センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの

（b）折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

9　第四八・一四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

（a）壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が四五センチメートル以上一六〇センチメートル以下の次のもの

（ｉ）　木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）

（ｉｉ）　木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの

（ｉｉｉ）　プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）

（ｉｖ）　組物材料（平行につないであるかないか又は織ってあるかないかを問わない。）で表を覆ったもの

（ｂ）　縁又はフリーズに使用する（ａ）の（ｉ）から（ｉｖ）までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

（ｃ）　数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの

紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・二三項に属する。

１０　第四八・二〇項には、特定の大きさに切ったとじてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。

１１　第四八・二三項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

１２　第四八・一四項又は第四八・二一項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの物品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第四九類に属する。

号注

１　第四八〇四・一一号及び第四八〇四・一九号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上で、重量が一平方メートルにつき一一五グラムを超え、かつ、次の表の上欄のひよう量に該当するものにあつては対応する同表の下欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひよう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひよう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
一一五	三九三
一二五	四一七
二〇〇	六三七
三〇〇	八二四
四〇〇	九六一

２　第四八〇四・二一号及び第四八〇四・二九号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上であつて、重量が一平方メートルにつき六〇グラム以上一一五グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

（ａ）　ミューレン比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき三・七キロパスカル以上で、横方向の伸び率が四・五％を超え、かつ、縦方向の伸び率が二％を超えること。

（ｂ）　次の表の上欄のひよう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び下欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひよう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひよう量（グラム毎平方メートル）	引裂き強さの最低値（キロニュートン毎メートル）		引張強さの最低値（キロニュートン毎メートル）	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
六〇	七〇〇	一、五一〇	一・九	六
七〇	八三〇	一、七九〇	二・三	七・二
八〇	九六五	二、〇七〇	二・八	八・三
一〇〇	一、二三〇	二、六三五	三・七	一〇・六
一一五	一、四二〇	三、〇六〇	四・四	一二・三

３　第四八〇五・一一号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）の含有量が全繊維重量の六五％以上であり、かつ、ＣＭＴ　三〇（コルゲーテッド中芯試験で三〇分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・八ニュートンを超えるロール状の紙をいう。

４　第四八〇五・一二号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であつて、一平方メートルにつき一三〇グラム以上で、ＣＭＴ　三〇（コルゲーテッド中芯試験で三〇分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・四ニュートンを超えるロール状のものを含む。

５　第四八〇五・二四号及び第四八〇五・二五号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二キロパスカル以上であるものをいう。

６　第四八〇五・三〇号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の四〇％を超え、灰分の含有量が八％以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき一・四七キロパスカル以上のマシングレイズした紙をいう。

７　第四八一〇・二二号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇％以上で、片面の塗布量が一平方メートルにつき一五グラム以下であり、かつ、総重量が一平方メートルにつき七二グラム以下であるものをいう。

四八・〇一	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	無税	
四八〇一・〇〇			
四八・筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙			
〇二			
四八〇 手すきの紙及び板紙			三・四％
二・一			
〇			
四八〇 写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙			二・二％
二・二			
〇			
四八〇 壁紙原紙			二・二％
二・四			
〇			

	その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）	二・五％
四八〇	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	
二・五		二・五％
四	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）	二・五％
四八〇	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）	
二・五		二・五％
五	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの（折り畳んでない状態において一辺の長さが四三五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二九七ミリメートル以下のシート状のものに限る。）	二・五％
四八〇	その他のもの（重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。）	二・五％
七	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	
四八〇		二・五％
八	その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）	二・五％
四八〇	ロール状のもの	
二・六		二・五％
一	カーボン原紙	二・五％
二	その他のもの（折り畳んでない状態において一辺の長さが四三五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二九七ミリメートル以下のシート状のもの	無税
四八〇		二・五％
二・六		無税
二	カーボン原紙	二・五％
	その他のもの	無税
四八〇	その他のもの	
二・六		二・五％
九	カーボン原紙	二・五％
	その他のもの	無税
四八・〇三	衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	四％
四八〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は	三・〇％
四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）	四・五％

四八〇	クラフトライナー	
四・一	さらしてないもの	
一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	三・五％
二	その他のもの	二・五％
四八〇	その他のもの	
四・一		五％
九	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	三・五％
二	その他のもの	二・五％
四八〇	さらしてないもの	
四・二		三・五％
一	重袋用クラフト紙	三・五％
四八〇	その他のもの	
四・二		三・五％
九	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	三・五％
四八〇	さらしてないもの	
四・三		三・五％
一	その他のもの	三・五％
四八〇	さらしてないもの	
四・四		三・五％
九	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）	三・五％
四八〇	さらしてないもの	
四・四		三・五％
一	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの	三・五％
四八〇	その他のもの	
四・四		三・五％
九	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	三・五％
四八〇	さらしてないもの	
四・五		三・五％
一		

	一　重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	三・五%
	二　その他のもの	二・五%
四八〇	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	二・五%
四八〇	その他のもの	三・五%
	一　重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	二・五%
	二　その他のもの	五%
四八〇	その他のもの	三・五%
	一　重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	二・五%
	二　その他のもの	五%
四八・〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）	九%
四八〇	セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙	六%
五・一一	段ボール用中芯原紙	六%
四八〇	わらパルプ製の段ボール用中芯原紙	六%
五・一二	テストライナー（再生ライナーボード）	六%
四八〇	その他のもの	六%
五・一九	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二・五%
四八〇	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	五%
五・二四	サルファイト包装紙	九・六%
四八〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	六%
五・三〇	一　重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六%
四八〇	二　その他のもの	五・二%
五・四〇	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード	
	一　重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六%
	二　その他のもの	五・二%

四八〇	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二・五%
五・九一	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のもの	二・五%
四八〇	重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のもの	二・五%
五・九二	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	三・四%
四八〇	硫酸紙	三・四%
六・一〇	耐脂紙	三・四%
四八〇	トレーシングペーパー	三・四%
六・二〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	三・四%
四八〇	その他のもの	四%
六・三〇	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）	三・四%
四八〇	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項の紙を除く。）	三・四%
四八〇	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八〇	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをして八・四〇あるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八〇	その他のもの	三・四%
八・九〇	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	無税
四八〇	セルフコピーペーパー	無税
九・二〇	その他のもの	無税
四八〇	一　カーボン紙	三・四%
九・九〇	二　その他のもの	無税
四八・一〇	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	

	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）	
四八一〇・一	ロール状のもの	無税
三	四八一〇・一折り畳んでない状態において一辺の長さが四三五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二九七ミリメートル以下のシート状のもの	無税
四	四八一〇・一その他のもの	無税
九	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）	
四八一〇・二	軽量コート紙	二・二％
二	四八一〇・二その他のもの	
九	一　機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるもの	二・二％
	二　その他のもの	無税
	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）	
四八一〇・三	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	無税
一	四八一〇・三全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
二	四八一〇・三その他のもの	無税
九	その他の紙及び板紙	
四八一〇・九	多層ずきのもの	無税
二	四八一〇・九その他のもの	
九	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）	二・五％
四八一一・一	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	
○	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	
四八一一・四	セルフアドヒーシブのもの	二・二％
一	四八一一・四その他のもの	二・二％
九	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	
四八一一・五	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
一	四八一一・五その他のもの	無税
九	四八一一・六ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	
○	一　ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙	二・五％
	二　その他のもの	無税
四八一一・九	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	無税
○	四八一二・〇製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルターブレート	無税
○	四八一三・一小冊子状又は円筒状のもの	無税
○	四八一三・二ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）	無税
○	四八一三・九その他のもの	無税
○	四八一四・一壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	無税
○	四八一四・二壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）	無税
○	四八一四・九その他のもの	無税
四八・一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	
四八一六・二〇	セルフコピーペーパー	三・四％
四八一六・九〇	その他のもの	三・四％
四八・一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四％
四八一七・一〇	封筒	三・四％
四八一七・二〇	通信用カード	三・四％
四八一七・三〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四％
四八・一八	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六セ	

	ンチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	三・二%
四八一八・一〇	トイレットペーパー	三・二%
四八一八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	九%
四八一八・三〇	テーブルクロス及びナプキン	九%
四八一八・五〇	衣類及び衣類附属品	九%
四八一八・九〇	その他のもの	六%
四八一九	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	四・三%
四八一九・一〇	段ボール製の箱及びケース	四・三%
四八一九・二〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	四・三%
四八一九・三〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）	四・六%
四八一九・四〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）	四・六%
四八一九・五〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	四・六%
四八一九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	三・四%
四八・二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	三・四%
四八二〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	三・四%
四八二〇・二〇	練習帳	三・四%
四八二〇・三〇	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー	三・四%
四八二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	三・四%
四八二〇・五〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	三・八%
四八二〇・九〇	その他のもの	三・四%
四八・二一	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八二一・一〇	印刷したもの	三・四%
四八二一・九〇	その他のもの	三・四%
四八・二二	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八二二・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	三・四%
四八二二・九〇	その他のもの	三・四%
四八・二三	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	二・六%
四八二三・二〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	二・二%
四八二三・四〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	二・九%
四八二三・六一	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品竹製のもの	二・九%
四八二三・六九	その他のもの	二・九%
四八二三・七〇	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	二・九%
四八二三・九〇	その他のもの	二・九%
一	せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税
二	その他のもの	二・二%

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第三七類参照）

（b）浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第九〇・二三項参照）

（c）第九五類の遊戯用カードその他の物品

（d）銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九七・〇二項参照）、第九七・〇四項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後一〇〇年を超えたこつとうその他の第九七類の物品

2　この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、自動データ処理機械により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。

3　新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかいないかを問わない。）は、第四九・〇一項に属する。

4　第四九・〇一項には、次の物品を含む。

（a）美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）

（b）書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）

（c）書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。）

もつとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第四九・一一項に属する。

5　3の物品を除くほか、第四九・〇一項には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第四九・一一項に属する。

6　第四九・〇三項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。

四九・〇一	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）	無税
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）	無税
四九〇一・九〇	その他のもの	無税
四九〇一・九一	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）	無税
四九〇一・九九	その他のもの	無税
四九・〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）	無税
四九〇二・一〇	一週に四回以上発行するもの	無税
四九〇二・九〇	その他のもの	無税
四九・〇三	幼児用の絵本及び習画本	無税
四九・〇四	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）	無税
四九・〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）	無税
四九〇五・二〇	製本したもの	無税
四九〇五・九〇	その他のもの	無税
四九・〇六		
四九〇六・〇〇	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの	無税
四九・〇七		
四九〇七・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を無税含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	無税
四九・〇八		
四九〇八・一〇	デカルコマニア	
四九〇八・九〇	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）	無税
四九・〇九		
四九〇九・〇〇	その他のもの	無税
四九・一〇		
四九一〇・〇〇	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）	無税
四九・一一		
四九一一・〇〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	無税
四九一一・一〇	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）	無税
四九一一・九一	広告、商業用カタログその他これらに類する物品	無税
四九一一・九九	その他のもの	無税

第一一部　紡織用繊維及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

（a）ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・一一項参照）

（b）人髪及びその製品（第〇五・〇一項、第六七・〇三項及び第六七・〇四項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（第五九・一一項参照）を除く。）

（c）第一四類のコットンリンターその他の植物性材料

（d）第二五・二四項の石綿及び第六八・一二項又は第六八・一三項の石綿の製品その他の物品

（e）第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品及び第三三・〇六項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

（f）第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紡織用繊維

（g）プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が五ミリメートルを超えるもの（第三九類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝条細工物（第四六類参照）

（h）織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第三九類のもの

（i j）織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第四〇類のもの

（k）毛が付いている獣皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照）、第四三・〇三項の毛皮製品並びに第四三・〇四項の人造毛皮及びその製品

（l）第四二・〇一項又は第四二・〇二項の紡織用繊維の製品

（m）第四八類の物品（例えば、セルロースウォッディング）

（n）第六四類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品

（o）第六五類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品

（p）第六七類の物品

（q）研磨材料を塗布した紡織用繊維（第六八・〇五項参照）並びに第六八・一五項の炭素繊維及びその製品

（r）ガラス繊維及びその製品（第七〇類参照。ガラス繊維の糸によりししゆうしたもので基布が見えるものを除く。）

（ｓ）　第九四類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）
（ｔ）　第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）
（ｕ）　第九六類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）
（ｖ）　第九七類の物品

２　（Ａ）　第五〇類から第五五類まで、第五八・〇九項又は第五九・〇二項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

（Ｂ）　（Ａ）の規定の適用については、次に定めるところによる。

（ａ）　馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第五一・一〇項参照）及び金属を交えた糸（第五六・〇五項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。

（ｂ）　所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

（ｃ）　第五四類及び第五五類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第五四類及び第五五類は、一の類として取り扱う。

（ｄ）　異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

（Ｃ）　（Ａ）及び（Ｂ）の規定は、３から６までの糸についても適用する。

３　（Ａ）　この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、（Ｂ）の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。

（ａ）　絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

（ｂ）　人造繊維の糸（第五四類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

（ｃ）　大麻糸及び亜麻糸で、次のもの

（ｉ）　磨き又はつや出ししたもので、一、四二九デシテックス以上のもの

（ｉｉ）　磨いてなく、かつ、つや出ししてないもので、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

（ｄ）　コイヤヤーンで三本以上の糸をよったもの

（ｅ）　その他の植物性繊維の糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

（ｆ）　金属糸により補強した糸

（Ｂ）　（Ａ）の規定は、次の物品については適用しない。

（ａ）　羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸による補強した糸を除く。）

（ｂ）　第五四類のマルチフィラメントヤーン（よってないもの及びより数が一メートルにつき五未満のものに限る。）及び第五五類の人造繊維の長繊維のトウ

（ｃ）　第五〇・〇六項の天然てぐす及び第五四類の単繊維

（ｄ）　第五六・〇五項の金属を交えた糸（金属糸により補強した糸を除く。）

（ｅ）　第五六・〇六項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン

４　（Ａ）　第五〇類から第五二類まで、第五四類及び第五五類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、（Ｂ）の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。

（ａ）　カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であるもの

（ｉ）　絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

（ｉｉ）　その他の糸については、一二五グラム

（ｂ）　ボール巻又はかせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であるもの

（ｉ）　絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び三、〇〇〇デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

（ｉｉ）　二、〇〇〇デシテックス未満のその他の糸については、一二五グラム

（ｉｉｉ）　その他の糸については、五〇〇グラム

（ｃ）　数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの

（ｉ）　絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

（ｉｉ）　その他の糸については、一二五グラム

（Ｂ）　（Ａ）の規定は、次の物品については適用しない。

（ａ）　紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。

（ｉ）　羊毛又は繊獣毛の単糸で漂白してないもの

（ｉｉ）　羊毛又は繊獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五、〇〇〇デシテックスを超えるもの

（ｂ）　マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの

（ｉ）　絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（体裁を問わない。）

（ｉｉ）　その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は繊獣毛の糸を除く。）

（ｃ）　マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸に限る。）で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、一三三デシテックス以下のもの

（ｄ）　紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの

（ｉ）　あやかせのもの

（ｉｉ）　コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでしゆう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

５　第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。

（ａ）　糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が一、〇〇〇グラム以下であること。

（ｂ）　縫糸用としての仕上加工をしてあること。

（ｃ）　最後にＺよりをかけてあること。

６　この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルの単糸で、テナシティが一テックスにつき六〇センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき五三センチニュートンを超えるもの

ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき二七センチニュートンを超えるもの

７　この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

（ａ）　長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品

（ｂ）　完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのままで使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）

（ｃ）　特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）

（ｄ）　縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）

（ｅ）　特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの

（ｆ）　縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）

（ｇ）　メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）

８　第五〇類から第六〇類までにおいては、次に定めるところによる。

（ａ）　第五〇類から第五五類まで、第六〇類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第五六類から第五九類までには、７に定義する製品にしたものを含まない。

（ｂ）　第五〇類から第五五類まで及び第六〇類には、第五六類から第五九類までの物品を含まない。

９　第五〇類から第五五類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。

１０　紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。

１１　この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

１２　この部においてポリアミドには、アラミドを含む。

１３　この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。

１４　文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。この場合において、「紡織用繊維から成る衣類」とは、第六一・〇一項から第六一・一四項まで及び第六二・〇一項から第六二・一一項までの衣類をいう。

１５　紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注１の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

号注

１　この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（ａ）　「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

（ｉ）　構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの

（ｉｉ）　反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）

漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。

（ｂ）　「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

（ｉ）　漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの

（ｉｉ）　漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの

（ｉｉｉ）　マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

（ｃ）　「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。

（ｉ）　浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したもの及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの

（ｉｉ）　異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの（単糸杢又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの

（ｉｉｉ）　なせんしたスライバー又はロービングから得たもの

（ｉｖ）　マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

（ａ）　から（ｃ）までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。

（ｄ）　織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。

（ｅ）　織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

（ｉ）　織った後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織った後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの

（ｉｉ）　漂白した糸から成るもの

（ｉｉｉ）　漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

（ｆ）　織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

（ｉ）　織った後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織った後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）

（ｉｉ）　単一の色で均一に着色した糸から成るもの

（ｇ）　織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。

（ｉ）　異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）

（ｉｉ）　着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

（ｉｉｉ）　単糸杢又はミキスチュアヤーンから成るもの

（ｈ）　織物との関連で「なせんしたもの」とは、織った後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

（ａ）　から（ｈ）までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。

（ｄ）　から（ｈ）までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。

（ｉｊ）　「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。

２

（Ａ）　第五六類から第六三類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第五〇類から第五五類までの物品及び第五八・〇九項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注２の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

（Ｂ）　（Ａ）の規定の適用については、次に定めるところによる。

（ａ）　関税率表の解釈に関する通則３を適用する場合には、同通則３により当該物品の所属を決定する部分についてのみ（Ａ）の規定を適用する。

（ｂ）　基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。

（ｃ）　第五八・一〇項のしゆう布及びその製品については、基布のみを考慮する。ただし、基布が見えないしゆう布及びその製品については、しゆう糸のみを考慮する。

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一		
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	一キログラムにつき二、九六八円
五〇・〇二	生糸（よつてないものに限る。）	
五〇〇二・〇〇	一　野蚕のもの	無税
	二　その他のもの	一キログラムにつき八、二〇九円
五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五〇〇三・〇〇		
五〇・〇四	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	無税
五〇〇四・〇〇		
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	無税
五〇〇五・〇〇		
五〇・〇六	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	
五〇〇六・〇〇	一　絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	四・八％
	二　天然てぐす	八・四％
五〇・〇七	絹織物	
五〇〇七・一〇	絹ノイル織物	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八％
	二　その他のもの	
五〇〇七・二〇	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	二〇％
五〇〇七・九〇	その他の織物	

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

注

1　この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（ａ）「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。

（ｂ）「繊獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。

（ｃ）「粗獣毛」とは、（ａ）の羊毛及び（ｂ）の繊獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）及び馬毛（第〇五・一一項参照）を除く。

備考

1　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

五一・〇一		
五一〇一・一一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五一〇一・一九	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	無税
	剪毛したもの	
	その他のもの	無税
五一〇一・二一	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	
五一〇一・二九	剪毛したもの	無税
	その他のもの	無税
五一〇一・三〇	化炭処理をしたもの	無税
五一・〇二	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
五一〇二・一一	繊獣毛	
五一〇二・一九	カシミヤやぎのもの	無税
	その他のもの	無税
五一〇二・二〇	粗獣毛	無税
五一・〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	
五一〇三・一〇	羊毛又は繊獣毛のノイル	無税
五一〇三・二〇	羊毛又は繊獣毛のその他のくず	無税
五一〇三・三〇	粗獣毛のくず	無税
五一・〇四		
五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	無税
五一・〇五	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	
五一〇五・一〇	羊毛（カードしたものに限る。）	無税
五一〇五・二一	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）	無税
五一〇五・二九	小塊状のもの（コームしたものに限る。）	無税
五一〇五・三一	その他のもの	無税
五一〇五・三九	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	
五一〇五・四〇	カシミヤやぎのもの	無税
五一〇五・五一	その他のもの	無税
五一〇五・五九	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	無税
五一〇五・六〇	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	無税
五一・〇六	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	三・二％
五一〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	三・二％
五一〇六・二〇	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一〇六・三一	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	三％
五一〇六・三九	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	三％
五一〇六・四〇	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一〇六・五〇	紡毛糸	三％
五一・〇七	梳毛糸	三％
五一〇七・一〇	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	
五一〇七・二〇		
五一〇七・三〇		
五一・〇八		
五一〇八・一〇		
五一〇八・二〇		
五一・〇九		

五一〇九・一〇	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
	一　一個の重量が一二五グラム以下のもの	二・四％
五一〇九・九〇	二　その他のもの	三・二％
	その他のもの	
五一・一〇	一　一個の重量が一二五グラム以下のもの	二・四％
五一一〇・〇〇	二　その他のもの	三・二％
	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
五一・一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
五一一一・一一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一一・一九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一一・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一一・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％

五一一一・九〇	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一二・一九	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一二・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一二・九〇	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量

五一一一・その他のもの		
九〇	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一・一二	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
五一一二・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	六・四％
五一一二・一九	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一二・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	六・四％
五一一二・九〇	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
	（一）　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六％（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量

		税率より低いときは、当該従量税率）
五一・一三	（二）　その他のもの	六・四％
五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	四・二％
第五二類　綿及び綿織物		
号注		
1　第五二〇九・四二号及び第五二一一・四二号において「デニム」とは、異なる色の糸から成る三枚たて綾織り又は四枚たて綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に同一の色の糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い色に着色した糸を使用したものをいう。		
五二・〇一	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五二〇一・〇〇	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五二〇二・一〇	糸くず	無税
	その他のもの	
五二〇二・九一	反毛した繊維	無税
五二〇二・九九	その他のもの	無税
五二・〇三	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	無税
五二〇三・〇〇	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	無税
五二・〇四	小売用にしたものでないもの	
五二〇四・一一	綿の重量が全重量の八五％以上のもの	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	四・四％
五二〇四・一九	その他のもの	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	四・四％
五二〇四・二〇	小売用にしたもの	三・五％
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	単糸（コームした繊維製のものを除く。）	
五二〇五・一一	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・一二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・一三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・一四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・一五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二・一二	単糸（コームした繊維製のものに限る。）	
五二〇七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）		
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）		

	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）	
五・二三	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	
五・二四	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	一〇六・三八デシテックス以上一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超え九四以下のもの）	
五・二六	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	八三・三三デシテックス以上一〇六・三八デシテックス未満のもの（メートル式番手九四を超え一二〇以下のもの）	
五・二七	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	八三・三三デシテックス未満のもの（メートル式番手一二〇を超えるもの）	
五・二八	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）	
五二〇	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）	
五・三一	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）	
五・三二	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	
五・三三	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	
五・三四	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）	
五・三五	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）		
五二〇 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）		
五・四一 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
五・四二 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
五・四三 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
五・四四 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 構成する単糸が一〇六・三八デシテックス以上一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超え九四以下のもの）		
五・四六 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

五二〇 構成する単糸が八三・三三デシテックス以上一〇六・三八デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手九四を超え一二〇以下のもの）		
五・四七 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 構成する単糸が八三・三三デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一二〇を超えるもの）		
五・四八 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二・〇六 綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）並糸（コームした繊維製のものを除く。）		
五二〇 七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）		
六・一一 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
六・一二 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
六・一三 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二 その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇 一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
六・一四		

	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超える六・一五もの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の

		従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの六・二五の）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の

五二〇	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸が六・三五メートル式番手八〇を超えるもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二・〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	
八	漂白してないもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
八・一一	つき一〇〇グラム以下のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
八・一二	つき一〇〇グラムを超えるもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
八・一三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
八・一九	その他の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	漂白したもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸が六・四五メートル式番手八〇を超えるもの）	
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又は八・四％これらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二・〇	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
七		
五二〇	綿の重量が全重量の八五％以上のもの	
七・一〇		
	一　一個の重量が一二五グラム以下のもの	三・五％
	二　その他のもの	
	（一）　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	（二）　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇	その他のもの	
七・九〇		
	一　一個の重量が一二五グラム以下のもの	三・五％
	二　その他のもの	
	（一）　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％
	（二）　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

五二〇平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・二一
五二〇平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・二二
五二〇三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・二三
五二〇その他の織物	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・二九
浸染したもの		
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・三一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・三二
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・三三
その他の織物	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・三九
異なる色の糸から成るもの		
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・四一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・四二
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・四三
その他の織物	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・四九
なせんしたもの		
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・五一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・五二

その他の織物	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇八・五九
綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）		五二・〇九
漂白してないもの		
平織りのもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・一一
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・一二
その他の織物	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・一九
漂白したもの		
平織りのもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・二一
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・二二
その他の織物	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・二九
浸染したもの		
平織りのもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・三一
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・三二
その他の織物	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・三九
異なる色の糸から成るもの		
平織りのもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・四一
デニム	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二〇九・四二

五二〇九・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四九	その他の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五一	平織りのもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五九	その他の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	
五二一一〇・一	漂白してないもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一〇・一九	その他のもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一二〇・一一	漂白したもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一二〇・一九	その他のもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一三〇・一一	浸染したもの	
	平織りのもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
〇・二	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	その他の織物	
〇・三	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	その他の織物	
〇・四	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	その他の織物	
〇・九	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	平織りのもの	
〇・四	異なる色の糸から成るもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	その他の織物	
〇・三	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	その他の織物	
〇・九	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
五二一	平織りのもの	
〇・一	なせんしたもの	
五二一	その他の織物	
〇・五	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	その他の織物	
〇・五	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	

	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	
五二一・一一	漂白してないもの	
五二一・一一一	平織りのもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・一九	その他の織物	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・二〇	漂白したもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・三一	浸染したもの	
五二一・三一一	平織りのもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％

	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・三九	その他の織物	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・四一	異なる色の糸から成るもの平織りのもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・四二	デニム	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・四九	その他の織物	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・五一	なせんしたもの平織りのもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％
	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルに

		つき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
一・五二	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	その他の織物	
一・五九	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二・その他の綿織物		
一二	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	
五二一	漂白してないもの	
二・一	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	

	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	漂白したもの	
二・一二	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	浸染したもの	
二・一三	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一	異なる色の糸から成るもの	
二・一四	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又は一一・二％ アセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わ八・四％ せたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	

	三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一 二・一	なせんしたもの	
五	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又一一・二％はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一 二・二 一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの 漂白してないもの 一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又一一・二％はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一 二・二 二	漂白したもの 一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又一一・二％はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一 二・二 三	浸染したもの 一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又一一・二％はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一 二・二 四	異なる色の糸から成るもの 一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又一一・二％はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一 二・二 五	なせんしたもの 一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又一一・二％はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		

五三・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇一・一〇	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税
五三〇一・一九	その他のもの	無税
五三〇一・二一	亜麻（破砕、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）	無税
五三〇一・二九	その他のもの	無税
五三〇一・三〇	亜麻のトウ及びくず	無税
五三・〇二	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇二・一〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税
五三〇二・九〇	その他のもの	無税
五三・〇三	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税
五三〇三・九〇	その他のもの	無税
五三・〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三・〇六	亜麻糸	無税
五三〇六・一〇	単糸	無税
五三〇六・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	無税
五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	無税
五三〇七・一〇	単糸	無税
五三〇七・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	無税
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	無税
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	無税
五三〇八・二〇	大麻糸	二・四%
五三〇八・九〇	その他のもの	三%
一	紙糸	無税
二	ラミー糸	九・六%
三	その他のもの	
五三・〇九	亜麻織物	
五三〇九・一一	亜麻の重量が全重量の八五%以上のもの	
五三〇九・一一	漂白してないもの及び漂白したもの	一六%
五三〇九・一九	その他のもの	一六%
五三〇九・二一	亜麻の重量が全重量の八五%未満のもの	
五三〇九・二一	漂白してないもの及び漂白したもの	一六%
五三〇九・二九	その他のもの	一六%
五三・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物	
五三一〇・一〇	漂白してないもの	一二・八%
五三一〇・九〇	その他のもの	一二・八%
五三・一一	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	
五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	一六%
一	ラミー織物	四・二%
二	大麻織物及び紙糸の織物	三%
三	その他の織物	
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	

注

1　この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

（a）　有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール））

（b）　繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アンモニアレーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、アセテート及びアルギネート）

この場合において、「合成繊維」とは（a）の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは（b）の繊維をいう。第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2　第五四・〇二項及び第五四・〇三項には、第五五類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。

備考

1　この表において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル繊維、モダクリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維をいう。

2　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

3　第五四・〇八項においてアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものには、これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。

五四・〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
五四〇一・一〇	合成繊維の長繊維のもの	
一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
二	その他のもの	
（一）	合成繊維又はこれとアセテート繊維八%を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
（二）	その他のもの	
五四〇一・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの	
一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
二	その他のもの	
（一）	アセテート繊維又はこれと合成繊維八%を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%

		（二）　その他のもの	四・八％
五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）		
五四〇二・アラミドのもの			四％
一一			
五四〇二・その他のもの			
一九			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五八％を超えるもの		六％
	三　その他のもの		
五四〇二・強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）			四・八％
二〇			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（二）　その他のもの		四・八％
テクスチャード加工糸			
五四〇二・ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）			
三一			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（二）　その他のもの		四・八％
五四〇二・ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）			
三二			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（二）　その他のもの		四・八％
五四〇二・ポリエステルのもの			
三三			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（二）　その他のもの		四・八％
五四〇二・ポリプロピレンのもの			
三四			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％

		（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	
		（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・その他のもの			
三九			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（二）　その他のもの		四・八％
	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）		
	弾性を有するもの		
五四〇二・			
四四			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　アラミド繊維のもの		四％
	（二）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（三）　その他のもの		四・八％
五四〇二・その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）			
四五			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　アラミド繊維のもの		四％
	（二）　その他のもの		
	A　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五八％を超えるもの		
	B　その他のもの		四・八％
五四〇二・その他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）			
四六			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（二）　その他のもの（ポリエステルのものに限る。）		四・八％
五四〇二・			
四七			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの		
	（二）　その他のもの		四・八％
五四〇二・その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）			
四八			
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	二　その他のもの		六％

（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・その他のもの	
四九	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・ナイロンその他のポリアミドのもの（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）	
五一	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・ポリエステルのもの	
五二	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・ポリプロピレンのもの	
五三	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・その他のもの	
五九	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・その他のもの	
六一	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・ナイロンその他のポリアミドのもの	
六二	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・ポリエステルのもの	
六三	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・ポリプロピレンのもの	
六九	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇二・その他のもの	
七〇	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの	六％
（二）　その他のもの	四・八％
五四・〇三　再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
五四〇三・強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）	
一〇	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
その他の単糸	
五四〇三・ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）	
三一	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。）	四・八％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇三・ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）	
三二	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の八五〇％を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。）	四・八％
（二）　その他のもの	四・八％
五四〇三・二二アセテートのもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
二　その他のもの	

	（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	（二）　その他のもの	八％
五四〇三・三九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	（二）　その他のもの	八％
五四〇三・四一	ビスコースレーヨンのもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	（二）　その他のもの	八％
五四〇三・四二	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。）	八％
	（二）　その他のもの	八％
五四〇三・四三	アセテートのもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	（二）　その他のもの	八％
五四〇三・四九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	（二）　その他のもの	八％
五四・〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	
	単繊維	
五四〇四・一一	弾性を有するもの	八％
五四〇四・一二	その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）	八％
五四〇四・一九	その他のもの	八％
五四〇四・九〇	その他のもの	八％
五四・〇五		
五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	四・八％
五四・〇六		
五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	（一）　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	四・二％
	（二）　その他のもの	
五四・〇七		
五四〇七・一〇	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	
	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	四％
	（二）　その他のもの	八％
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　特定合成繊維の材料又はこれとアセテート繊維の材料を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維の材料のもの	
	Ａ　特定合成繊維の材料のみから成るもの並びに特定合成繊維の材料及びアセテート繊維の材料のみから成るもの	四％
	Ｂ　その他のもの	八％
	（二）　その他のもの	一二・八％
五四〇七・三〇	この部の注９の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	
	Ａ　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	四％
	Ｂ　その他のもの	八％
	（二）　その他のもの	一二・八％
五四〇七・四一	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	

(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・四二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・四三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・四四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・四五　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・五一　漂白してないもの及び漂白したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・五二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・五三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・五四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%

(二)　その他のもの	八%
五四〇七・六一　テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
(二)　その他のもの	八%
五四〇七・六九　その他のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	六・四%
五四〇七・七一　漂白してないもの及び漂白したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一二・八%
(二)　その他のもの	
五四〇七・七二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一二・八%
(二)　その他のもの	
五四〇七・七三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一二・八%
(二)　その他のもの	
五四〇七・七四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
二　その他のもの	
(一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	六・四%

（二）　その他のもの	
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	一二・八％
五四〇七・八一　漂白してないもの及び漂白したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五四〇七・八二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五四〇七・八三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五四〇七・八四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五四〇七・九一　漂白してないもの及び漂白したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
その他の織物	
五四〇七・九二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五四〇七・九三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五四〇七・九四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
（二）　その他のもの	
五四・〇八　再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	八％
五四〇八・一〇　強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
二　その他のもの	四・八％
その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
五四〇八・二一　漂白してないもの及び漂白したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	
五四〇八・二二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	
五四〇八・二三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	
五四〇八・二四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	

（二）　その他のもの	四・八％	
その他の織物		
五四〇八・三一　漂白してないもの及び漂白したもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	
二　その他のもの		
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの	八％	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
（二）　その他のもの	四・八％	
五四〇八・三二　浸染したもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	
二　その他のもの		
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの	八％	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
（二）　その他のもの	四・八％	
五四〇八・三三　異なる色の糸から成るもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	
二　その他のもの		
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの	八％	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
（二）　その他のもの	四・八％	
五四〇八・三四　なせんしたもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	
二　その他のもの		
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの	八％	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
（二）　その他のもの	四・八％	

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

注　1　第五五・〇一項及び第五五・〇二項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るもののうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。

（a）　長さが二メートルを超えること。

（b）　より数が一メートルにつき五未満であること。

（c）　構成する一本の長繊維が六七デシテックス未満であること。

（d）　合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍を超えて伸びないこと。

（e）　一束につき二〇、〇〇〇デシテックスを超えること。

長さが二メートル以下のトウは、第五五・〇三項又は第五五・〇四項に属する。

五五・〇一	合成繊維の長繊維のトウ	無税
	ナイロンその他のポリアミドのもの	
五五〇一・一一	アラミドのもの	無税
一　メタ―アラミドのもの		八％
二　その他のもの		八％
五五〇一・一九	その他のもの	八％
五五〇一・二〇	ポリエステルのもの	八％
五五〇一・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	八％
五五〇一・四〇	ポリプロピレンのもの	八％
五五〇一・九〇	その他のもの	八％
五五・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	七％
五五〇二・一〇	アセテートのもの	四・二％
五五〇二・九〇	その他のもの	八％
五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	八％
五五〇三・一一	ナイロンその他のポリアミドのもの	八％
五五〇三・一九	アラミドのもの	八％
五五〇三・二〇	その他のもの	八％
五五〇三・三〇	ポリエステルのもの	八％
五五〇三・四〇	アクリル又はモダクリルのもの	八％
五五〇三・九〇	ポリプロピレンのもの	八％
	その他のもの	八％
五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	四・八％
五五〇四・一〇	ビスコースレーヨンのもの	四・八％
五五〇四・九〇	その他のもの	四・八％
五五・〇五	一　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの	八％
五五〇五・一〇	重量が全重量の五〇％を超えるもの	無税
五五〇五・二〇	二　その他のもの	無税
五五・〇六	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	四・八％
五五〇六・一〇	合成繊維のもの	八％
五五〇六・二〇	再生繊維又は半合成繊維のもの	八％
五五〇六・三〇	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	八％
五五〇六・四〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八％
	ポリエステルのもの	八％
	アクリル又はモダクリルのもの	八％
	ポリプロピレンのもの	八％
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの	八％
	重量が全重量の五〇％を超えるもの	四・二％
	二　その他のもの	

備考

1　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

五五〇六・九〇	その他のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・二％
五五・〇七	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
五五〇七・〇〇	一　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・二％
五五・〇八	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
五五〇八・一〇	合成繊維の短繊維のもの	八％
五五〇八・二〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	
	一　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五・〇九	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五〇九・一一	単糸	八％
五五〇九・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五〇九・二一	単糸	八％
五五〇九・二二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五〇九・三一	単糸	八％
五五〇九・三二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
	その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
五五〇九・四一	単糸	八％
五五〇九・四二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）	
五五〇九・五一	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・五二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・五九	その他のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五一〇・一一	単糸	四・八％
五五一〇・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	四・八％
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）	四・八％
五五一〇・三〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	四・八％
五五一〇・九〇	その他の紡績糸	四・八％
五五一一・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	八％
五五一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）	八％
五五一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	三・九％
五五〇九・九九	その他のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五一〇・一一	単糸	四・八％
五五一〇・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	四・八％
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）	四・八％
五五一〇・三〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	四・八％
五五一〇・九〇	その他の紡績糸	四・八％
五五一一・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	八％
五五一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）	八％
五五一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	三・九％
五五〇九・九九	その他のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五一〇・一一	単糸	四・八％
五五一〇・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	四・八％
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）	四・八％
五五一〇・三〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	四・八％
五五一〇・九〇	その他の紡績糸	四・八％
五五一一・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	八％
五五一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）	八％
五五一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	三・九％

五五・一二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
五五一二・一一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％
五五一二・一九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％
五五一二・二一	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％
五五一二・二九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％
五五一二・九一	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	
	A　特定合成繊維のみから成るもの	六・四％
	B　その他のもの	八％
	（二）　その他のもの	一二・八％
五五一二・九九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	
	A　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四％
	B　その他のもの	八％
	（二）　その他のもの	一二・八％
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	
	漂白してないもの及び漂白したもの	一〇％
五五一三・一一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	一六％
五五一三・一二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
五五一三・一三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
五五一三・一九	その他の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	八％
	（二）　その他のもの	
	浸染したもの	八％
五五一三・二二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
五五一三・二三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
五五一三・二九	その他の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％
	（二）　その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	八％
五五一三・三一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	
五五一三・三九	その他の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	八％
	（二）　その他のもの	
	A　ポリエステルの短繊維のもの	一六％
	B　その他のもの	八％

（二）　その他のもの	八％
なせんしたもの	
五五一三・四一　ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一三・四九　その他の織物	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	八％
A　ポリエステルの短繊維のもの	一六％
B　その他のもの	八％
（二）　その他のもの	八％
五五・一四　合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	
漂白してないもの及び漂白したもの	
五五一四・一一　ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一四・一二　ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一四・一九　その他の織物	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	八％
A　ポリエステルの短繊維のもの	一六％
B　その他のもの	八％
（二）　その他のもの	八％
五五一四・二二　ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一四・二二　ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％

五五一四・二三　ポリエステルの短繊維のその他の織物	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一四・二九　その他の織物	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％
（二）　その他のもの	八％
五五一四・三〇　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　ポリエステルの短繊維のもの	
（二）　その他のもの	
A　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五一六％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	八％
B　その他のもの	
なせんしたもの	
五五一四・四一　ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一四・四二　ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一四・四三　ポリエステルの短繊維のその他の織物	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一四・四九　その他の織物	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％
（二）　その他のもの	八％
五五・一五　合成繊維の短繊維のその他の織物	
五五一五・一一　ポリエステルの短繊維のもの	
混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの	八％

一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一五・一二　混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一五・一三　混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一五・一九　その他のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一五・二一　混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一五・二二　混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
五五一五・二九　その他のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
その他の織物	
五五一五・九一　混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％
（二）　その他のもの	八％
五五一五・九九　その他のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％
（二）　その他のもの	八％
五五・一六　再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五一六・一一　漂白してないもの及び漂白したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	八％
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・一二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・一三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・一四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	四・八％
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・二二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％

（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・二三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	一〇％
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・二四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・三一　再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・三二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・三三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・三四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％

二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・四一　再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・四二　浸染したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・四三　異なる色の糸から成るもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・四四　なせんしたもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
五五一六・九一　漂白してないもの及び漂白したもの	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
二　その他のもの	一〇％

（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの八％の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
（二）　その他のもの	四・八％	
五五一六・九二　浸染したもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	
二　その他のもの		
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの八％の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％	
（二）　その他のもの		
五五一六・九三　異なる色の糸から成るもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	
二　その他のもの		
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの八％の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％	
（二）　その他のもの		
五五一六・九四　なせんしたもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	
二　その他のもの		
（一）　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの八％の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	四・八％	
（二）　その他のもの		
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		
注		
1　この類には、次の物品を含まない。		
（a）　第三三類の香料若しくは化粧料、第三四・〇一項のせっけん若しくは洗浄剤、第三四・〇五項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第三八・〇九項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となつているものに限る。）		
（b）　第五八・一一項の紡織用繊維の物品		
（c）　天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第六八・〇五項参照）		
（d）　凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）		
（e）　金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（主として第一四部又は第一五部に属する。）		
（f）　第九六・一九項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品		
2　フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。		
3　第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。		
また、第五六・〇三項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。		
ただし、第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、次の物品を含まない。		
（a）　フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の五〇％以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第三九類及び第四〇類参照）		
（b）　不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第三九類及び第四〇類参照）		
（c）　フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第三九類及び第四〇類参照）		
4　第五六・〇四項には、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない（通常、第五〇類から第五五類までに属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。		
五六・〇一	五六〇一・二一	一・五％
紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	五六〇一・二二	一・五％
紡織用繊維のウォッディング及びその製品	五六〇一・二九	六・七％
綿製のもの	五六〇一・三〇	無税
人造繊維製のもの	五六・〇二	六・七％
その他のもの	五六〇二・一〇	六・四％
紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	五六〇二・二一	六・七％
フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	五六〇二・二九	六・七％
ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類	五六〇二・三〇	六・七％
その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）	五六〇二・九〇	六・七％
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五六・〇三	六・七％
その他の紡織用繊維製のもの	五六〇三・一一	六・七％
その他のもの	五六〇三・一二	六・七％
不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）		
人造繊維の長繊維製のもの		
重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの		
一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		無税
二　その他のもの		
重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの		
一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		無税
二　その他のもの		六・四％

五六〇三・一三	二　その他のもの	六・四％
	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの	
	一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のも無税のに限る。）	
	二　その他のもの	六・四％
五六〇三・一四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	
	一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のも無税のに限る。）	
	二　その他のもの	六・四％
五六〇三・九一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの	
	一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のも無税のに限る。）	
	二　その他のもの	六・四％
五六〇三・九二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの	
	一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のも無税のに限る。）	
	二　その他のもの	六・四％
五六〇三・九三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの	
	一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のも無税のに限る。）	
	二　その他のもの	六・四％
五六〇三・九四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	
	一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のも無税のに限る。）	
	二　その他のもの	六・四％
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）	三・九％
五六〇四・九〇	その他のもの	
	一　強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）	
	（一）　アラミド繊維のもの	四％
	（二）　その他のもの	
	A　ゴムを染み込ませ又は塗布したもの	三・九％
	B　その他のもの	八％
	二　ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	三・九％
	三　その他のもの	

	（一）　綿製のもの	
	（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八％
	（二）　その他のもの	四・二％
五六・〇五	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	五五・六％
五六・〇六	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	六・四％
	一　ループウェールヤーン	八％
	二　その他のもの	
五六・〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	
	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの	
五六〇七・二一	結束用又は包装用のひも	三％
五六〇七・二九	その他のもの	四・八％
	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの	
五六〇七・四一	結束用又は包装用のひも	六・四％
五六〇七・四九	その他のもの	六・四％
五六〇七・五〇	その他の合成繊維製のもの	六・四％
五六〇七・九〇	その他のもの	無税
	一　第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維製のもの	三％
	二　その他のもの	
五六・〇八	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたものに限る。）	
	人造繊維製のもの	六・四％
五六〇八・一一	漁網（製品にしたものに限る。）	
五六〇八・一九	その他のもの	六・四％
	一　結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）	
	（一）　合成繊維製のもの	六・四％
	（二）　その他のもの	三％
	二　その他のもの	五％

五六〇八・九〇	その他のもの
	一　結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）並びに漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱から製造したものに限る。）
	（一）　綿製のもの
	（二）　その他のもの
五六・〇九	
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）
	一　亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュート製その他の紡織用靭皮繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの
	二　その他のもの

	三・九％	
	四・八％	
	五％	
	三・九％	

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

注

1　この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。

2　この類には、床用敷物の下敷きを含まない。

五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	九・六％
五七〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
五七〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	六％
五七〇二・二〇	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	五・二％
	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）	
五七〇二・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
五七〇二・三二	人造繊維材料製のもの	九・六％
五七〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％
五七〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
五七〇二・四二	人造繊維材料製のもの	
	一　自動車用に適する寸法及び形状のもの	無税
	二　その他のもの	九・六％
五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％

五七〇二・五〇	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）	九・六％
五七〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
五七〇二・九二	人造繊維材料製のもの	九・六％
五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％
五七・〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
	ナイロンその他のポリアミド製のもの	
五七〇三・二一	人工芝	九・六％
五七〇三・二九	その他のもの	
	一　自動車用に適する寸法及び形状のもの	無税
	二　その他のもの	九・六％
	その他の人造繊維材料製のもの	
五七〇三・三一	人工芝	九・六％
五七〇三・三九	その他のもの	
	一　自動車用に適する寸法及び形状のもの	無税
	二　その他のもの	九・六％
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％
五七・〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）	九％
五七〇四・二〇	タイル（表面積が〇・三平方メートルを超え一平方メートル以下のものに限る。）	九％
五七〇四・九〇	その他のもの	
	一　自動車用に適する寸法及び形状のもの	無税
	二　その他のもの	九％
五七・〇五		
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

注

1　この類には、第五九類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第五九類のその他の物品を含まない。

2　第五八・〇一項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。

3　第五八・〇三項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が一本以上のよこ糸ごとに一以上の絡み目を作つているものをいう。

4　第五八・〇四項には、第五六・〇八項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。

5　第五八・〇六項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。

（a）幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。）

（b）袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの

（c）縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの

織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。

6　第五八・一〇項においてしゆう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゆうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。

7　この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

備考

1　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	
五八〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・四%
五八〇一・二一	綿製のもの	
	一　よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	五・六%
五八〇一・二二	コール天（パイルを切つたものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・二三	その他のよこパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・二六	シェニール織物	
	一　政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
	（一）　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	（二）　その他のもの	四・五%
五八〇一・二七	たてパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・三一	人造繊維製のもの	
	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・三二	絹製のもの	
	一　よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	五・六%
五八〇一・三三	コール天（パイルを切つたものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・三六	その他のよこパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・三七	シェニール織物	
	一　政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
	（一）　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	（二）　その他のもの	四・五%
五八〇一・九〇	その他のよこパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	（一）　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	（二）　その他のもの	四・八%
五八・〇二	シェニール織物	
	一　政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
	（一）　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	（二）　その他のもの	四・八%
五八〇二・一〇	その他のよこパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	（一）　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	（二）　その他のもの	四・八%
	A　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	B　その他のもの	四・八%
	たてパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	（一）　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	（二）　その他のもの	四・八%
	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	（一）　添加糸が絹のもの	八%
	（二）　その他のもの	六・四%
	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）	
	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）	四・五%

五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
	二　その他のもの	
	（一）　添加糸が絹のもの	八％
	（二）　その他のもの	六・四％
五八〇二・三〇	タフテッド織物類	四・五％
五八・〇三		
五八〇三・〇〇	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）	
	一　綿製のもの	
	（一）　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	（二）　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたもの	六・七％
	の重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	九％
	（三）　その他のもの	四・五％
	二　絹製のもの	
	（一）　絹ノイル製のもの	
	A　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇％
	B　その他のもの	八％
	（二）　その他のもの	
	A　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五％
	B　その他のもの	一〇％
	三　その他のもの	八％
五八・〇四	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。）	
五八〇四・一〇	チュールその他の網地	四・五％
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
	二　その他のもの	
	機械製のレース	八％
五八〇四・二一	人造繊維製のもの	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
	二　その他のもの	
	（一）　合成繊維製のもの	
	A　リバーレース	無税
	B　その他のもの	一一・二％
	（二）　その他のもの	一一・二％

五八〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
	二　その他のもの	
	（一）　綿製のもの	一五・七％
	（二）　その他のもの	一一・二％
五八〇四・三〇	手製のレース	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
	二　その他のもの	
	（一）　綿製のもの	一五・七％
	（二）　その他のもの	一一・二％
五八・〇五		
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	八・四％
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	
五八〇六・一〇	パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物	六・四％
五八〇六・二〇	その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限る。）	四・八％
五八〇六・三一	その他の織物	
五八〇六・三二	綿製のもの	九％
五八〇六・三九	人造繊維製のもの	
五八〇六・四〇	一　政令で定める引張強さ及び難燃性を有するもの（幅が四六ミリメートル以上のものに限る。）	六・四％
五八〇六・九〇	二　その他のもの	六・四％
五八〇六・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	六・四％
五八〇七・一〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	六・四％
五八〇七・九〇	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）	
五八〇七・一〇	織つたもの	六・四％

五八〇七・その他のもの		
九〇		
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゆうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	一六・八％
五八〇八・組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）		
一〇		八％
五八〇八・その他のもの		
九〇		八％
五八・〇九		
五八〇九・金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
〇〇		無税
五八・一〇	ししゆう布（モチーフを含む。）	
五八一〇・ししゆう布（基布が見えないものに限る。）		
一〇		無税
五八一〇・綿製のもの		
九一	その他のししゆう布	無税
五八一〇・人造繊維製のもの		
九二		無税
五八一〇・その他の紡織用繊維製のもの		
九九		無税
五八・一二		
五八一一・縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゆう布を除く。）		
〇〇		四・二％
一	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
二	その他のもの	
（一）	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（綿製のものを除く。）	一〇％
A	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八％
B	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
（二）	綿製のもの	
（三）	その他のもの	六・四％

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1　文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五五類まで、第五八・〇三項又は第五八・〇六項の織物、第五八・〇八項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2　第五九・〇三項には、次の物品を含む。

（a）紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（一平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る。）。ただし、次の物品を除く。

（1）染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

（2）温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する。）

（3）紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第三九類参照）

（4）織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したもの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）

（5）紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）

（6）第五八・一一項の紡織用繊維の物品

（b）第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

3　第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせて作つた物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。

4　第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のもののうち裏張りしたもの及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該フロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として第五九・〇七項に属する。）を含まない。

5　第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

（a）ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

（i）重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。

（ii）重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の五〇％を超えること。

（ｂ）　第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

（ｃ）　平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（一平方メートルについての重量を問わない。）

もつとも、この項には、紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第四〇類参照）及び第五八・一一項の紡織用繊維の物品を含まない。

6　第五九・〇七項には、次の物品を含まない。

（ａ）　染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

（ｂ）　図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）

（ｃ）　紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第五九・〇七項に属する。

（ｄ）　でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類

（ｅ）　木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第四四・〇八項参照）

（ｆ）　天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

（ｇ）　凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

（ｈ）　金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（主として第一四部又は第一五部に属する。）

7　第五九・一〇項には、次の物品を含まない。

（ａ）　伝動用又はコンベヤ用のベルチング（紡織用繊維製のもので、厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）

（ｂ）　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第四〇・一〇項参照）

8　第五九・一一項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

（ａ）　特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第五九・〇八項から第五九・一〇項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの

（ｉ）　フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）

（ｉｉ）　ふるい用の布

（ｉｉｉ）　搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）

（ｉｖ）　機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。）

（ｖ）　技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）

（ｖｉ）　パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）

（ｂ）　技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第五九・〇八項から第五九・一〇項までのものを除く。）

五九・〇一		
五九〇一・一〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	三・九％
五九〇一・九〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの	四・八％
五九・〇二	その他のもの	
五九〇二・一〇	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	四・二％
五九〇二・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	
五九〇二・九〇	一　プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
五九・〇三	二　その他のもの	
五九〇三・一〇	（一）　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％
五九〇三・九〇	（二）　その他のもの	四・二％
五九〇三・二〇	ポリエステル製のもの	四・二％
五九〇四・一〇	その他のもの	四・二％
五九〇四・九〇	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	
五九・〇五	ポリ（塩化ビニル）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
五九〇五・〇〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した	四・二％
五九・〇六	もの	
五九〇六・一〇	その他のもの	四・二％
五九〇六・九〇	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	無税
五九〇六・九	リノリウム	四・六％
一	その他のもの	
	紡織用繊維の壁面被覆材	八％
	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	
	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）	四・二％
	その他のもの	
二　その他のもの		
一　綿製のもの		
メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
その他のもの		
七・八％		
五・六％		
四・二％		

五九・〇七	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	四・八%
五九・〇八	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	五・八%
五九・〇九	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張り又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	四・二%
五九・一〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	五・八%
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。）	四・二%
五九一一・一	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）	五・八%
五九一一・一	綿製のもの	五・八%
五九一一・二	その他のもの	四・二%
五九一一・二	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）	四・二%
五九一一・二	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）	四・八%
五九一一・三	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの	五・八%
五九一一・三	製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	四・二%
五九一一・三	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの	
五九一一・三	製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	四・八%
五九一一・三	その他のもの	
五九一一・三	綿製のもの	五・八%
五九一一・三	その他のもの	四・二%
五九一一・四	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）	四・八%
五九一一・九	その他のもの	
五九一一・九	綿製のもの	五・八%
五九一一・九	その他のもの	四・二%

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第五八・〇四項のクロセ編みのレース

（b）第五八・〇七項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品

（c）メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（第五九類参照）。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第六〇・〇一項に属する。

2　この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。

3　この表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。

号注

1　第六〇〇五・三五号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルのマルチフィラメントの編物で、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以上五五グラム以下、網目が一平方センチメートルにつき二〇穴以上一〇〇穴以下であり、アルファーシペルメトリン（ＩＳＯ）、クロルフェナピル（ＩＳＯ）、デルタメトリン（ＩＮＮ、ＩＳＯ）、ラムダーシハロトリン（ＩＳＯ）、ペルメトリン（ＩＳＯ）又はピリミホスメチル（ＩＳＯ）を染み込ませ又は塗布したものを含む。

六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物	
六〇〇一・一〇	ループドパイル編物	
六〇〇一・一一	綿製のもの	九・六%
六〇〇一・一二	人造繊維製のもの	一五・七%
六〇〇一・一二	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
六〇〇一・二九	その他のもの	九・六%
六〇〇一・九一	綿製のもの	一五・七%
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの	

	一　ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	無税
六〇〇一・九九	二　その他のもの	九・六％
六〇・〇二	その他の紡織用繊維製のもの	
	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）	九・六％
六〇〇二・四〇	一　模様編みの組織を有するもの	
	（一）　綿製のもの	一五・七％
	（二）　その他のもの	九・六％
	二　その他のもの	
	（一）　綿製又は人造繊維製のもの	六・六％
	（二）　その他のもの	六・四％
	その他のもの	
六〇〇二・九〇	一　模様編みの組織を有するもの	
	（一）　綿製のもの	七・八％
	（二）　その他のもの	五・六％
	二　その他のもの	
	（一）　綿製のもの	六・六％
	（二）　その他のもの	五・六％
六〇・〇三	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下のものに限るものとし、第六〇・〇一項及び第六〇・〇二項のものを除く。）	
	一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
六〇〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	二　その他のもの	六・四％
	綿製のもの	
六〇〇三・二〇	一　模様編みの組織を有するもの	一五・七％
	二　その他のもの	六・六％
六〇〇三・三〇	合成繊維製のもの	
	一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
	二　その他のもの	
六〇〇三・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
	一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
	二　その他のもの	六・六％
六〇〇三・九〇	その他のもの	
	一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
	二　その他のもの	六・四％
六〇・〇四	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）	
六〇〇四・一〇	弾性糸の重量が全重量の五％以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）	一五・七％

	六〇〇四・九〇	
	その他のもの	
	一　模様編みの組織を有するもの	
	（一）　綿製のもの	一五・七％
	（二）　綿製又は人造繊維製のもの	六・六％
	（二）　その他のもの	六・四％
	二　その他のもの	
	（一）　綿製のもの	七・八％
	（二）　その他のもの	五・六％
六〇〇五・二一	六〇〇五・二一	
	漂白してないもの及び漂白したもの	一五・七％
六〇〇五・二二	浸染したもの	
	異なる色の糸から成るもの	一五・七％
六〇〇五・二三	なせんしたもの	
	合成繊維製のもの	九・六％
六〇〇五・二四	この類の号注1の編物	
	その他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。）	九・六％
六〇〇五・三五	その他のもの（浸染したものに限る。）	九・六％
六〇〇五・三六	その他のもの（異なる色の糸から成るものに限る。）	九・六％
六〇〇五・三七	その他のもの（なせんしたものに限る。）	九・六％
六〇〇五・三八	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
六〇〇五・三九	漂白してないもの及び漂白したもの	九・六％
	浸染したもの	九・六％
六〇〇五・四一	異なる色の糸から成るもの	九・六％
六〇〇五・四二	なせんしたもの	九・六％
六〇〇五・四三	その他のもの	九・六％
六〇〇五・四四	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	
六〇〇五・九〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六〇・〇六	一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
六〇〇六・一〇	二　その他のもの	六・四％
	綿製のもの	
六〇〇六・二一	漂白してないもの及び漂白したもの	一五・七％
	浸染したもの	
六〇〇六・二二	一　模様編みの組織を有するもの	一五・七％
	二　その他のもの	六・七％
六〇〇六・二三	異なる色の糸から成るもの	
	一　模様編みの組織を有するもの	一五・七％

六〇〇六・二四	
二　その他のもの	六・七％
六〇〇六・三一	
一　模様編みの組織を有するもの	一五・七％
二　その他のもの	六・七％
六〇〇六・三二	
合成繊維製のもの	
漂白してないもの及び漂白したもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
浸染したもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
異なる色の糸から成るもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
六〇〇六・三三	
異なる色の糸から成るもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
六〇〇六・三四	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
再生繊維又は半合成繊維製のもの	
漂白してないもの及び漂白したもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
浸染したもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
異なる色の糸から成るもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
六〇〇六・四四	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	
（一）　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
（二）　その他のもの	四・八％
六〇〇六・九〇	
その他のもの	
一　模様編みの組織を有するもの	九・六％
二　その他のもの	六・四％

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

1　この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）第六二・一二項の物品

（b）第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

（c）整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六一・〇三項及び第六一・〇四項においては、次に定めるところによる。

（a）「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボン二点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン一点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

（b）「アンサンブル」とは、第六一・〇七項から第六一・〇九項までの製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類一点（プルオーバー一点がツインセットを構成する場合及びベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを一点とみなす。）又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六一・一二項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4　第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ一センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5　第六一・〇九項には、すそに締めひも、ゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まない。

6　第六一・一一項については、次に定めるところによる。

（a）「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

（b）　第六一・一一項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六一・一一項に属する。

7　第六一・一二項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

（a）スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

（b）スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、（a）のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

8　第六一・一三項及びこの類の他の項（第六一・一一項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六一・一三項に属する。

9　この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）	一〇・九％
六一〇一・二〇	綿製のもの	一〇・九％
六一〇一・三〇	人造繊維製のもの	一〇・九％
六一〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九％
六一・〇二	一　羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・四％
	二　その他のもの	
	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）	
六一〇二・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
六一〇二・二〇	綿製のもの	一〇・九％
六一〇二・三〇	人造繊維製のもの	八・四％
六一〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・〇三	一　羊毛製、繊獣毛製又は合成繊維製のもの	一〇・九％
	二　その他のもの	八・四％
	アンサンブル	
六一〇三・一〇	綿製のもの	一〇・九％
六一〇三・二二	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇三・二三	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
六一〇三・二九	一　羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
六一〇三・三一	綿製のもの	一〇・九％
六一〇三・三二	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇三・三三	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
六一〇三・三九	一　羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
六一〇三・四一	綿製のもの	一〇・九％
六一〇三・四二	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇三・四三	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
六一〇三・四九	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一・〇四	スーツ	

六一〇四・一三	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　羊毛製、繊獣毛製又は綿製のもの	一〇・九％
	二　その他のもの	八・四％
六一〇四・二二	アンサンブル	
	綿製のもの	一〇・九％
六一〇四・二三	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
	二　その他のもの	八・四％
六一〇四・三一	ジャケット及びブレザー	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
六一〇四・三二	綿製のもの	一〇・九％
六一〇四・三三	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ドレス	
六一〇四・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
六一〇四・四二	綿製のもの	一〇・九％
六一〇四・四三	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
	スカート及びキュロットスカート	
六一〇四・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
六一〇四・五二	綿製のもの	一〇・九％
六一〇四・五三	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六一〇四・六一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
六一〇四・六二	綿製のもの	一〇・九％
六一〇四・六三	合成繊維製のもの	一〇・九％
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
六一・〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇五・一〇	綿製のもの	
	一　オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇五・二〇	人造繊維製のもの	
	一　オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％
	二　その他のもの	一一・二％
六一・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇六・一〇	綿製のもの	
	一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	九・一％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇六・二〇	人造繊維製のもの	
	一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇七・一一	綿製のもの	
	パンツ、ズボン下及びブリーフ	一一・二％
六一〇七・一二	人造繊維製のもの	
	パンツ、ズボン下及びブリーフ	一一・二％
六一〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ナイトシャツ及びパジャマ	一一・二％
六一〇七・二一	綿製のもの	一一・二％
六一〇七・二二	人造繊維製のもの	一一・二％
六一〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二％
六一〇七・九一	綿製のもの	
	一　バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％
	二　その他のもの	一一・二％
六一・〇八	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇八・一一	人造繊維製のもの	
	ブリーフ及びパンティ	一一・二％
六一〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ナイトドレス及びパジャマ	一一・二％
六一〇八・二一	綿製のもの	一一・二％
六一〇八・二二	人造繊維製のもの	一一・二％
六一〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二％
六一〇八・三一	綿製のもの	一一・二％
六一〇八・三二	人造繊維製のもの	一一・二％
六一〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二％
六一〇八・九一	綿製のもの	
	一　ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％
	二　その他のもの	一一・二％

六一〇八・九二　人造繊維製のもの	
一　ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％
二　その他のもの	一一・二％
六一〇八・九九　その他の紡織用繊維製のもの	
一　ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％
二　その他のもの	一一・二％
六一・〇九　Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇九・一〇　綿製のもの	
一　異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの	一〇・九％
二　その他のもの	一一・二％
六一〇九・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	
一　異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの	一〇・九％
二　その他のもの	一一・二％
六一・一〇　ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一〇・一一　羊毛製のもの	一〇・九％
六一一〇・一二　カシミヤ毛製のもの	一〇・九％
六一一〇・一九　その他のもの	一〇・九％
六一一〇・二〇　綿製のもの	一〇・九％
六一一〇・三〇　人造繊維製のもの	一〇・九％
六一一〇・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九％
六一・一一　乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	九％
六一一一・二〇　綿製のもの	
一　手袋、ミトン及びミット	一一・二％
二　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
（一）　パンティストッキング及びタイツ	九％
（二）　その他のもの	一〇・八％
三　その他のもの	六・四％
六一一一・三〇　合成繊維製のもの	
一　手袋、ミトン及びミット	一一・二％
二　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
（一）　パンティストッキング及びタイツ	八％
（二）　その他のもの	一〇・七％
三　その他のもの	六・四％
六一一一・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	
一　手袋、ミトン及びミット	一一・二％
二　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
（一）　パンティストッキング及びタイツ	六％
（二）　その他のもの	一〇・八％
三　その他のもの	六・四％
六一一二・一一　綿製のもの	
六一一二・一二　合成繊維製のもの	
六一一二・一九　その他の紡織用繊維製のもの	
六一一二・二〇　スキースーツ	
一　合成繊維製のもの	一〇・九％
二　その他のもの	八・四％
六一一二・三一　合成繊維製のもの	
男子用の水着	一〇・九％
六一一二・三九　その他の紡織用繊維製のもの	
女子用の水着	八・四％
六一一二・四一　合成繊維製のもの	一〇・九％
六一一二・四九　その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
六一・一三　六一一三・〇〇　衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	
一　第五九・〇六項の編物製のもの	六・七％
二　その他のもの	一六％
六一・一四　その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一四・二〇　綿製のもの	八・一％
六一一四・三〇　人造繊維製のもの	八・一％
六一一四・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	八・一％
六一・一五　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゅう）症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一五・一〇　段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゅう）症用のストッキング）	
一　パンティストッキング及びタイツ	一一・二％
二　その他のもの	九％
（一）　綿製のもの	八％
（二）　合成繊維製のもの	九・六％
A　女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	八％
B　その他のもの	六・四％
（三）　羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・四％
（四）　その他の紡織用繊維製のもの	
A　女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	六％
B　その他のもの	
（一）　その他のもの	六・四％
三　その他のもの	
（一）　羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％
（二）　その他のもの	
トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一二・一一　綿製のもの	一〇・九％
六一一二・一二　合成繊維製のもの	一〇・九％
六一一二・一九　その他の紡織用繊維製のもの	八・四％
六一一二・二〇　スキースーツ	
一　合成繊維製のもの	一〇・九％
二　その他のもの	八・四％
六一一二・三一　合成繊維製のもの	
男子用の水着	一〇・九％
六一一二・三九　その他の紡織用繊維製のもの	
女子用の水着	八・四％
六一一二・四一　合成繊維製のもの	一〇・九％
六一一二・四九　その他の紡織用繊維製のもの	八・四％

その他のパンティストッキング及びタイツ	
六一一五・二二 合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	一一・二%
六一一五・二二 合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	一一・二%
六一一五・二九 その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%
六一一五・三〇 その他の女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	
一 合成繊維製のもの	九%＋六%
二 綿製のもの	九%
三 その他のもの	六・四%
その他のもの	
六一一五・九四 羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・四%
六一一五・九五 綿製のもの	九%
六一一五・九六 合成繊維製のもの	八%
六一一五・九九 その他の紡織用繊維製のもの	六%
六一・一六 手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一六・一〇 プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
一 綿製のもの	
（一） プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	九%
（二） その他のもの	七・八%
二 その他のもの	
（一） プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	六・四%＋五・六%
（二） その他のもの	
その他のもの	
六一一六・九一 羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・四%
六一一六・九二 綿製のもの	九%
六一一六・九三 合成繊維製のもの	六・四%
六一一六・九九 その他の紡織用繊維製のもの	六%
六一・一七 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	七・八%
六一一七・一〇 ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	八・四%
六一一七・八〇 その他の附属品	
一 ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
（一） 綿製のもの	七・八%
（二） その他のもの	五・六%
二 その他のもの	八・四%
六一一七・九〇 部分品	八・四%

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注

1　この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウォッディングを除く。）を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第六二・一二項のものを除く。）を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

（b）整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六二・〇三項及び第六二・〇四項においては、次に定めるところによる。

（a）「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボン二点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン一点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

（b）「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類一点（ベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該組合せを一点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六二・一一項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4　第六二・〇五項及び第六二・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第六二・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5　第六二・〇九項については、次に定めるところによる。

（a）「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

（ｂ）　第六二・〇九項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六二・〇九項に属する。

６　第六二・一〇項及びこの類の他の項（第六二・〇九項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六二・一〇項に属する。

７　第六二・一一項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

（ａ）　スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

（ｂ）　スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、（ａ）のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

８　スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のものは、ハンカチとして第六二・一三項に属する。ハンカチで一辺の長さが六〇センチメートルを超えるものは、第六二・一四項に属する。

９　この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注９の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

１０　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）	
六二〇一・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇一・三〇	綿製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇一・四〇	人造繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）	
六二〇二・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇二・三〇	綿製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇二・四〇	人造繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	
六二〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・一二	合成繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・二一	綿製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・二二	合成繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・三二	綿製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％
二	その他のもの	一一・二％
六二〇三・三三	合成繊維製のもの	
一	毛皮付きのもの	一六％

二　その他のもの		一一・二%
六二〇三・三九　その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇三・四一　羊毛製又は繊獣毛製のもの（ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツを除く。）		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇三・四二　綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇三・四三　合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇三・四九　その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・〇四　女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・一一　羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・一二　綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・一三　合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・一九　その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・二一　羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・二二　綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・二三　合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・二九　その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%

六二〇四・三一　ジャケット及びブレザー		
羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・三二　ドレス		
羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
再生繊維又は半合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・三三　スカート及びキュロットスカート		
羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・三九　ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		
羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・四二　女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		
羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・四三　羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・四四　綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・四九　その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・五一　羊毛製又は繊獣毛製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・五二　綿製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・五三　合成繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・五九　その他の紡織用繊維製のもの		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%
六二〇四・六一　羊毛製又は繊獣毛製のもの（ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツを除く。）		
一　毛皮付きのもの		一六%
二　その他のもの		一一・二%

六二〇四・六二　綿製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・六三　合成繊維製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・六九　その他の紡織用繊維製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	一一・二％
六二・〇五　男子用のシャツ	
六二〇五・二〇　綿製のもの	九％
六二〇五・三〇　人造繊維製のもの	九％
六二〇五・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	九％
六二・〇六　女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	
六二〇六・一〇　絹（絹のくずを含む。）製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	一一・二％
（二）　その他のもの	九％
六二〇六・二〇　羊毛製又は繊獣毛製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	一一・二％
（二）　その他のもの	九％
六二〇六・三〇　綿製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	一一・二％
（二）　その他のもの	九％
六二〇六・四〇　人造繊維製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	一一・二％
（二）　その他のもの	九％
六二〇六・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	一一・二％
（二）　その他のもの	九％

六二・〇七　男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	
六二〇七・一一　綿製のもの	
六二〇七・一九　その他の紡織用繊維製のもの	
ナイトシャツ及びパジャマ	
六二〇七・二一　綿製のもの	
六二〇七・二二　人造繊維製のもの	
六二〇七・二九　その他の紡織用繊維製のもの	
その他のもの	
六二〇七・九一　綿製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　シングレットその他これに類する肌着	
（二）　その他のもの	一一・二％
六二〇七・九九　その他の紡織用繊維製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　シングレットその他これに類する肌着	
（二）　その他のもの	一一・二％
六二・〇八　女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	
六二〇八・一一　人造繊維製のもの	九％
六二〇八・一九　その他の紡織用繊維製のもの	
ナイトドレス及びパジャマ	九％
六二〇八・二一　綿製のもの	九％
六二〇八・二二　人造繊維製のもの	九％
六二〇八・二九　その他の紡織用繊維製のもの	
その他のもの	
六二〇八・九一　綿製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　シングレットその他これに類する肌着	九％
（二）　その他のもの	一一・二％
六二〇八・九二　人造繊維製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九％
（二）　その他のもの	一一・二％
六二〇八・九九　その他の紡織用繊維製のもの	
一　毛皮付きのもの	一六％
二　その他のもの	
（一）　シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九％

六二・〇九	乳児用の衣類及び衣類附属品
六二〇九・二〇	綿製のもの
一	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ス七・八％
	トッキング、ソックスその他の靴下類
二	その他のもの
（一）	毛皮付きのもの 一六％
（二）	その他のもの
A	附属品 九％
B	その他のもの 一一・二％
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの
一	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ス七・八％
	トッキング、ソックスその他の靴下類
二	その他のもの
（一）	毛皮付きのもの 一六％
（二）	その他のもの
A	附属品 九％
B	その他のもの 一一・二％
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
一	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ス七・八％
	トッキング、ソックスその他の靴下類
二	その他のもの
（一）	毛皮付きのもの 一六％
（二）	その他のもの
A	附属品 九％
B	その他のもの 一一・二％
六二・一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）の
（b）	その他のもの 九％ 一一・二％
六二一〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの
一	毛皮付きのもの 一六％
二	その他のもの 一一・二％
六二一〇・二〇	その他の衣類（第六二・〇一項のものと同一種類のものに限る。）
一	毛皮付きのもの 一六％
二	その他のもの 一一・二％
六二一〇・三〇	その他の衣類（第六二・〇二項のものと同一種類のものに限る。）
一	毛皮付きのもの 一六％
二	その他のもの 一一・二％
六二一〇・四〇	その他の男子用の衣類
一	毛皮付きのもの 一六％
二	その他のもの 一一・二％
六二一〇・五〇	その他の女子用の衣類
一	毛皮付きのもの 一六％
二	その他のもの 一一・二％
六二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類
六二一一・一一	男子用のもの
六二一一・一二	女子用のもの
六二一一・二〇	スキースーツ
一	毛皮付きのもの 一六％ 一一・二％
二	その他のもの
	その他の男子用の衣類
六二一一・三二	綿製のもの
一	毛皮付きのもの 一六％ 一一・二％
二	その他のもの
	その他の女子用の衣類
六二一一・三三	人造繊維製のもの
一	毛皮付きのもの 一六％ 一一・二％
二	その他のもの
六二一一・三九	その他の紡織用繊維製のもの
一	毛皮付きのもの 一六％ 一一・二％
二	その他のもの
	その他の女子用の衣類
六二一一・四二	綿製のもの
一	毛皮付きのもの 一六％ 一一・二％
二	その他のもの
六二一一・四三	人造繊維製のもの
一	毛皮付きのもの 一六％ 一一・二％
二	その他のもの
六二一一・四九	その他の紡織用繊維製のもの
一	毛皮付きのもの 一六％ 一一・二％
二	その他のもの
六二一二・一〇	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）
六二一二・二〇	ガードル及びパンティガードル 無税
六二一二・三〇	コースレット 無税
六二一二・九〇	その他のもの 無税
六二一三・一三	ハンカチ
六二一三・二〇	綿製のもの 六・七％
六二一三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
一	亜麻製又はラミー製のもの 九％
二	その他のもの 六・四％
六二一四・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品 八％
六二一四・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
一	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの 六・六％
二	その他のもの
六二一四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの

	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六%
	二　その他のもの	八%
六二一四・三〇	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六%
	二　その他のもの	
六二一五	（一）　綿製のもの	一一・二%
	（二）　その他のもの	
六二一五・一〇	ネクタイ	四・四%
六二一五・二〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	一三・四%
六二一五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一三・四%
六二一六		一三・四%
六二二六・〇〇	手袋、ミトン及びミット	無税
	一　剣道用の小手	七・八%
	二　その他のもの	
六二・一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	九%
六二一七・一〇	附属品	九%
六二一七・九〇	部分品	九%

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注

1　第一節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。

2　第一節には、次の物品を含まない。

（a）　第五六類から第六二類までの物品

（b）　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

3　第六三・〇九項には、次の物品のみを含む。

（a）　次の紡織用繊維製の物品

（i）　衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品

（ii）　毛布及びひざ掛け

（iii）　ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン

（iv）　室内用品（第五七・〇一項から第五七・〇五項までのじゅうたん及び第五八・〇五項の織物を除く。）

（b）　履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの

ただし、第六三・〇九項には、（a）又は（b）の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。

（i）　使い古したものであることが外観から明らかであること。

（ii）　ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。

六三・〇一		
六三〇一・一〇	電気毛布	六・四%
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	六・四%
六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）	九%
六三〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）	六・四%
六三〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け	六・四%
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	
六三〇二・一〇	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	九・一%
	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）	
六三〇二・二一	綿製のもの	四・五%
六三〇二・二二	人造繊維製のもの	六・四%
六三〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　亜麻製又はラミー製のもの	九・六%
	二　その他のもの	六・四%
六三〇二・三一	その他のベッドリネン	
	綿製のもの	四・五%
六三〇二・三二	人造繊維製のもの	六・四%
六三〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　亜麻製又はラミー製のもの	九・六%
	二　その他のもの	六・四%
六三〇二・四〇	その他のテーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	九・一%
	その他のテーブルリネン	
六三〇二・五一	綿製のもの	九%
六三〇二・五三	人造繊維製のもの	五・三%
六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　亜麻製又はラミー製のもの	九・六%
	二　その他のもの	五・三%
六三〇二・六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）	九%
六三〇二・九一	その他のもの	
	綿製のもの	九%
六三〇二・九三	人造繊維製のもの	六・四%
六三〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　亜麻製のもの	九・六%

号注

1　第六三〇四・二〇号には、アルファーシペルメトリン（ＩＳＯ）、クロルフェナピル（ＩＳＯ）、デルタメトリン（ＩＮＮ、ＩＳＯ）、ラムダーシハロトリン（ＩＳＯ）、ペルメトリン（ＩＳＯ）又はピリミホスメチル（ＩＳＯ）を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。

六三・〇三	二　その他のもの	六・四％
	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	
六三〇三・一二	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	九・一％
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九・一％
	その他のもの	
六三〇三・九一	綿製のもの	九％
六三〇三・九二	合成繊維製のもの	六・四％
六三〇三・九九	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
	一　亜麻製又はラミー製のもの	五・三％
	二　その他のもの	
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	
	ベッドスプレッド	
六三〇四・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	九・一％
六三〇四・一九	その他のもの	九％
六三〇四・二〇	蚊帳（この類の号注1の物品に限る。）	九・六％
	その他のもの	九％
六三〇四・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	九・一％
六三〇四・九二	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	九％
六三〇四・九三	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	六・四％
六三〇四・九九	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	九・六％
	一　亜麻製又はラミー製のもの	五・三％
	二　その他のもの	
六三・〇五	包装に使用する種類の袋	無税
六三〇五・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの	四・八％
六三〇五・二〇	綿製のもの	三・九％
	人造繊維材料製のもの	
六三〇五・三二	フレキシブルコンテナ	六・四％
六三〇五・三三	その他のもの（ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したものに限る。）	三・九％
六三〇五・三九	その他のもの	六・四％
六三〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三・九％
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	
六三〇六・一二	合成繊維製のもの	四・八％
六三〇六・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	六・七％
	二　その他のもの	四・八％
	テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）	
六三〇六・二二	合成繊維製のもの	四・八％
六三〇六・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	六・七％
	二　その他のもの	四・八％
六三〇六・三〇	帆	四・八％
六三〇六・四〇	空気マットレス	六・七％
	一　綿製のもの	四・八％
	二　その他の紡織用繊維製のもの	
六三〇六・九〇	その他のもの	六・七％
	一　綿製のもの	四・八％
	二　その他の紡織用繊維製のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	
六三・〇七	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	七・八％
六三〇七・一〇	一　綿製のもの	五・六％
	二　その他のもの	
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯	七・八％
	一　綿製のもの	五・六％
	二　その他のもの	
六三〇七・九〇	その他のもの	七・八％
	一　綿製のもの	五・六％
	二　その他のもの	
	第二節　セット	
六三・〇八	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	四・四％
	第三節　中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	
六三・〇九	中古の衣類その他の物品	七％
六三〇九・〇〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	無税
六三・一〇	選別したもの	無税
六三一〇・一〇	その他のもの	
六三一〇・九〇	第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	
	第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）もろい材料（例えば、紙又はプラスチックシート）製の使い捨ての足又は靴のカバーで更に別の底を取り付けてないもの。これらの製品は、構成する材料により該当する項に属する。

（b）紡織用繊維製の履物で、甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しないもの（第一一部参照）

（c）第六三・〇九項の中古の履物

（d）石綿製品（第六八・一二項参照）

（e）整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第九〇・二一項参照）

（ｆ）　がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウエア（第九五類参照）

２　第六四・〇六項において部分品には、くぎ、プロテクター、アイレット、フック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第九六・〇六項のボタンその他の物品を含まない。

３　この類においては、次に定めるところによる。

（ａ）　ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用繊維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

（ｂ）　「革」とは、第四一・〇七項及び第四一・一二項から第四一・一四項までの物品をいう。

４　３の規定に従うことを条件として、

（ａ）　甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、アンクルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。

（ｂ）　本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。

号注

１　第六四〇二・一二号、第六四〇二・一九号、第六四〇三・一二号、第六四〇三・一九号及び第六四〇四・一一号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。

（ａ）　スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの

（ｂ）　スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

備考

１　この類において「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物のほか、登山靴、乗馬靴その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。

六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）		
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）		
六四〇一・九二	一　スキー靴	二七％	
	二　その他のもの	二〇％	
	その他の履物		
	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）		
	一　スキー靴	二七％	
	二　その他のもの	二〇％	
六四〇一・九九	その他のもの	二〇％	
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
六四〇二・一二	スポーツ用の履物		
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		
	一　スキー靴	二七％	
	二　スノーボードブーツ	二〇％	
	その他のもの		
六四〇二・一九	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）	二〇％	
	その他の履物		
	くるぶしを覆うもの		
六四〇二・九一	その他のもの	二〇％	
六四〇二・九九	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	二〇％	
六四・〇三	スポーツ用の履物		
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		
六四〇三・一二	一　本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七％	
	二　その他のもの	三〇％	
	その他のもの		
六四〇三・一九	一　本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七％	
	二　その他のもの	三〇％	
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
六四〇三・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。）		
	くるぶしを覆うもの		
	一　室内用履物		
	二　その他のもの		
	（一）　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％	
	（二）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

	その他のもの	税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・五九	一　スリッパその他の室内用履物	
	（一）　スリッパ	三〇％
	（二）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
	（一）　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％
	（二）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他の履物	
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの	
	一　本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）	
	（一）　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％
	（二）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
	（一）　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	三〇％
	（二）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・九九	その他のもの	
	一　本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	
	（一）　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％
	（二）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
	（一）　スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	三〇％
	（二）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの	
	一　本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	
	（一）　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇五・九〇	その他のもの	
	一　甲が革製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	
	（一）　その他のもの	三〇％
	（二）　その他のもの	一〇％
六四・〇一	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	
	一　甲に毛皮を使用したもの	
	（一）　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	三〇％
	二　本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）	
	（一）　キャンバスシューズ	
	A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	二一・六％
	（二）　その他のもの	
	A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	三〇％
	三　その他のもの	
	その他の履物	一〇％
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	
	一　甲に毛皮を使用したもの	
	（一）　甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	三〇％
	二　その他のもの	一〇％
六四〇四・一九	その他のもの	
	一　甲に毛皮を使用したもの	
	（一）　甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	三〇％
	二　その他のもの	一〇％
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	
	一　甲に毛皮を使用したもの	
	（一）　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	三〇％
	二　本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）	
	（一）　キャンバスシューズ	
	A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	二一・六％
	（二）　その他のもの	
	A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	三〇％
	三　その他のもの	
	その他の履物	一〇％

（一）　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
（二）　その他のもの	三〇％
二　本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	一〇％
三　その他のもの	四・三％
六四〇五・二〇　甲が紡織用繊維製のもの	四・三％
六四〇五・九〇　その他のもの	
一　本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの	
（一）　甲に毛皮を使用したもの	
A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの	三〇％
（二）　その他のもの	
A　本底が革製のもの	
（a）　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
（b）　その他のもの	三〇％
B　その他のもの	一〇％
二　その他のもの	四・三％
六四・〇六　履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	二五％
六四〇六・一〇　甲及びその部分品（しんを除く。）	四・二％
一　革製のもの及び毛皮を使用したもの	四・二％
二　その他のもの	
六四〇六・二〇　本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	
六四〇六・九〇　その他のもの	
一　革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五％
二　その他のもの	四・二％

第六五類　帽子及びその部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　第六三・〇九項の中古の帽子

（b）　石綿製の帽子（第六八・一二項参照）

（c）　第九五類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品

2　第六五・〇二項には、縫い合わせて作った帽体（単にストリップを螺旋状に縫い合わせて作ったものを除く。）を含まない。

六五・〇一　六五〇一・〇〇　フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	三・六％
六五・〇二　六五〇二・〇〇　帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	三・四％
六五・〇四　六五〇四・〇〇　帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	五・三％
六五・〇五　六五〇五・〇〇　帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	
一　ヘアネット	三・八％
二　その他のもの	七％
六五・〇六　その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	
六五〇六・一〇　安全帽子	
一　革製のもの及び毛皮付きのもの	五・八％
二　その他のもの	五・三％
その他のもの	
六五〇六・九一　ゴム製又はプラスチック製のもの	
一　毛皮付きのもの	五・八％
二　その他のもの	五・三％
六五〇六・九九　その他の材料製のもの	
一　革製のもの及び毛皮付きのもの	五・八％
二　毛皮製のもの	六・六％
三　その他のもの	五・三％
六五・〇七　六五〇七・〇〇　帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	四・六％

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第九〇・一七項参照）

（b）　ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第九三類参照）

（c）　第九五類の物品（例えば、がん具の傘）

2　第六六・〇三項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品

は、提示の際に第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。

六六・〇一		
六六〇一・一〇	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	六・四％
六六〇一・九一	ビーチパラソルその他これに類する傘	六・四％
六六〇一・九九	その他のもの	六・四％
六六・〇二	折畳み式のもの	六・四％
六六〇二・〇〇	その他のもの	六・四％
六六・〇三	つえ、シートステッキ、むちその他これら四・六％に類する製品	
六六〇三・二〇	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品	六・四％
六六〇三・九〇	傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）	六・四％
	その他のもの	六・四％

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）人髪製のろ過布（第五九・一一項参照）

（b）レース、ししゆう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第一一部参照）

（c）履物（第六四類参照）

（d）帽子及びヘアネット（第六五類参照）

（e）がん具、運動用具及びカーニバル用品（第九五類参照）

（f）羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふるい（第九六類参照）

2　第六七・〇一項には、次の物品を含まない。

（a）羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第九四・〇四項の羽根布団）

（b）衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの

（c）第六七・〇二項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品

3　第六七・〇二項には、次の物品を含まない。

（a）ガラス製品（第七〇類参照）

（b）陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの

六七・〇一		
六七〇一・〇〇	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）	四・六％
六七・〇二		
六七〇二・一〇	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	
六七〇二・九〇	プラスチック製のもの	八％
六七・〇三	その他の材料製のもの	四・六％
六七〇三・〇〇	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）	無税
六七・〇四		
六七〇四・一一	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）	無税
六七〇四・一九	合成繊維材料製のもの	
六七〇四・二〇	かつら（完成品に限る。）	無税
六七〇四・九〇	その他のもの	無税
	人髪製のもの	無税
	その他の材料製のもの	無税

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第二五類の物品

（b）第四八・一〇項又は第四八・一一項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙）

（c）第五六類又は第五九類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類）

（d）第七一類の製品

（e）第八二類の工具及びその部分品

（f）第八四・四二項のリソグラフィックストーン

（g）がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

（h）歯科用バー（第九〇・一八項参照）

（ij）第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

（k）第九四類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）

（l）第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

（m）第九六・〇二項の物品で第九六類の注2（b）に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）、第九六・〇九項の物品（例えば、石筆）、第九六・一〇項の物品（例えば、石盤）及び第九六・二〇項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）

（n）第九七類の物品（例えば、美術品）

2　第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したもののほか、その他の天然石（例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト）を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。

六八・〇一		
六八〇一・〇〇	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）	無税
六八・〇二	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉	
六八〇二・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、最大の面を一辺が七センチメートル	無税

	未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	
六八〇二・二一	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）	無税
六八〇二・二二	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税
六八〇二・二三	花こう岩	無税
六八〇二・二九	その他の石	無税
	その他のもの	
六八〇二・九一	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税
六八〇二・九二	その他の石灰質の石	無税
六八〇二・九三	花こう岩	無税
六八〇二・九九	その他の石	無税
六八・〇三		
六八〇三・〇〇	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品	無税
六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）	
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）	
一	人造研磨材料製のもの	三・四％
二	その他のもの	二・二％
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品	
六八〇四・二一	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	三・四％
六八〇四・二二	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの	
一	凝結させた人造研磨材料製のもの	三・四％
二	その他のもの	二・二％
六八〇四・二三	天然石製のもの	二・二％
六八〇四・三〇	手研ぎ用砥石	三・九％
六八・〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	
六八〇五・一〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	五・二％
六八〇五・二〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	五・二％
六八〇五・三〇	その他の材料に付着させたもの	五・二％
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）	
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）	無税
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	無税
六八〇六・九〇	その他のもの	無税
六八・〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品	
六八〇七・一〇	ロール状のもの	無税
六八〇七・九〇	その他のもの	無税
六八・〇八	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	無税
六八〇八・〇〇	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	無税
六八・〇九	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）	無税
六八〇九・一一	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの	無税
六八〇九・一九	その他のもの	無税
六八〇九・九〇	その他の製品	無税
六八・一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	
六八一〇・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	無税
六八一〇・一九	建築用のブロック及びれんが	無税
六八一〇・九一	その他のもの	無税
六八一〇・九九	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	無税
六八・一一	その他の製品	無税
六八一一・四〇	その他のもの	無税
六八一一・八一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	無税
六八一一・八二	石綿を含有するもの	三・九％
六八一一・八九	石綿を含有しないもの	三・九％
六八・一二	波板	三・九％
	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	
	その他の製品	三・九％
	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）	
六八一二・八〇	クロシドライト製のもの	三・九％
	その他のもの	
六八一二・九一	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	三・九％
六八一二・九九	その他のもの	三・九％
六八・一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性	

	材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	
六八一三・二〇	石綿を含有するもの	
一	自動車の部分品	無税
二	その他のもの	三・四％
	石綿を含有しないもの	
六八一三・八九	その他のもの	
一	自動車の部分品	無税
二	その他のもの	三・四％
六八一三・八一	ブレーキライニング及びブレーキパッド	
一	自動車の部分品	無税
二	その他のもの	三・四％
六八・一四	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	無税
六八一四・一〇	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）	無税
六八一四・九〇	その他のもの	無税
六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
六八一五・一一	炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）	
	炭素繊維	無税
六八一五・一二	炭素繊維製の織物類	無税
六八一五・一三	炭素繊維製のその他の製品	無税
六八一五・一九	その他のもの	無税
六八一五・二〇	泥炭製品	無税
	その他の製品	
六八一五・九一	マグネサイト、マグネシア（ペリクレースのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのものを含む。）又はクロマイトを含有するもの	無税
六八一五・九九	その他のもの	無税

第六九類　陶磁製品

注

1　この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。

（a）第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。

（b）樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、八〇〇度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。

（c）陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフュームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。

2　この類には、次の物品を含まない。

（a）第二八・四四項の物品

（b）第六八・〇四項の物品

（c）第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

（d）第八一・一三項のサーメット

（e）第八二類の物品

（f）がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

（g）義歯（第九〇・二一項参照）

（h）第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

（ij）第九四類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）

（k）第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

（l）第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）及び第九六・一四項の物品（例えば、喫煙用パイプ）

（m）第九七類の物品（例えば、美術品）

六九・〇一	第一節　けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品	
六九〇一・〇〇	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）	無税
六九・〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	
六九〇二・一〇	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、二・二％	
	酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇％を超えるもの	
六九〇二・二〇	アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	二・二％
六九〇二・九〇	その他のもの	二・二％
六九〇三・一〇	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	
六九〇三・二〇	遊離炭素の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	五・二％
六九〇三・九〇	その他のもの	五・二％
六九・〇四	第二節　その他の陶磁製品	
	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品	
六九〇四・一〇	建設用れんが	無税
六九〇四・九〇	その他のもの	無税
六九・〇五	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	三％
六九〇五・一〇	かわら	三％
六九〇五・九〇	その他のもの	
六九・〇六	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	
六九〇六・〇〇		無税

六九・〇七	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品	一・七％
六九〇七・二一	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第六九〇七・三〇号又は第六九〇七・四〇号のものを除く。）	一・七％
六九〇七・二二	吸水率が全重量の〇・五％以下のもの	一・七％
六九〇七・二三	吸水率が全重量の〇・五％を超え一〇％以下のもの	一・七％
六九〇七・三〇	モザイクキューブその他これに類する物品（第六九〇七・四一・七％〇号のものを除く。）	
六九〇七・四〇	仕上げ用の陶磁製品	一・七％
六九・〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品	
六九〇九・一一	磁器製のもの	無税
六九〇九・一二	モース硬さが九以上の物品	無税
六九〇九・一九	その他のもの	無税
六九〇九・九〇	その他のもの	無税
六九・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品	
六九一〇・一〇	磁器製のもの	無税
六九一〇・九〇	その他のもの	無税
六九・一一	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	三・四％
六九一一・一〇	食卓用品及び台所用品	三・四％
六九一一・九〇	その他のもの	三・四％
六九・一二	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	三・四％
六九一二・〇〇	陶磁製の小像その他の装飾品	
六九・一三	磁器製のもの	無税
六九一三・一〇	その他のもの	無税
六九一三・九〇	その他の陶磁製品	
六九・一四	磁器製のもの	無税
六九一四・一〇	その他のもの	無税
六九一四・九〇		

第七〇類　ガラス及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第三二・〇七項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）

（b）第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

（c）第八五・四四項の光ファイバーケーブル、がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

（d）フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第八六類から第八七類までの物品用のものに限る。）

（e）フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自蔵する第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。）

（f）第九〇類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品

（g）第九四・〇五項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品

（h）第九五類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

（ij）第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品

2　第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までにおいては、次に定めるところによる。

（a）焼きなまし前に経た工程は、加工としない。

（b）板ガラスには、特定の形状に切ったものを含む。

（c）「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。

3　第七〇・〇六項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。

4　第七〇・一九項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。

（a）シリカ（SiO_2）の含有量が全重量の六〇％以上の鉱物性ウール

（b）シリカ（SiO_2）の含有量が全重量の六〇％未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物（K_2O又はNa_2O）の含有量が全重量の五％を超え又は三酸化二ほう素（B_2O_3）の含有量が全重量の二％を超えるもの

（a）及び（b）に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇六項に属する。

5　この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

号注

1　第七〇一三・二二号、第七〇一三・三三号、第七〇一三・四一号及び第七〇一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛（PbO）の含有量が全重量の二四％以上のガラスのみをいう。

七〇・〇一	ガラスのくず（第八五・四九項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊	無税
七〇〇一・一〇	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	
七〇〇二・一〇	球	無税
七〇〇二・二〇	棒	無税
	管	
七〇〇二・三一	石英ガラスのもの	無税
七〇〇二・三二	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの	無税
七〇〇二・三九	その他のもの	無税

七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	無税
七〇〇三・一二	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）	
	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	無税
七〇〇三・一九	その他のもの	無税
七〇〇三・二〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）	無税
七〇〇三・三〇	溝型ガラス	無税
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	
七〇〇四・二〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するものに限る。）	無税
七〇〇四・九〇	その他のもの	無税
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	
	一　無反射層を有するもの	無税
	二　その他のもの	六・三％
	金属の線又は網を入れてないその他のガラス	
七〇〇五・二一	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	六・三％
七〇〇五・二九	その他のもの	
	一　厚さが四ミリメートル以下のもの	四・六％
	二　その他のもの	六・三％
七〇〇五・三〇	金属の線又は網を入れたもの	六・三％
七〇・〇六		
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	無税
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	五・三％
	強化ガラス	
七〇〇七・一一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	
	一　自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの	無税
	二　その他のもの	五・三％
七〇〇七・一九	その他のもの	
	合わせガラス	
七〇〇七・二一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	無税
七〇〇七・二九	その他のもの	五・三％
七〇・〇八		
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	無税
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	無税
七〇〇九・一〇	バックミラー（車両用のものに限る。）	無税
七〇〇九・一一	枠付きでないもの	無税
七〇〇九・九二	枠付きのもの	無税
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	
七〇一〇・一〇	アンプル	無税
七〇一〇・二〇	栓、ふたその他これらに類する物品	無税
七〇一〇・九〇	その他のもの	無税
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	
七〇一一・一〇	電灯用のもの	無税
七〇一一・二〇	陰極線管用のもの	無税
七〇一一・九〇	その他のもの	無税
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	
七〇一三・一〇	ガラスセラミックス製のもの	
	脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	四・六％
七〇一三・二二	鉛ガラス製のもの	四・六％
七〇一三・二八	その他のもの	四・六％
	その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	
七〇一三・三三	鉛ガラス製のもの	四・六％
七〇一三・三七	その他のもの	四・六％
	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	
七〇一三・四一	鉛ガラス製のもの	五・八％
七〇一三・四二	線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの	五・八％
七〇一三・四九	その他のもの	五・八％
	その他のガラス製品	
七〇一三・九一	鉛ガラス製のもの	五・八％
七〇一三・九九	その他のもの	五・八％
七〇・一四		
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	無税
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	
七〇一五・一〇	視力矯正眼鏡用のガラス	無税
七〇一五・九〇	その他のもの	無税
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金	

属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	
七〇一六・一〇 ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	無税
七〇一六・九〇 その他のもの	
一　ステンドグラスその他これに類するガラス	無税
二　その他のもの	四・六％
七〇・一七 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	
七〇一七・一〇 石英ガラス製のもの	無税
七〇一七・二〇 その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）製のもの	無税
七〇一七・九〇 その他のもの	無税
七〇・一八 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	
七〇一八・一〇 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	一〇％
七〇一八・二〇 ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	一〇％
七〇一八・九〇 その他のもの	
一　貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	一〇％
二　その他のもの	
七〇・一九 ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット	
七〇一九・一一 チョップドストランド（長さが五〇ミリメートル以下のものに限る。）	無税
七〇一九・一二 ロービング	無税
七〇一九・一三 その他の糸及びスライバー	無税
七〇一九・一四 機械的に結合したマット	無税
七〇一九・一五 化学的に結合したマット	無税
七〇一九・一九 その他のもの	無税
七〇・一九 ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット	
七〇一九・一一 チョップドストランド（長さが五〇ミリメートル以下のものに限る。）	無税
七〇一九・一二 ロービング	無税
七〇一九・一三 その他の糸及びスライバー	無税
七〇一九・一四 機械的に結合したマット	無税
七〇一九・一五 化学的に結合したマット	無税
七〇一九・一九 その他のもの	無税
七〇一九・六一 ロービング製の目の細かい織物	無税
七〇一九・六二 ロービング製のその他の織物類	無税
七〇一九・六三 糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。）	無税
七〇一九・六四 糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したもの及び積層したものに限る。）	無税
七〇一九・六五 目の粗い織物（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。）	無税
七〇一九・六六 目の粗い織物（幅が三〇センチメートルを超えるものに限る。）	無税
七〇一九・六九 その他のもの	
化学的に結合した織物類	
七〇一九・七一 ベール（薄いシート）	無税
七〇一九・七二 その他の目の細かい織物類	無税
七〇一九・七三 その他の目の粗い織物類	無税
七〇一九・八〇 グラスウール及びその製品	無税
七〇一九・九〇 その他のもの	無税
七〇・二〇	
七〇二〇・〇〇 その他のガラス製品	無税

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注

1　全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1（A）及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。

（a）天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石

（b）貴金属又は貴金属を張つた金属

2

（A）第七一・一三項から第七一・一五項までには、貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。

（B）第七一・一六項には、貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。

3　この類には、次の物品を含まない。

（a）貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第二八・四三項参照）

（b）第三〇類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品

（c）第三二類の物品（例えば、液状ラスター）

（d）担体付き触媒（第三八・一五項参照）

（e）第四二類の注3（B）に該当する第四二・〇二項又は第四二・〇三項の製品

（f）第四三・〇三項又は第四三・〇四項の製品

（g）第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

（h）第六四類又は第六五類の履物、帽子その他の物品

（ij）第六六類の傘、つえその他の物品

（k）第六八・〇四項、第六八・〇五項又は第八二類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第八二類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第一六部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第一六部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第八五・二二項参照）を除くほか、この類に属する。

（l）第九〇類から第九二類までの物品（精密機器、時計及び楽器）

（m）武器及びその部分品（第九三類参照）

（n）第九五類の注2の物品

（o）第九六類の注4の規定により同類に属する物品

（p）彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（第九七・〇三項参照）、収集品（第九七・〇五項参照）及び製作後一〇〇年を超えたこつとう（第九七・〇六項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。

4　（A）「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。
（B）「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。
（C）貴石又は半貴石には、第九六類の注2（b）の物品を含まない。
5　この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。
（a）白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金として取り扱う。
（b）金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%未満のものは、金の合金として取り扱う。
（c）その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金として取り扱う。
6　この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめつきした物品を含まない。
7　この表において「貴金属を張つた金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張つた金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。
8　第七一・一二項に該当する物品は、第六部の注1（A）に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
9　第七一・一三項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。
（a）小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章）
（b）通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）
これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べっ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。
10　第七一・一四項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。
11　第七一・一七項において「身辺用模造細貨類」とは、9（a）の身辺用細貨類（第九六・〇六項のボタンその他の物品並びに第九六・一五項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属を使用してないものをいう。これらの物品で、貴金属をめつきしたもの及び貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。

号注
1　第七一〇六・一〇号、第七一〇八・一一号、第七一一〇・一一号、第七一一〇・二一号、第七一一〇・三一号及び第七一一〇・四一号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが〇・五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。
2　第七一一〇・一一号及び第七一一〇・一九号において白金には、注4（B）の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。
3　第七一・一〇項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七一〇一・一〇	天然真珠	無税
七一〇一・二一	養殖真珠 加工してないもの	無税
七一〇一・二二	加工したもの ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	無税
七一・〇二	選別してないもの	無税
七一〇二・一〇	工業用のもの 加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税
七一〇二・二九	その他のもの 工業用以外のもの 加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税
七一〇二・三一	その他のもの 貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七一・〇三	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの その他の加工をしたもの ルビー、サファイヤ及びエメラルド その他のもの 合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） ピエゾエレクトリックオーツ その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）	無税
七一〇二・一一	ダイヤモンド その他のもの その他のもの ダイヤモンド その他のもの 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉 ダイヤモンドのもの その他のもの	無税
七一〇三・一〇	第二節　貴金属及び貴金属を張つた金属	
七一〇三・九一		
七一〇三・九九		
七一・〇四		
七一〇四・一〇		
七一〇四・二一		
七一〇四・二九		
七一〇四・九一		
七一〇四・九九		
七一・〇五		
七一〇五・一〇		
七一〇五・九〇		

七一・〇六	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税
七一〇六・一〇	粉	無税
七一〇六・九一	その他のもの	
七一〇六・九二	加工してないもの	無税
七一・〇七	一次製品	無税
七一〇七・〇〇	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七一・〇八	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	
	マネタリーゴールド以外のもの	
七一〇八・一一	粉	無税
七一〇八・一二	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	無税
七一〇八・一三	その他の形状のもの（一次製品に限る。）	無税
七一〇八・二〇	マネタリーゴールド	無税
七一・〇九	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七一〇九・〇〇		
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	
	白金	
七一一〇・一一	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・一九	その他のもの	無税
	パラジウム	
七一一〇・二一	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・二九	その他のもの	無税
	ロジウム	
七一一〇・三一	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・三九	その他のもの	無税
	イリジウム、オスミウム及びルテニウム	
七一一〇・四一	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・四九	その他のもの	無税
七一・一一	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	
七一一一・〇〇		無税
七一・一二	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第八五・四九項の物品を除く。）	無税
七一一二・三〇	貴金属又はその化合物を含む灰	無税
	その他のもの	
七一一二・九一	金のくず（金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）	無税
七一一二・九二	白金のくず（白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）	無税
七一一二・九九	その他のもの	無税
第三節　身辺用細貨類、細工品その他の製品		
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	
	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてある	六・二%
七一一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	
	一　白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	六・二%
	二　その他のもの	六・六%
七一一三・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの	
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	
	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	
七一一四・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてある	六・六%
七一一四・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	三・三%
七一一四・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの	
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	
七一一五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）	無税
七一一五・九〇	その他のもの	無税
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	
七一一六・一〇	天然又は養殖の真珠製のもの	六・二%
七一一六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	
	一　理化学用又は工業用のもの	三%
	二　その他のもの	六・二%
七一・一七	身辺用模造細貨類	
	卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）	
七一一七・一一	カフスボタン及び飾りボタン	
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	六・六%
七一一七・一九	二　その他のもの	六・四%
	その他のもの	五・六%
七一一七・九〇	その他のもの	
	一　木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめつきしたものを除く。）	一二・五%
	二　その他のもの	
	（一）　木製のもの	三・二%
	（二）　アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料性のもの	四・一%
	（三）　その他のもの	五・五%

七一・一八	貨幣	無税
七一一八・一〇	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）	無税
七一一八・九〇	その他のもの	無税

第一五部　卑金属及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項及び第三二・一五項参照）

(b)　フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇六項参照）

(c)　第六五・〇六項又は第六五・〇七項の帽子及びその部分品

(d)　第六六・〇三項の傘の骨その他の物品

(e)　第七一類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張つた卑金属及び身辺用模造細貨類）

(f)　第一六部の物品（機械類及び電気機器）

(g)　組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第八六・〇八項参照）その他の第一七部の物品（車両、船舶及び航空機）

(h)　第一八部の機器（時計用ばねを含む。）

(ij)　銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇六項参照）その他の第一九部の物品（武器及び銃砲弾）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(l)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第九六類の物品（雑品）

(n)　第九七類の物品（例えば、美術品）

2　この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(a)　第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第九〇・二一項参照）を除く。）

(b)　卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一四項参照）を除く。）

(c)　第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇八項又は第八三・一〇項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の縁及び鏡

第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八二類まで（第七三・一五項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。

第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。

3　この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。

4　この表において「サーメット」とは、金属成分とセラミック成分から成る微細で不均質な複合体を含有する物品をいう。サーメットには、焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。

5　合金（第七二類注1(c)又は第七四類注1(c)のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。

(b)　この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。

(c)　この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、溶融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物を含む。

6　この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

7　二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、関税率表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。

(a)　鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。

(b)　合金は、5の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。

(c)　第八一・一三項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

8　この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「くず」とは、次のものをいう。

(i)　全ての金属くず

(ii)　破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品

(b)　「粉」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％以上のものをいう。

9　第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、第七四類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺

が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

（e）「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

第七二類　鉄鋼

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、（d）から（f）までの規定は、この表全体について適用する。

（a）「銑鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の二%を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム　一〇%

マンガン　六%

りん　三%

けい素　八%

その他の元素　合計一〇%

（b）「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六%を超え三〇%以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、（a）に定める要件を満たすものをいう。

（c）「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鋳造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の四%以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの（銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものを除く。）をいう。

クロム　一〇%

マンガン　三〇%

りん　三%

けい素　八%

その他の元素（炭素を除く。）合計一〇%

（d）「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鋳造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第七二・〇三項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の二%以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の二%を超えるものを含む。

（e）「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の一・二%以下で、クロムの含有量が全重量の一〇・五%以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

（f）「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム　〇・三%

ほう素　〇・〇〇八%

クロム　〇・三%

コバルト　〇・三%

銅　〇・四%

鉛　〇・四%

マンガン　一・六五%

モリブデン　〇・〇八%

ニッケル　〇・三%

ニオブ　〇・〇六%

けい素　〇・六%

チタン　〇・〇五%

タングステン　〇・三%

バナジウム　〇・一%

ジルコニウム　〇・〇五%

その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。）　〇・一%

（g）「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鋳造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

（h）「粒」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%未満の物品で、目開きが五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

（ij）「半製品」とは、中空でない連続鋳造製品（第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。）及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品（形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。）をいうものとし、巻いたものを除く。

（k）「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、（ij）の規定に該当しないもののうち次のものをいう。

連続的に層状に重ねて巻いたもの

巻いてないもので、厚さが四・七五ミリメートル未満、幅が厚さの一〇倍以上であるもの又は厚さが四・七五ミリメートル以上で、幅が一五〇ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの二倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が六〇〇ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

（l）「棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）を含む。

（m）「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状（円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）に限る。）を有し、かつ、中空でない物品で、（ij）から（l）までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないも

のをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）及び圧延後ねじつたものを含む。

（ｎ）「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、（ｉ）から（ｍ）までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。

ただし、第七二類には、第七三・〇一項又は第七三・〇二項の物品を含まない。

（ｏ）「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品（巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。）で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。

（ｐ）「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルを超え五二ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の二分の一以下であるもの（横断面の形状を問わない。）をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第七三・〇四項に属する。

２　材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。

３　電解法、圧力鋳造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。

号注

１　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（ａ）「合金銑鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える銑鉄をいう。

クロム	〇・二％
銅	〇・三％
ニッケル	〇・三％
アルミニウム、モリブデン、チタン、タングステン、バナジウム	〇・一％

（ｂ）「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあつてはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄	〇・〇八％
鉛	〇・一％
セレン	〇・〇五％
テルル	〇・〇一％
ビスマス	〇・〇五％

（ｃ）「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の〇・六％以上六％以下で、炭素の含有量が全重量の〇・〇八％以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の一％以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

（ｄ）「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の七％以上であつて、炭素の含有量が全重量の〇・六％以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の三％以上六％以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

（ｅ）「シリコマンガン鋼」とは、次のすべての要件を満たす合金鋼をいう。

炭素の含有量が全重量の〇・七％以下であること。

マンガンの含有量が全重量の〇・五％以上一・九％以下であること。

けい素の含有量が全重量の〇・六％以上二・三％以下であること。

ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

２　第七二・〇二項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。

一の合金元素の含有量が全重量に対して注１（ｃ）に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注１（ｃ）に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

この規定は、注１（ｃ）に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して一〇％を超える場合に限り適用する。

備考

１　この類において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の〇・五％以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを含まない。

七二・〇一	第一節　一次材料及び粒状又は粉状の物品		
七二〇一・一〇	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	無税	
七二〇一・二〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％以下のものに限る。）	無税	
七二〇一・五〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％を超えるものに限る。）	無税	
七二・〇二	合金銑鉄及びスピーゲル		
七二〇二・一一	フェロアロイ		
七二〇二・一九	炭素の含有量が全重量の二％を超えるもの	七・七％	
	その他のもの	七・七％	
七二〇二・二一	フェロシリコン		
七二〇二・二九	けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの	無税	
七二〇二・三〇	その他のもの	三％	
七二〇二・四一	フェロシリコマンガン		
七二〇二・四九	炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの	無税	
七二〇二・五〇	その他のもの	七・二％	
七二〇二・六〇	フェロシリコクロム	三％	
七二〇二・七〇	フェロニッケル	五・九％	
七二〇二・八〇	フェロモリブデン	三・九％	
	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン		
七二〇二・九一	一　フェロタングステン	二％	
七二〇二・九二	二　フェロシリコタングステン	三％	
七二〇二・九三	その他のもの		
七二〇二・九九	フェロチタン及びフェロシリコチタン	三％	
七二・〇三	フェロバナジウム	三％	
	フェロニオブ	無税	
	その他のもの	三％	
七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	無税	
七二〇三・九〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	無税	
七二・〇四	その他のもの		
	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット		

七二〇四・一〇	鋳鉄のくず	無税
七二〇四・二一	合金鋼のくず	無税
七二〇四・二九	ステンレス鋼のもの	無税
七二〇四・三〇	その他のもの	無税
七二〇四・四一	すずをめつきした鉄鋼のくず	無税
	その他のくず	
	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）	無税
七二〇四・四九	その他のもの	無税
七二〇四・五〇	再溶解用のインゴット	
	一　合金鋼のもの	五・七％
	二　その他のもの	四・一％
七二・〇五	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	
七二〇五・一〇	粒	無税
	粉	
七二〇五・二一	合金鋼のもの	無税
七二〇五・二九	その他のもの	無税
	第二節　鉄及び非合金鋼	
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	
七二〇六・一〇	インゴット	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	無税
	二　その他のもの	四・六％
七二〇六・九〇	その他のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	無税
	二　その他のもの	四・六％
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	
	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	
七二〇七・一一	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のもの	無税
七二〇七・一二	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）	無税
七二〇七・一九	その他のもの	無税
七二〇七・二〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	無税
	二　その他のもの	四・六％
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	
七二〇八・一〇	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの（浮出し模様のあるものに限る。）	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
	その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
七二〇八・二五	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・二六	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・二七	厚さが三ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
七二〇八・三六	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・三七	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・三八	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・三九	厚さが三ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
	（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・四〇	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。）	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	
	（一）　厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％

（二）　その他のもの	三・九％
その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
七二〇八・五一　厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・五二　厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・五三　厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・五四　厚さが三ミリメートル未満のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇八・九〇　その他のもの	三・九％
七二・〇九　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	
七二〇九・一五　厚さが三ミリメートル以上のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇九・一六　厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇九・一七　厚さが〇・五ミリメートル以下のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇九・一八　厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇九・二五　厚さが三ミリメートル以上のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇九・二六　厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇九・二七　厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二〇九・九〇　その他のもの	三・九％
七二・一〇　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
七二一〇・一一　厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	三・九％
七二一〇・一二　厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	三・九％
七二一〇・二〇　鉛をめっきしたもの（ターンプレートを含む。）	三・九％
七二一〇・三〇　亜鉛を電気めっきしたもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	
亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）	三・九％
七二一〇・四一　波形にしたもの	三・九％
七二一〇・四九　その他のもの	三・九％
七二一〇・五〇　クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	三・九％
七二一〇・六一　アルミニウムをめっきしたもの	三・九％
七二一〇・六九　アルミニウム・亜鉛合金をめっきしたもの	三・九％
七二一〇・七〇　その他のもの	三・九％
ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	
七二〇九・一八　厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が二七五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％

七二一〇・九〇　その他のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一・一一　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	
熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
七二一一・一三　四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二一一・一四　その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二一一・一九　その他のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二一一・二三　炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	
七二一一・二九　その他のもの	
一　厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
二　その他のもの	三・九％
七二一一・九〇　その他のもの	三・九％
七二一・一二　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	
七二一二・一〇　すずをめっきしたもの	三・九％
七二一二・二〇　亜鉛を電気めっきしたもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	
（一）　厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・六％
（二）　その他のもの	三・九％
七二一二・三〇　亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）	三・九％
七二一二・四〇　ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの（めっきし又は被覆したものに限る。）	三・九％
七二一二・五〇　その他のもの（めっきし又は被覆したものに限る。）	三・九％

七二一二・六〇　クラッドしたもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一三・一一　鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	三・九％
七二一三・一〇　節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	
七二一三・二〇　その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）	三・九％
その他のもの	
七二一三・九一　横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一三・九九　その他のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一四・一〇　鍛造したもの	三・九％
七二一四・二〇　節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの	三・九％
七二一四・三〇　その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）	
その他のもの	
七二一四・九一　横断面が長方形（正方形を除く。）のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一四・九九　その他のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一五・一〇　非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一五・五〇　その他のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一五・九〇　その他のもの	
一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
二　その他のもの	四・六％
七二一六・一六　鉄又は非合金鋼の形鋼	
七二一六・一〇　U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一六・二一　山形鋼	三・九％
七二一六・二二　T形鋼	三・九％

七二一六・三一	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一六・三二	U形鋼	三・九％
七二一六・三三	I形鋼	三・九％
七二一六・三四	H形鋼	三・九％
七二一六・四〇	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一六・五〇	その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一六・六一	フラットロール製品から製造したもの	三・九％
七二一六・六九	その他のもの	三・九％
七二一六・九一	フラットロール製品から冷間成形又は冷間仕上げをしたもの	三・九％
七二一六・九九	その他のもの	三・九％
七二一七・一七	鉄又は非合金鋼の線	三・九％
七二一七・一〇	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	三・九％
七二一七・二〇	亜鉛をめっきしたもの	四・六％
七二一七・三〇	その他の卑金属をめっきしたもの	四・六％
七二一七・九〇	その他のもの	四・六％
七二二・一八	第三節　ステンレス鋼	
七二二・一〇	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
七二二八・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	四・六％
七二二八・九一	その他のもの	
七二二八・九九	横断面が長方形（正方形を除く。）のもの	四・六％
七二二・一九	その他のもの	四・六％
七二二九・一一	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
七二二九・一二	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの	四・六％
七二二九・一三	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	四・六％
七二二九・一四	厚さが四・七五ミリメートル以下のもの	四・六％
七二二九・一九	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六％
七二二九・二一	厚さが三ミリメートル未満のもの	四・六％
七二二九・二二	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	四・六％
七二一九・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・六％
七二一九・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六％
七二一九・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの	四・六％
七二一九・一〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	四・六％
七二一九・三一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	四・六％
七二一九・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六％
七二一九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	四・六％
七二一九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	四・六％
七二一九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	四・六％
七二一九・九〇	その他のもの	四・六％
七二一・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	
七二二〇・一一	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	四・六％
七二二〇・一二	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	四・六％
七二二〇・一二	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの	四・六％
七二二〇・二〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	四・六％
七二二〇・九〇	その他のもの	四・六％
七二一・二一	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	四・六％
七二一・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	
七二二二・一一	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
七二二二・一九	横断面が円形のもの	四・六％
七二二二・二〇	その他のもの	四・六％
七二二二・三〇	棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・六％
七二二二・四〇	その他の棒	四・六％
七二一・二三	形鋼	四・六％
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線	四・六％
七二一・二四	第四節　その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	
七二二四・一〇	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
	インゴットその他の一次形状のもの	
	一　高速度鋼のもの	六・六％
	二　合金工具鋼のもの	五・八％
	三　その他のもの	四・六％
七二二四・九〇	その他のもの	
	一　高速度鋼のもの	六・六％
	二　合金工具鋼のもの	五・八％
	三　その他のもの	四・六％
七二一・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
七二二五・一一	けい素電気鋼のもの	四・六％
七二二五・一九	方向性けい素鋼のもの	四・六％
	その他のもの	四・六％

七二二五・三〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
一	合金工具鋼のもの
二	高速度鋼のもの
三	その他のもの
七二二五・四〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）
一	合金工具鋼のもの
二	高速度鋼のもの
三	その他のもの
七二二五・五〇	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
一	合金工具鋼のもの
二	高速度鋼のもの
三	その他のもの
七二二五・九一	亜鉛を電気めつきしたもの
一	バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。）
二	合金工具鋼のもの
三	高速度鋼のもの
四	その他のもの
七二二五・九二	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）
一	バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。）
二	合金工具鋼のもの
三	高速度鋼のもの
四	その他のもの
七二二五・九九	その他のもの
一	バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。）
二	合金工具鋼のもの
三	高速度鋼のもの
四	その他のもの
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
七二二六	けい素電気鋼のもの
七二二六・一一	方向性けい素鋼のもの
七二二六・一九	その他のもの
七二二六・二〇	高速度鋼のもの
七二二六・九一	その他のもの
七二二六・九二	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二二六・九二	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二二六・九九	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
一	合金工具鋼のもの
二	高速度鋼のもの
三	その他のもの
七二二七・一〇	高速度鋼のもの
七二二七・二〇	シリコマンガン鋼のもの
七二二七・九〇	その他のもの
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）
三	その他のもの
七二二八・一〇	高速度鋼の棒
七二二八・二〇	シリコマンガン鋼の棒
七二二八・三〇	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二二八・四〇	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二二八・五〇	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二二八・六〇	その他の棒
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二二八・七〇	形鋼
一	合金工具鋼のもの
二	その他のもの
七二二八・八〇	中空ドリル棒
七二・二九	その他の合金鋼の線
七二二九・二〇	シリコマンガン鋼のもの
七二二九・九〇	その他のもの
一	合金工具鋼のもの
二	高速度鋼のもの
三	その他のもの

五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％
五・八％	五・八％	五・八％
六・六％	六・六％	六・六％
四・六％	四・六％	四・六％

第七三類　鉄鋼製品

注　1　この類において「鋳鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鋳造品で、第七二類の注1（d）に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。

2　この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が一六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	三・九％	五・二％
七三〇一・一〇	鋼矢板		
七三〇一・一〇一	一　合金鋼のもの	四・六％	無税
七三〇一・一〇二	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三・〇二	形鋼	三・九％	五・二％
七三〇二・一〇	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）		
七三〇二・一〇一	レール	三・九％	五・二％
七三〇二・一〇二	トングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分	三・九％	五・二％
七三〇二・四〇	継目板及びソールプレート	三・九％	五・二％
七三〇二・九〇	その他のもの	三・九％	五・二％
七三・〇三	鋳鉄製の管及び中空の形材	三・九％	五・二％
七三〇三・〇〇	鋳鉄製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	三・九％	五・二％
七三・〇四	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
七三〇四・一一	ステンレス鋼製のもの	三・九％	五・二％
七三〇四・一九	その他のもの	三・九％	五・二％
	一　合金鋼製のもの	三・九％	五・二％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ		
七三〇四・二二	ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）	無税	五・二％
七三〇四・二三	その他のドリルパイプ	無税	五・二％
七三〇四・二四	その他のもの（ステンレス鋼製のもの）	五・二％	三・九％
七三〇四・二九	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
七三〇四・三一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
	一　ドリルパイプ	無税	五・二％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇四・三九	その他のもの		
	一　ドリルパイプ	無税	五・二％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
七三〇四・四一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
	一　ドリルパイプ	無税	五・二％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇四・四九	その他のもの		
	一　ドリルパイプ	無税	五・二％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
	その他のもの		
七三〇四・五一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
	一　ドリルパイプ	無税	五・二％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇四・五九	その他のもの		
	一　ドリルパイプ	無税	五・二％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇四・九〇	その他のもの		
	一　ドリルパイプ	無税	五・二％
	二　その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	三・九％	五・二％
七三〇五・一一	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇五・一二	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇五・一九	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）		
	（一）　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	（二）　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇五・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇五・三一	縦方向に溶接したもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇五・三九	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三〇五・九〇	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	三・九％
	二　その他のもの	三・九％	五・二％
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
七三〇六・一一	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	五・二％
七三〇六・一九	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二％	五・二％

	二　その他のもの	三・九%
七三〇六・二一	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	
七三〇六・二一	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	五・二%
七三〇六・二九	その他のもの	
	一　合金鋼製のもの	五・二%
	二　その他のもの	三・九%
七三〇六・三〇	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	三・九%
七三〇六・四〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・五〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・九〇	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	五・二%
七三〇六・六一	横断面が正方形又は長方形のもの	
	一　合金鋼製のもの	五・二%
	二　その他のもの	三・九%
七三〇六・六九	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	
	一　合金鋼製のもの	五・二%
	二　その他のもの	三・九%
七三〇六・九〇	その他のもの	
	一　合金鋼製のもの	五・二%
	二　その他のもの	三・九%
七三・〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
七三〇七・一一	鋳造した継手	
	非可鍛鋳鉄製のもの	無税
七三〇七・一九	その他のもの	無税
七三〇七・二一	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	無税
七三〇七・二二	フランジ	無税
七三〇七・二二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	無税
七三〇七・二三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	無税
七三〇七・二九	その他のもの	無税
七三〇七・九一	その他のもの	
	フランジ	無税
七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	無税
七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	無税
七三〇七・九九	その他のもの	無税
七三・〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	無税
七三〇八・一〇	橋及び橋げた	無税
七三〇八・二〇	塔及び格子柱	無税
七三〇八・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税
七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	無税
七三〇八・九〇	その他のもの	無税
七三・〇九	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	三・九%
七三〇九・〇〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	三・九%
七三一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	三・九%
七三一〇・二一	内容積が五〇リットル未満のもの	
	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	三・九%
七三一〇・二九	その他のもの	三・九%
七三一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	三・九%
七三一二・一〇	より線、ロープ及びケーブル	
	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	三・九%
七三一二・九〇	その他のもの	三・九%
七三一三・一三	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のもので、あるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの	三・九%
七三一三・〇〇	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	三・九%
七三一四・一二	織つたワイヤクロス	
	機械用ワイヤエンドレスバンド（ステンレス鋼製のものに限る。）	三・九%
七三一四・一四	その他の織つたクロス（ステンレス鋼製のものに限る。）	三・九%
七三一四・一九	その他のもの	
七三一四・二〇	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	三・九%
	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）	
七三一四・三一	亜鉛をめつきしたもの	三・九%
七三一四・三九	その他のもの	三・九%
	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵	
七三一四・四一	亜鉛をめつきしたもの	三・九%
七三一四・四二	プラスチックを被覆したもの	三・九%
七三一四・四九	その他のもの	三・九%
七三一四・五〇	エキスパンデッドメタル	三・九%
七三・一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品	
	連接リンクチェーン及びその部分品	無税
七三一五・一一	ローラーチェーン	無税
七三一五・一二	その他の鎖	無税
七三一五・一九	部分品	無税
七三一五・二〇	スキッドチェーン	無税

七三一五・八一	スタッド付きチェーン	無税
七三一五・八二	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	無税
七三一五・八九	その他のもの	無税
七三一五・九〇	その他の部分品	無税
七三一六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	三・九％
七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項の三・九％ものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	
七三一八・一一	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	無税
七三一八・一二	ねじを切つた製品	無税
七三一八・一三	コーチスクリュー	三・四％
七三一八・一四	その他の木ねじ	三・四％
七三一八・一五	スクリューフック及びスクリューリング	三・四％
七三一八・一六	セルフタッピングスクリュー	三・四％
七三一八・一七	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	三・四％
七三一八・一八	ナット	三・四％
七三一八・一九	その他のもの	三・四％
七三一八・二一	ねじを切つてない製品	三・四％
七三一八・二二	ばね座金その他の止め座金	三・四％
七三一八・二三	その他の座金	三・四％
七三一八・二四	リベット	三・四％
七三一八・二九	コッター及びコッターピン	三・四％
七三一九・一九	その他のもの	三・四％
七三一九・四〇	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、しゆう用穴あけ手針その他これらに類する物品	無税
七三一九・九〇	安全ピンその他のピン	無税
七三一・二〇	その他のもの	無税
七三二〇・一〇	鉄鋼製のばね及びばね板	無税
	一　板ばね及びそのばね板	三・九％
	二　その他のもの	
七三二〇・二〇	コイルばね	無税
	一　自動車用のシャシばね	三・九％
	二　その他のもの	
七三二〇・九〇	その他のもの	無税
	一　自動車用のシャシばね	三・九％
	二　その他のもの	
七三・二一	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	無税
七三二一・一一	調理用加熱器具及び皿温め器	無税
七三二一・一二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	無税
七三二一・一九	液体燃料用のもの	無税
	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	無税
七三二一・九〇	その他のもの	無税
	器具	三・九％
七三二一・八一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	無税
七三二一・八二	液体燃料用のもの	無税
七三二一・八九	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	無税
七三二一・九〇	部分品	無税
七三・二二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）	無税
七三二二・一一	ラジエーター及びその部分品	無税
七三二二・一九	鋳鉄製のもの	無税
七三二二・九〇	その他のもの	無税
七三・二三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七三二三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングラブその他これらに類する製品	無税
七三二三・九一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）	無税
七三二三・九二	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）	無税
七三二三・九三	ステンレス鋼製のもの	無税
七三二三・九四	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	無税
七三二三・九九	その他のもの	無税
七三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	無税
七三二四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	無税
	浴槽	無税
七三二四・二一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）	無税
七三二四・二九	その他のもの	無税
七三二四・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
七三・二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）	無税
七三二五・一〇	非可鍛鋳鉄製のもの	無税
	その他のもの	無税
七三二五・九一	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税
七三二五・九九	その他のもの	無税
七三・二六	その他の鉄鋼製品	無税
七三二六・一一	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	無税
	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税

七三二六・一九	その他のもの	無税
七三二六・二〇	鉄鋼の線から製造したもの	無税
七三二六・九〇	その他のもの	無税

第七四類　銅及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の九九・八五％以上である金属及び銅の含有量が全重量の九七・五％以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
銀（Ａｇ）	０・二五
砒素（Ａｓ）	０・五
カドミウム（Ｃｄ）	１・三
クロム（Ｃｒ）	１・四
マグネシウム（Ｍｇ）	０・八
鉛（Ｐｂ）	１・五
硫黄（Ｓ）	０・七
すず（Ｓｎ）	０・八
テルル（Ｔｅ）	０・八
亜鉛（Ｚｎ）	一
ジルコニウム（Ｚｒ）	０・三
その他の各元素（＊）	０・三

＊　その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

（b）「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのものをいう。

（i）銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ（a）の表に掲げる限度を超えるもの

（i i）銅以外の元素の含有量の合計が全重量の二・五％を超えるもの

（c）「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の一五％を超えるりん銅は、第二八・五三項に属する。

2　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「銅・亜鉛合金（黄銅）」とは、銅と亜鉛の合金（銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次のすべての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の五％未満であること（銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）参照）。

すずの含有量が全重量の三％未満であること（銅・すず合金（青銅）参照）。

（b）「銅・すず合金（青銅）」とは、銅とすずの合金（銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の三％以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の一〇％未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。

（c）「銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金（銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）で、ニッケルの含有量が全重量の五％以上のものをいう（銅・亜鉛合金（黄銅）参照）。

（d）「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金（銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の一％以下のものに限る。）をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。

七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	無税
七四〇一・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	
七四・〇二	精製銅	
七四〇二・〇〇	一　課税価格が一キログラムにつき四七五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	無税
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊	
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
七四〇三・一二	ワイヤバー	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
七四〇三・一三	ビレット	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
七四〇三・一九	その他のもの	
	一　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税

七四・〇八	銅の線		
	精製銅のもの		
七四〇八・一一	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの	五・八％	
七四〇八・一九	その他のもの	五・八％	
	銅合金のもの		
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円	
七四〇三・二一	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	
七四〇三・二二	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税	
	銅合金		
	銅・亜鉛合金（黄銅）		
	銅・すず合金（青銅）		
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円	
七四〇三・二九	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	
七四・〇四	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税	
七四〇四・〇〇	超えるもの		
七四・〇五	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）		
七四〇五・〇〇	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円	
七四・〇六	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	
七四〇六・一〇	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税	
七四〇六・二〇	銅のマスターアロイ	無税	
七四・〇七	銅の粉及びフレーク		
七四〇七・一〇	粉（薄片状のものを除く。）	五・八％	
	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	五・八％	
	銅の棒及び形材		
	精製銅のもの	五・八％	
七四〇七・二一	銅合金のもの		
七四〇七・二九	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・八％	
	その他のもの		
	一　銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・六％	
	二　その他のもの	五・八％	

七四〇八・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・八％	
七四〇八・二九	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・六％	
七四・〇九	その他のもの	五・八％	
	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）		
七四〇九・一一	精製銅のもの	五・二％	
七四〇九・一九	巻いたもの		
	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・二％	
七四〇九・二一	巻いたもの		
七四〇九・二九	銅・すず合金（青銅）のもの	四・八％	
七四〇九・三一	巻いたもの		
七四〇九・三九	その他のもの	四・八％	
七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・八％	
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	四・六％	
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	四・八％	
	裏張りしてないもの		
七四一〇・一一	精製銅のもの	四・八％	
七四一〇・一二	銅合金のもの	五・二％	
	裏張りしたもの		
七四一〇・二一	精製銅のもの	四・八％	
七四一〇・二二	銅合金のもの	四・八％	
七四・一一	銅製の管		
七四一一・一〇	精製銅のもの	五・二％	
	銅合金のもの		
七四一一・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・二％	
七四一一・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	六・六％	
七四一一・二九	その他のもの		
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	無税	
七四一二・一〇	精製銅のもの	無税	
七四一二・二〇	銅合金のもの	無税	
七四・一三			
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	五・八％	
七四・一五	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	無税	
七四一五・一〇	くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品	無税	
七四一五・二一	座金（ばね座金を含む。）	無税	
七四一五・二九	その他のもの	無税	

七四一五・三三	ねじ、ボルト及びナット	無税
七四一五・三九	その他のもの	無税
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	
七四一八・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七四一八・二〇	衛生用品及びその部分品	無税
七四・一九	その他の銅製品	
七四一九・二〇	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	無税
七四一九・八〇	その他のもの	無税

第七五類　ニッケル及びその製品

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「ニッケル（合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の九九％以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。

（i）　コバルトの含有量が全重量の一・五％以下であること。

（ii）　ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。

元素	全重量に対する限度（％）
鉄（Ｆｅ）	○・五
酸素（Ｏ）	○・四
その他の各元素	○・三

（b）「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

（i）　コバルトの含有量が全重量の一・五％を超えるもの

（ii）　ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ（a）の表に掲げる限度を超えるもの

（iii）　ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

2　第七五〇八・一〇号において線には、第一五部の注９（ｃ）の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。

七五・〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	
七五〇一・一〇	ニッケルのマット	無税
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	
	一　焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八％以上のものに限る。）	一一・七％（その率が一キログラムにつき七二円九〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
（一）	酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の五・八％以下のものに限る。）	一一・七％（その率が一キログラムにつき七二円九〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
（二）	その他のもの	無税
七五・〇二	ニッケルの塊	
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）	
	一　ニッケルの含有量が全重量の五〇％未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの	無税
	二　その他のもの	八・一％
七五〇二・二〇	ニッケル合金	
	一　ニッケルの含有量が全重量の五〇％未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの	無税
	二　その他のもの	八・一％
七五・〇三	ニッケルのくず	無税
七五〇三・〇〇		
七五・〇四	ニッケルの粉及びフレーク	
七五〇四・〇〇	一　真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの	無税
	二　その他のもの	
（一）	ニッケル（合金を除く。）のもの	一キログラムにつき五二円
（二）	その他のもの	四・八％
七五・〇五	ニッケルの棒、形材及び線	
七五〇五・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八％
七五〇五・一二	ニッケル合金のもの	四・六％
七五・〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	
七五〇六・一〇	ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八％
七五〇六・二〇	一　真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの	無税
七五・〇七	二　その他のもの	
七五〇七・一一	ニッケル合金のもの	五・八％
七五〇七・一二	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	四・六％
七五〇七・二〇	ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八％
七五・〇八	ニッケル合金のもの	四・六％
七五〇八・一〇	管用継手	五・八％
七五〇八・九〇	その他のニッケル製品	無税
	ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。）	四・六％
	その他のもの	四・六％

第七六類　アルミニウム及びその製品

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「アルミニウム（合金を除く。）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の九九％以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
鉄（Ｆｅ）及びけい素（Ｓｉ）	合計　一
その他の各元素（注（1））	○・一（注（2））

注（1）その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。

注（2）クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の○・○五％以下である場合には、銅の含有量は、全重量の○・二％を限度として○・一％を超えることができる。

（b）「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

（i）鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して（a）の表に掲げる限度を超えるもの

（ii）アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

2　第七六一六・九一号において線には、第一五部の注9（c）の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。

七六・〇一	アルミニウムの塊	無税
七六〇一・一〇	アルミニウム（合金を除く。）	無税
七六〇一・二〇	アルミニウム合金	無税
七六・〇二	アルミニウムのくず	無税
七六〇二・〇〇	アルミニウムの粉及びフレーク	無税
七六・〇三	粉（薄片状のものを除く。）	四・六％
七六〇三・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	四・六％
七六〇三・二〇	アルミニウムの棒及び形材	九・二％
七六・〇四	アルミニウム（合金を除く。）のもの	九・二％
七六〇四・一〇	アルミニウム合金のもの	一〇・二％
七六〇四・二一	中空の形材	九・二％
七六〇四・二九	その他のもの	一〇・二％
七六・〇五	アルミニウムの線	九・二％
七六〇五・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	九・二％
七六〇五・一九	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	一〇・二％
七六〇五・二一	その他のもの	一〇・二％
七六〇五・二九	アルミニウム合金のもの	一〇・二％
七六・〇六	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	九・二％
七六〇六・一一	その他のもの	一〇・二％
	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	
	長方形（正方形を含む。）のもの	
	アルミニウム（合金を除く。）のもの	三％
七六〇六・一二	アルミニウム合金のもの	三％
	一　大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の無税屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	
	二　その他のもの	三％
七六〇六・九	その他のもの	三％
七六〇六・九	アルミニウム（合金を除く。）のもの	三％
一	七六〇六・九　アルミニウム合金のもの	三％
二	一　大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	無税
	二　その他のもの	三％
七六・〇七	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	一〇・二％
一	七六〇七・一　裏張りしてないもの 圧延したもの（更に加工したものを除く。）	一〇・二％
七六〇七・一	その他のもの	一〇・二％
九	七六〇七・二　裏張りしたもの	一〇・二％
○	七六・〇八　アルミニウム製の管	一〇・二％
七六〇八・一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	一〇・二％
○	七六〇八・二　アルミニウム合金のもの	一〇・二％
○	七六・〇九　アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	四・六％
○	七六〇九・〇　構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	無税
○	七六・一〇　戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税
七六一〇・一	七六一〇・九　その他のもの	四・一％
○	七六・一一　アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱し	四・六％
七六一一・○		
○		

	てあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	
七六・一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	
七六一二・一	折畳み可能なチューブ状のもの	四・六％
七六一二・九	その他のもの	四・六％
七六・一三	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	六・三％
七六一三・〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	四・六％
七六・一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	六・三％
七六一四・一	しんに鋼を使用したもの	六・三％
七六一四・九	その他のもの	六・三％
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）	四・一％
七六一五・一	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七六一五・二	衛生用品及びその部分品	無税
七六・一六	その他のアルミニウム製品	四・一％
七六一六・一	くぎ、びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	一％
七六一六・九	その他のもの	四・一％
七六一六・九一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵（アルミニウムの線から製造したものに限る。）	一％
七六一六・九九	その他のもの	四・一％

第七八類　鉛及びその製品

号注

1　この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の九九・九％以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
銀（Ａｇ）	〇・〇二
砒素（Ａｓ）	〇・〇〇五
ビスマス（Ｂｉ）	〇・〇五
カルシウム（Ｃａ）	〇・〇〇二
カドミウム（Ｃｄ）	〇・〇〇二
銅（Ｃｕ）	〇・〇八
鉄（Ｆｅ）	〇・〇〇二
硫黄（Ｓ）	〇・〇〇二
アンチモン（Ｓｂ）	〇・〇〇五
すず（Ｓｎ）	〇・〇〇五
亜鉛（Ｚｎ）	〇・〇〇二
その他の各元素（例えば、テルル）	〇・〇〇一

七八・〇一	鉛の塊	
七八〇一・一〇	精製鉛	
	一　課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの	一キログラムにつき八円
	二　課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	無税
七八〇一・九一	その他のもの	
	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの	
	一　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）	
	（一）　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの	一キログラムにつき二・八％
	（二）　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額
	（三）　課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	無税
	二　その他のもの	
七八〇一・九九	その他のもの	
	一　鉛合金のもの	
	（一）　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）	
	Ａ　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの	五・二％（その率が一キログラムにつき四円六四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	Ｂ　Ａ以外のもの	三・八％（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	二・八％

	B　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額
	C　課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	無税
	（二）　その他のもの	
	A　課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの	一キログラムにつき八円
	B　課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額
	C　課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	無税
七八・〇二	鉛のくず	二・六%
七八〇二・〇〇	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	
七八・〇四	板、シート、ストリップ及びはく	
七八〇四・一一	シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）	五・二%
七八〇四・一九	その他のもの	六・六%
七八〇四・二〇	粉及びフレーク	五・二%
七八・〇六	その他の鉛製品	
七八〇六・〇〇	一　鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	五・八%
	二　その他のもの	四・六%

第七九類　亜鉛及びその製品

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「亜鉛（合金を除く。）」とは、亜鉛の含有量が全重量の九七・五%以上の金属をいう。

（b）「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるものをいう。

（c）「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの（目開きが六三マイクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率が全重量の八〇%以上のものに限る。）のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の八五%以上のものをいう。

七九・〇一	亜鉛の塊	
	亜鉛（合金を除く。）	
七九〇一・一一	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	
	一　課税価格が一キログラムにつき二四二円以下のもの	一キログラムにつき八円
	二　課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	無税
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの	
	一　課税価格が一キログラムにつき二四二円以下のもの	一キログラムにつき八円
	二　課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	無税
七九〇一・二〇	亜鉛合金	
	一　アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの	一キログラムにつき六円二四銭
	二　その他のもの	
	（一）　亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの	一キログラムにつき五円七六銭
	（二）　その他のもの	無税
七九・〇二	亜鉛のくず	無税
七九〇二・〇〇	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	
七九・〇三	亜鉛のダスト	
七九〇三・一〇	その他のもの	四・六%
七九〇三・九〇		四・六%
七九・〇四	亜鉛の棒、形材及び線	三・八%
七九〇四・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	五・八%
七九・〇五		
七九〇五・〇〇	その他の亜鉛製品	
七九・〇七	一　亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	三・八%
七九〇七・〇〇	二　その他のもの	四・六%

第八〇類　すず及びその製品

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「すず（合金を除く。）」とは、すずの含有量が全重量の九九%以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元素	全重量に対する限度（%）
ビスマス（Ｂｉ）	〇・一
銅（Ｃｕ）	〇・四

（b）「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

（ｉ）　すず以外の元素の含有量の合計が全重量の一%を超えるもの

（ｉｉ）　ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ（a）の表に掲げる限度以上のもの

八〇・〇一	すずの塊	無税
八〇〇一・一〇	すず（合金を除く。）	二・六%
八〇〇一・二〇	すず合金	

八〇・〇二	すずのくず	無税
八〇〇二・〇〇	すずの棒、形材及び線	三%
八〇・〇三	その他のすず製品	
八〇〇三・〇〇	一　すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	三・九%
八〇・〇七	二　すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	三・九%
八〇〇七・〇〇	三　すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	四・六%
	四　その他のもの	
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
八一・〇一	タングステン及びその製品（くずを含む。）	
八一〇一・一〇	粉	無税
	その他のもの	
八一〇一・九四	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	無税
八一〇一・九六	線	無税
八一〇一・九七	くず	無税
八一〇一・九九	その他のもの	無税
八一〇二・〇二	モリブデン及びその製品（くずを含む。）	無税
八一〇二・一〇	粉	無税
	その他のもの	
八一〇二・九四	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	無税
八一〇二・九五	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税
八一〇二・九六	線	無税
八一〇二・九七	くず	無税
八一〇二・九九	その他のもの	無税
八一・〇三	タンタル及びその製品（くずを含む。）	無税
八一〇三・二〇	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉	四・六%
八一〇三・三〇	くず	無税
	その他のもの	
八一〇三・九一	るつぼ	五・八%
八一〇三・九九	その他のもの	
	一　フレーク	四・六%
	二　その他のもの	五・八%
八一・〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	
	マグネシウムの塊	
八一〇四・一一	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	無税
八一〇四・一九	その他のもの	無税
八一〇四・二〇	くず	無税
八一〇四・三〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	五・八%

八一〇四・九〇	その他のもの	五・八%
八一・〇五	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	
八一〇五・二〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉	無税
八一〇五・三〇	くず	無税
八一〇五・九〇	その他のもの	無税
八一・〇六	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	
八一〇六・一〇	ビスマスの含有量が全重量の九九・九九%を超えるもの	四・一%
八一〇六・九〇	その他のもの	四・一%
八一・〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）	
八一〇八・二〇	一　チタンの塊及び粉	無税
	二　その他のもの	四・一%
八一〇八・三〇	くず	
	一　チタン・ニオブ合金	無税
	二　その他のもの	四・一%
八一〇八・九〇	その他のもの	
	一　チタン・ニオブ合金のもの	無税
	二　その他のもの	五・二%
八一・〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	
八一〇九・二一	ジルコニウムの塊及び粉	無税
八一〇九・二九	ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの	無税
	くず	
八一〇九・三一	ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの	無税
八一〇九・三九	その他のもの	無税
八一〇九・九一	ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの	無税
八一〇九・九九	その他のもの	無税
八一・一〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	
八一一〇・一〇	アンチモンの塊及び粉	無税
八一一〇・二〇	くず	無税
八一・一一	マンガン及びその製品（くずを含む。）	
八一一一・〇〇	ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	四・四%
八一・一二	ベリリウム	
八一一二・一二	塊及び粉	一キログラムにつき二二円四〇銭
八一一二・一三	くず	無税

八一一二・一九	その他のもの	無税
八一一二・二一	クロム 塊及び粉	四・一％
八一一二・二二	くず	四・一％
八一一二・二九	その他のもの	五・二％
八一一二・三一	ハフニウム 塊、くず及び粉	無税
八一一二・三九	その他のもの	五・二％
八一一二・四一	レニウム 塊、くず及び粉	無税
八一一二・四九	その他のもの	五・二％
八一一二・五一	タリウム 塊及び粉	四・一％
八一一二・五二	くず	四・一％
八一一二・五九	その他のもの	五・二％
八一一二・六一	カドミウム くず	四・一％
八一一二・六九	その他のもの	四・一％
	一　塊及び粉	四・一％
	二　その他のもの	五・二％
八一一二・九二	その他のもの 塊、くず及び粉	無税
	一　インジウムのもの	五・二％
	二　バナジウムのもの	三％
	三　その他のもの	五・二％
八一一二・九九	その他のもの	無税
	一　ニオブ・チタン合金のもの	無税
	二　ゲルマニウムのもの	無税
	三　その他のもの	五・二％
八一・一三		
八一一三・〇〇	サーメット及びその製品（くずを含む。）	五・二％

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

注

1　トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第八二・〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。

（a）　卑金属

（b）　金属炭化物又はサーメット

（c）　卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石

（d）　卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料

2　この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第八四・六六項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第一五部の注2のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。

電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第八五・一〇項に属する。

3　第八二・一一項の一以上のナイフとこれと同数以上の第八二・一五項の製品とをセットにした製品は、第八二・一五項に属する。

八二・〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	無税
八二〇一・一〇	スペード及びショベル	無税
八二〇一・三〇	つるはし、くわ及びレーキ	無税
八二〇一・四〇	なた、なたがまその他のおの類	無税
八二〇一・五〇	片手剪定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）	無税
八二〇一・六〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	無税
八二〇一・九〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	無税
八二・〇二	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり	
八二〇二・一〇	手のこぎり	無税
八二〇二・二〇	帯のこぎりのブレード	無税
	サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）	無税
八二〇二・三一	作用する部分に鋼を使用したもの	無税
八二〇二・三九	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八二〇二・四〇	チェーンソーのブレード	無税
	その他ののこぎりのブレード	無税
八二〇二・九一	ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）	無税
八二〇二・九九	その他のもの	無税
八二・〇三	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	
八二〇三・一〇	やすりその他これに類する手工具	無税
八二〇三・二〇	プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具	無税
八二〇三・三〇	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	無税
八二〇三・四〇	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	無税
八二・〇四	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	
八二〇四・一一	スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。） 調節式でないもの	無税
八二〇四・一二	調節式のもの	無税
八二〇四・二〇	互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	無税
八二・〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	
八二〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	無税
八二〇五・二〇	ハンマー	無税

八二〇五・三〇	かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）	無税
八二〇五・四〇	ねじ回し	無税
	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）	
八二〇五・五一	家庭用のもの	無税
八二〇五・五九	その他のもの	無税
八二〇五・六〇	トーチランプ	無税
八二〇五・七〇	万力、クランプその他これらに類する物品	無税
八二〇五・九〇	その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）	無税
八二・〇六	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	無税
八二・〇七	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	
八二〇七・一三	削岩用又は土壌せん孔用の工具	無税
八二〇七・一九	作用する部分にサーメットを使用したもの	無税
八二〇七・二〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八二〇七・三〇	金属の引抜き用又は押出し用のダイス	無税
八二〇七・四〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	無税
八二〇七・五〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具	無税
八二〇七・六〇	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）	無税
八二〇七・七〇	中ぐり用又はブローチ削り用の工具	無税
八二〇七・八〇	フライス削り用工具	無税
八二〇七・九〇	切削用工具	無税
	その他の互換性工具	
八二・〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃	
八二〇八・一〇	金属加工用のもの	無税
八二〇八・二〇	木工用のもの	無税
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	無税
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	無税
八二〇八・九〇	その他のもの	無税
八二・〇九		
八二〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（サーメットのもので、取り付けてないものに限る。）	無税
八二・一〇		
八二一〇・〇〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税
八二・一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃	
八二一一・一〇	詰合せセット	四・四％
	その他のもの	
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	四・四％
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	四・四％
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	四・四％
八二一一・九四	刃	三・七％
八二一一・九五	卑金属製の柄	四・四％
八二一一・一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	
八二一二・一〇	かみそり	無税
八二一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	無税
八二一二・九〇	その他の部分品	無税
八二一三・〇〇	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	四・四％
八二一四・一〇	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	四・四％
八二一四・一〇	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	四・四％
八二一四・二〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	四・六％
八二一四・九〇	その他のもの	四・四％
八二一・一五	スプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	
八二一五・一〇	詰合せセット（貴金属をめつきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）	四・六％
八二一五・二〇	その他の詰合せセット	四・六％
	その他のもの	
八二一五・九一	貴金属をめつきしたもの	四・六％
八二一五・九九	その他のもの	四・六％

第八三類　各種の卑金属製品

注

1　この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項、第七三・一八項又は第七三・二〇項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで又は第七八類から第八一類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。

2　第八三・〇二項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートルを超えるものにあつては取り付けてある車輪又はタイヤの幅が三〇ミリメートル未満のものをいう。

八三・〇一		
八三〇一・一〇	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ	四・一％
八三〇一・二〇	南京錠	無税
八三〇一・三〇	自動車に使用する種類の錠	四・一％
	家具に使用する種類の錠	
八三〇一・四〇	その他の錠	四・一％
八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	四・一％
八三〇一・六〇	部分品	四・一％
八三〇一・七〇	かぎ（単独で提示するものに限る。）	四・一％

八三・〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	四・一％
八三〇二・一〇	ちようつがい	四・一％
八三〇二・二〇	キャスター	四・一％
八三〇二・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）	無税
八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品 建築物に適するもの	四・一％
八三〇二・四二	その他のもの（家具に適するものに限る。）	四・一％
八三〇二・四九	その他のもの	四・一％
八三〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	四・一％
八三〇二・六〇	ドアクローザー	四・一％
八三・〇三	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	無税
八三〇三・〇〇		
八三・〇四	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	四・六％
八三〇四・〇〇		
八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	無税
八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具	無税
八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル	無税
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八三・〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	無税
八三〇六・一〇	ベル、ゴングその他これらに類する物品	無税
八三〇六・二一	小像その他の装飾品 貴金属をめつきしたもの	四・六％
八三〇六・二九	その他のもの	四・六％
八三〇六・三〇	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	四・六％
八三・〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	無税
八三〇七・一〇	鉄鋼製のもの	無税
八三〇七・九〇	その他の卑金属製のもの	無税
八三・〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ビーズ及びスパングル	無税
八三〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット	無税
八三〇八・二〇	管リベット及び二股リベット	無税
八三〇八・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	八％
一	ビーズ及びスパングル（貴金属をめつきしたものに限る。）	四・六％
二	その他のもの	
八三・〇九	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	三・九％
八三〇九・一〇	王冠	三・八％
八三〇九・九〇	その他のもの	
八三・一〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	無税
八三一〇・〇〇	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	三・九％
八三・一一	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三一一・一〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三一一・二〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三一一・三〇	その他のもの	四・六％
八三一一・九〇		

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第三九類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの（第四〇・一〇項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b)　革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇五項参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c)　ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品（材料を問わない。例えば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類及び第一五部参照）

(d)　ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード（例えば、第三九類、第四八類及び第一五部参照）

(e)　伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト及びベルチング（第五九・一〇項参照）及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品（第五九・一一項参照）

(f)　第七一・〇二項から第七一・〇四項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一六項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第八五・二二項参照）。）

(g)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

（ｈ）　ドリルパイプ（第七三・〇四項参照）
（ｉ）ｊ）　金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第一五部参照）
（ｋ）　第八二類又は第八三類の物品
（ｌ）　第一七部の物品
（ｍ）　第九〇類の物品
（ｎ）　第九一類の時計その他の物品
（ｏ）　第八二・〇七項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第四〇類、第四二類、第四三類、第五九類、第六八・〇四項又は第六九・〇九項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類のブラシ（第九六・〇三項参照）
（ｐ）　第九五類の物品
（ｑ）　タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第九六・一二項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）及び第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

２　機械の部分品（第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注１、第八四類の注１又は第八五類の注１のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

（ａ）　当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項（第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八四・八七項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項、第八五・三八項及び第八五・四八項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。
（ｂ）　（ａ）のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項若しくは第八五・三八項のうち該当する項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属し、第八五・二四項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第八五・二九項に属する。
（ｃ）　その他の部分品は、第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項又は第八五・三八項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第八四・八七項又は第八五・四八項に属する。

３　二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

４　個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかいないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかいないかを問わない。）が第八四類又は第八五類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

５　１から４までにおいて「機械」とは、第八四類又は第八五類の各項の機械類及び電気機器をいう。

６
（Ａ）　この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。
（ｉ）　破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなったもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの
（ｉｉ）　輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかったもの
（Ｂ）　「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第八五・四九項に属する。
（Ｃ）　この部には、第三八類の注４の都市廃棄物を含まない。

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注
１　この類には、次の物品を含まない。
（ａ）　第六八類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品
（ｂ）　陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の陶磁製の部分品（第六九類参照）
（ｃ）　理化学用ガラス製品（第七〇・一七項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品（ガラス製のものに限る。第七〇・一九項及び第七〇・二〇項参照）
（ｄ）　第七三・二一項又は第七三・二二項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで参照）
（ｅ）　第八五・〇八項の真空式掃除機
（ｆ）　第八五・〇九項の家庭用電気機器及び第八五・二五項のデジタルカメラ
（ｇ）　第一七部の物品用のラジエーター
（ｈ）　動力駆動式でない手動床掃除機（第九六・〇三項参照）

２　第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までに該当するものは、この部の注３及びこの類の注１１の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。
（Ａ）　第八四・一九項には、次の物品を含まない。
（ｉ）　発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第八四・三六項参照）
（ｉｉ）　穀物給湿機（第八四・三七項参照）
（ｉｉｉ）　糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）
（ｉｖ）　紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）
（ｖ）　機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの
（Ｂ）　第八四・二二項には、次の物品を含まない。
（ｉ）　袋その他これに類する容器の封口用ミシン（第八四・五二項参照）
（ｉｉ）　第八四・七二項の事務用機器
（Ｃ）　第八四・二四項には、次の物品を含まない。
（ｉ）　インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）
（ｉｉ）　ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）

３　第八四・五六項に該当する加工機械で、同時に第八四・五七項から第八四・六四項又は第八四・六五項のいずれかの項に該当するものは、第八四・五六項に属する。

４　第八四・五七項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）のみを含む。
（ａ）　加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）
（ｂ）　固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）
（ｃ）　工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスファーマシン）

５　第八四・六二項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。

6　（A）第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。
（i）処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
（ii）使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
（iii）使用者が特定する算術計算を実行すること。
（iv）人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。
（B）自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。
（C）（D）及び（E）の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。
（i）自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。
（ii）中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。
（iii）当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。
自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。また、（C）（i）及び（C）（i.i）の要件を満たすキーボード、X－Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第八四・七一項に属する。
（D）6（C）の条件を満たす場合であつても、第八四・七一項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。
（i）プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）
（ii）音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））において通信するための機器を含む。）
（iii）拡声器及びマイクロホン
（iv）テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー
（v）モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機を除く。）
（E）自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。
7　第八四・八二項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、一％以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第七三・二六項に属する。
8　二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。
9　第八四・七〇項において「ポケットサイズ」とは、高さ、幅及び奥行の寸法が一七〇ミリメートル、一〇〇ミリメートル及び四五ミリメートル以下の機械をいう。
10　第八四・八五項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもとにした物体の形成をいう。
11　（A）第八五類の注12（a）及び（b）は、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（ＬＥＤ）を含む。
（B）この注及び第八四・八六項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラット パネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。
（C）第八四・八六項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。
（i）マスク又はレチクルの製造又は修理
（ii）半導体デバイス又は集積回路の組立て
（iii）ボール（ｂｏｕｌｅ）、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し
（D）第一六部の注1及び第八四類の注1のものを除くほか、第八四・八六項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
号注
1　第八四六五・二〇号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。
2　第八四七一・四九号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第八四類の注6（C）の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。
3　第八四八一・二〇号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わつた流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第八四・八一項の他のいかなる号にも優先する。
4　第八四八二・四〇号には、直径が五ミリメートル以下で長さが直径の三倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

八四・〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	
八四〇一・一〇	原子炉	無税
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	無税
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	無税
八四〇一・四〇	原子炉の部分品	無税
八四・〇二		
八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	無税
八四〇二・一二	蒸気発生ボイラー	
八四〇二・一九	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	無税
八四〇二・二〇	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	無税
八四〇二・九〇	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	無税
八四・〇三	過熱水ボイラー	無税
八四〇三・一〇	部分品	無税
八四〇三・九〇	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	無税
	ボイラー	無税
	部分品	無税

八四・〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	無税
八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・九〇	部分品	無税
八四・〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）用のものに限る。）	無税
八四〇五・九〇	部分品	無税
八四・〇六	蒸気タービン	無税
八四〇六・一〇	タービン（船舶推進用のものに限る。）	無税
八四〇六・八一	その他のタービン	無税
八四〇六・八二	出力が四〇メガワットを超えるもの	無税
八四〇六・九〇	出力が四〇メガワット以下のもの	無税
八四・〇七	部分品	無税
八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	無税
八四〇七・二一	航空機用エンジン	無税
八四〇七・二九	船舶推進用エンジン	無税
八四〇七・三一	その他のもの	無税
八四〇七・三二	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	無税
八四〇七・三九	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三四	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税
八四〇七・九〇	その他のエンジン	無税
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	無税
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン	無税
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税
八四〇八・九〇	その他のエンジン	無税
八四・〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	無税
八四〇九・一〇	航空機用エンジンのもの	無税
八四〇九・九九	その他のもの	無税
八四・一〇	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	無税
八四一〇・一一	液体タービン及び水車	無税
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一〇・一三	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一〇・九〇	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四・一一	部分品（調速機を含む。）	無税
	タービンジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	
八四一一・一一	タービンジェット	
八四一一・一二	推力が二五キロニュートン以下のもの	無税
八四一一・一九	推力が二五キロニュートンを超えるもの	無税
八四一一・二一	ターボプロペラ	無税
八四一一・二二	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・二九	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・八一	その他のガスタービン	無税
八四一一・八二	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・九一	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・九九	部分品	無税
八四・一二	ターボジェット又はターボプロペラのもの	無税
八四一二・一〇	その他のもの	無税
八四一二・一一	その他の原動機	無税
八四一二・一九	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	無税
八四一二・二一	液体原動機	無税
八四一二・二二	直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一二・二九	その他のもの	無税
八四一二・三一	気体原動機	無税
八四一二・三二	直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一二・三九	その他のもの	無税
八四一二・八〇	その他のもの	無税
八四一二・九〇	部分品	無税
八四・一三	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター	
	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	
八四一三・一一	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	無税
八四一三・一九	その他のもの	無税
八四一三・二〇	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	無税
八四一三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	無税
八四一三・四〇	コンクリートポンプ	無税
八四一三・五〇	その他の往復容積式ポンプ	無税
八四一三・六〇	その他の回転容積式ポンプ	無税
八四一三・七〇	その他の遠心ポンプ	無税
八四一三・八一	その他のポンプ及び液体エレベーター	無税
八四一三・八二	ポンプ	無税
八四一三・九一	液体エレベーター	無税
八四一三・九二	部分品	無税
	ポンプのもの	
	液体エレベーターのもの	

八四・一四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）	無税
八四一四・一〇	真空ポンプ	無税
八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	無税
八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	無税
八四一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）	無税
八四一四・五一	ファン	無税
八四一四・五九	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	無税
八四一四・六〇	その他のもの	無税
八四一四・七〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）	無税
八四一四・八〇	密閉形の生物学的安全キャビネット	無税
八四一四・九〇	その他のもの	無税
八四一五	部分品	無税
	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	
八四一五・一〇	窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	無税
八四一五・二〇	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	無税
八四一五・八一	その他のもの	無税
	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの	無税
八四一五・八二	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	無税
八四一五・八三	冷却ユニットを自蔵しないもの	無税
八四一五・九〇	部分品	無税
八四・一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	無税
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	無税
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	無税
八四一六・三〇	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	無税
八四一六・九〇	部分品	無税
八四・一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）	無税
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	無税
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	無税
八四一七・八〇	その他のもの	無税
八四一七・九〇	部分品	無税
八四・一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	無税
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。）	無税
八四一八・二一	圧縮式のもの	無税
八四一八・二九	その他のもの	無税
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	無税
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	無税
八四一八・五〇	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）	無税
	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	
八四一八・六一	ヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	無税
八四一八・六九	その他のもの	無税
	部分品	
八四一八・九一	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	無税
八四一八・九九	その他のもの	無税
八四・一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	
八四一九・一一	瞬間ガス湯沸器	無税
八四一九・一二	太陽熱温水器	無税
八四一九・一九	その他のもの	無税
八四一九・二〇	医療用又は理化学用の滅菌器	無税
	乾燥機	
八四一九・三三	凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器	無税
八四一九・三四	その他のもの（農産物用のものに限る。）	無税
八四一九・三五	その他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。）	無税
八四一九・三九	その他のもの	無税
八四一九・四〇	蒸留用又は精留用の機器	無税
八四一九・五〇	熱交換装置	無税
八四一九・六〇	気体液化装置	無税
	その他の機器	
八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	無税
八四一九・八九	その他のもの	無税
八四一九・九〇	部分品	無税
八四・二〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	無税
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機	無税
	部分品	
八四二〇・九一	シリンダー	無税
八四二〇・九九	その他のもの	無税
八四・二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	無税
八四二一・一一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	無税
八四二一・一二	クリーム分離機	無税
	衣類脱水機	無税

八四二一・一九	その他のもの	無税
八四二一・二一	液体のろ過機及び清浄機	無税
八四二一・二二	水のろ過用又は清浄用のもの	無税
八四二一・二三	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	無税
八四二一・二九	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	無税
	その他のもの	無税
八四二一・三一	気体のろ過機及び清浄機	無税
八四二一・三二	内燃機関の吸気用のろ過機	無税
	内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）	無税
八四二一・三九	その他のもの	無税
	部分品	無税
八四二一・九一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	無税
八四二一・九九	その他のもの	無税
八四・二二	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	無税
	皿洗機	無税
八四二一・一一	家庭用のもの	無税
八四二一・一九	その他のもの	無税
八四二一・二〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	無税
八四二一・三〇	充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	無税
八四二一・四〇	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	無税
八四二一・九〇	部分品	無税
八四・二三	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	無税
八四二三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	無税
八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	無税
八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	無税
	その他の重量測定機器	無税
八四二三・八一	最大ひよう量が三〇キログラム以下のもの	無税
八四二三・八二	最大ひよう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	無税
八四二三・八九	その他のもの	無税
八四二三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	無税
八四・二四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	無税
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）	無税
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	無税
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	無税
八四二四・四一	可搬式噴霧器	無税
八四二四・四九	その他のもの	無税
	その他の機器	無税
八四二四・八二	農業用又は園芸用のもの	無税
八四二四・八九	その他のもの	無税
八四二四・九〇	部分品	無税
八四二五・一一	ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ	無税
八四二五・一九	ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）	無税
八四二五・三一	電動機により作動するもの	無税
八四二五・三九	その他のもの	無税
八四二五・四一	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト	無税
八四二五・四二	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）	無税
八四二五・四三	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）	無税
八四二五・四九	その他のもの	無税
八四・二六	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	無税
八四二六・一一	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー	無税
八四二六・一二	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	無税
八四二六・一九	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー	無税
八四二六・二〇	タワークレーン	無税
八四二六・三〇	門形ジブクレーン	無税
八四二六・四一	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税
八四二六・四九	タイヤ付きのもの	無税
	その他のもの	無税
八四二六・九一	その他の機械	無税
八四二六・九九	道路走行車両に装備するために設計したもの	無税
八四・二七	その他のもの	無税
八四二七・一〇	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	無税
八四二七・二〇	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）	無税
八四二七・九〇	その他の自走式トラック	無税
八四・二八	その他のトラック	無税
	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）	無税
八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト	無税
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	無税
	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）	無税
八四二八・三一	地下で使用するために特に設計したもの	無税

八四二八・三二	その他のもの（バケット型のものに限る。）	無税
八四二八・三三	その他のもの（ベルト型のものに限る。）	無税
八四二八・三九	その他のもの	無税
八四二八・四〇	エスカレーター及び移動式歩道	無税
八四二八・六〇	ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置	無税
八四二八・七〇	産業用ロボット	無税
八四二八・九〇	その他の機械	無税
八四・二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	
	ブルドーザー及びアングルドーザー	
八四二九・一一	無限軌道式のもの	無税
八四二九・一九	その他のもの	無税
八四二九・二〇	地ならし機	無税
八四二九・三〇	スクレーパー	無税
八四二九・四〇	突固め用機械及びロードローラー	無税
	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	
八四二九・五一	フロントエンド型ショベルローダー	無税
八四二九・五二	上部構造が三六〇度回転するもの	無税
八四二九・五九	その他のもの	無税
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機及びくい抜き機並びに除雪機	
八四三〇・一〇	くい打ち機及びくい抜き機	無税
八四三〇・二〇	除雪機	無税
	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機	
八四三〇・三一	自走式のもの	無税
八四三〇・三九	その他のもの	無税
	その他のせん孔用又は掘削用の機械	
八四三〇・四一	自走式のもの	無税
八四三〇・四九	その他のもの	無税
八四三〇・五〇	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税
	その他の機械（自走式のものを除く。）	
八四三〇・六一	突固め用機械	無税
八四三〇・六九	その他のもの	無税
八四・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	
八四三一・一〇	第八四・二五項の機械のもの	無税
八四三一・二〇	第八四・二七項の機械のもの	無税
	第八四・二八項の機械のもの	
八四三一・三一	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの	無税
八四三一・三九	その他のもの	無税
	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの	
八四三一・四一	バケット、ショベル、グラブ及びグリップ	無税
八四三一・四二	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード	無税
八四三一・四三	第八四三〇・四一号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	無税
八四三一・四九	その他のもの	無税
八四・三二	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	
八四三二・一〇	プラウ	無税
	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	
八四三二・二一	ディスクハロー	無税
八四三二・二九	その他のもの	無税
	播種機、植付け機及び移植機	
八四三二・三一	不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機	無税
八四三二・三九	その他のもの	無税
	肥料散布機	
八四三二・四一	堆肥散布機	無税
八四三二・四二	施肥機	無税
八四三二・八〇	その他の機械	無税
八四三二・九〇	部分品	無税
八四・三三	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	
	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	
八四三三・一一	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	無税
八四三三・一九	その他のもの	無税
八四三三・二〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	無税
八四三三・三〇	その他の乾草製造用機械	無税
八四三三・四〇	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	無税
	その他の収穫機及び脱穀機	
八四三三・五一	コンバイン	無税
八四三三・五二	その他の脱穀機	無税
八四三三・五三	根菜類又は塊茎の収穫機	無税
八四三三・五九	その他のもの	無税
八四三三・六〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	無税
八四三三・九〇	部分品	無税
八四・三四	搾乳機及び酪農機械	
八四三四・一〇	搾乳機	無税
八四三四・二〇	酪農機械	無税
八四三四・九〇	部分品	無税
八四・三五	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	
八四三五・一〇	機械	無税
八四三五・九〇	部分品	無税
八四・三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器	
八四三六・一〇	飼料調製用機械	無税
	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	
八四三六・二一	家きんのふ卵器及び育すう器	無税

八四三六・二九	その他のもの
八四三六・八〇	その他の機械部分品
八四三六・九一	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの
八四三六・九九	その他のもの
八四・三七	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械
八四三七・八〇	その他の機械
八四三七・九〇	部分品
八四・三八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）
八四三八・一〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械
八四三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械
八四三八・三〇	砂糖製造機械
八四三八・四〇	醸造用機械
八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械
八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械
八四三八・八〇	その他の機械
八四三八・九〇	部分品
八四・三九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械
八四三九・九一	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの部分品
八四三九・九九	その他のもの
八四・四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）
八四四〇・一〇	機械
八四四〇・九〇	部分品
八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）
八四四一・一〇	切断機
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）
八四四一・八〇	その他の機械
八四四一・九〇	部分品
八四・四二	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン
八四四二・三〇	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器

八四四二・四〇	第八四四二・三〇号の機器の部分品
八四四二・五〇	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン
八四・四三	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品
	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）
八四四三・一一	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）
八四四三・一二	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が二二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）
八四四三・一三	その他のオフセット印刷機
八四四三・一四	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）
八四四三・一五	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）
八四四三・一六	フレキソ印刷機
八四四三・一七	グラビア印刷機
八四四三・一九	その他のもの
	その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）
八四四三・三一	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）
八四四三・三二	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）
八四四三・三九	その他のもの
	部分品及び附属品
八四四三・九一	印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）
八四四三・九九	その他のもの
八四・四四	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機
八四四四・〇〇	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械
八四・四五	紡績準備機械
八四四五・一一	カード
八四四五・一二	コーマ
八四四五・一三	練条機及び粗紡機
八四四五・一九	その他のもの
八四四五・二〇	精紡機
八四四五・三〇	合糸機及びねん糸機
八四四五・四〇	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機
八四四五・九〇	その他のもの
八四・四六	織機
八四四六・一〇	織幅が三〇センチメートル以下のもの
	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものに限る。）

八四四六・二一	力織機	無税
八四四六・二九	その他のもの	無税
八四四六・三〇	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）	無税
八四・四七	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	
八四四七・一一	丸編機	無税
八四四七・一二	シリンダーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	無税
八四四七・二〇	シリンダーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	無税
八四四七・九〇	平型編機及びステッチボンディングマシン	無税
八四・四八	その他のもの	無税
	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	
八四四八・一一	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	無税
八四四八・一九	その他のもの	無税
八四四八・二〇	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	無税
	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	
八四四八・三一	針布	無税
八四四八・三二	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	無税
八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	無税
八四四八・三九	その他のもの	無税
	織機又はその補助機械の部分品及び附属品	
八四四八・四二	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	無税
八四四八・四九	その他のもの	無税
	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	
八四四八・五一	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	無税
八四四八・五九	その他のもの	無税
八四・四九		
八四四九・〇〇	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	無税
八四・五〇	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	
	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	
八四五〇・一一	全自動のもの	無税
八四五〇・一二	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	無税
八四五〇・一九	その他のもの	無税
八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	無税
八四五〇・九〇	部分品	無税
八四・五一	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	
八四五一・一〇	ドライクリーニング機	無税
八四五一・二一	乾燥機	無税
	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	
八四五一・二九	その他のもの	無税
八四五一・三〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	無税
八四五一・四〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	無税
八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	無税
八四五一・八〇	その他の機械	無税
八四五一・九〇	部分品	無税
八四・五二	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	
八四五二・一〇	家庭用ミシン	無税
八四五二・九〇	その他のミシン	無税
八四五二・二一	自動式のもの	無税
八四五二・二九	その他のもの	無税
八四五二・三〇	ミシン針	無税
八四五二・九〇	ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品	無税
八四・五三	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	無税
八四五三・二〇	履物の製造機械及び修理機械	無税
八四五三・八〇	その他の機械	無税
八四五三・九〇	部分品	無税
八四・五四	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	
八四五四・一〇	転炉	無税
八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取鍋	無税
八四五四・三〇	鋳造機	無税
八四五四・九〇	部分品	無税
八四・五五	金属圧延機及びそのロール	
八四五五・一〇	管圧延機	無税
八四五五・二一	その他の圧延機	
	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	無税
八四五五・二二	冷間圧延のもの	無税
八四五五・三〇	圧延機用ロール	無税
八四五五・九〇	その他の部分品	無税
八四・五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械	
八四五六・一一	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税

八四五六・一二	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・二〇	超音波によるもの	無税
八四五六・三〇	放電によるもの	無税
八四五六・四〇	プラズマアークによるもの	無税
八四五六・五〇	ウォータージェット切断機械	無税
八四五六・九〇	その他のもの	無税
八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	無税
八四五七・一〇	マシニングセンター	無税
八四五七・二〇	ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）	無税
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン	無税
八四・五八	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）	
八四五八・一一	横旋盤	無税
八四五八・一九	数値制御式のもの	無税
	その他のもの	無税
八四五八・九一	数値制御式のもの	無税
八四五八・九九	その他のもの	無税
八四・五九	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）	
八四五九・一〇	ウェイタイプユニットヘッド機	無税
	その他のボール盤	無税
八四五九・二一	数値制御式のもの	無税
八四五九・二九	その他のもの	無税
	その他の中ぐりフライス盤	無税
八四五九・三一	数値制御式のもの	無税
八四五九・三九	その他のもの	無税
	その他の中ぐり盤	無税
八四五九・四一	数値制御式のもの	無税
八四五九・四九	その他のもの	無税
	膝形フライス盤	無税
八四五九・五一	数値制御式のもの	無税
八四五九・五九	その他のもの	無税
	その他のフライス盤	無税
八四五九・六一	数値制御式のもの	無税
八四五九・六九	その他のもの	無税
八四五九・七〇	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	無税
八四・六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	
八四六〇・一二	平面研削盤	無税
	数値制御式のもの	無税
	その他のもの	無税
八四六〇・一九	その他の研削盤	無税
八四六〇・二二	芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。）	無税
八四六〇・二三	その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る。）	無税
八四六〇・二四	その他のもの（数値制御式のものに限る。）	無税
八四六〇・二九	その他のもの	無税
	工具研削盤	無税
八四六〇・三一	数値制御式のもの	無税
八四六〇・三九	その他のもの	無税
八四六〇・四〇	ホーニング盤及びラップ盤	無税
八四六〇・九〇	その他のもの	無税
八四・六一	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
八四六一・二〇	形削り盤及び立削り盤	無税
八四六一・三〇	ブローチ盤	無税
八四六一・四〇	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	無税
八四六一・五〇	金切り盤及び切断機	無税
八四六一・九〇	その他のもの	無税
八四・六二	鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	
八四六二・一一	密閉型鍛造機	無税
八四六二・一九	その他のもの	無税
	熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー	
八四六二・二一	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスブレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）	無税
八四六二・二二	形状成形機	無税
八四六二・二三	数値制御式のプレスブレーキ	無税
八四六二・二四	数値制御式のパネルベンダー	無税
八四六二・二五	数値制御式のロール成形機	無税
八四六二・二六	その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン	無税
八四六二・二九	その他のもの	無税
	スリッター機、切断機及びその他の剪断機（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）	
八四六二・三二	スリッター機及び切断機	無税
八四六二・三三	数値制御式の剪断機	無税
八四六二・三九	その他のもの	無税
	パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）	
八四六二・四二	数値制御式のもの	無税
八四六二・四九	その他のもの	無税
	炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）	

八四六二・五一	数値制御式のもの	無税
八四六二・五九	その他のもの	無税
	冷間金属加工プレス	
八四六二・六一	液圧プレス	無税
八四六二・六二	機械プレス	無税
八四六二・六三	サーボプレス	無税
八四六二・六九	その他のもの	無税
八四六二・九〇	その他のもの	無税
八四・六三	その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	
八四六三・一〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）	無税
八四六三・二〇	ねじ転造盤	無税
八四六三・三〇	線の加工機械	無税
八四六三・九〇	その他のもの	無税
八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	
八四六四・一〇	のこ盤	無税
八四六四・二〇	研削盤及び研磨盤	無税
八四六四・九〇	その他のもの	無税
八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	無税
八四六五・二〇	マシニングセンター	無税
	その他のもの	
八四六五・九一	のこ盤	無税
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）	無税
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	無税
八四六五・九四	ベンディングマシン及び組立て用機械	無税
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	無税
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	無税
八四六五・九九	その他のもの	無税
八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他の機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	
八四六六・一〇	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド	無税
八四六六・二〇	工作物保持具	無税
八四六六・三〇	割出台その他の機械用の特殊な附属装置（機械用のものに限る。）	無税
	その他のもの	
八四六六・九一	第八四・六四項の機械に使用するもの	無税
八四六六・九二	第八四・六五項の機械に使用するもの	無税
八四六六・九三	第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用するもの	無税
八四六六・九四	第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの	無税
八四・六七	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）	
	ニューマチックツール	
八四六七・一一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	無税
八四六七・一九	その他のもの	無税
	電気式の原動機を自蔵するもの	
八四六七・二一	ドリル	無税
八四六七・二二	のこぎり	無税
八四六七・二九	その他のもの	無税
	その他の工具	
八四六七・八一	チェーンソー	無税
八四六七・八九	その他のもの	無税
	部分品	
八四六七・九一	チェーンソーのもの	無税
八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	無税
八四六七・九九	その他のもの	無税
八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	無税
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	無税
八四六八・八〇	その他の機器	無税
八四六八・九〇	部分品	無税
八四・七〇	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機	
八四七〇・一〇	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）	無税
	その他の電子式計算機	
八四七〇・二一	印字機構を有するもの	無税
八四七〇・二九	その他のもの	無税
八四七〇・三〇	その他の計算機	無税
八四七〇・五〇	金銭登録機	無税
八四七〇・九〇	その他のもの	無税
八四・七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	
八四七一・三〇	携帯用の自動データ処理機械（重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	無税
	その他の自動データ処理機械	
八四七一・四一	少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）	無税
八四七一・四九	その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）	無税
八四七一・五〇	処理装置（第八四七一・四一号及び第八四七一・四九号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）	無税

八四七一・六〇	入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）	無税
八四七一・七〇	記憶装置	無税
八四七一・八〇	その他の装置（自動データ処理機械のユニットに限る。）	無税
八四七一・九〇	その他のもの	無税
八四・七二	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	無税
八四七二・一〇	謄写機	無税
八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	無税
八四七二・九〇	その他のもの	無税
八四・七三	第八四・七〇項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	無税
	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品	無税
八四七三・二一	第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二一号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの	無税
八四七三・二九	その他のもの	無税
八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	無税
八四七三・四〇	第八四・七二項の機械の部分品及び附属品	無税
八四七三・五〇	第八四・七〇項から第八四・七二項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品	無税
八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機	無税
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	無税
八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機	無税
	混合機及び捏和機	無税
八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機	無税
八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	無税
八四七四・三九	その他のもの	無税
八四七四・八〇	その他の機械	無税
八四七四・九〇	部分品	無税
八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	無税
	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四七五・二一	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	無税
八四七五・二九	その他のもの	無税
八四七五・九〇	部分品	無税
八四・七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	無税
	飲料の自動販売機	無税
八四七六・二一	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	無税
八四七六・二九	その他のもの	無税
	その他の自動販売機	無税
八四七六・八一	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	無税
八四七六・八九	その他のもの	無税
八四七六・九〇	部分品	無税
八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八四七七・一〇	射出成形機	無税
八四七七・二〇	押出成形機	無税
八四七七・三〇	吹込み成形機	無税
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	無税
	その他の機械（成形用機械に限る。）	無税
八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	無税
八四七七・五九	その他のもの	無税
八四七七・八〇	その他の機械	無税
八四七七・九〇	部分品	無税
八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	無税
八四七八・九〇	部分品	無税
八四・七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	無税
八四七九・二〇	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械	無税
八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	無税
八四七九・四〇	綱又はケーブルの製造機械	無税
八四七九・五〇	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	無税
八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置	無税
	旅客搭乗橋	無税
八四七九・七一	空港において使用する種類のもの	無税
八四七九・七九	その他のもの	無税
八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	無税
	その他の機械類	無税
八四七九・八三	冷間静水圧プレス	無税
八四七九・八九	その他のもの	無税
八四七九・九〇	部分品	無税
八四・八〇	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	無税
	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	無税
八四八〇・一〇	金属鋳造用鋳型枠	無税
八四八〇・二〇	鋳型ベース	無税
八四八〇・三〇	鋳造用パターン	無税
	金属又は金属炭化物の成形用の型	無税

八四八〇・四一	射出式又は圧縮式のもの
八四八〇・四九	その他のもの
八四八〇・五〇	ガラスの成形用の型
八四八〇・六〇	鉱物性材料の成形用の型
八四八〇・七一	ゴム又はプラスチックの成形用の型
八四八〇・七九	射出式又は圧縮式のもの
八四八〇・八一	その他のもの
八四八一・一〇	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）
八四八一・二〇	減圧弁
八四八一・三〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁
八四八一・四〇	逆止弁
八四八一・八〇	安全弁及び逃がし弁
八四八一・九〇	その他の物品
八四八二・一〇	部分品
八四八二・二〇	玉軸受及びころ軸受
八四八二・三〇	玉軸受
八四八二・四〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）
八四八二・五〇	球面ころ軸受
八四八二・八〇	針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）
八四八二・九一	その他の円筒ころ軸受（保持器ところを組み合わせたものを含む。）
八四八二・九九	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）
八四八二・九九	その他のもの
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
八四八三・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八四八三・九〇	単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品
八四・八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール
八四八四・一〇	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）
八四八四・二〇	メカニカルシール
八四八四・九〇	その他のもの
八四八五・一〇	積層造形用の機械
八四八五・二〇	メタルデポジット方式によるもの
八四八五・三〇	プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの
八四八五・八〇	方式又はガラスデポジット方式によるもの
八四八五・九〇	その他のもの
八四八六・一〇	部分品
八四八六・二〇	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注１１（Ｃ）の機器並びに部分品及び附属品
八四八六・三〇	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器
八四八六・四〇	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器
八四八六・六〇	フラットパネルディスプレイ製造用の機器
八四八六・九〇	第八四類の注１１（Ｃ）の機器
八四八七・一〇	部分品及び附属品
八四・八七	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）
八四八七・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根
八四八七・九〇	その他のもの
八四・八五	第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

無税

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

（b）第七〇・一一項のガラス製の物品

（c）第八四・八六項の機器

（d）内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第九〇・一八項参照）

（e）第九四類の電気加熱式家具

2　第八五・〇一項から第八五・〇四項までには、第八五・一一項、第八五・一二項又は第八五・四〇項から第八五・四二項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第八五・〇四項に属する。

3　第八五・〇七項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

4　第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

（a）床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）

（b）その他の機器で重量が二〇キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照）、遠心式衣類脱水機（第八四・二一項参照）、皿洗機（第八四・二二項参照）、家庭用洗濯機（第八四・五〇項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第八四・二〇項及び第八四・五一項参照）、ミシン（第八四・五二項参照）、電気ばさみ（第八四・六七項参照）並びに電熱機器（第八五・一六項参照）を除く。

5　第八五・一七項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）

を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。

６　第八五・二三項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（ａ）「不揮発性半導体記憶装置」（例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」）は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー（例えば、「ＦＬＡＳＨ　Ｅ^{2}ＰＲＯＭ」）を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子（例えば、コンデンサー、抵抗器）を取り付けたものを含む。

（ｂ）「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサー、ランダムアクセスメモリー（ＲＡＭ）又はリードオンリーメモリー（ＲＯＭ）を一個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

７　第八五・二四項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器（他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第八五・二四項には、映像信号を変換する要素（例えば、スケーラーＩＣ、デコーダーＩＣ又はアプリケーションプロセッサー）や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注７のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たつては、第八五・二四項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

８　第八五・三四項において「印刷回路」とは、印刷技術（例えば、浮出し、めつき及びエッチング）又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、半導体素子）を除く。）を絶縁基板上に形成して得た回路（当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従つて相互に接続してあるかないかを問わない。）をいう。

印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路並びに個々の抵抗器、コンデンサー及びインダクターを含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第八五・四二項に属する。

９　第八五・三六項において、「光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。

１０　第八五・三七項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない（第八五・四三項参照）。

１１　第八五・三九項において「発光ダイオード（ＬＥＤ）光源」には、次の物品を含む。

（ａ）「発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュール」

発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード（ＬＥＤ）による電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第八五・三六項若しくは第八五・四二項の物品を有する。発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

（ｂ）「発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ」

発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプは、一以上の発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールを含む電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールと区別される。

１２　第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（ａ）

（ｉ）「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといつた固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（１）「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電気的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。

（２）「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

（３）「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

（４）「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。

（５）「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

（６）「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

（ｉｉ）「発光ダイオード（ＬＥＤ）」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス（互いに電気的に結合しているかいないか又は保護ダイオードと接続しているかいないかを問わない。）をいう。第八五・四一項の発光ダイオード（ＬＥＤ）は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

（ｂ）「集積回路」とは、次の物品をいう。

（ｉ）　モノリシック集積回路（半導体材料又は化合物半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素、ガリウム―砒素、シリコン―ゲルマニウム、インジウム―りん等）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

（ｉｉ）　ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等）と能動素子（半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを相

互接続子又は接続ケーブルによつて実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

（ｉｉｉ）　マルチチップ集積回路（二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。）

（ｉｖ）　マルチコンポーネント集積回路（ＭＣＯ）（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第八五・三二項、第八五・三三項若しくは第八五・四一項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第八五・〇四項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板（ＰＣＢ）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

１　「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にＭＣＯの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

２　「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

３

（ａ）　「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

（ｂ）　「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

（ｃ）　「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

（ｄ）　「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注１２の物品の所属の決定に当たつては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、第八五・二三項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

号注

１　第八五二五・八一号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が一マイクロ秒当たり〇・五ミリメートルを超えること。

時間分解能が五〇ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒二二五、〇〇〇フレームを超えること。

２　第八五二五・八二号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で五〇、〇〇〇グレイ（五、〇〇〇、〇〇〇ラド）の放射線量に耐えるよう設計されている。

３　第八五二五・八三号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー（自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの）を含み、熱画像カメラ（主として第八五二五・八九号参照）を含まない。

４　第八五二七・一二号には、高さ、幅及び奥行の寸法が一七〇ミリメートル、一〇〇ミリメートル及び四五ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。

５　第八五四九・一一号から第八五四九・一九号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

八五・〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	無税
八五〇一・一〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）	無税
八五〇一・二〇	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）	無税
八五〇一・三一	その他の直流電動機及び直流発電機（光発電機を除く。）	
八五〇一・三二	出力が七五〇ワット以下のもの	無税
八五〇一・三三	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一・三四	出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一・四〇	出力が三七五キロワットを超えるもの	無税
八五〇一・五一	その他の多相交流電動機	
八五〇一・五二	出力が七五〇ワット以下のもの	無税
八五〇一・五三	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一・六一	出力が七五キロワットを超えるもの	無税
八五〇一・六二	交流発電機（光発電機を除く。）	
八五〇一・六三	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一・六四	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一・七一	出力が七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一・七二	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇一・八〇	直流光発電機	
八五・〇二	出力が五〇ワット以下のもの	無税
八五〇二・一一	出力が五〇ワットを超えるもの	無税
八五〇二・一二	交流光発電機	
八五〇二・一三	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	
八五〇二・二〇	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）	
八五〇二・三一	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇二・三九	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇二・四〇	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五・〇三	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）	無税
	風力式のもの	無税
	その他のもの	無税
	ロータリーコンバーター	

八五〇三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	
八五〇四・一〇	放電管用安定器	無税
	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）	
八五〇四・二一	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・二三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
	その他のトランスフォーマー	
八五〇四・三一	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・三二	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・三三	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・三四	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇四・四〇	スタティックコンバーター	無税
八五〇四・五〇	その他のインダクター	無税
八五〇四・九〇	部分品	無税
八五・〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	
	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	
八五〇五・一一	金属製のもの	無税
八五〇五・一九	その他のもの	無税
八五〇五・二〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	無税
八五〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八五・〇六	一次電池	
八五〇六・一〇	二酸化マンガンを使用したもの	無税
八五〇六・三〇	酸化水銀を使用したもの	無税
八五〇六・四〇	酸化銀を使用したもの	無税
八五〇六・五〇	リチウムを使用したもの	無税
八五〇六・六〇	空気・亜鉛電池	無税
八五〇六・八〇	その他の一次電池	無税
八五〇六・九〇	部分品	無税
八五・〇七	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	
八五〇七・一〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	無税
八五〇七・二〇	その他の鉛蓄電池	無税
八五〇七・三〇	ニッケル・カドミウム蓄電池	無税
八五〇七・五〇	ニッケル・水素蓄電池	無税
八五〇七・六〇	リチウム・イオン蓄電池	無税
八五〇七・八〇	その他の蓄電池	無税
八五〇七・九〇	部分品	無税

八五・〇八	真空式掃除機	
	電動装置を自蔵するもの	
八五〇八・一一	出力が一、五〇〇ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（二〇リットル以下のもの）を有するものに限る。）	無税
八五〇八・一九	その他のもの	無税
八五〇八・六〇	その他のもの	無税
八五〇八・七〇	部分品	無税
八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）	
八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	無税
八五〇九・八〇	その他の機器	無税
八五〇九・九〇	部分品	無税
八五・一〇	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）	
八五一〇・一〇	かみそり	無税
八五一〇・二〇	バリカン	無税
八五一〇・三〇	脱毛器	無税
八五一〇・九〇	部分品	無税
八五・一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器	
八五一一・一〇	点火プラグ	無税
八五一一・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	無税
八五一一・三〇	ディストリビューター及びイグニションコイル	無税
八五一一・四〇	スターター及び始動充電発電機	無税
八五一一・五〇	その他の発電機	無税
八五一一・八〇	その他の機器	無税
八五一一・九〇	部分品	無税
八五・一二	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	
八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	無税
八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	無税
八五一二・三〇	音響信号機器	無税
八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	無税
八五一二・九〇	部分品	無税
八五・一三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	
八五一三・一〇	ランプ	無税
八五一三・九〇	部分品	無税
八五・一四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	
	抵抗加熱炉	
八五一四・一一	熱間静水圧プレス	無税

八五一四・一九	その他のもの	無税
八五一四・二〇	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	無税
	その他の炉	
八五一四・三一	電子ビーム炉	無税
八五一四・三二	プラズマアーク炉及び真空アーク炉	無税
八五一四・三九	その他のもの	無税
八五一四・四〇	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	無税
八五一四・九〇	部分品	無税
八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器	無税
八五一五・一一	はんだごて及びはんだ付けガン	無税
八五一五・一九	その他のもの	無税
	金属用抵抗溶接機器	
八五一五・二一	全自動式又は半自動式のもの	無税
八五一五・二九	その他のもの	無税
	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）	
八五一五・三一	全自動式又は半自動式のもの	無税
八五一五・三九	その他のもの	無税
八五一五・八〇	その他の機器	無税
八五一五・九〇	部分品	無税
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	無税
八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	無税
	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	
八五一六・二一	蓄熱式ラジエーター	無税
八五一六・二九	その他のもの	無税
	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	
八五一六・三一	ヘアドライヤー	無税
八五一六・三二	その他の調髪用機器	無税
八五一六・三三	手用ドライヤー	無税
八五一六・四〇	電気アイロン	無税
八五一六・五〇	マイクロ波オーブン	無税
八五一六・六〇	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	無税
	その他の電熱機器	
八五一六・七一	コーヒーメーカー及びティーメーカー	無税
八五一六・七二	トースター	無税
八五一六・七九	その他のもの	無税
八五一六・八〇	電熱用抵抗体	無税
八五一六・九〇	部分品	無税
八五・一七	電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ）用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。）	無税
八五一七・一一	電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）	
	コードレス送受話器付きの有線電話機	無税
八五一七・一三	スマートフォン	無税
八五一七・一四	携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話	無税
八五一七・一八	その他のもの	無税
	その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ）用の通信機器を含む。）	
八五一七・六一	基地局	無税
八五一七・六二	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	無税
八五一七・六九	その他のもの	無税
	部分品	
八五一七・七一	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	無税
八五一七・七九	その他のもの	無税
	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	
八五一八・一〇	マイクロホン及びそのスタンド	無税
	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	
八五一八・二一	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	無税
八五一八・二二	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	無税
八五一八・二九	その他のもの	無税
八五一八・三〇	ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの	無税
八五一八・四〇	可聴周波増幅器	無税
八五一八・五〇	電気式音響増幅装置	無税
八五一八・九〇	部分品	無税
八五・一九	音声の記録用又は再生用の機器	無税
八五一九・二〇	硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器	無税
八五一九・三〇	レコードデッキ	無税
	その他の機器	
八五一九・八一	磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの	無税
八五一九・八九	その他のもの	無税
八五・二一	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二一・一〇	磁気テープ式のもの	無税
八五二一・九〇	その他のもの	無税

八五・二二	部分品及び附属品（第八五・一九項又は第八五・二一項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）	無税
八五二二・一〇	ピックアップカートリッジ	無税
八五二二・九〇	その他のもの	無税
八五・二三	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	
八五二三・二一	磁気媒体	無税
八五二三・二九	カード（磁気ストライプを有するもの）	無税
八五二三・四一	その他のもの	無税
八五二三・四九	光学媒体	無税
八五二三・五一	記録してないもの	無税
八五二三・五二	その他のもの	無税
八五二三・五九	半導体媒体	無税
八五二三・八〇	不揮発性半導体記憶装置	無税
八五・二四	スマートカード	無税
八五二四・一一	その他のもの	無税
八五二四・一二	その他のもの	無税
八五二四・一九	フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）	無税
八五二四・九一	液晶のもの	無税
八五二四・九二	ドライバ又は制御回路を有しないもの	無税
八五二四・九九	有機発光ダイオード（ＯＬＥＤ）のもの	無税
八五・二五	その他のもの	無税
八五二五・五〇	液晶のもの	無税
八五二五・六〇	その他のもの	無税
八五二五・八一	有機発光ダイオード（ＯＬＥＤ）のもの	無税
八五二五・八二	その他のもの	無税
八五二五・八三	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	無税
八五二五・八九	送信機器	無税
八五・二六	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	無税
八五二六・一〇	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	無税
八五二六・九一	この類の号注１の高速度の物品	無税
八五二六・九二	その他のもの（この類の号注２の耐放射線性の物品に限る。）	無税
八五・二七	その他のもの（この類の号注３の暗視用の物品に限る。）	無税
	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）	
八五二七・一二	ポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）	無税
八五二七・一三	その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）	無税
八五二七・一九	その他のもの	無税
	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	
八五二七・二一	音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	無税
八五二七・二九	その他のもの	無税
八五二七・九一	音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	無税
八五二七・九二	時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。）	無税
八五二七・九九	その他のもの	無税
八五・二八	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二八・四九	陰極線管モニター	無税
八五二八・四二	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	無税
八五二八・四九	その他のもの	無税
八五二八・五二	その他のモニター	無税
八五二八・五九	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	無税
八五二八・六二	その他のもの	無税
八五二八・六九	プロジェクター	無税
八五二八・七一	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	無税
八五二八・七二	その他のもの	無税
八五二八・七三	テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二八・七九	ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの	無税
八五二八・八一	その他のもの（カラーのものに限る。）	無税
八五二八・八二	その他のもの（モノクロームのものに限る。）	無税
八五・二九	第八五・二四項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五二九・一〇	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	無税
八五二九・九〇	その他のもの	無税
八五・三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	無税
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	無税
八五三〇・八〇	その他の機器	無税
八五三〇・九〇	部分品	無税
八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	無税
八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	無税

八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス（ＬＣＤ）又は発光ダイオード（ＬＥＤ）を自蔵するものに限る。）	無税
八五三一・八〇	その他の機器	無税
八五三一・九〇	部分品	無税
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	
八五三二・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	無税
	その他の固定式コンデンサー	
八五三二・二一	タンタルコンデンサー	無税
八五三二・二二	アルミニウム電解コンデンサー	無税
八五三二・二三	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	無税
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	無税
八五三二・二五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	無税
八五三二・二九	その他のもの	無税
八五三二・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	無税
八五三二・九〇	部分品	無税
八五・三三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）	
八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	無税
	その他の固定式抵抗器	
八五三三・二一	容量が二〇ワット以下のもの	無税
八五三三・二九	その他のもの	無税
	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	
八五三三・三一	容量が二〇ワット以下のもの	無税
八五三三・三九	その他のもの	無税
八五三三・四〇	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	無税
八五三三・九〇	部分品	無税
八五・三四		
八五三四・〇〇	印刷回路	無税
八五・三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	
八五三五・一〇	ヒューズ	無税
八五三五・二一	自動遮断器	
八五三五・二一・一	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの	無税
八五三五・二九	その他のもの	無税
八五三五・三〇	断路機及び開閉スイッチ	無税
八五三五・四〇	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	無税
八五三五・九〇	その他のもの	無税
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	
八五三六・一〇	ヒューズ	無税
八五三六・二〇	自動遮断器	無税
八五三六・三〇	電気回路保護用のその他の機器	無税
八五三六・四一	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	無税
八五三六・四九	その他のもの	無税
八五三六・五〇	その他のスイッチ	無税
八五三六・六一	ランプホルダー、プラグ及びソケット	無税
八五三六・六九	その他のもの	無税
八五三六・七〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	無税
八五三六・九〇	その他の機器	無税
八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第八五・一七項の交換機を除く。）	無税
八五三七・一〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	無税
八五三七・二〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	無税
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五三八・一〇	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	無税
八五三八・九〇	その他のもの	無税
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（ＬＥＤ）光源	
八五三九・一〇	シールドビームランプ	無税
八五三九・二一	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	無税
八五三九・二二	タングステンハロゲン電球	無税
八五三九・二三	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税
八五三九・二九	その他のもの	無税
八五三九・三一	放電管（紫外線ランプを除く。）	無税
八五三九・三二	熱陰極蛍光放電管	無税
八五三九・三三	水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ	無税
八五三九・三九	その他のもの	無税
八五三九・四一	アーク灯	無税
八五三九・四九	その他のもの	無税
八五三九・五一	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源	無税
八五三九・五二	発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュール	無税
八五三九・九〇	発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ	無税
八五・四〇	部分品	無税
八五四〇・一一	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	無税
八五四〇・一二	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）	
	カラーのもの	無税
八五四〇・二〇	モノクロームのもの	無税
八五四〇・二〇	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	無税

八五四〇・四〇	データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	無税
八五四〇・六〇	その他の陰極線管	無税
	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	
八五四〇・七一	磁電管	無税
八五四〇・七九	その他のもの	無税
	その他の管	
八五四〇・八一	受信管及び増幅管	無税
八五四〇・八九	その他のもの	無税
	部分品	
八五四〇・九一	陰極線管のもの	無税
八五四〇・九九	その他のもの	無税
八五・四一	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（ＬＥＤ）（他の発光ダイオード（ＬＥＤ）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子	無税
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード（ＬＥＤ）を除く。）	無税
	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）	
八五四一・二一	定格消費電力が一ワット未満のもの	無税
八五四一・二九	その他のもの	無税
八五四一・三〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	無税
	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（ＬＥＤ）	
八五四一・四一	発光ダイオード（ＬＥＤ）	無税
八五四一・四二	光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）	無税
八五四一・四三	光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）	無税
八五四一・四九	その他のもの	無税
	その他の半導体デバイス	
八五四一・五一	半導体ベースの変換器	無税
八五四一・五九	その他のもの	無税
八五四一・六〇	圧電結晶素子	無税
八五四一・九〇	部分品	無税
八五・四二	集積回路	無税
	集積回路	
八五四二・三一	プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかないかを問わない。）	無税
八五四二・三二	記憶素子	無税
八五四二・三三	増幅器	無税
八五四二・三九	その他のもの	無税
八五四二・九〇	部分品	無税
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四三・一〇	粒子加速器	無税
八五四三・二〇	信号発生器	無税
八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税
八五四三・四〇	電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具	無税
八五四三・七〇	その他の機器	無税
八五四三・九〇	部分品	無税
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	五・八％
八五四四・一一	巻線	
	銅のもの	五・八％
八五四四・一九	その他のもの	無税
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	無税
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	無税
八五四四・四二	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）接続子を取り付けてあるもの	無税
八五四四・四九	その他のもの	無税
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税
八五四四・七〇	光ファイバーケーブル	無税
八五・四五	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	
	電極	
八五四五・一一	炉に使用する種類のもの	三・九％
八五四五・一九	その他のもの	三・九％
八五四五・二〇	ブラシ	三・九％
八五四五・九〇	その他のもの	
	一　カーボン電熱抵抗体	
	二　その他のもの	無税
八五・四六	がい子（材料を問わない。）	三・九％
八五四六・一〇	ガラス製のもの	無税
八五四六・二〇	陶磁製のもの	無税
八五四六・九〇	その他のもの	無税
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切つたソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）	無税
八五四七・一〇	陶磁製の電気絶縁用物品	無税
八五四七・二〇	プラスチック製の電気絶縁用物品	無税
八五四七・九〇	その他のもの	無税
八五・四八	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四八・〇〇	電気電子機器のくず	無税
八五・四九		

八五四九・一一　一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	無税
八五四九・一二　その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）	無税
八五四九・一三　化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	無税
八五四九・一四　分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	無税
八五四九・一九　その他のもの	無税
主として貴金属の回収に使用する種類のもの	
八五四九・二一　一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・二九　その他のもの	無税
その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板	
八五四九・三一　一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・三九　その他のもの	無税
その他のもの	
八五四九・九一　一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・九九　その他のもの	無税

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

1　この部には、第九五・〇三項又は第九五・〇八項の物品及び第九五・〇六項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。

2　「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。

(a)　ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第八四・八四項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(c)　第八二類の物品（工具）

(d)　第八三・〇六項の物品

(e)　第八四・〇一項から第八四・七九項までの機器及びその部分品（この部の物品用のラジエーターを除く。）、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）

(f)　電気機器（第八五類参照）

(g)　第九〇類の物品

(h)　第九一類の物品

(ij)　武器（第九三類参照）

(k)　第九四・〇五項の照明器具

(l)　車両の部分品として使用する種類のブラシ（第九六・〇三項参照）

3　第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。

4　この部においては、次に定めるところによる。

(a)　道路とレールの両方を走行するために作った車両は、第八七類の該当する項に属する。

(b)　水陸両用車両は、第八七類の該当する項に属する。

(c)　道路走行車両として兼用することができる航空機は、第八八類の該当する項に属する。

5　空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。

(a)　案内軌道走行用のもの（空気浮上式鉄道）は、第八六類に属する。

(b)　陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c)　水上走行用のもの（岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）は、第八九類に属する。

空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。

空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第四四・〇六項及び第六八・一〇項参照）

(b)　第七三・〇二項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材

(c)　第八五・三〇項の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器

2　第八六・〇七項には、次の物品を含む。

(a)　車軸、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪部分品

(b)　フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車

(c)　車軸箱及びブレーキ装置

(d)　車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器

(e)　車体

3　第八六・〇八項には、1の物品を除くほか、次の物品を含む。

(a)　組み立てた線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ

(b)　腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は転轍(てつ)用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含み、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）

八六・〇一　鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）	無税
八六〇一・一〇　外部電源により走行するもの	無税
八六〇一・二〇　蓄電池により走行するもの	無税
八六・〇二　その他の鉄道用機関車及び炭水車	無税
八六〇二・一〇　電気式ディーゼル機関車	無税
八六〇二・九〇　その他のもの	無税
八六・〇三　鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）	無税
八六〇三・一〇　外部電源により走行するもの	無税
八六〇三・九〇　その他のもの	無税
八六・〇四	

八六〇四・〇〇	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるか ないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突 固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）	無税
八六・〇五 八六〇五・〇〇	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道 用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自 走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）	無税
八六・〇六 八六〇六・一〇 八六〇六・三〇	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。） タンク車その他これに類する車両 荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号のものを除く。） その他のもの	無税 無税 無税
八六〇六・九一 八六〇六・九二	有がい車 無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有す るものに限る。）	無税 無税
八六〇六・九九 八六・〇七	その他のもの 鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品	無税
八六〇七・一一	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの 部分品	無税
八六〇七・一二	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	無税
八六〇七・一九	その他のボギー台車及びビッセル台車 その他のもの（部分品を含む。）	無税 無税
八六〇七・二一	ブレーキ及びその部分品 エアブレーキ及びその部分品	無税 無税
八六〇七・二九	その他のもの	無税
八六〇七・三〇	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品 その他のもの	無税 無税
八六〇七・九一	機関車のもの	無税
八六〇七・九九	その他のもの	無税
八六〇八・〇〇	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式 のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水 路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）	無税
八六・〇九 八六〇九・〇〇	及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品 コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸 送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備し たものに限る。）	無税 無税

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。

2　この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。

第八七・〇一項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）は、トラクターとともに提示する場合であつても、それらがそれぞれ属する項に属する。

3　運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。

4　第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇三項に属する。

号注

1　第八七〇八・二二号には、次の物品のみを含む。

（a）フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）

（b）フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）

ただし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。

八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	
八七〇一・一〇	一軸トラクター	無税
八七〇一・二一	セミトレーラー用の道路走行用トラクター ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	無税
八七〇一・二二	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇一・二三	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇一・二四	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	無税
八七〇一・二九	その他のもの	無税
八七〇一・三〇	無限軌道式トラクター	無税
八七〇一・九一	その他のもの エンジン出力が一八キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九二	エンジン出力が一八キロワットを超え三七キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九三	エンジン出力が三七キロワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九四	エンジン出力が七五キロワットを超え一三〇キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九五	エンジン出力が一三〇キロワットを超えるもの	無税
八七・〇二	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	無税
八七〇二・二〇	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇二・三〇	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇二・四〇	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	無税
八七〇二・九〇	その他のもの	無税
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	無税
八七〇三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	無税
八七〇三・二一	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。） シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇三・二二	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇三・二三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税

八七〇三・二四	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの
	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）
八七〇三・三一	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・三二	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・三三	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの
八七〇三・四〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
八七〇三・五〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
八七〇三・六〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
八七〇三・七〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
八七〇三・八〇	その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）
八七〇三・九〇	その他のもの
八七・〇四	貨物自動車
八七〇四・一〇	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）
	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）
八七〇四・二一	車両総重量が五トン以下のもの
八七〇四・二二	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの
八七〇四・二三	車両総重量が二〇トンを超えるもの
	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）
八七〇四・三一	車両総重量が五トン以下のもの
八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超えるもの
	その他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限る。）
八七〇四・四一	車両総重量が五トン以下のもの
八七〇四・四二	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの
八七〇四・四三	車両総重量が二〇トンを超えるもの
	その他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。）
八七〇四・五一	車両総重量が五トン以下のもの
八七〇四・五二	車両総重量が五トンを超えるもの
八七〇四・六〇	その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）
八七〇四・九〇	その他のもの
八七・〇五	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
八七〇五・一〇	クレーン車
八七〇五・二〇	せん孔デリック車
八七〇五・三〇	消防車
八七〇五・四〇	コンクリートミキサー車
八七〇五・九〇	その他のもの
八七・〇六	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
八七〇六・〇〇	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
八七・〇七	第八七・〇三項の車両用のもの
八七〇七・一〇	その他のもの
八七〇七・九〇	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）
八七・〇八	バンパー及びその部分品
八七〇八・一〇	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品
八七〇八・二一	シートベルト
八七〇八・二二	この類の号注1のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓
八七〇八・二九	その他のもの
八七〇八・三〇	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品
八七〇八・四〇	ギヤボックス及びその部分品
八七〇八・五〇	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品
八七〇八・七〇	車輪並びにその部分品及び附属品
八七〇八・八〇	懸架装置及びその部分品（ショックアブソーバーを含む。）
八七〇八・九一	ラジエーター及びその部分品
八七〇八・九二	消音装置（マフラー）及び排気管並びにこれらの部分品
八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品
八七〇八・九五	安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品
八七〇八・九九	その他のもの
八七・〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品
八七〇九・一一	車両
八七〇九・一九	電気式のもの
八七〇九・九〇	その他のもの
八七・一〇	部分品
八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品

八七〇三・二四	無税
八七〇三・三一	無税
八七〇三・三二	無税
八七〇三・三三	無税
八七〇三・四〇	無税
八七〇三・五〇	無税
八七〇三・六〇	無税
八七〇三・七〇	無税
八七〇三・八〇	無税
八七〇三・九〇	無税
八七・〇四	無税
八七〇四・一〇	無税
八七〇四・二一	無税
八七〇四・二二	無税
八七〇四・二三	無税
八七〇四・三一	無税
八七〇四・三二	無税
八七〇四・四一	無税
八七〇四・四二	無税
八七〇四・四三	無税
八七〇四・五一	無税
八七〇四・五二	無税
八七〇四・六〇	無税
八七〇四・九〇	無税
八七・〇五	無税
八七〇五・一〇	無税
八七〇五・二〇	無税
八七〇五・三〇	無税
八七〇五・四〇	無税
八七〇五・九〇	無税
八七・〇六	無税
八七〇六・〇〇	無税
八七・〇七	無税
八七〇七・一〇	無税
八七〇七・九〇	無税
八七・〇八	無税
八七〇八・一〇	無税
八七〇八・二一	無税
八七〇八・二二	無税
八七〇八・二九	無税
八七〇八・三〇	無税
八七〇八・四〇	無税
八七〇八・五〇	無税
八七〇八・七〇	無税
八七〇八・八〇	無税
八七〇八・九一	無税
八七〇八・九二	無税
八七〇八・九三	無税
八七〇八・九四	無税
八七〇八・九五	無税
八七〇八・九九	無税
八七・〇九	無税
八七〇九・一一	無税
八七〇九・一九	無税
八七〇九・九〇	無税
八七・一〇	無税
八七一〇・〇〇	八％

八七・一一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	
八七一一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税
八七一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税
八七一一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税
八七一一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税
八七一一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関付きのもの	無税
八七一一・六〇	駆動原動機として電動機を有するもの	無税
八七一一・九〇	その他のもの	無税
八七・一二	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	無税
八七・一三	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	
八七一三・一〇	機械式駆動機構を有しないもの	無税
八七一三・九〇	その他のもの	無税
八七・一四	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	
八七一四・一〇	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	無税
八七一四・二〇	身体障害者用又は病人用の車両のもの	無税
	その他のもの	
八七一四・九一	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	無税
八七一四・九二	リム及びスポーク	無税
八七一四・九三	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	無税
八七一四・九四	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	無税
八七一四・九五	サドル	無税
八七一四・九六	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	無税
八七一四・九九	その他のもの	無税
八七・一五	乳母車及びその部分品	無税
八七一五・〇〇	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	
八七・一六	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	無税
八七一六・一〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	無税
八七一六・二〇	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー	無税
八七一六・三一	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー	無税
八七一六・三九	その他のもの	無税
八七一六・四〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー	無税
八七一六・八〇	その他の車両	無税
八七一六・九〇	部分品	無税

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

注

1　この類において、「無人航空機」とは、第八八・〇一項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第九五・〇三項参照）。

号注

1　第八八〇二・一一号から第八八〇二・四〇号までにおいて「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量（乗務員、燃料及び装備品（据え付けたものを除く。）の重量を除く。）をいう。

2　第八八〇六・二一号から第八八〇六・二四号まで及び第八八〇六・九一号から第八八〇六・九四号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）をいう。

八八・〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機	無税
八八〇一・〇〇	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。第八八・〇六項の無人航空機を除く。）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット	
八八・〇二	ヘリコプター	
八八〇二・一一	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの	無税
八八〇二・一二	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの	無税
八八〇二・二〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）	無税
八八〇二・三〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの）	無税
八八〇二・四〇	飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）	無税
八八〇二・六〇	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット	無税
八八・〇四	落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）及びローターシュート並びにこれらの部分品及び附属品	無税
八八〇四・〇〇	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	無税
八八・〇五	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品	無税
八八〇五・一〇	航空用地上訓練装置及びその部分品	無税
八八〇五・二一	空中戦用シミュレーター及びその部分品	無税
八八〇五・二九	その他のもの	無税
八八・〇六	無人航空機	
八八〇六・一〇	旅客の輸送用に設計したもの	無税

八八〇六・二一	その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）
八八〇六・二二	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの
八八〇六・二三	最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの
	最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの
八八〇六・二四	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの
八八〇六・二九	その他のもの
八八〇六・九一	その他のもの
八八〇六・九二	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの
八八〇六・九三	最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの
	最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの
八八〇六・九四	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの
八八〇六・九九	その他のもの
八八・〇七	部分品（第八八・〇一項、第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品のものに限る。）
八八〇七・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八〇七・二〇	着陸装置及びその部分品
八八〇七・三〇	飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品
八八〇七・九〇	その他のもの

無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	

第八九類　船舶及び浮き構造物

注

1　船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇六項に属する。

八九・〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）
八九〇一・一〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート
八九〇一・二〇	タンカー
八九〇一・三〇	冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）
八九〇一・九〇	その他の貨物船及び貨客船
八九・〇二	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶
八九〇二・〇〇	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー
八九・〇三	膨張式のボート（複合艇を含む。）
八九〇三・一一	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの（原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）
八九〇三・一二	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの（原動機とともに使用するように設計されていないものに限る。）
八九〇三・一九	その他のもの

無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	

八九〇三・二一	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）
八九〇三・二二	長さが七・五メートル以下のもの
八九〇三・二三	長さが七・五メートルを超え二四メートル以下のもの
	長さが二四メートルを超えるもの
八九〇三・三一	モーターボート（船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。）
八九〇三・三二	長さが七・五メートル以下のもの
八九〇三・三三	長さが七・五メートルを超え二四メートル以下のもの
	長さが二四メートルを超えるもの
八九〇三・九三	その他のもの
八九〇三・九九	長さが七・五メートル以下のもの
八九・〇四	その他のもの
八九〇四・〇〇	曳航用又は押航用の船舶
八九・〇五	照明船、消防船、しゆんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
八九〇五・一〇	しゆんせつ船
八九〇五・二〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
八九〇五・九〇	その他のもの
八九・〇六	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓櫂船を除く。）
八九〇六・一〇	軍艦
八九〇六・九〇	その他のもの
八九・〇七	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）
八九〇七・一〇	膨脹式いかだ
八九〇七・九〇	その他のもの
八九・〇八	解体用の船舶その他の浮き構造物
八九〇八・〇〇	

無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	
無税	

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第四〇・一六項参照）、革製品（第四二・〇五項参照）、コンポジションレザー製品（第四二・〇五項参照）及び紡織用繊維製品（第五九・一一項参照）

（b）　紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品（その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート）（第一一部参照）

（c）　第六九・〇三項の耐火製品及び第六九・〇九項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品

（ｄ）　卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの（第八三・〇六項及び第七一類参照）及び第七〇・〇九項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの

（ｅ）　第七〇・〇七項、第七〇・〇八項、第七〇・一一項、第七〇・一四項、第七〇・一五項又は第七〇・一七項の物品

（ｆ）　第一五部の注２の卑金属製の汎用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第九〇・二一項に属する。

（ｇ）　第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）、第八四・八一項の弁その他の物品並びに第八四・八六項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）

（ｈ）　自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第八五・一二項参照）、第八五・一三項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第八五・一九項参照）、サウンドヘッド（第八五・二一項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第八五・二五項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第八五・三六項参照）、第八五・三七項の数値制御用の機器、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル

（ｉ，ｊ）　第九四・〇五項のサーチライト及びスポットライト

（ｋ）　第九五類の物品

（ｌ）　第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

（ｍ）　容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）

（ｎ）　スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二三項及び第一五部）

２　この類の物品の部分品及び附属品は、１の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

（ａ）　当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項（第八四・八七項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。

（ｂ）　（ａ）に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第九〇・一〇項、第九〇・一三項又は第九〇・三一項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。

（ｃ）　その他の部分品及び附属品は、第九〇・三三項に属する。

３　第一六部の注３及び注４の規定は、この類においても適用する。

４　第九〇・〇五項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第九〇・一三項に属する。

５　第九〇・一三項及び第九〇・三一項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第九〇・三一項に属する。

６　第九〇・二一項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。

整形外科用機器には、寸法を採って作られる又は大量生産されるといういずれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいずれかにかかわらず装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。

７　第九〇・三二項には、次の物品のみを含む。

（ａ）　液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）

（ｂ）　非電気的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器

九〇・〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル	無税
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板	無税
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ	無税
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ	無税
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ	無税
九〇〇一・九〇	その他のもの	無税
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	
九〇〇二・一一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	
九〇〇二・一九	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	無税
九〇〇二・二〇	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	無税
九〇〇二・九〇	その他のもの	無税
九〇・〇三	フィルター	無税
九〇〇三・一一	その他のもの	無税
九〇〇三・一九	眼鏡のフレーム及びその部分品	無税
九〇〇三・九〇	フレーム	五・六％
九〇・〇四	プラスチック製のもの	五・六％
九〇〇四・一〇	その他の材料製のもの	五・六％
九〇〇四・九〇	一　金属製のもの	三・九％
九〇・〇五	二　その他のもの	五・六％
九〇〇五・一〇	部分品	六・四％
	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	六・四％
	サングラス	六・四％
	その他のもの	
	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	無税
	双眼鏡	無税

九〇〇五・八〇	その他の機器	無税
九〇〇五・九〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）	無税
九〇・〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	
九〇〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	無税
九〇〇六・四〇	インスタントプリントカメラ	無税
	その他の写真機	
九〇〇六・五三	幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するもの	無税
九〇〇六・五九	その他のもの	無税
	写真用のせん光器具及びせん光電球	
九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	無税
九〇〇六・六九	その他のもの	無税
	部分品及び附属品	
九〇〇六・九一	写真機用のもの	無税
九〇〇六・九九	その他のもの	無税
九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	
九〇〇七・一〇	撮影機	無税
九〇〇七・二〇	映写機	無税
	部分品及び附属品	
九〇〇七・九一	撮影機用のもの	無税
九〇〇七・九二	映写機用のもの	無税
九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	
九〇〇八・五〇	投影機、引伸機及び縮小機	無税
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	無税
九〇一〇・五〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	無税
九〇一〇・六〇	映写用又は投影用のスクリーン	無税
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇一一・一〇	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	無税
九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡	無税
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	無税
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	無税
九〇一一・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	無税
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	無税
九〇一二・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一三	レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	無税
九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	無税
九〇一三・八〇	その他の機器	無税
九〇一三・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器	無税
九〇一四・一〇	羅針盤	無税
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	無税
九〇一四・八〇	その他の機器	無税
九〇一四・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一五	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	
九〇一五・一〇	測距儀	無税
九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀	無税
九〇一五・三〇	水準器	無税
九〇一五・四〇	写真測量用機器	無税
九〇一五・八〇	その他の機器	無税
九〇一五・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一六	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	無税
九〇一六・〇〇		
九〇・一七	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	無税
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	無税
九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	無税
九〇一七・八〇	その他の機器	無税
九〇一七・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一八	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	
九〇一八・一一	心電計	無税
九〇一八・一二	走査型超音波診断装置	無税
九〇一八・一三	磁気共鳴画像診断装置	無税
九〇一八・一四	シンチグラフ装置	無税
九〇一八・一九	その他のもの	無税
九〇一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器	無税
九〇一八・三一	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	無税
九〇一八・三二	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	無税
	金属製の管針及び縫合用の針	
九〇一八・三九	その他のもの	無税
	その他の機器（歯科用のものに限る。）	

九〇一八・四一	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）	無税
九〇一八・四九	その他のもの	無税
九〇一八・五〇	その他の機器（眼科用のものに限る。）	無税
九〇一八・九〇	その他のもの	無税
九〇・一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器	無税
九〇一九・二〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇・二〇		
九〇二〇・〇〇	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	無税
九〇・二一	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	無税
九〇二一・一〇	整形外科用機器及び骨折治療具	無税
九〇二一・二一	義歯及び歯用の取付用品	無税
九〇二一・二九	義歯	無税
九〇二一・二九	その他のもの	無税
九〇二一・三一	その他の人造の人体の部分	無税
九〇二一・三九	人造関節	無税
九〇二一・四〇	その他のもの	無税
九〇二一・五〇	補聴器（部分品及び附属品を除く。）	無税
九〇二一・九〇	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）	無税
九〇・二二	その他のもの	無税
	エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管	
九〇二一・一二	その他のエックス線の発生機	無税
九〇二一・一三	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	無税
九〇二一・一四	コンピュータ断層撮影装置	無税
九〇二一・一九	その他のもの（歯科用のものに限る。）	無税
九〇二一・九〇	その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）	無税
九〇二一・一九	その他の用途に供するもの	無税
	アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	
九〇二一・二一	医療用又は獣医用のもの	無税
九〇二一・二九	その他の用途に供するもの	無税
九〇二一・三〇	エックス線管	無税
九〇二一・九〇	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	無税
九〇・二三		
九〇二三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	無税

九〇・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	無税
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	無税
九〇二四・八〇	その他の機器	無税
九〇二四・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品	
九〇二五・一一	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	無税
九〇二五・一九	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	無税
九〇二五・八〇	その他のもの	無税
九〇二五・九〇	その他の機器	無税
九〇・二六	部分品及び附属品	無税
	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	
九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	無税
九〇二六・二〇	圧力の測定用又は検査用のもの	無税
九〇二六・八〇	その他の機器	無税
九〇二六・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二七	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	
九〇二七・一〇	ガス又は煙の分析機器	無税
九〇二七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	無税
九〇二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	無税
九〇二七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	無税
九〇二七・八一	質量分析計	無税
九〇二七・八九	その他のもの	無税
九〇二七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	無税
九〇・二八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	
九〇二八・一〇	ガス用計器	無税
九〇二八・二〇	液体用計器	無税
九〇二八・三〇	電気用計器	無税
九〇二八・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二九	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ	
九〇二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	無税
九〇二九・二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	無税
九〇二九・九〇	部分品及び附属品	無税

九〇・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税
九〇三〇・二〇	オシロスコープ及びオシログラフ	無税
九〇三〇・三一	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）	無税
九〇三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	無税
九〇三〇・三三	マルチメーター（記録装置を有するもの）	無税
九〇三〇・三九	その他のもの（記録装置を有しないもの）	無税
九〇三〇・四〇	その他のもの（記録装置を有するもの）	無税
	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	無税
	その他の機器	
九〇三〇・八二	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（集積回路を含む。）	無税
九〇三〇・八四	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	無税
九〇三〇・八九	その他のもの	無税
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	無税
九〇三一・一〇	釣合試験機	無税
九〇三一・二〇	テストベンチ	無税
九〇三一・四一	その他の光学式機器	無税
	半導体ウエハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	無税
九〇三一・四九	その他のもの	無税
九〇三一・八〇	その他の機器	無税
九〇三一・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三二	自動調整機器	無税
九〇三二・一〇	サーモスタット	無税
九〇三二・二〇	マノスタット	無税
	その他の機器	
九〇三二・八一	液体式又は気体式のもの	無税
九〇三二・八九	その他のもの	無税
九〇三二・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三三		
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税

第九一類　時計及びその部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）

（b）携帯用時計の鎖（第七一・一三項及び第七一・一七項参照）

（c）第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び貴金属製又は貴金属を張つた金属製のこれに類する物品（主として第七一・一五項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第九一・一四項参照）の項に属する。

（d）軸受用玉（第七三・二六項及び第八四・八二項参照）

（e）第八四・一二項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの

（f）玉軸受（第八四・八二項参照）

（g）第八五類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第八五類参照）。

2　第九一・〇一項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第七一・〇一項から第七一・〇四項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第九一・〇二項に属する。

3　この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であつて、厚さが一二ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が五〇ミリメートル以下であるものをいう。

4　ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1の物品を除くほか、この類に属する。

九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。）	無税
九一〇一・一一	腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	無税
	機械式表示部のみを有するもの	
九一〇一・一九	その他のもの	無税
	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	
九一〇一・二一	自動巻きのもの	無税
九一〇一・二九	その他のもの	無税
九一〇一・九一	その他のもの	無税
九一〇一・九九	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）	無税
九一・〇二	腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	
九一〇二・一一	機械式表示部のみを有するもの	無税
九一〇二・一二	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税
九一〇二・一九	その他のもの	無税
	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	
九一〇二・二一	自動巻きのもの	無税
九一〇二・二九	その他のもの	無税
九一〇二・九一	その他のもの	無税
九一〇二・九九	その他のもの	無税

九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	無税
九一〇三・一〇	電気式のもの	無税
九一〇三・九〇	その他のもの	無税
九一・〇四	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	無税
九一〇四・〇〇	その他の時計（携帯用時計を除く。）	無税
九一・〇五	目覚まし時計	無税
九一〇五・一一	電気式のもの	無税
九一〇五・一九	その他のもの	無税
九一〇五・二一	掛時計	無税
九一〇五・二九	電気式のもの	無税
	その他のもの	無税
九一〇五・九一	その他のもの	無税
九一〇五・九九	電気式のもの	無税
九一・〇六	その他のもの	無税
九一〇六・一〇	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	無税
九一〇六・九〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー	無税
九一・〇七	その他のもの	無税
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	無税
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	無税
九一〇八・一一	電気式のもの 機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	無税
九一〇八・一二	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税
九一〇八・一九	その他のもの	無税
九一〇八・二〇	自動巻きのもの	無税
九一〇八・九〇	その他のもの	無税
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	無税
九一〇九・一〇	電気式のもの	無税
九一〇九・九〇	その他のもの	無税
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	
九一一〇・一一	携帯用時計のもの ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）	無税
九一一〇・一二	未完成のムーブメント	無税
九一一〇・一九	ラフムーブメント	無税
九一一〇・九〇	その他のもの	無税
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	無税
九一一一・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	無税
九一一一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	無税
九一一一・八〇	その他のケース	無税
九一一一・九〇	部分品	無税
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	
九一一二・二〇	ケース	無税
九一一二・九〇	部分品	無税
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	無税
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	無税
九一一三・九〇	その他のもの	
一	革製又はコンポジションレザー製のもの	
（一）	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四〇％
（二）	その他のもの	一二・五％
二	その他のもの	
（一）	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの	一二・五％
（二）	その他のもの	無税
九一・一四	その他の時計の部分品	
九一一四・三〇	文字板	無税
九一一四・四〇	地板及び受け	無税
九一一四・九〇	その他のもの	無税

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

（b）第八五類又は第九〇類のマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器（この類の機器に取り付けてないもの及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。）

（c）がん具（第九五・〇三項参照）

（d）楽器の清掃用ブラシ（第九六・〇三項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第九六・二〇項参照）

（e）収集品及びこっとう（第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照）

2　第九二・〇二項又は第九二・〇六項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。

楽器とともに提示する第九二・〇九項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

九二・〇一	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	

九二〇一・一〇	アップライトピアノ	無税
九二〇一・二〇	グランドピアノ	無税
九二〇一・九〇	その他のもの	無税
九二〇二・一〇	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）	無税
九二〇二・九〇	その他のもの	無税
九二〇二・〇五	吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）	無税
九二〇五・一〇	金管楽器	無税
九二〇五・九〇	その他のもの	無税
九二〇六・〇〇	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）	無税
九二〇七・一〇	電気的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）	無税
九二〇七・九〇	鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）	無税
九二〇八・一〇	その他のもの	無税
九二〇八・九〇	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛	無税
九二〇九・一〇	オルゴール	無税
九二〇九・九〇	その他のもの	無税
九二〇九・三〇	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛	無税
九二〇九・九一	楽器用の弦	無税
九二〇九・九二	その他のもの	無税
九二〇九・九四	ピアノの部分品及び附属品	無税
九二〇九・九九	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	無税
	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	無税
	その他のもの	無税

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

注　1　この類には、次の物品を含まない。

（a）第三六類の物品（例えば、火管、雷管及び信号せん光筒）

（b）第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

（c）装甲車両（第八七・一〇項参照）

（d）武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（第九〇類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものを除く。）

（e）弓、矢、フェンシング用剣及びがん具（第九五類参照）

（f）収集品及びこっとう（第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照）

2　第九三・〇六項の部分品には、第八五・二六項の無線機器及びレーダーを含まない。

九三・〇一	軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	一二・八%
九三〇一・一〇	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	一二・八%
九三〇一・二〇	ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置	一二・八%
九三〇一・九〇	その他のもの	一二・八%
九三・〇二	けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）	一二・八%
九三〇二・〇〇	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）	六・六%
九三・〇三	口装の火器	六・六%
九三〇三・一〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）	七・六%
九三〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	六・六%
九三〇三・三〇	その他のもの	六・六%
九三〇三・九〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	六・六%
九三・〇四	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	一二・八%
九三〇四・〇〇	けん銃のもの	一二・八%
九三・〇五	軍用の武器のもの	一二・八%
九三〇五・一〇	その他のもの	六・六%
九三・〇六	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	六・六%
九三〇五・二〇	その他のもの	六・六%
九三〇五・九一	第九三・〇一項の軍用の武器のもの	一二・八%
九三〇五・九九	その他のもの	一二・五%
九三・〇六	一　革製又はコンポジションレザー製のもの	六・六%
	二　その他のもの	六・六%
九三〇六・一一	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）	一二・八%
九三〇六・一九	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	六・六%
九三〇六・二九	弾薬筒	六・六%
九三〇六・三〇	その他のもの	六・六%
九三・〇七	その他の弾薬筒及びその部分品	一二・八%
九三〇七・〇〇	一　弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品	六・六%
	二　狩猟用又はスポーツ用のもの	一二・八%
	三　その他のもの	一二・八%
	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	一二・八%

第二〇部　雑品

第九四類　家具、寢具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		
注		
1　この類には、次の物品を含まない。		
（a）第三九類、第四〇類又は第六三類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの	九四〇一・一〇 九四〇一・二〇	無税 無税
（b）第七〇・〇九項の鏡で床又は地面に置いて使用するように設計したもの（例えば、姿見）	九四〇一・三一	四・三％
（c）第七一類の物品		無税
（d）第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び第八三・〇三項の金庫	九四〇一・三九	四・三％
（e）第八四・一八項の冷蔵用又は冷凍用の機器の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第八四・五二項参照）		無税
（f）第八五類のランプ又は光源及びこれらの部分品		
（g）第八五・一八項の機器の部分品（第八五・一八項参照）、第八五・一九項若しくは第八五・二一項の機器の部分品（第八五・二二項参照）又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品（第八五・二九項参照）として、特に設計した家具	九四〇一・四一	三・八％ 無税
（h）第八七・一四項の物品		
（ij）歯科用たんつぼ（第九〇・一八項参照）及び第九〇・一八項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす	九四〇一・四九	三・八％ 無税
（k）第九一類の物品（例えば、時計及びそのケース）		
（l）家具及び照明器具（玩具であるものに限る。第九五・〇三項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第九五・〇四項参照）、装飾品（例えば、ちようちん、ストリングライトを除く。第九五・〇五項参照）並びに奇術用家具（第九五・〇五項参照）	九四〇一・五二 九四〇一・五三 九四〇一・五九	無税 無税 無税
（m）一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第九六・二〇項参照）		
2　第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。	九四〇一・六一 九四〇一・六九	無税 無税
（a）食器棚、本箱その他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具	九四〇一・七一	三・八％ 無税
（b）腰掛け及び寝台		
3		
（A）第九四・〇一項から第九四・〇三項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第六八類若しくは第六九類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）を含まない。	九四〇一・七九	四・三％ 無税
（B）第九四・〇四項の物品は、第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品の部分品であつても、単独で提示する場合は、第九四・〇四項に属する。	九四〇一・八〇	四・三％ 無税
4　第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む（あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。）。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。	九四〇一・九一 九四〇一・九九	無税 三・八％ 無税
腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品		
航空機に使用する種類の腰掛け		
自動車に使用する種類の腰掛け		
回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）		
木製のもの		
一　革張りのもの		
二　その他のもの		
その他のもの		
一　革張りのもの		
二　その他のもの		
腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。）		
木製のもの		
一　革張りのもの		
二　その他のもの		
その他のもの		
一　革張りのもの		
二　その他のもの		
とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
竹製のもの		
とう製のもの		
その他のもの		
その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）		
アップホルスターのもの		
その他のもの		
その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）		
アップホルスターのもの		
一　革張りのもの		
二　その他のもの		
その他のもの		
一　革張りのもの		
二　その他のもの		
その他の腰掛け		
一　革張りのもの		
二　その他のもの		
部分品		
木製のもの		
その他のもの		
一　革製のもの		
二　その他のもの		

九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	無税
九四〇二・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	無税
九四〇二・九〇	その他のもの	無税
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	
九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具	無税
九四〇三・二〇	その他の金属製家具	無税
九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具	無税
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	無税
九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	無税
九四〇三・六〇	その他の木製家具	無税
九四〇三・七〇	プラスチック製家具	無税
	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	
九四〇三・八二	竹製のもの	無税
九四〇三・八三	とう製のもの	無税
九四〇三・八九	その他のもの	無税
九四〇三・九一	木製のもの	無税
九四〇三・九九	その他のもの	無税
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	無税
九四〇四・一〇	マットレスサポート	三・八％
	マットレス	
九四〇四・二一	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	四・六％
九四〇四・二九	その他の材料製のもの	四・六％
九四〇四・三〇	寝袋	四・六％
九四〇四・四〇	布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）	四・六％
九四〇四・九〇	その他のもの	四・六％
九四・〇五	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	
	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	
九四〇五・一一	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計された	無税
	もの	
九四〇五・一九	その他のもの	無税
	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具	
九四〇五・二一	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計された	無税
	もの	
九四〇五・二九	その他のもの	無税
	クリスマスツリーに使用する種類のストリングライト	
九四〇五・三一	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計された	無税
	もの	
九四〇五・三九	その他のもの	無税
	その他の電気式の照明器具	
九四〇五・四一	光発電性のもの（発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）	無税
九四〇五・四二	その他のもの（発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）	無税
九四〇五・四九	その他のもの	無税
九四〇五・五〇	非電気式の照明器具	無税
	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	
九四〇五・六一	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計された	無税
	もの	
	一　ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱製のもの	無税
	二　その他のもの	五・八％
九四〇五・六九	その他のもの	
	一　ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱製のもの	無税
	二　その他のもの	五・八％
九四〇五・九一	ガラス製のもの	無税
九四〇五・九二	プラスチック製のもの	五・八％
九四〇五・九九	その他のもの	無税
九四・〇六	プレハブ建築物	
九四〇六・一〇	木製のもの	三・九％
九四〇六・二〇	鋼製のモジュール式建築ユニット	三・九％
九四〇六・九〇	その他のもの	三・九％

第九五類　玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）　ろうそく（第三四・〇六項参照）

（b）　第三六・〇四項の花火その他の火工品

（c）　第三九類、第四二・〇六項又は第一一部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さに切つたもののうち釣糸に仕上げてないもの

（d）　第四二・〇二項、第四三・〇三項又は第四三・〇四項のスポーツバッグその他の容器

（e）　第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー）並びに第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の仮装用の衣類

（f）　第六三類の紡織用繊維製の帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）及び旗類

（ｇ）第六四類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第六五類の運動用帽子

（ｈ）つえ、むちその他これらに類する製品（第六六・〇二項参照）及びこれらの部分品（第六六・〇三項参照）

（ｉ）人形その他のがん具に使用する第七〇・一八項のガラス製の眼（取り付けてないものに限る。）

（ｊ）第一五部の注２の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

（ｋ）第八三・〇六項のベル、ゴングその他これらに類する物品

（ｌ）液体ポンプ（第八四・一三項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第八四・二一項参照）、電動機（第八五・〇一項参照）、トランスフォーマー（第八五・〇四項参照）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第八五・二三項参照）、無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第八五・四三項参照）

（ｍ）第一七部のスポーツ用車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く。）

（ｎ）幼児用自転車（第八七・一二項参照）

（ｏ）無人航空機（第八八・〇六項参照）

（ｐ）カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート（第八九類参照）及びこれらの推進用具（木製品については、第四四類参照）

（ｑ）運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品（第九〇・〇四項参照）

（ｒ）おとり笛及びホイッスル（第九二・〇八項参照）

（ｓ）第九三類の武器その他の物品

（ｔ）ストリングライト（第九四・〇五項参照）

（ｕ）一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第九六・二〇項参照）

（ｖ）ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品並びに手袋、ミトン及びミット（構成する材料により該当する項に属する。）

（ｗ）食卓用品、台所用品、化粧用品、じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品（構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。）

２　この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。

３　この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、１の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

４　この類の注１のものを除くほか、第九五・〇三項には、同項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則３（ｂ）のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。

５　第九五・〇三項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの（例えば、ペット用がん具）を含まない（それぞれ該当する項に属する。）。

６　第九五・〇八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（ａ）「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路（水路を含む。）を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。

（ｂ）「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。

（ｃ）「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第九五・〇四項の装置を含まない。

この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。

号注

１　第九五〇四・五〇号には、次の物品を含む。

（ａ）ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）

（ｂ）ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号参照）を含まない。

九五・〇三		
九五〇三・〇〇	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	無税
九五・〇四		
九五〇四・二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	無税
九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）	無税
九五〇四・四〇	遊戯用カード	三・八％
九五〇四・五〇	ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号の物品を除く。）	無税
九五〇四・九〇	その他のもの	四・六％
九五・〇五		
九五〇五・一〇	クリスマス用品	三・八％
九五〇五・九〇	その他のもの	三・八％
九五・〇六		
九五〇六・一一	スキー	無税
九五〇六・一二	スキーの締め具	無税
九五〇六・一九	その他のもの	無税
九五〇六・二一	セールボード	無税
九五〇六・二九	その他のもの	無税
九五〇六・三一	ゴルフクラブその他のゴルフ用具（完成品に限る。）	無税
九五〇六・三二	ボール	無税

九五〇六・一一	スキー	無税
九五〇六・一二	スキーの締め具	無税
九五〇六・一九	その他のもの	無税
九五〇六・二一	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具	無税
九五〇六・二九	その他のもの	無税
九五・〇七		
九五〇七・一〇	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）	三・八％
九五〇七・九〇	その他のもの	無税
九五・〇八		
九五〇八・一〇	一　ボーリングボール	四・六％
	二　チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	三・八％
	三　その他のもの	無税
九五〇八・二〇	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	無税
九五〇八・三〇	スキーその他のスキー用具	無税
九五〇八・四〇	体操用、競技用、陸上競技用その他の運動用具（ラケット用ガットを含む。）及びボールゲーム用具（ゴルフ用具を除く。）	無税
九五〇八・五〇	釣竿、釣針その他の釣用具	無税
九五〇八・六〇	射撃用具及び附属品	無税
九五〇八・七〇	一　ゲーム用の鳥（陶器製のものを除く。）、動物及び射的用の的	無税
	二　その他のもの	三・八％
九五〇八・九〇	その他のもの	無税

九五〇六・三九 その他のもの	無税
九五〇六・四〇 卓球用具	無税
テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	
九五〇六・五一 テニスラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	無税
九五〇六・五九 その他のもの	無税
ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	
九五〇六・六一 テニスボール	三・八％
九五〇六・六二 空気入れ式のもの	三・八％
九五〇六・六九 その他のもの	三・八％
九五〇六・七〇 アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）	無税
その他のもの	
九五〇六・九一 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具	無税
九五〇六・九九 その他のもの	無税
九五・〇七 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）	
その他これに類する狩猟用具	
九五〇七・一〇 釣りざお	三・八％
九五〇七・二〇 釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	三・八％
九五〇七・三〇 釣り用リール	三・八％
九五〇七・九〇 その他のもの	三・八％
九五・〇八 巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備	
九五〇八・一〇 巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	無税
遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備	
九五〇八・二一 ジェットコースター	無税
九五〇八・二二 回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物	無税
九五〇八・二三 ダッジム車	無税
九五〇八・二四 運動シミュレーター及び体験型劇場の設備	無税
九五〇八・二五 ウォーターライド	無税
九五〇八・二六 ウォーターパークの娯楽設備	無税
九五〇八・二九 その他のもの	無税
九五〇八・三〇 興行用設備	無税
九五〇八・四〇 巡回劇場の設備	無税

第九六類　雑品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

（a）化粧用鉛筆（第三三類参照）

（b）第六六類の物品（例えば、傘又はつえの部分品）

（c）身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

（d）第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

（e）第八二類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第九六・〇一項及び第九六・〇二項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。

（f）第九〇類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第九〇・〇三項参照）、製図用からす口（第九〇・一七項参照）及び医療用の特殊ブラシ（第九〇・一八項参照））

（g）第九一類の物品（例えば、時計のケース）

（h）楽器並びにその部分品及び附属品（第九二類参照）

（ij）第九三類の物品（武器及びその部分品）

（k）第九四類の物品（例えば、家具及び照明器具）

（l）第九五類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）

（m）美術品、収集品及びこっとう（第九七類参照）

2　第九六・〇二項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。

（a）彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロゾ及びドームナット）

（b）こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品

3　第九六・〇三項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

4　この類の物品（第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第九六・〇一項から第九六・〇六項まで及び第九六・一五項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

九六・〇一 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	
九六〇一・一〇 アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	
一　ぞうげ製のもの	六％
二　その他のもの	四・六％
九六〇一・九〇 その他のもの	
一　べつこう又はさんごの加工品及び製品	四・一％
二　その他のもの	無税
九六・〇二 九六〇二・〇〇 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	
一　ゼラチンカプセル	三％
二　その他のもの	四・六％
九六・〇三 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、	

ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	
九六〇三・一〇 ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）	三%
九六〇三・二一 歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）	八%
九六〇三・二九 その他のもの	八%
九六〇三・三〇 美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	八%
九六〇三・四〇 塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第八九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー	八%
九六〇三・五〇 その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）	三・九%
九六〇三・九〇 その他のもの	
一 床掃除機	無税
二 羽毛ダスター	六・六%
三 ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品	二・六%
四 その他のもの	八%
九六・〇四 手ふるい	三・八%
九六〇四・〇〇	
九六・〇五 トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	一〇%
九六〇五・〇〇 ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	六・四%
九六・〇六	
九六〇六・一〇 プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	六・四%
ボタン	
九六〇六・二一 プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	六・四%
九六〇六・二二 卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	六・四%
九六〇六・二九 その他のもの	
一 貝殻製のもの	三・九%
二 その他のもの	六・四%
九六〇六・三〇 ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク	無税
九六・〇七 スライドファスナー及びその部分品	
九六〇七・一一 卑金属製の務歯を取り付けたもの	三・四%
九六〇七・一九 その他のもの	三・四%
九六〇七・二〇 部分品	三・四%
九六・〇八 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	
九六〇八・一〇 ボールペン	
一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	無税
二 その他のもの	六%（その率が一本につき一円五一銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
九六〇八・二〇 フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	四・六%
九六〇八・三〇 万年筆その他のペン	
一 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	無税
二 その他のもの	六・六%
九六〇八・四〇 シャープペンシル	
一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	無税
二 その他のもの	六・六%
九六〇八・五〇 第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	六%
九六〇八・六〇 ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	六%（その率が一本につき六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの	無税
九六〇八・九一 ペン先及びニブポイント	無税
九六〇八・九九 その他のもの	四・一%
九六・〇九 鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	
九六〇九・一〇 鉛筆及びクレヨン（さやの中に芯を入れたものに限る。）	無税
九六〇九・二〇 鉛筆の芯（色を問わない。）	無税
九六〇九・九〇 その他のもの	無税
九六・一〇	
九六一〇・〇〇 石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	無税
九六・一一 日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印刷又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のもの	
九六一一・〇〇	無税

	に限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	
九六一二・一〇	リボン	無税
九六一二・二〇	インキパッド	無税
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	無税
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	無税
九六一三・八〇	その他のライター	無税
九六一三・九〇	部分品	無税
九六・一四	一　貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、五・一％さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	
九六一四・〇〇	二　その他のもの 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	無税 無税
	一　パイプ及びパイプボール	無税
	二　その他のもの	無税
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	
	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品	六・三％ 四・六％
九六一五・一一	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	四・六％
九六一五・一九	その他のもの	四・六％
九六一五・九〇	その他のもの	三・二％
	一　木製のもの	三％
	二　鉄鋼製のもの	四・一％
	三　アルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの	四・六％
	四　その他の卑金属製のもの（貴金属をめつきしたものを除く。）	五・一％
	五　その他のもの	
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	四・六％
九六一六・一〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	四・六％
九六一六・二〇	化粧用のパフ及びパッド	四・六％
九六・一七		
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	四・六％
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	無税
九六・一九	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税
九六一九・〇〇	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	無税
九六・二〇		
九六二〇・〇〇	第二一部　美術品、収集品及びこっとう 第九七類　美術品、収集品及びこっとう 注 1　この類には、次の物品を含まない。 （a）第四九・〇七項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品 （b）劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物類（第五九・〇七項参照）。ただし、第九七・〇六項に属するものを除く。 （c）天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第七一・〇一項から第七一・〇三項まで参照） 2　第九七・〇一項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であっても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鋳造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。 3　第九七・〇二項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）をいう。 4　第九七・〇三項には、大量生産した複製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）を含まない。 5 （A）この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から4までに定める場合を除くほか、全てこの類に属する。 （B）第九七・〇六項には、この類の他の項の物品を含まない。 6　書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。	無税
九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板	
九七〇一・一一	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七〇一・一二	書画	無税
九七〇一・二九	モザイク	無税
	その他のもの	無税
九七〇一・九一	その他のもの	無税
九七〇一・九二	書画	無税
九七〇一・九九	モザイク	無税
	その他のもの	無税

九七・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七〇二・一〇	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七〇二・九〇	その他のもの	無税
九七・〇三	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税
九七〇三・一〇	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七〇三・九〇	その他のもの	無税
九七・〇四	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用してあるかないかを問わないものとし、第四九・〇七項のものを除く。）	無税
九七〇四・〇〇	収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）	無税
九七・〇五	収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）	無税
九七〇五・一〇	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）	無税
九七〇五・二一	人体の標本及びその部分品	無税
九七〇五・二二	絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品	無税
九七〇五・二九	その他のもの	無税
九七〇五・三一	収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）	無税
九七〇五・三九	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇六	その他のもの	無税
九七〇六・一〇	こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	無税
九七〇六・九〇	製作後二五〇年を超えたもの	無税
	その他のもの	無税

付表第一　入国者の輸入貨物に対する簡易税率表（第三条の二関係）

番号	品名	税率	第二欄の物品の関税率表の番号
一	アルコール飲料		
（1）	蒸留酒	一リットルにつき三〇〇円	第二二〇八・九〇号の一の（二）のA若しくは（b）又はBの（b）
（2）	その他のもの	一リットルにつき二〇〇円	第二一〇六・九〇号の二の（二）のD若しくは（b）、第二二〇三・〇〇号、第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号、第二二〇五・九〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の（一）若しくは（二）のA若しくはB若しくは（b）又は第二二〇八・九〇号の二の（一）若しくは（二）のA若しくはB若しくは（b）又は第二二〇八・九〇号の二の（一）若しくは（三）

番号	品目	税率
一	（1）別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品	一リットルにつき七〇円
	（2）別表第二二〇八・九〇号の一の（二）のBの（b）に掲げる物品	一リットルにつき二〇円
	（3）別表第二一〇六・九〇号の二の（二）のDの（b）、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の（一）若しくは（二）のA若しくはBの（b）、第二二〇七・一〇号の一の（二）のB若しくは二の（二）又は第二二〇八・九〇号の一の（二）のAの（b）若しくは二の（一）若しくは（三）に掲げる物品	一リットルにつき二〇円
二	次に掲げる物品	二〇％
（1）	別表第二一〇三・二〇号又は第二一〇五・〇〇号に掲げる物品	
（2）	別表第四三〇二・三〇号の一又は第四三・〇三項に掲げる物品	
三	次に掲げる物品	一五％
（1）	別表第〇九〇一・二一号、第〇九〇一・二二号、第〇九〇二・一〇号又は第〇九〇二・二〇号の二に掲げる物品	
	別表第〇九〇二・三〇号に掲げる物品のうち紅茶以外のもの	

付表第二　少額輸入貨物に対する簡易税率表（第三条の三関係）

注　第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税率表の番号に該当する物品に限るものとする。

二	加熱式たばこその他の非燃焼吸引用の物品	
（1）	葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号（定義）に規定する葉たばこをいう。以下この表において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを含有するもの（紙その他これに類する材料のもので巻いたものに限る。以下この表において「葉たばこスティック」という。）	一本につき一五円
（2）	葉たばこを原料の全部又は一部としたものをカプセル入りにしたもの（以下この表において「葉たばこセル一個及びこカプセル」という。）及びたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第八条第二項（製造たばこみなすと認められす場合）に規定する加熱式たばこの喫煙用具であつてる量の充填グ加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこリセリン等にれらの混合物が充填されたもの（以下この表においてつき五〇円「充填グリセリン等」という。）をセットにして小売用の包装にしたもの	第二四〇四・一九号の二
（3）	充填グリセリン等を小売用の包装にしたもの一個につき五（葉たばこスティックとともに使用されるものに限る。）〇円	
三	その他の物品	一五％

	〇号の二の（一）若しくは（三）	

	別表第〇九〇二・四〇号の二の（二）に掲げる物品 （２）　別表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品 （３）　別表第四三〇二・一一号から第四三〇二・二〇号まで又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品	
四	次に掲げる物品 （１）　別表第一類から第四類までに掲げる物品 （２）　別表第七類に掲げる物品 （３）　別表第八類に掲げる物品 （４）　別表第〇九一〇・一一号の一又は第〇九一〇・一二号の一に掲げる物品 （５）　別表第一二一二・二一号に掲げる物品 （６）　別表第一六類から第二〇類までに掲げる物品 （７）　別表第二一類に掲げる物品（第一号及び第二号の品目の欄に掲げるものを除く。） （８）　別表第二九〇五・四四号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一、第二九二二・四二号の一又は第二九四〇・〇〇号の二に掲げる物品 （９）　別表第四四二一・九一号の一に掲げる物品 （１０）　別表第四六類に掲げる物品 （１１）　別表第五〇・〇七項に掲げる物品 （１２）　別表第五三類に掲げる物品 （１３）　別表第六〇類に掲げる物品 （１４）　別表第六二類に掲げる物品	一〇％
五	次に掲げる物品 （１）　別表第六類に掲げる物品 （２）　別表第二七類に掲げる物品 （３）　別表第二八類に掲げる物品 （４）　別表第二九類に掲げる物品（第四号の品目の欄に掲げるものを除く。） （５）　別表第三二類から第三四類までに掲げる物品 （６）　別表第三八類に掲げる物品 （７）　別表第三九類に掲げる物品 （８）　別表第四三類に掲げる物品（第二号及び第三号の品目の欄に掲げるものを除く。） （９）　別表第五九類に掲げる物品 （１０）　別表第六六類から第六八類までに掲げる物品 （１１）　別表第七〇類に掲げる物品（別表第七〇・一八項に掲げるものを除く。） （１２）　別表第七四類から第七六類までに掲げる物品 （１３）　別表第七八類に掲げる物品 （１４）　別表第七九類に掲げる物品 （１５）　別表第八一類から第八三類までに掲げる物品 （１６）　別表第九四類に掲げる物品 （１７）　別表第九五類に掲げる物品	三％
六	次に掲げる物品 （１）　別表第五類に掲げる物品 （２）　別表第二五類に掲げる物品 （３）　別表第三〇六・七〇号に掲げる物品 （４）　別表第四〇類に掲げる物品 （５）　別表第四八類に掲げる物品 （６）　別表第六九類に掲げる物品 （７）　別表第七二類に掲げる物品 （８）　別表第七三類に掲げる物品	無税
七	（９）　別表第八〇類に掲げる物品 前各号に掲げる物品以外の物品	五％